

令和5年12月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【12月5日】

1 櫻井清蔵（勇政） 27～34ページ

議案第67号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

- 1 第10款 教育費、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、中学校給食実施事業の増額補正について
 - (1) 業務委託料の増額理由について
- 2 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防接種費用助成事業の増額補正について
 - (1) 带状疱疹予防接種委託料の増額理由について

議案第84号 指定管理者の指定について

- 1 名阪工業団地第四公園について
 - (1) 現状及び面積について
- 2 指定する期間内において、都市公園から除外される公園があった場合の指定管理者の指定の取扱いについて

2 櫻木善仁（新和会） 34～43ページ

議案第61号 亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 子ども未来部の設置について
 - (1) 設置の経緯について
 - (2) 他部署との連携について

議案第66号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について

- 1 視聴覚室の機能転換について
- 2 温泉スタンドの用途廃止について

議案第67号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

- 1 歳出 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第13目 災害対策費、災害時応急活動充実・強化事業の減額補正について
 - (1) 減額理由について
- 2 歳入 第18款 寄附金、第1項 寄附金、第2目 土木費寄附金、急傾斜地崩壊対策事業費寄附金、及び第5目 教育費寄附金、保健体育費寄附金、並びに歳出 第8款 土木費、第1項 土木管理費、第1目 土木総務費、急傾斜地崩壊対策事業、及び第10款 教育費、第6項 保健体育費、第1目 社会体育費、一般事業の増額補正について
 - (1) 寄附金とその用途について

3 森 英之 (結) 43～50ページ

議案第65号 亀山市職員給与条例の一部改正について

- 1 改正の経緯について
- 2 職員組合との協議について

議案第84号 指定管理者の指定について

- 1 亀山市都市公園施設等の管理について
 - (1) 遊具の管理について
 - (2) 草刈りや樹木の剪定について

4 服部孝規 (日本共産党) 50～59ページ

議案第63号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、及び議案第64号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

- 1 提案理由における人事院勧告制度について
- 2 岸田首相などがボーナスの増額分を自主返納することに対する市長の認識について
- 3 現在の市民生活の厳しさに対する市長の認識について

議案第67号 令和5年度亀山市一般会計補正予算(第5号)について

- 1 給与費明細書のうち退職手当の増額補正について
- 2 給与費明細書のうち時間外勤務手当の増額補正について

議案第85号 損害賠償の額を定めることについて

- 1 医療事故が起きた経緯について
- 2 今後の対策について

5 深水隆司 (新和会) 59～67ページ

議案第61号 亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 行財政改革に関する事項を総務財政部の分掌事務とすることについて
 - (1) 改正に至った経緯について
 - (2) 改正後の組織について

議案第82号 指定管理者の指定について

- 1 亀山市勤労文化会館の指定管理者について
 - (1) 選定方法について
 - (2) 選定理由について

議案第67号 令和5年度亀山市一般会計補正予算(第5号)について

- 1 一般職員人件費について
- 2 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防接種費用助成事業の増額補正について
 - (1) 带状疱疹予防接種委託料の増額理由について

- 3 第7款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工総務費、一般管理費の増額補正について
(1) ふるさと納税業務委託料の増額理由について

6 鈴木達夫(結) 67～70ページ

議案第61号 亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 行財政改革に関する事項の改正について
(1) 所管を政策部から総務財政部に移行する趣旨について
(2) 行財政改革の推進体制について
(3) 行財政改革の事務に変更はあるのか

7 福沢美由紀(日本共産党) 70～78ページ

議案第67号 令和5年度亀山市一般会計補正予算(第5号)について

- 1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第3目 老人福祉費、一般事業の増額補正について
(1) 地域医療介護総合確保基金事業補助金の補正内容について
2 第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費、施設整備費の増額補正について
(1) 補正の内容について

議案第83号 指定管理者の指定について

- 1 石水溪キャンプ場における指定管理について
(1) 選定理由について
(2) 指定管理の内容について

議案第61号 亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 子ども未来部の設置について
(1) 設置の目的について
(2) 子育て世代包括支援センターについて

8 岡本公秀(新和会) 79～86ページ

議案第67号 令和5年度亀山市一般会計補正予算(第5号)について

- 1 歳入 第16款 県支出金、第2項 県補助金、第2目 民生費県補助金、安心子ども基金特別対策事業費補助金の増額補正について
(1) 補正の内容について
2 第3表 債務負担行為補正 追加について
(1) 場内廃棄物受入業務委託料について
ア 委託先について
(2) 小学校教師用教科書等購入費について

- ア 教科書等の内容について
- (3) 小中学校 I C T 支援員派遣業務委託料について
- ア 派遣業務の内容について

議案第 6 8 号 令和 5 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

- 1 第 2 款 保険給付費、第 2 項 高額療養費、第 1 目 一般被保険者高額療養費の増額補正について
 - (1) 増額理由について
- 2 第 6 款 諸支出金、第 2 項 基金費、第 1 目 国民健康保険事業運営基金の増額補正について
 - (1) 基金の目的と積立額について

議案第 7 2 号 令和 5 年度亀山市病院事業会計補正予算（第 2 号）について

- 1 債務負担行為補正 追加、清掃業務委託料について
 - (1) 清掃業務の内容について

9 豊田恵理（会派に属さない議員）	86～89 ページ
-------------------	-----------

議案第 6 1 号 亀山市行政組織条例の一部改正について

- 1 背景と趣旨について
- 2 改正による効果について

議案第 6 7 号 令和 5 年度亀山市一般会計補正予算（第 5 号）について

- 1 第 3 款 民生費、第 2 項 児童福祉費、第 1 目 児童福祉総務費、児童家庭支援事業の増額補正について
 - (1) 補正の内容について
- 2 第 4 款 衛生費、第 2 項 清掃費、第 2 目 塵芥処理費、施設管理費の増額補正について
 - (1) 補正の内容について

質 問 内 容 （通告要旨）

【12月6日】

1 伊藤彦太郎（勇政） 94～106ページ

教育施設の再編について

- 1 どの部署が中心になって行うのか
- 2 どのようなスケジュールで行うのか
- 3 どのような内容なのか

学校給食について

- 1 亀山中学校及び中部中学校の全員喫食制給食の導入について

大型商業施設の誘致について

- 1 現在の進捗状況について

2 古田吉昭（新生みらい） 106～117ページ

空き家対策について

- 1 空き家の現状について
- 2 空き家の管理について
- 3 空き家バンクの現状について
- 4 今後の取組について

市有地の活用について

- 1 現在の状況について
- 2 建屋の解体について
- 3 今後の取組について

防犯対策について

- 1 空き巣の発生状況について
- 2 防犯カメラの設置について
- 3 特殊詐欺の被害状況及びその対策について
- 4 今後の取組について

国道1号バイパスの整備について

- 1 現在の整備状況について
- 2 道路の管理について
- 3 今後の計画について

3 深水隆司（新和会） 118～130ページ

乗合タクシーについて

- 1 制度の概要について
- 2 利用状況について
- 3 制度の運用について
- 4 住民への周知について

市道草刈活動支援事業における報奨金について

- 1 概要について
- 2 市民ニーズについて
- 3 制度の充実について

市民活動の推進について

- 1 現状について
- 2 今後の展開について

新庁舎建設について

- 1 現在の進捗状況について
- 2 建設予定地について
- 3 今後のスケジュールについて

4 森 英之（結） 131～141ページ

自治会長の役割と負担軽減について

- 1 自治会長に期待する役割について
- 2 自治会長が行う具体的な業務の内容について
- 3 自治会長の負担軽減について

健康都市実現に向けた取組について

- 1 本年度の事業の取組状況について
- 2 今後の取組について

経済支援対策について

- 1 今後の市独自の経済支援対策について

公共施設について

- 1 公共施設の更新及び長寿命化の計画について
- 2 学校施設の更新及び長寿命化の計画について

5 服部孝規（日本共産党） 141～154ページ

中学校全員喫食制給食実施事業について

- 1 外部調理委託をやめ、自校調理方式への変更を決めた大阪府泉大津市への視察について
- 2 給食センターの建設地について
- 3 給食センター建設の財源について
- 4 今後のスケジュールについて
- 5 プロポーザルによる業者選定について

情報公開制度の改善について

- 1 情報公開審査会の実施機関への2つの意見について
 - (1) 「部分公開とした理由を具体的に記載すべき」という意見について
 - (2) 「可能な限り情報の公開に努めること」という意見について
- 2 情報公開条例改正の必要性について
- 3 情報公開審査会委員の選定方法について

質 問 内 容 （通告要旨）

【12月7日】

1 新 秀隆（公明党） 156～167ページ

組織・機構の再編について

- 1 子ども未来部の設置について
 - (1) 部署の機能について
 - (2) 学校・幼稚園・保育園との連携について
 - (3) 就学前の児童への対応について

安心安全のまちづくりについて

- 1 下水サーベイランスについて
 - (1) 下水サーベイランスの活用に対する市の考え方について
- 2 亀山市歴史的風致維持向上計画について
 - (1) 関宿の舗装の美装化等について
 - (2) 関宿の裏道整備の進捗状況について
- 3 自転車利用者のヘルメット着用について
 - (1) ヘルメットの必要性和着用の推進について
 - (2) ヘルメットの購入費用に対する助成について

2 櫻井清蔵（勇政） 167～176ページ

中学校全員喫食制給食実施事業について

- 1 11月22日に開催された教育委員会定例会において、亀山中学校及び中部中学校の学校給食を外部委託による食缶搬入方式とすることを議決したが、その根拠について尋ねる
- 2 令和3年3月定例会において、全会一致で可決した「センター方式による完全給食の早期実現を求めた決議」を、市長、教育長はどのように捉えているのか
- 3 中学校全員喫食制給食実施に係る基本的な計画について
 - (1) センター建設費の財源内訳について
 - (2) ランニングコストについて
 - (3) 公債費負担比率に関する表記があるが、試算段階での財政当局の見解について
 - (4) 外部委託で関中学校と同じ学校給食の提供が可能なのか
 - (5) センター建設候補地（6箇所）以外の候補地として、名阪工業団地第四公園の検討について
- 4 中学校全員喫食制給食実施事業の見直しを市長判断ではなく教育委員会が決定したことについて
- 5 教育行政現況報告について

3 櫻木善仁（新和会） 177～188ページ

脱炭素社会の実現に向けた取組について

- 1 亀山市気候非常事態宣言について
 - (1) 宣言の目的と具体的な内容について
 - (2) 進捗について
 - (3) 今後の進め方について
- 2 カーボンニュートラルなまち「健都かめやま」の構築に向けた連携協定について
 - (1) 連携協定の目的と具体的な内容について
 - (2) 進捗について
 - (3) 今後の進め方について

太陽光発電設備について

- 1 亀山市の現状について
 - (1) 地域住民への配慮や課題について
- 2 設置に対する市の考え方について
- 3 今後の方針について
 - (1) 規制条例について
 - (2) 今後の適正な促進について

亀山市立医療センター経営強化プランについて

- 1 策定状況について

4 鈴木達夫（結） 188～199ページ

市長の「現況報告」について

- 1 健康都市の推進について
 - (1) 先進的な健康都市活動の事例について
 - (2) 「健都さふり+」プロジェクトについて
- 2 亀山市総合保健福祉センターの機能について
 - (1) 見直しの趣旨について
 - (2) 見直しの報告について
- 3 亀山市就学前教育・保育施設の再編方針について
 - (1) 事業進捗について
- 4 行財政改革の推進について
 - (1) 「行政改革推進委員会」について
 - (2) 歳入確保について

教育行政現況報告について

- 1 アフターコロナの中での学校の様子について
- 2 「確かな学力」、「コミュニケーション」の現状について
- 3 教職員の働き方について

- 4 インフルエンザの影響について
- 5 現況報告の役割について

5 福沢美由紀（日本共産党） 200～211ページ

中学校全員喫食制給食実施に係る基本的な計画について

- 1 計画内容について
 - (1) 学校給食施設整備に係る方向性について
 - (2) 給食センターを建てることなく、調理・配送の全てを民間に委託することによるリスクについて
 - (3) 現在のデリバリー給食と食缶搬入方式によるデリバリー給食の相違について

市の農業と学校給食について

- 1 市の農業及び農地の現状について
- 2 食料自給率について
- 3 学校給食との関わりについて

質 問 内 容 （通告要旨）

【12月8日】

1 岡本公秀（新和会） 214～221ページ

健康都市政策について

- 1 かめやま健康都市大学について
 - (1) 創設の目的について
 - (2) 運営協議会について
- 2 健康都市政策を推進することによる効果について
- 3 個人の健康と地域全体の健康について
- 4 将来都市像「緑の健都 かめやま」の実現について

2 豊田恵理（会派に属さない議員） 222～235ページ

大災害時の初動対応について

- 1 災害対策本部の体制について
- 2 災害ボランティアセンターについて
- 3 被災者支援について

移住交流促進事業について

- 1 現在の組織体制と事業の取組状況について
- 2 今後の取組方針について

行政事務における生成AIの活用について

- 1 推進体制と活用状況について
- 2 今後の活用方針について

3 高島 真（会派に属さない議員） 235～242ページ

街路灯について

- 1 市が管理する道路における街路灯の設置方針及び設置状況について

高速道路について

- 1 辺法寺地区における高速道路について
 - (1) 中日本高速道路への「防音壁の設置にかかる意見書」の提出と回答内容について
 - (2) 防音壁の設置状況について
- 2 高速道路管理者との連携と市の役割について

防犯カメラ設置の推進について

- 1 これまでの設置の経緯及び設置状況について
- 2 学校や福祉部署との連携について

- 3 今後の設置計画について

通学路について

- 1 整備状況について
- 2 整備にかかる教育委員会の責務について

4 今岡翔平（会派に属さない議員） 242～253 ページ

教育委員会について

- 1 教育委員会の意思決定過程について
- 2 教育委員の役割について
- 3 教育委員会協議会について

旧図書館の跡地利用について

- 1 庁内検討委員会の検討経過について

市立医療センターにおける死亡事故について

- 1 医療機器について
- 2 職員の意識について

5 中島雅代（会派に属さない議員） 253～267 ページ

一人ひとりの学びを支える教育の推進について

- 1 インクルーシブ教育システムについて
- 2 特別支援教育の推進について
 - (1) 現状について
 - (2) 支援について
- 3 外国人児童生徒教育の推進について
 - (1) 現状について
 - (2) 進路について
- 4 不登校児童生徒への支援について
 - (1) 現状について
 - (2) 「校内ふれあい教室」設置の推進について
- 5 市長と教育委員会の連携について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【12月19日】

1 福沢美由紀（日本共産党） 282～287ページ

議案第86号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

- 1 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、住民税非課税世帯重点支援給付金給付事業の増額補正について
 - (1) 補正の内容について
- 2 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、生活応援給付事業及び生活応援給付事業（県10／10）の増額補正について
 - (1) 補正の内容について

令和5年11月24日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

令和5年11月24日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第61号 亀山市行政組織条例の一部改正について
- 第 6 議案第62号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第63号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第64号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第65号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 第 10 議案第66号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について
- 第 11 議案第67号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 第 12 議案第68号 令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 13 議案第69号 令和5年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 14 議案第70号 令和5年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 15 議案第71号 令和5年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 16 議案第72号 令和5年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 第 17 議案第73号 指定管理者の指定について
- 第 18 議案第74号 指定管理者の指定について
- 第 19 議案第75号 指定管理者の指定について
- 第 20 議案第76号 指定管理者の指定について
- 第 21 議案第77号 指定管理者の指定について
- 第 22 議案第78号 指定管理者の指定について
- 第 23 議案第79号 指定管理者の指定について
- 第 24 議案第80号 指定管理者の指定について
- 第 25 議案第81号 指定管理者の指定について
- 第 26 議案第82号 指定管理者の指定について
- 第 27 議案第83号 指定管理者の指定について
- 第 28 議案第84号 指定管理者の指定について
- 第 29 議案第85号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 30 報告第18号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
政策部長	笠井武洋君	総務財政部長	原田和伸君
市民文化部長	辻村俊孝君	健康福祉部長	小林恵太君
産業環境部長	富田真左哉君	建設部長	松田昇君
上下水道部長	田中直樹君	危機管理監	木田博人君
市民文化部次長兼 関支所長	松村大君	健康福祉部次長	小坂みゆき君
総務財政部参事	杉本良則君	市民文化部参事	櫻井伸仁君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	豊田達也君
教育長	中原博君	教育部長	亀山隆君
監査委員	国分純君	監査委員事務局長	高嶋美季君
選挙管理委員会 事務局長	豊田昌子君		

●事務局職員

議会事務局長	渡邊靖文	書記	新山さおり
書記	西口幸伸		

●会議の次第

（午前10時02分 開会）

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年12月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

6番 森 英之 議員

18番 櫻井清蔵 議員

のご両名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの26日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から12月19日までの26日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、会議システムに保存してあります出席報告書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

なお、亀渕理事は都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和5年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告をし、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、月例経済報告において、我が国の景気の先行きは緩やかな回復が続くことが期待される一方、物価上昇や中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされております。

こうした中、今月、国におきましては、デフレ完全脱却のための総合経済対策が閣議決定されました。今回の総合経済対策は、持続的な賃上げや活発な投資が牽引する成長型経済への変革のためのスタートダッシュとして、賃上げの原資となる企業の稼ぐ力を強化する「供給力の強化」を最も重要な柱としながら、デジタル技術の社会実装や国土強靱化、所得税・住民税の定額減税の実施等についても盛り込まれております。こうした国の政策動向は本市の行財政運営や市民生活にも影響

がございますので、引き続き関連情報の把握等を行いながら、今後も注視をまいります。

一方、本市におきましては、今後もエネルギー価格や物価動向が高水準で推移する見通しの中、来る令和6年度を「即応の年」と位置づけ、「後期基本計画の実効性を高める4つの重点プロジェクトの加速化」「持続可能な財政基盤の確立と第3次行財政改革大綱の積極的な推進」「組織体制の強化とコミュニケーションの拡充」の3つを行政経営の重点方針として定めたところであります。これらを踏まえ、各分野における国や県の具体的な政策動向等も注視しつつ、新年度に向けた予算編成等の取組を順次進めてまいります。

ところで、今月6日から8日にかけてWHO健康都市国際交流プログラムが開催され、欧州から来日された視察団の歓迎シンポジウムでは、健康都市連合日本支部長としてお迎えするとともに、本市の健康都市活動を紹介いたしました。この3日間の日程を通して、国内外の様々な先進的な健康都市活動の事例に触れさせていただき、大いに刺激を受けたところであり、真の健康都市を目指す本市といたしましても、そうした国内外の取組を研究しつつ、今後の健康都市の推進につなげてまいりたいと考えているところでございます。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明を申し上げます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、魅力的な都市空間の形成のうち、景観づくり推進事業につきましては、亀山城下町景観形成推進地区の景観重点地区化を含めた亀山市景観計画の改定に向け、景観形成基準等に関する地域住民の意向を把握するためのアンケート調査を実施したところでございます。今後も、地域住民の意向を踏まえ、丁寧な地域協議を進めることで、地域の景観の維持・向上につなげてまいります。

また、公園施設長寿命化事業につきましては、亀山公園の老朽化した大型複合遊具等について、インクルーシブ遊具の導入を含めた更新を図るため、先月からわんぱく広場を閉鎖し工事を進めており、現在、既存遊具の解体がおおむね完了したところでございます。引き続き、本年度内の工事完成に向け、ローラースライダーを含めた新設遊具の設置工事を進めてまいります。

一方、国際情勢の影響に伴うエネルギー価格等の高騰により、都市公園施設の指定管理者の負担が大きくなっておりますことから、財政支援を行うため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、住環境の向上のうち、民間活用市営住宅事業につきましては、東御幸町地内におきまして、借上型市営住宅事業計画への応募があり、亀山市借上型市営住宅選定委員会の審査を経て、現在、手続を進めているところでございます。引き続き、民間の賃貸共同住宅の活用を通じて、住宅確保要配慮者に必要な住宅を提供し、住宅セーフティネットの確保に努めてまいります。

次いで、上下水道の充実のうち、水道施設停電対策事業につきましては、災害等による停電時においても安定した水の供給が行えるよう、今月、辺法寺加圧ポンプ場に非常用発電機を整備するため、建屋の建築工事に着手したところでございます。引き続き、非常用発電機本体の製造工事も進め、来年度の完成を目指してまいります。

次に、道路の保全・整備のうち、舗装老朽化対策事業につきましては、市道古厩関ヶ丘線の舗装修繕工事に、また橋梁長寿命化修繕事業につきましては、忍山高架橋及び久我橋の橋梁修繕工事並びに本年度分の73橋の点検業務に、それぞれ着手いたしました。引き続き、道路施設の安全性の

確保に向け、取組を進めてまいります。

次いで、地域公共交通の充実につきましては、引き続き乗降調査や出前講座を実施するほか、今月11日に亀山公園で開催された亀山市勤労者ファミリーフェスタ2023において、バスの乗り方教室を実施するなど、バス等公共交通機関の利用促進に努めているところでございます。

また、輸送量が低迷するJR関西本線（亀山加茂間）の利用促進につきましては、三重県をはじめ、沿線自治体とJR西日本で組織する関西本線活性化利用促進三重県会議におきまして、近くデジタルアンケートを実施するなど、行政・交通事業者が連携した利用促進・活性化の取組を進めているところでございます。

次に、防災・減災対策の強化のうち、危機管理体制の強化につきましては、今月18日に関B&G海洋センター及び関総合公園多目的グラウンドにて開催をいたしました亀山市総合防災訓練は、あいにくの荒天により、坂下地区や関南部地区の避難行動訓練の中止など、訓練規模を縮小しての実施となりましたが、消防本部と陸上自衛隊による救出救助訓練や各自主防災会等の参加による避難所開設研修を実施し、関係機関の共同連携の深化や市民の防災意識の高揚に努め、本市の総合防災力の向上を図ったところでございます。

また、防災環境の充実につきましては、本年度、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団からの助成金を活用して、災害活動充実・強化事業を実施する計画でありましたが、国際情勢の影響により当該財団の助成事業に遅れが生じ、本年度における本市への助成が見込めなくなったことから、当該事業計画を令和6年度に移行することとしたため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

一方、防災重点農業用ため池の安全性向上を図る団体営ため池等整備事業につきましては、引き続き自然災害による被害を最小限に抑えるため、先月、太岡寺池堆積土砂のしゅんせつ工事に着手いたしましたほか、明神池ほか11か所につきましても、現在、豪雨・劣化調査業務の発注に向け、準備を進めているところでございます。

次いで、消防力・地域安全の充実のうち、消防体制の充実強化につきましては、先月20日に三重県消防学校で開催された第20回三重県警防技術交換会に参加する中、当日は大規模な地震による土砂災害に対応する訓練が行われ、安全で迅速・的確な消防活動を展開していくための技術の向上、近隣消防本部との連携強化を図ったほか、今月3日・4日の両日、和歌山県で開催された緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練にも参加をし、県内応援隊として実動訓練を行い、技術力の向上や広域連携体制の強化に努めたところでございます。

次に、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進と循環型社会の構築のうち、総合環境センターのごみ溶融処理施設につきましては、エネルギー価格の高騰により、その運転に必要な燃料に要する経費に不足が生じる見込みがございますことから、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

また、こうした状況の中、維持管理経費の増加への対策といたしまして、今月から、より安価な発電用の一般コークスを使用し、溶融機能を損なうことがないか試験を行っているところであります。さらなる維持管理経費の削減、燃焼効率の向上、温室効果ガスの排出量削減に向けて研究を重ねるとともに、引き続き安定的な廃棄物処理に取り組んでまいります。

このほか、総合環境センター最終処分場に保管している固化飛灰につきましては、去る9月に民

間廃棄物処理施設への搬出処理に着手いたしました。引き続き、大規模災害の発生時に備え、総合環境センター最終処分場の残余容量の確保に努めてまいります。

次いで、自然との共生のうち、鈴鹿川源流地域の保全活動の取組につきましては、今月26日、坂下地区において源流域の森林環境等について体験を通じて理解を深めていただけるイベントを開催するなど、引き続き鈴鹿川等源流の森林づくり協議会と連携・協力し、保全活動の推進を図ってまいります。

また、森林の持つ多面的機能の維持・発揮を図る森林経営管理事業につきましては、本年度も引き続き坂下地区での森林整備や加太中在家地区等での境界明確化に加え、加太板屋・神武地区における意向調査の実施に合わせ、先月説明会を開催し、森林所有者へのさらなる制度周知を図ったところでございます。

一方、多様な生態系の保全につきましては、先月25日に亀山里山公園が全国122サイト、県内4サイトのうちの一つとして、環境省の自然共生サイトに認定されました。今後は、亀山版OECM認定制度「かめやま生物多様性共生区域認定制度」との両輪により、市域における生物多様性の保全に努めてまいります。

次に、歴史文化を生かしたまちづくりの推進のうち、平成と令和の亀山市の姿を書籍にまとめるまちの記録編さん事業につきましては、令和7年3月の刊行に向け、未来に伝えたい亀山市の「今」の風景をまちの記録の写真ページに掲載するため、現在、広く市民等から募集を行っておりますほか、市内の祭礼、風景等の写真撮影や執筆作業に鋭意取り組んでいるところでございます。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」について、ご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進と地域医療の充実のうち、かめやま健康都市大学につきましては、先月7日に約800人の方にご参加いただき、創設記念イベントを開催いたしましたところでございます。これに続き先月15日には、最初の講座となる運動Bコースの第1回目の講座を開催しており、引き続き受講者の皆様に修了いただけるよう、カリキュラムに沿って講座を実施してまいります。

また、アプリd e ウェルネス推進事業につきましては、去る9月の運用開始以降、市ホームページ等での周知を図るとともに、地域まちづくり協議会を通じた説明会を順次開催し、現在、800人を超える方にご登録いただいております。引き続き、きめ細かな周知活動を行い、アプリを通じた健康づくり活動の定着につなげられるよう取り組んでまいります。

一方、本年度から開始いたしました帯状疱疹ワクチン接種への費用助成につきましては、当初の想定を大幅に上回る方に活用いただいておりますことから、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

また、本市の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、現在、令和5年秋開始接種として、初回接種を終了した生後6か月以上の方を対象に、オミクロン株XBB.1.5対応ワクチンの接種を進めているところでございます。新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種の実施期間は、来年3月31日までと示されておりますことから、国の方針に従い、接種を希望される方への接種機会を提供してまいります。

次に、地域福祉力の向上につきましては、今月10日に中央コミュニティセンターにおいて、第19回亀山市社会福祉大会を開催し、民生委員や児童委員、社会福祉関係団体等の功労者顕彰を行うとともに、NPO法人「えん」の代表理事 小林弘樹氏を講師に迎え、同法人での就労支援の実

例を交えてご講演をいただき、ひきこもりの方のニーズに応じた就労支援等の必要性について認識していただく機会といたしました。引き続き、地域の社会資源を活用しつつ、多様化の進む地域の福祉課題の解決につなげてまいります。

ところで、亀山市総合保健福祉センターは、平成13年の設置以来、市民の保健福祉の増進を図る拠点として、健康都市に関する取組の展開など、都度、必要な機能を付加し、また施策を実施してまいりましたが、令和6年度以降は、切れ目のない子ども・子育て支援体制のさらなる充実及び強化や重層的支援体制整備事業の拡大等が必要となることから、こうしたセンター機能の拡充に必要な見直しを図るため、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実のうち、本年度からスタートいたしました高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業につきましては、高齢者の疾病予防・重症化予防や生活機能の改善を図り健康寿命の延伸を目指すため、個別訪問やフレイル予防など、亀山医師会等の医療関係団体や庁内関係部署と横断的な連携を図り、より効果的な事業展開を一体的に進めているところでございます。さらに、三重県後期高齢者医療広域連合からの一体的実施事業推進交付金を活用し、タブレット端末等を導入して効果的な個別支援や健康教育・健康相談を実施するため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

また、去る9月の世界アルツハイマー月間中、本庁舎ほか3施設において、認知症に関するメッセージを飾るツリーを設置したほか、同月21日の世界アルツハイマーデーには、昨年に引き続き、旧亀山城多門櫓を認知症支援のシンボルカラーであるオレンジ色にライトアップいたしました。さらに、市立図書館において、亀山医師会、亀山市社会福祉協議会との共催により、認知症サポート医である田中内科医院の田中英樹先生を講師として認知症市民講座を開催し、50名の市民の方にご参加いただくなど、認知症に関する知識の普及啓発や理解促進を図ったところでございます。

一方、鈴鹿亀山地区広域連合において事業選定された市域における新たな認知症対応型共同生活介護事業所の整備に対し、三重県地域医療介護総合確保基金事業補助金を活用して助成を行うことで、地域における認知症高齢者等対策の推進を図ってまいります。なお、当該補助金の助成について、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

また、来る1月28日には、総合保健福祉センターにおきまして、滋賀医科大学医学部附属病院の特任教授をお招きし、フレイル予防に関する講演会など、フレイル予防や認知症、在宅医療について知っていただく機会として、市民公開講座を開催する予定としております。

次に、障がい者の自立と社会参加の促進につきましては、来月3日から9日の障害者週間に合わせて、障がい者福祉への関心や理解が深まるよう、市広報及びケーブルテレビを活用した啓発活動を行ってまいります。

また、市立図書館において、今月25日から来月21日までの間、「心のバリアフリー特集」を開催し、障がい者福祉の関連図書の展示等を行うほか、来月10日から15日まで開催される障がい者等の芸術作品を展示する「アールブリュット絵画展」についても支援をしてまいります。引き続き、障がいの有無に関わらず、支え合いながら暮らせる共生社会の実現に向け、取り組んでまいります。

次いで、スポーツの推進につきましては、来月3日に西野公園体育館におきまして、本年度2回目のニュースポーツ大会を開催いたします。市民の誰もが気軽にスポーツに取り組むことができる

よう、運営を担っていただくスポーツ推進委員の皆様と連携を図りながら、スポーツに親しむ環境づくりに努めてまいります。

また、去る8月1日から9月30日の間、スケートボード等のアーバンスポーツにご利用いただけるよう、名阪工業団地第三公園において試験開放を行いましたところ、延べ約500人の方にご利用いただきました。開放期間内に実施いたしました利用者アンケート調査の結果を踏まえ、今後の環境整備に生かしてまいります。

一方、エネルギー価格の高騰により、運動施設等指定管理者の負担が大きくなっておりますことから、財政支援を行うため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

また、今月1日には亀山ライオンズクラブを含む5クラブからスポーツ振興の協力金として、また同月9日には明治安田生命保険相互会社から私の地元応援募金として、それぞれ寄附を受けましたことから、寄附者のご意向を踏まえ、運動施設で活用できる備品購入を行うため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」について、ご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・働く場の充実につきましては、民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」において、2社が本年度の操業に向けて建設工事を進めております。引き続き、本市への進出を決定している企業の操業に向けた支援を行い、多様な産業の集積につなげてまいります。

また、市内企業における雇用の確保につなげるべく、先月31日に市内事業所で構成する亀山市雇用対策協議会において、定年引上げに伴う高齢層の雇用にテーマに実務研修会を開催いたしました。また、来月4日には、市内の労働団体、労働福祉団体等が集い、働き方に関する意見交換を行う「働く環境づくり懇談会」を開催いたします。今後も、働く年齢や働き方が多様化する中、市内の就労者が安心して働けるよう、関係機関と連携をし、企業における働き方改革を促進してまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化のうち、エネルギー価格高騰対策に係る地域経済の支援につきましては、去る8月より市内中小企業者等に対する市独自の助成制度「エネルギー価格高騰対策中小企業者等支援事業（Ver. 2）」の受付を開始し、順次助成金の交付手続を進めており、市内事業者の事業活動における経済的な負担軽減を図っております。

また、来年1月27日・28日の両日におきまして、100年以上続く伝統行事「亀山大市」が4年ぶりに開催されます。子供から大人まで市内外から多くの方々に来訪していただくことで、市中心部のにぎわいの復活につなげてまいります。

一方、亀山ブランド推進事業につきましては、昨年度に引き続き、本年度新たに4事業者5品目を亀山ブランドとして認定いたしました。来年1月に開催されますJR名古屋高島屋でのイベントや市内の亀山ブランド常設コーナーでの展示等を通じて、既存の特産品の販路拡大や新たな特産品の販路確保を支援するとともに、「選ばれるまち亀山」となるよう本市にしかない魅力を全国へ発信してまいります。

次いで、農林業の振興につきましては、先月21日に茶農業者を中心に各関係機関が協力し、中の山パイロットにおいて、コロナ禍で自粛されておりました「亀山青空お茶まつり」が4年ぶりに開催されました。多くの市民に訪れていただき、お茶やお茶を使ったお菓子の振る舞いや茶摘み体験等を行い、市民と生産者との交流を深めることができました。今後も、こうした取組により、地

元農産物の魅力を市内外に発信してまいります。

また、ニホンザル等獣害対策事業につきましては、地域まちづくり協議会や自治会を対象に獣害対策講座を開催し、地域ぐるみの追い払い活動や猿と遭遇した際の対処方法等の周知に努めております。また、亀山C群の猿に装着したGPS発信機のデータが蓄積されましたことから、モンキーレンジャーズにより分析を行い、効果的・効率的な捕獲を進めることで被害の軽減につなげてまいります。

次に、まちづくり観光の活性化につきまして、今月5日に開催されました「東海道関宿街道まつり」では、市内外から約2万人の方に関宿を訪れていただくなど、観光分野におきましてもコロナ禍前のにぎわいを取り戻しつつあります。また、今月18日・19日の両日には、「2023東海・北陸B-1グランプリ in 四日市」が開催され、亀山みそ焼きうどん本舗と共に、亀山のご当地グルメを通じて本市の魅力を発信いたしました。今後も、本市の観光資源を活用し、地域ブランドとも連動させた効果的なプロモーションを行い、本市への誘客につなげてまいります。

次いで、広域的な交通拠点性の強化のうち、国道306号鈴鹿亀山道路につきましては、明日、三重県・鈴鹿市との主催で、鈴鹿サーキットにて、国・県・地元自治会等の関係者を招き、中心杭打ち式を開催いたします。また、同会場では、新名神と鈴鹿亀山地域の幹線道路整備を進める会の主催による「鈴鹿・亀山みちフォーラム」もコロナ禍を経て4年ぶりに対面で開催されます。本市といたしましても、引き続き早期整備に向け、より一層の機運醸成を図る取組を進めるとともに、県の境界立会いに協力し、本年度中の事業用地の境界確定を目指してまいります。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」について、ご説明申し上げます。

まず、安心して子供を産み育てられる環境づくりの推進のうち、令和3年2月に策定いたしました亀山市就学前教育・保育施設の再編方針につきましては、策定から2年が経過する中で、市内の待機児童数や施設の利用状況等に変化が生じ、また民間事業者による新たな参入の動きもございませうことから、今後の将来的なニーズを踏まえた待機児童の解消を目指し、認定子ども園化を基本とし、民間事業者との連携を視野に入れた施設の再編を行うべく、当該方針の見直しを進めているところでございます。

また、公立の保育所、幼稚園及び認定こども園における保護者サービスの利便性向上を図る保育所等ICT化推進事業につきましては、導入したシステムを活用し、園児の登降園管理や保護者等へのお知らせの一斉配信を開始いたしております。今後は、保護者との連絡帳や業務日誌等の電子化を進め、さらなる保育の質の確保と向上につなげてまいります。

一方、低所得の子育て世帯に対する支援につきましては、国の制度を活用して実施しております生活支援特別給付金は、本年10月末現在で549世帯945人に対し総額4,725万円を、本市独自の生活応援給付金は、547世帯943人に対し総額1,886万円をそれぞれ支給したところでございます。今後、令和5年度非課税対象者等への案内を送付いたしますが、これらの給付金につきましては、当初の想定より対象者の増加が見込まれますことから、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

また、国のこども家庭庁設置に伴い、現在の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、一層のソーシャルワーク機能の強化を図る「こども家庭センター」の来年4月の設置に向け、国の安心子ども基金特別対策事業費補助金を活用し、必要な施設の改修を行

うため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」について、ご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進につきましては、地域におきまして地域活動の快復に向け、今秋以降も敬老会や文化祭、運動会等のイベントが盛大に開催されておりますほか、会議ファシリテーションを活用したまちづくりサロンが開催されるなど、様々な取組が展開されているところでございます。引き続き、こうした地域の主体的な活動に対し、支援を行ってまいります。

また、城東地区コミュニティセンター建設等工事につきましては、今月中旬に鉄骨の建方を終え、本年度末の完成に向けて着実に工事を進めているところでございます。一方、旧城東地区コミュニティセンター解体工事につきましては、近隣の方々のご協力を得る中、建物の解体、基礎の撤去を無事完了し、整地等を残すのみとなっているところでございます。

一方、地域まちづくり協議会支援事業につきましては、先月25日に開催された令和4年度の地域活性化支援事業の報告会では、6地区の地域まちづくり協議会から補助金を活用した事業の成果が発表され、全22地区で情報共有が図られました。さらに、来年1月20日には、亀山市社会福祉センターにおきまして、ちょこボラなどの活動をテーマとした地域まちづくり協議会交流会の開催を予定しており、このような取組を通じて今後の地域活動の活性化を考えていただく機会にまいります。

また、地域まちづくり協議会の組織強化のために、昨年度に引き続きファシリテーション技術を学ぶファシリテーション研修を、さらに来月からは新たな地域リーダー養成のための地域のみらいづくりアカデミーを、それぞれ全3回の予定で実施してまいります。こうした研修会等の開催を通じ、地域活動の担い手の発掘・育成や市民の地域自治に対する意識のさらなる醸成につなげてまいります。

次に、市民参画・交流活動の促進と協働の推進のうち、市民活動支援事業につきましては、先月14日に市民協働センターにおきまして、来年度の市民参画協働事業推進補助金と協働事業提案制度の選定委員会を公開プレゼンテーション形式で開催いたしました。市民参画協働事業推進補助金の4件の事業と、協働事業提案制度の3件の事業について評価を行い、いずれも採択されたところでございます。引き続き、市民活動団体など多様な主体との協働の周知と推進に努めてまいります。

また、即時性のあるソーシャル・ネットワーク・サービスを活用した情報発信の多様化を図る新たな自治体公式LINEアカウントの開設につきましては、現在、システム構築を進めているところであり、今後、コンテンツの調整等も進め、年度内の開設を目指してまいります。

次いで、移住・定住の促進のうち、移住交流促進事業につきましては、先月から今月にかけて、関宿の旧荘司家を活用し、関係人口創出に向けた交流の場を提供するワークショップを2回開催いたしました。県外から延べ30名を超える参加があり、地域の方々や移住・交流促進アドバイザーにも協力いただき、交流を深めていただいたところでございます。こうした取組の積極的な情報発信も行いながら、関係人口の創出につなげてまいります。

次に、人権の尊重とダイバーシティ社会の推進につきましては、来月4日から10日までの人権週間に合わせ、来月9日には亀山西小学校において、多文化共生など3つのテーマによる分科会等を行う「ヒューマンフェスタ in 亀山」を開催いたします。また、人権週間期間中には、市立図書館及び亀山エコーにおいて、関係団体による活動紹介の展示と市内小・中学生の人権ポスターの掲

示を行います。これらの機会を通じて、市民の皆様の人権意識のさらなる高揚を図ってまいります。
続きまして、「行政経営」について、ご説明申し上げます。

まず、組織力の強化と働き方改革の推進のうち、行政課題に的確に対応する組織体制とマネジメント機能の強化につきましては、令和5年4月のこども基本法の施行や児童福祉法の改正等の国の子供に関する政策動向の加速に合わせ、本市におきましても、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置など、子供に関する政策を総括的に行う体制の構築が求められます。

一方、財政運営面においては、持続可能な財政基盤の確立と、さらなる第3次亀山市行財政改革大綱の積極的な推進を図るため、より効果的な推進体制が必要であります。これらの行政ニーズへの対応や課題の解消のため、新年度の組織改正等に向け、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

次に、財産・情報の適正な管理・活用のうち、旧図書館や市営住宅跡地の有効活用等につきましては、庁内検討委員会における検討を進めており、このうち、旧図書館につきましては、本年度中に活用方針を取りまとめてまいりたいと考えております。

また、新庁舎の整備につきましては、亀山市新庁舎建設基本計画で示す複数の建設候補地を多面的な観点から評価し、検討を進めているところでございます。

次いで、行政DXの推進のうち、行政情報システム事業（内部情報系）につきましては、先月、統合型内部情報システムの更新を行い、これに併せて電子決裁を拡充するなど、行政事務の一層の効率化・迅速化を図ったところでございます。

次に、持続性を持つ健全な財政運営のうち、ふるさと納税につきましては、本年度9月末現在の寄附金が、前年度の同時期と比較して4倍の約2,000万円となっております。寄附者の皆様からの本市への応援に心から感謝を申し上げます。また、こうしたことから、本年度の寄附金の収入見込みを増額するべく、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

また、物価高騰の影響を受けた生活者等を引き続き支援するため、国から地方創生臨時交付金が追加配分される見込みであることから、本市といたしましても、国から示される推奨事業メニュー等の詳細情報の収集を行い、迅速に支援できるよう努めてまいります。

一方、事務事業点検制度につきましては、本年度と来年度の2年間で外部委員による事務事業点検を実施することといたしており、近く本年度分の点検対象事業を選定し、来年実施予定の外部点検に向け、鋭意作業を進めているところでございます。

ところで、本年度で指定管理期間が終了いたします亀山市文化会館及び亀山市中央コミュニティセンターをはじめ、亀山市運動施設等、亀山市放課後児童クラブ、亀山市勤労文化会館、亀山市石水溪キャンプ場施設、都市公園施設につきましては、指定管理者選定委員会の意見を踏まえ、令和6年度から令和10年度までの指定管理者の候補者を選定いたしましたので、本議会に、これら公の施設の指定管理者の指定について提案いたしております。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年8月11日から11月10日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約は、別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りた

いと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

令和5年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況についてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢であります。文部科学省は来年度の教育関係予算の概算要求において、新しい時代の学びの環境整備として、小学校高学年における教科担任制の強化と35人学級の計画的整備の実施に関する予算を盛り込み、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するための環境整備の加速化を目指しています。また、不登校の児童・生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境の整備や、1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見の推進等に関する予算についても盛り込み、さらなるいじめ・不登校対策等の推進を目指しています。

次に、県の情勢であります。先月、令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査が公表され、その中で不登校児童・生徒数は令和3年度に比べ大幅に増加し、過去最高となっています。県は年々増加する不登校児童・生徒への対応として、保護者相談会など、保護者同士が不安や悩みを話して交流する場の提供を行うこととしています。加えて、児童・生徒が学校生活や友人関係において思うようにいかない状況をしなやかに受け止め、適応し、立ち直り、回復する力を養う「レジリエンス教育」のプログラムの提供についても行うこととしています。

このような情勢を踏まえ、教育委員会といたしましては、各種計画の進捗管理を行うとともに、学校及び家庭・地域との連携・協働を図りながら、重点的な取組を着実に進めてまいります。

それでは、それぞれの事業進捗について、学校教育関係からご説明申し上げます。

まず、学校における各種行事や体育文化活動につきましては、本年度は各校の工夫の下、それぞれの学校の実態に合わせて実施できています。先月から今月初旬にかけて中学校の鈴亀地区新人体育大会が開催され、団体競技・個人競技ともに日頃の成果を発揮する生徒の姿が見られました。今月7日には、市内全ての小・中学校が参加する亀山市小中音楽会が開催され、各学校の児童・生徒が力を合わせて美しいハーモニーを披露しました。

次に、学校教育に関する取組といたしまして、先月、亀山東小学校、井田川小学校及び加太小学校において教育研究発表会が開催されました。子供たちが協働的に学ぶ授業、理由や根拠を持って意見を伝え合う授業、複式学級でのわたりの授業など、子供たちが主体的に学ぶ姿を通して、教員が授業づくりや指導方法の工夫などについて学び合うことができました。

次いで、読書活動といたしましては、今月から、各学校の蔵書に加え、学校図書館において市立図書館の本を借りることができる「ほんくる。」の取組を開始し、さらなる図書活用の推進を図ってまいります。

外国人児童・生徒に対する取組といたしましては、誰一人取り残さない学びの保障の場として、先月30日に外国につながるのある児童・生徒のための進路相談会「学校へ行こう」を開催しました。当日は、外国人児童・生徒やその保護者、卒業生等を含め66名の参加があり、高等学校からの学校紹介や進路相談等を行ったところです。なお、小学校に就学する外国人児童と保護者を対象としたプレスクール（るんるんスクール）につきましては、3学期に実施いたします。

次いで、人権教育の取組といたしましては、亀山市人権教育推進協議会の主催で、去る9月27日に川崎小学校を会場として「人権のまちづくりフォーラム2023」が開催され、多くの地域の方を含め75名の参加がありました。「人権問題に関する県民意識調査の結果から～差別が現存する社会～すべての県民が当事者」というテーマで、客観的なデータと具体的な事実から見る部落差別の現状と、その解決を阻む課題等の講演内容を基に、グループごとに意見交流を行いつつ、一人一人が差別のない社会についてできることを考え合うことができました。

また、先月14日及び15日に、四日市市を中心に第57回三重県人権・同和教育研究大会が開催され、亀山南小学校が「すべての教育活動の基盤としての仲間づくり」の分科会において、一人の児童を中心として学級全体の人間関係をつないでいく1年間の取組を発表いたしました。今後につきましては、来月4日から10日までの人権週間を中心に、一人一人が人権について考え、主体的に行動することができるよう、各学校や中学校区ごとに人権集会等の取組が行われる予定となっています。

次に、生徒指導におけるいじめ事案につきましては、新たに認知されたいじめ事案や未解消事案の現状を一つ一つ確認しつつ、特に対応が困難な事案については関係機関等と連携を図り、事案解決に向け、対応を進めているところです。また、今月はいじめ防止強化月間となっており、各学校において、児童会や生徒会を中心として児童・生徒の主体的な取組が進められているところです。加えて、広報「かめやま」11月1日号において、いじめの防止等に関する理解を深めるとともに、社会総がかりでいじめの問題を考え、克服していくための情報を掲載し、啓発を図ったところがございます。

不登校事案につきましては、本年度上半期の不登校児童・生徒数は、昨年度の同時期と比べ、小学校で増加しています。不登校児童・生徒の居場所や相談の拠点として、教育委員会といたしましては、現在、適応指導教室（ふれあい教室）、フリースペースかめっこ及びサークルルームを開設しているところでございます。今後は、これらの居場所に加え、市内の小・中学校に校内ふれあい教室の設置を推進するとともに、学校風土を見える化するためのツールの導入を検討してまいります。また、不登校児童・生徒やその保護者の思いをより把握するために、個別の相談やアンケート等を実施し、さらなる支援につなげてまいります。

なお、本年度上半期のいじめ・不登校に関しては、具体的な事案報告資料として本議会に提出させていただきます。

次に、部活動の段階的な地域移行につきましては、来年1月に部活動の在り方検討委員会を開催し、県や他市町の進捗状況も踏まえ、各団体や市の他部署等と連携して今後の方向性等について検討を進めてまいります。

続きまして、中学校給食関係について、ご説明申し上げます。

中学校全員喫食制給食実施事業につきましては、去る9月定例会等で市議会からいただきました

ご意見を踏まえた上で、今月22日の教育委員会定例会において、中学校全員喫食制給食実施に係る基本的な計画の策定を行ったところでございます。今後につきましては、この計画に基づき、外部調理委託による食缶搬入方式での全員喫食制給食の早期実現を図ってまいります。

続きまして、生涯学習関係について、ご説明申し上げます。

まず、社会教育関係につきましては、コロナ禍で中止になっていました社会教育団体が主催するイベントが、各団体の創意工夫により再開されています。先月13日には西野公園体育館において、4年ぶりに亀山市婦人会連絡協議会主催の「なでしこ健康フェスティバル」が開催され、61名の方が参加されました。

青少年育成事業につきましては、先月29日に関文化交流センターにおいて、亀山市子ども会育成者連絡協議会主催の「親子フェスティバル」が開催され、バウムクーヘン作りやフラワーアレンジメントなどの催しに、47組111名の親子が参加され、楽しられました。引き続き、各社会教育団体の活動に対する支援に努めてまいります。

また、本年4月の道路交通法の改正により、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となったため、上半期から重点的に青パト（青色回転灯車）によるパトロール時において着用指導を一層強化しているところです。今後も引き続き、児童・生徒の安全・安心の確保に努めてまいります。

続きまして、図書館関係について、ご説明申し上げます。

市立図書館では、先月、横浜市において開催されました全国的な図書館関係のコンベンション「図書館総合展2023」に出席し、変革する図書館事例について当館の取組を発表いたしました。当館が目指す公共図書館におけるにぎわいの創出を進める中で、先月8日には入館者数も20万人を超え、市民をはじめとした多くの方々にご利用いただいているところです。

また、来年1月には、鉄道をキーワードに開館1周年記念イベントを開催する予定で準備を進めているところです。絵本作家 コマヤスカンさんをお招きし、鉄道をテーマに募集をしました創作童話の表彰式やトークイベントのほか、講演会や図書館ボランティア団体等のご協力による催しを行う運びとなっています。今後も、読書活動の推進とともに、図書館を核としたにぎわいの創出につながる取組を進めてまいります。

最後に、本年度の教育功労者表彰につきましては、先月1日に井田川小学校において表彰式を開催し、学校教育ボランティア関係分野をはじめ、日頃よりご尽力いただきました方々、個人13名、9団体を対象といたしまして、感謝状及び記念品の贈呈を行いました。受賞されました方々のこれまでの活動に対し感謝と敬意を表するとともに、本市の教育に対しまして、今後も引き続きご支援賜りたいとお願い申し上げたところでございます。

また、野登小学校PTAが、地域でのミツマタに関する諸活動を含めまして、令和5年度優良PTA文部科学大臣表彰団体として選出されました。本日、東京の公益社団法人日本PTA全国協議会表彰式において表彰されるところでございます。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

教育長の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午前 11 時 02 分 休憩)

(午前 11 時 11 分 再開)

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第 5、議案第 61 号から日程第 30、報告第 18 号までの 26 件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第 61 号亀山市行政組織条例の一部改正についてでございますが、こども基本法の制定、児童福祉法の改正など、国の子供に関する政策動向の加速に合わせ、全ての妊産婦、子育て世帯及び子供に対して一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置など、子供に関する施策を総合的に行う体制の構築が求められております。

また、市の財政運営面においては、持続可能な財政基盤の確立と、さらなる第 3 次亀山市行財政改革大綱の積極的な推進を図るため、より効果的な推進体制が必要となっております。これらの行政ニーズや課題に迅速に対応するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、市長の直近下位の内部組織及びその分掌する事務について、まず 1 つ目といたしまして、行財政改革を積極的に推進し、持続可能な財政基盤の確立を図るため、政策部の分掌事務である「行政改革に関する事項」を「行財政改革に関する事項」として、総務財政部の分掌事務といたします。

2 つ目といたしまして、子供に関する事項を強力に推し進めるため、新たに子ども未来部を設置し、現在は健康福祉部の分掌事務である児童福祉に関する事項、就学前の子どもに対する教育及び保育に関する事項、子育て支援に関する事項及び、母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事項に母子保健に関する事項を加えて、子ども未来部の分掌事務といたします。

なお、施行日は令和 6 年 4 月 1 日といたします。

また、附則におきまして、亀山市行政改革推進委員会条例及び亀山市子ども・子育て会議条例の一部を改正し、この条例の一部改正に伴う規定の整理を行うことといたします。

次に、議案第 62 号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございますが、令和 5 年 8 月 7 日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の任期付職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の任期付職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第 1 条による改正でございますが、1 つ目といたしまして、特定任期付職員について、各号給の給料月額を引き上げることといたします。

2 つ目といたしまして、特定任期付職員の令和 5 年度の期末手当について、12 月期の支給月数を 0.1 月引き上げることといたします。

3 つ目といたしまして、その他規定の整理を行うことといたします。

次に、第 2 条による改正といたしまして、特定任期付職員の令和 6 年度以後の期末手当について、

6月期の支給月数を0.05月引き上げ、12月期の支給月数を0.05月引き下げることにいたします。

なお、第1条による改正の施行日は公布の日とし、給料月額の上昇については令和5年4月1日から、期末手当の上昇については同年12月1日から適用いたします。

また、第2条による改正の施行日は、令和6年4月1日といたします。

次に、議案第63号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございますが、市議会の議員に支給する議員報酬及び期末手当の額について、市民の意思を十分に反映させるため特別職報酬等審議会に諮問したところ、期末手当の支給月数については、令和5年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の取扱いに準じて、市の一般職の職員における期末手当及び勤勉手当それぞれの支給月数において引き上げる月数の合計月数と同じ、年0.1月の引上げが妥当であるとの答申を受けたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条による改正といたしまして、令和5年度の期末手当について、12月期の支給月数を0.1月引き上げることといたします。

次に、第2条による改正といたしまして、令和6年度以後の期末手当について、6月期の支給月数を0.05月引き上げ、12月期の支給月数を0.05月引き下げることにいたします。

なお、第1条による改正の施行日は公布の日とし、令和5年12月1日から適用いたします。

また、第2条による改正の施行日は、令和6年4月1日といたします。

次に、議案第64号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、市長及び副市長に支給する給与の額について、市民の意思を十分に反映させるため特別職報酬等審議会に諮問したところ、期末手当の支給月数については、令和5年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の取扱いに準じて、市の一般職の職員における期末手当及び勤勉手当それぞれの支給月数において引き上げる月数の合計月数と同じ、年0.1月の引上げが妥当であるとの答申を受けたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条による改正といたしまして、令和5年度の期末手当について、12月期の支給月数を0.1月引き上げることといたします。

次に、第2条による改正といたしまして、令和6年度以後の期末手当について、6月期の支給月数を0.05月引き上げ、12月期の支給月数を0.05月引き下げることにいたします。

なお、第1条による改正の施行日は公布の日とし、令和5年12月1日から適用いたします。

また、第2条による改正の施行日は、令和6年4月1日といたします。

次に、議案第65号亀山市職員給与条例の一部改正についてでございますが、令和5年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類感染症となったことなどに鑑み、新型コロナウイルス感染症に罹患している者等に対して行う業務等に従事した職員に支給する防疫手当の特例を廃止することから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条による改正でございますが、1つ目といたしまして、一般職の職員の期

末手当及び勤勉手当について、12月期の支給月数を0.05月引き上げ、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当について、12月期の支給月数を0.025月引き上げることといたします。

2つ目といたしまして、職員が新型コロナウイルス感染症に罹患している者またはその疑いのある者に対して行う業務などに従事したときに支給する防疫手当の額は、4,000円の範囲内において市長が定めるとする規定を削ることといたします。

3つ目といたしまして、給料月額を一定水準引き上げることといたします。

次に、第2条による改正といたしまして、一般職の職員の令和6年度以後の期末手当及び勤勉手当について、6月期の支給月数を0.025月引き上げ、12月期の支給月数を0.025月引き下げ、定年前再任用短時間勤務職員の令和6年度以後の期末手当及び勤勉手当について、6月期の支給月数を0.0125月引き上げ、12月期の支給月数を0.0125月引き下げることといたします。

なお、第1条による改正の施行日は公布の日とし、給料月額の上昇については令和5年4月1日から、期末手当の上昇については同年12月1日から適用いたします。

また、第2条による改正の施行日は、令和6年4月1日といたします。

次に、議案第66号亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正についてでございますが、亀山市総合保健福祉センターは、市民の保健福祉の増進を図る拠点として設置し、これまで子ども総合センターや健康都市に関する取組の展開など、都度、必要な機能を付加し、または施策を実施してまいりました。これに伴い、職員数も設置当初から大幅に増加し、事務スペース等が非常に手狭になっております。

また、令和6年度からは、切れ目のない子ども・子育て支援体制の充実及び強化に向けた子ども未来部の創設や重層的支援体制整備事業の拡大などにより、職員数のさらなる増加が見込まれております。

こうした状況を踏まえ、必要な事務スペース等を確保することから、亀山市総合保健福祉センターでは、その機能の見直しを進めた結果、必要性が低くなっている視聴覚室については機能転換を行うことから、所要の改正を行うものでございます。また、修繕対応ができない温泉スタンドについては用途廃止を行うことから、併せて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、視聴覚室及び温泉スタンドについて機能転換等を行うことから、これらの使用料の規定を削ることといたします。

なお、施行日は令和6年4月1日といたします。

続きまして、議案第67号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ3億3,871万8,000円を追加し、補正後の予算総額を223億199万5,000円といたしております。

まず、繰越明許費につきましては、戸籍住民基本台帳管理費など4事業について、年度内の完了が見込めないことから、やむを得ず繰越するものでございます。

債務負担行為補正につきましては、清掃業務委託料など9事業を追加し、斎場管理業委託料など3事業で限度額を変更いたしております。

地方債補正につきましては、脱炭素化推進事業を追加し、地域活性化事業など2事業の限度額を

変更いたしております。

今回の補正予算につきましては、人件費について、人事院勧告に基づく増額や退職手当の増額のほか、障がい者自立支援事業において、利用者数等の増加による扶助費の増額、老人福祉一般事業において、介護施設等の整備に対する地域医療介護総合確保基金事業補助金の増額などを計上いたしております。

次に、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費につきましては、B&G財団整備助成金の本年度中の交付が見込めなくなったことにより、災害時応急活動充実・強化事業の減額などを計上いたしております。

民生費につきましては、社会福祉一般事業において、障害児通所給付費等国庫負担金、障害者医療費国庫負担金等の過年度返還金を計上し、障がい者自立支援事業において、利用者数等の増加による介護給付費等の増による扶助費の増額を、老人福祉一般事業において、介護施設等の整備に対する地域医療介護総合確保基金事業補助金を計上するほか、福祉医療費助成事業において、子ども医療費等の市制度分の扶助費の増額を、児童家庭支援事業において、（仮称）子ども家庭センター設置のための施設改修及び設備の整備に係る経費などを計上いたしております。

農林水産業費及び土木費につきましては、下水道事業会計の補正に伴い、繰出金の減額を計上いたしております。

商工費につきましては、商工一般事業におきまして、ふるさと納税寄附金が当初見込みより増加したことに伴い、委託料などの増額を計上いたしております。

一方、歳入でございますが、国庫支出金では、介護給付費等の増額に伴う障がい者自立支援給付費負担金の増額を、子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象児童数の増加に伴うセーフティネット強化等交付金の増額などを計上いたしております。

県支出金では、国庫支出金に準じて障がい者自立支援給付費負担金の増額を、老人福祉一般事業の財源として、地域医療介護総合確保基金事業補助金を計上し、児童家庭支援事業の財源として、安心子ども基金特別対策事業費補助金などを計上いたしております。

寄附金では、当初見込みより増となったことから、ふるさと納税寄附金などを計上いたしております。

繰入金では、後期高齢者医療事業特別会計からの繰入金を計上いたしており、繰越金では、今回の補正財源として前年度繰越金を計上するほか、諸収入では、B&G財団整備助成金が本年度中の交付が見込めなくなったことから減額いたしております。

次に、議案第68号令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ1億1,017万5,000円を追加し、補正後の予算総額を49億43万3,000円といたしております。

主な補正内容は、執行見込みにより高額療養費を増額するとともに、過年度県支出金返還金を計上するほか、令和4年度決算における剰余金について基金への積立金を計上いたしております。

また、債務負担行為補正として、健康づくりのてびき発行事業など2事業を追加いたしております。

次に、議案第69号令和5年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ1,924万6,000円を追加し、補正後の予算総額

を11億5,344万6,000円といたしております。

主な補正内容は、後期高齢者医療事業療養給付費市町負担金返還金を計上するほか、前年度繰越金を計上いたしております。

次に、議案第70号令和5年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、主な補正内容は、収益的支出において、営業費用の給料など100万円を増額し、補正後の予定額を12億9,680万円といたしております。

また、債務負担行為補正として、清掃業務委託料を追加いたしております。

次に、議案第71号令和5年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、収益的収入及び収益的支出をそれぞれ1,000万円減額し、補正後の予定額をそれぞれ16億4,970万円といたしております。

また、資本的収入及び資本的支出をそれぞれ59万2,000円増額し、補正後の予定額を資本的収入で13億8,729万2,000円とし、資本的支出で17億7,026万9,000円といたしております。

主な補正内容は、収益的収入において消費税及び地方消費税還付金を増額するほか、収益的支出における流域下水道維持管理負担金の減額や資本的収入における受益者負担金の増額をするほか、一般会計補助金の減額をいたしております。

また、債務負担行為補正として、自家用電気工作物保安管理業務委託料を追加いたしております。

次に、議案第72号令和5年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、債務負担行為として清掃業務委託料を追加いたしております。

以上が、今回提案いたしました一般会計、各特別会計及び各企業会計の補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第73号から議案第84号までの指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者に公の施設の管理を行わせるため、その指定について地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の指定管理者となる団体でございますが、議案第73号の亀山市文化会館及び亀山市中央コミュニティセンターにつきましては公益財団法人亀山市地域社会振興会を、議案第74号の亀山市運動施設につきましては三幸・スポーツマックス共同事業体を、議案第75号の亀山東小学校区放課後児童クラブにつきましては亀山東小学校区学童保育所児童クラブとちの木運営委員会を、議案第76号の亀山南小学校区放課後児童クラブにつきましては亀山南小学校区学童保育所スマイル運営委員会を、議案第77号の昼生小学校区放課後児童クラブにつきましては昼生小学校区放課後児童クラブ遊友クラブ運営委員会を、議案第78号の井田川小学校区放課後児童クラブ及び議案第79号の井田川小学校区第二放課後児童クラブにつきましては井田川小学校区学童保育所くれよんくらぶ運営委員会を、議案第80号の川崎小学校区放課後児童クラブにつきましては川崎小学校区放課後児童クラブあおぞら運営委員会を、議案第81号の関小学校区放課後児童クラブにつきましては関小学校区学童保育所さくらクラブ運営委員会を、議案第82号の亀山市勤労文化会館につきましては亀山地区労働者福祉協議会を、議案第83号の亀山市石水溪キャンプ場施設及び議案第

84号の亀山市都市公園施設等につきましては公益財団法人亀山市地域社会振興会をそれぞれ指定管理者といたします。

なお、指定管理者を指定する期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものでございます。

次に、議案第85号損害賠償の額を定めることについてでございますが、亀山市立医療センターにおいて発生した医療事故に伴う損害賠償の額の決定について、亀山市病院事業の設置等に関する条例第7条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、報告第18号専決処分 of 報告についてでございますが、布気町地内において発生した水路管理瑕疵による人身事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、令和5年11月16日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和5年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

それでは、議案第67号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の歳出から、説明欄をご覧くださいながら順次説明をいたします。

まず最初に、55ページをご覧ください。

一般職の上段のア、会計年度任用職員以外の職員（正規職員分）でございますが、給料2,313万1,000円の増額につきましては、人事院勧告に伴う給与改定によるものなどで、職員手当1億626万9,000円の増額につきましては、人事院勧告に伴う期末・勤勉手当の増額及び退職者の増による退職手当の増額などを計上いたしました。

お戻りいただきまして、21ページをご覧ください。

下段の第2款総務費、災害対策費の災害時応急活動充実・強化事業2,477万2,000円の減額につきましては、B&G財団からの助成金の本年度中の交付が見込めなくなったことにより減額をいたしました。

次に、27ページをご覧ください。

上段の第3款民生費、社会福祉総務費の一般事業1,083万2,000円につきましては、障害児入所給付費等国庫負担金等の過年度返還金を計上いたしました。

中段の障がい者福祉費の自立支援事業9,100万円につきましては、介護給付費の利用者等の増加に伴い増額いたしました。

下段の老人福祉費の一般事業4,115万1,000円につきましては、民間の認知症高齢者グループホームの整備に対する補助金を計上いたしました。

次に、31ページをご覧ください。

上段の児童福祉総務費の福祉医療費助成事業1,180万円につきましては、子ども医療費等の助成における市制度分の受給資格者数が当初見込みより増えたことなどにより増額いたしました。

中段の児童家庭支援事業2,315万8,000円につきましては、子育て世代包括支援センター及び家庭総合支援拠点の一体的な運営体制の構築に向けて、総合保健福祉センターの施設改修等を行うため、工事請負費などを計上いたしました。

次に、39ページをご覧ください。

上段の第6款農林水産業費、下水道事業1,500万円の減額及び43ページ中段の第8款土木費、下水道事業2,140万8,000円の減額につきましては、下水道事業会計の補正により一般会計からの繰出金を減額いたしました。

戻りまして、39ページをご覧ください。

下段の第7款商工費、商工総務費の一般管理費1,734万円につきましては、ふるさと納税寄附金が当初見込みより多かったことから、業務委託料などを増額いたしました。

続きまして、歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

お戻りいただきまして、11ページをご覧ください。

上段の第15款国庫支出金、障がい者自立支援給付費負担金4,550万円につきましては、介護給付費の利用者等の増加により増額いたしました。

中段のセーフティネット強化等交付金1,160万円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象児童数の増加により増額いたしました。

下段の第16款県支出金、障がい者自立支援給付費負担金2,275万円につきましては、介護給付費の利用者等の増加により増額いたしました。

その下の地域医療介護総合確保基金事業補助金4,115万1,000円につきましては、認知症高齢者グループホームの整備に対する補助金の財源として計上いたしました。

次に、13ページをご覧ください。

上段の県補助金、安心子ども基金特別対策事業費補助金2,060万9,000円につきましては、子育て世代包括支援センター及び家庭総合支援拠点の一体的な運営体制の構築のための施設改修等の財源として計上いたしました。

下段の第18款寄附金、ふるさと納税寄附金1,734万円につきましては、ふるさと納税寄附金が当初見込みより多かったため、その事業費の財源とするため計上いたしました。

次に、15ページをご覧ください。

上段の第19款繰入金、後期高齢者医療事業特別会計繰入金1,818万円につきましては、歳入補正において前年度療養給付費負担金返還金等が生じたことから、一般会計へ繰入れを行うため計上いたしました。

下段の第20款繰越金、前年度繰越金1億6,671万1,000円につきましては、今回の補正予算の財源として計上いたしました。

その下の第21款諸収入、B&G財団整備助成金1,985万円の減額につきましては、本年度中の交付が見込めなくなったことにより減額をいたしました。

続きまして、議案第68号令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

67ページをご覧ください。

歳出でございますが、上段の第2款保険給付費、一般被保険者高額療養費3,600万円につきましては、執行見込みにより増額いたしました。

次に、69ページをご覧ください。

下段の第6款諸支出金、償還金2,417万5,000円につきましては、令和4年度の精算に係る県への返還金を計上し、71ページ上段の国民健康保険事業運営基金5,000万円につきましては、令和4年度決算における剰余金の一部を基金へ積み立てるため計上いたしました。

続きまして、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

お戻りいただきまして、65ページをご覧ください。

上段の第1款国民健康保険税、医療給付費分現年課税分などの一般被保険者国民健康保険税の合計2,373万9,000円の減額につきましては、調定額が当初見込みより減となるため減額をいたしました。

中段の第3款県支出金、普通交付金3,600万円につきましては、高額療養費の執行見込みにより増額をいたしました。

下段の第7款繰越金、前年度繰越金9,791万4,000円につきましては、前年度繰越金の全額を計上いたしました。

続きまして、議案第69号令和5年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

79ページをご覧ください。

歳入でございますが、第4款諸収入、後期高齢者医療事業療養給付費市町負担金返還金1,615万円につきましては、令和4年度の精算に係る返還金を計上し、81ページの歳出では、下段の第3款諸支出金においては、一般会計繰出金1,818万円を計上いたしました。

続きまして、議案第70号令和5年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

85ページをご覧ください。

収益的支出でございますが、上段の水道事業費用、営業費用の100万円につきましては、給料の変動及び職員の異動により増額をいたしました。

続きまして、議案第71号令和5年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

99ページをご覧ください。

上段の収益的収入につきましては、消費税及び地方消費税還付金の収入見込みにより1,500万円を増額し、一般会計補助金2,500万円を減額いたしました。

下段の収益的支出につきましては、決算見込みにより流域下水道維持管理負担金1,000万円を減額いたしました。

次に、100ページの上段の資本的収入、受益者負担金1,200万円につきましては、公共下水道受益者負担金の収入見込みにより増額し、一般会計補助金1,140万8,000円を減額いたしました。

続きまして、議案第72号令和5年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について、補足説

明をさせていただきます。

109ページをご覧ください。

第2条の債務負担行為の補正でございますが、令和6年度からの契約事業者の選定を行うため、清掃業務委託料を追加いたしました。

以上で、一般会計補正予算及び特別会計補正予算並びに企業会計補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（森 美和子君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りします。

明日25日から12月4日までの10日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

明日25日から12月4日までの10日間は、休会することに決定しました。

次の会議は12月5日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午前11時48分 散会）

令和5年12月5日

亀山市議会定例会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

令和5年12月5日（火）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 上程各案に対する質疑

議案第61号 亀山市行政組織条例の一部改正について

議案第62号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議案第63号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第64号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

議案第65号 亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第66号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について

議案第67号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

議案第68号 令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第69号 令和5年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第70号 令和5年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第71号 令和5年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第72号 令和5年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について

議案第73号 指定管理者の指定について

議案第74号 指定管理者の指定について

議案第75号 指定管理者の指定について

議案第76号 指定管理者の指定について

議案第77号 指定管理者の指定について

議案第78号 指定管理者の指定について

議案第79号 指定管理者の指定について

議案第80号 指定管理者の指定について

議案第81号 指定管理者の指定について

議案第82号 指定管理者の指定について

議案第83号 指定管理者の指定について

議案第84号 指定管理者の指定について

議案第85号 損害賠償の額を定めることについて

報告第18号 専決処分の報告について

第 3 請願第 6号 子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出を求める請願書

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	市民文化部長	辻村俊孝君
健康福祉部長	小林恵太君	産業環境部長	富田真左哉君
建設部長	松田昇君	上下水道部長	田中直樹君
危機管理監	木田博人君	市民文化部次長兼 関支所長	松村大君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	総務財政部参事	杉本良則君
市民文化部参事	櫻井伸仁君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田達也君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	上田寿男君
地域医療部長	豊田達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	代表監査委員	国分純君
選挙管理委員会 事務局長	豊田昌子君		

●事務局職員

議会事務局長	渡邊靖文	書記	新山さおり
書記	西口幸伸		

●会議の次第

（午前10時00分 開議）

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、高嶋監査委員事務局長は、都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますのでご了承願います。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から例月出納検査結果報告書2件が提出され、会議システムに保存してありますので、ご覧おきください。

次に、日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑は、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意いただくとともに、発言は簡潔をお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

また朝一番で、ちょっとまだ書類の整理がつけていないもんで、えらい申し訳ないです。

通告に従いまして質問させていただきますもんで、簡潔にお答えいただきたいと思います。

まず第1番目に、議案第67号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についてでございますけれども、第10款教育費、第3項中学校費、第1目学校管理費、中学校給食実施事業の増額補正についてですけれども、委託料の増額補正が110万なされております。この理由についてお答え願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

おはようございます。

今般の業務委託料の増額補正110万円につきましては、亀山中学校及び中部中学校において実施しておりますデリバリー給食の平均喫食率が、当初予算では30%の想定であったのに対し、上半期終了時点で32%を超えており、給食の調理配送に係る業務委託料のうち、食数に応じて変動いたします経費が増えるため、必要となる予算を次年度以降、令和6年度から7年度でございますが、この債務負担行為の限度額と合わせて増額計上させていただいたものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ということは喫食率が高くなったと、2%。ちなみに、デリバリーの1食当たりの費用は743円、それでよろしいですか。

○議長（森 美和子君）

答弁を求めます。

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今般のデリバリーの喫食に関しましては、変動費というものでございますので、その計算といたしまして、今までの現在のところ1,400万程度のことを想定しておりますけれども、その増額分を今回増額させていただくというものでございます。

今、喫食の金額でございますけれども、保護者から負担をいただいております1食当たりが270円ということでございます。そして、今先ほど申し上げましたように、年間で約4,600万円の予算としております。このうちが大体30%というものでございますので、おおむねこれを割っていただいた数字というものになるということでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

大体1食幾らかかったかということが、今すぐ答えられんというのはおかしいですやんか。そうでしょう。違いますか。

ここに中学校全員喫食制給食実施に係る基本的な計画に、学校給食に係るランニングコストについてという表記がありますやろう。8ページに。ここに数字書いてあるんですよ、743円と。それがなぜ答えられんの。頭に入っていないということやがな。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

大変申し訳ございませんでした。私のほうで質問の趣旨を聞き間違えたというものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

朝から私がぼけた質問をしておるもんで、理解ができなかったということやな。要するに、喫食率、1食につきおおよそ743円、1食に当たって保護者から270円ということで、2%伸びたもんで110万の補正を行ったという答弁をしていただくのが本来の答弁やなかったかと私は思うんですけどな。いかに、学校給食というのをどういうふうに教育委員会が認識しておるかがよう分かりました。こればかりやっておったら次あれなんですけれども、よろしく頼みますわ、教育委員会。これは委員会等でまた詰めます。また一般質問でもやりたいと思いますので、しっかりそこら辺は、質問者に対する答弁者は明確に答えていただきたい。よろしいですな。議長、よろしく願います。

次に、第4款の衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費、予防接種費用助成事業増額補正について。

本年度から带状疱疹の予防接種の事業は実施していただきました。これは医師会等からいろいろ要望があり、亀山市として当初592万ぐらいの予算を組まれたと。今回766万の増額補正をされており。その増額理由、そして当初見込みがなぜこのような状況になったのか、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

おはようございます。

带状疱疹ワクチンの予防接種につきましては、議員から少しお触れいただきましたが、県下では初、他市に先駆けて本年度から費用助成を開始したもので、4月の助成開始以来、好評いただいております。

この带状疱疹ワクチンにつきましては、発症リスクの高まる50歳以上の方を対象に、1回接種の生ワクチンが4,000円の助成、それから2回接種の不活化ワクチンが1回当たり1万1,000円の助成の制度としてございます。当初予算におきましては、全国的な接種状況等を参考に、生ワクチンが180回、不活化ワクチンが延べ540回として見込みまして、委託料592万円を計上したところでございます。

一方、本年度4月以降の接種状況を見ますと、生ワクチンは当初の想定と同水準での推移となっているものの、不活化ワクチンは予想を上回る方の接種がございまして、想定約2倍を超える延べ1,240回の接種となる見込みとなりますことから、不足をいたします委託料766万4,000円の増額を行うものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

やっぱり医師会からも意見がありまして、私も教育民生委員会の委員長をさせていただいて、そこに同席させていただいておりましたけれども、県下初ですと。確かに生ワクチンについては想定どおりだったけれども、1万1,000円のを打つということは1人2万円ぐらいなんです。それを想定よりも1,200回多くなったと。これは市長が健康都市の全国の支部長になられて、この間も健康大学の開催もされて、600人や800人の人が寄ったと。要は、いかに予防関係に市民が関心を持たれておるといことですか。

こういうような中で1,200人がオーバーになったと、当初よりも。ということは、要するに合計で1,760の方が予防接種を打たれたというふうに理解させてもらってよろしいですか、今。接種をですよ。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

当初としては、不活化ワクチンは540回と見込んでおりましたところ、年間で見込みとしては1,240回見込まれるということですので、およそ700回分ぐらいがちょっと想定から増えるというところで補正をさせていただいたというところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうですか。要するに540回が1,200回になったもので、700回分を増額して766万4,000円の増額補正をやったということですか。

市長、こういうふうにご好評なんですな。県下初でやられて、市長の感想として、このように活用していただいたことについて何かご意見ございませんかな。市長としての感想、増額に対する。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

非常に好評を得たそのことは、議員お話しいただきましたように、感染症ではないけれど、こういう疾病に対する予防の意識、ここはまさにWHOが提唱しております感染症対策とか、事前にワクチンで抑えられるものについては、それによって医療費の抑制とか、健康を維持するという考え方に基づくものでありまして、本市としては、そこは従来から推奨してきたものでありますので、今回非常にタイムリーにこの議会の皆さんのご理解もいただいて、この県下でも本当に先頭を切っこの助成事業が実施できたということは、大変喜ばしいことというふうに現時点では考えておるところであります。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうですね。医師会等の要望もありまして、県下初でやって、感染症に係る市民の意識が、特に高齢者の方、带状疱疹に大変苦しんでみえる方が見えると。基本的に、聞きますと带状疱疹をもう2年患っておる人は、このワクチンを打っても効かんというようなことをよく聞いています。感染症対策をタイムリーなときにできたよかったというような市長の感想だと思う。

これは私の独り言と思って聞いてほしいんですけども、今確かに感染症としてはインフルエンザ等が大変はやっています。そこら辺のことについても、今後市長として前向きに、健康都市連合の全国の支部長になられたんですから、やっぱり感染症に関するいろんな予防接種等の助成事業を進めていただきたいと思いますと思っておりますので、これはご答弁は要りませんもので、今後そういうようなことを、ほかの感染症についても、特にインフルエンザ等の助成事業等もやっぱり頭の中に入れていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、議案第84号です。指定管理者の指定について。

表題に、名阪工業団地第四公園についてと。現状及び面積について、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

おはようございます。

まず面積ですけれども、令和6年度からの新たな指定管理期間における指定管理対象の都市公園

は108公園となり、全体面積は52万1,087平方メートルであります。また、そのうち名阪工業団地第四公園の面積は6,537平方メートルであり、全都市公園のうち名阪工業団地第四公園が占める面積率は1.3%となります。なお、名阪工業団地第四公園のうち、のり面等を除いた有効利用のできる平地の面積は約4,000平方メートルとなります。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ご答弁いただきました中で、この公園全体で今回議案第84号と出ています。都市公園法等々がいろいろあると思うんですけども、今ちょっと、さきもスケートボードが名阪第三公園の1,100平米のところへ設置されております。これは公園事業の一つの環やと思うんですけども、今ちょっとお示しいただいた、この108公園、52.1087ヘクタール、この名阪工業団地第四公園については全体で6,530平米、全体の1.3%であります。のり面を除いた有効面積が4,000平米ということで確認させていただきました。

仮に、今回こうやって議案を出していただいておりますんですけども、私はこの土地に大変注目しておるんですけども、仮にこの議会で指定管理、議案第84号が可決された場合に、都市公園法でいろいろな使用用途の一覧があると思うんです。それをちょっとお教え願えませんでしょうか。都市公園としての位置づけ。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

都市公園法の第2条の定義で第2項というところがありまして、この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするための当該都市公園に設けられる次に掲げる施設というふうなのがあります。

その中身としましては、園路及び広場、植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの。次が休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの。もう一つがブランコ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの。あと野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの。次が植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの。あと飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの。あと門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの。あと前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの。こういったのが公園施設ということで定められております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございます。

そうすると、いろいろな都市公園としての用途があるんですけども、今度はもう少し掘り下げていきたいんですけども、今この名阪第四公園の形状、どんな状況ですか。全体面積が6,000平米以上あって、のり面を除いた有効面積が4,000平米あると。4,000平米の状態ですね。更地なのか、何か支障木があるのか、今の現状はどんな現状になっておるのか、ちょっとお教え願

いたいと思います。入り口からの分ですね。お願いします。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

名阪工業団地第四公園の現状ですが、今、名阪亀山・関工業団地の造成に伴い設置され、都市公園法第2条の2の規定に基づき設置・告示した公園が第四公園となります。本公園は、出入口に車止めが設置されているとともに、周囲ののり面沿いに桜や紅葉が植栽されていますが、遊具等の公園施設はなく、広場は碎石が敷きならされていることから、隣接する名阪工業団地第五公園を利用される方の駐車スペースとして利用されているところであります。

一方、本公園の管理は指定管理者による管理を行っており、年2回以上の草刈りや年1回以上の樹木剪定等を行うことで利用者の安全性と利便性の確保を図っているところであります。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございました。

そうすると、平たんで、周辺は樹木、桜の木とかいろんなものが生えておって、入り口は紅葉で占められて、砂利敷きで平たんであると。

仮に、今回指定管理でこの条例が出て、108公園ですけれども、今聞かせていただいたときに、全体で84号に出されている指定管理の公園が108と。総面積52ヘクタール強と。そのうちの1.3%の6,000平米と。これが、議案が例えば可決された場合に、仮に他の用途に利用する場合に除外することはできるのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

名阪工業団地第四公園は、先ほども答弁させていただきましたが、都市公園法の第2条の2の規定に基づき設置された都市公園であります。このことから、都市公園の廃止につきましては都市公園法第16条において規定されており、原則として、みだりに都市公園の区域の全部または一部について都市公園を廃止してはならないとされておりますが、廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合は都市公園を廃止することができるとされているところであり、ハードルが高いとは考えますが、これらの要件に合致するなど様々な諸条件が整えられる状況でありましたら、都市公園である名阪工業団地第四公園を廃止する、別の用途に使用するというご質問でしたが、ことは不可能ではないと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

まず、そもそも名阪亀山・関工業団地は、時の旧亀山市の今井市長さんと山内関町長さんが1市1町で協議されて、割合比率が4対6やと思ったんですけれども、そのとき旧関側に、全体であれば2万2,000平米ぐらいあると思うんですよ。そして、今、松田部長が言われたように、6,0

0000 平米をほかのところに移せば可能であるというようなことですが、公園を除外することができると思うという答弁ですが、シボレックスとシボレックスサービスの下にずっと長い土地があるんですけど、その中に代替できるような土地があると思うんですけど、ありませんか。そのような振り替えることができるような土地があると思うんですけど、いかがですか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

今、議員が言われるところは、第四公園があって、その隣に第五公園があって、その西側ですかね。そこにある名阪工業団地の緑地としてみえるところを言われているというふうに今認識をさせていただきましたが、そこを今度第四公園の代替ということでしたけれども、そこはそういうふうになるというふうに決まれば、いろいろ手続を取ってやっていくというふうになっていきますが、今ここで即答、ここができるというふうには申し上げられませんが、該当するのであれば、今言われる緑地であるところ、1万5,000 平米ぐらいあるんですけど、そこが該当するのかなというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員に申し上げます。議案質疑の範囲を超えておりますので、ご注意ください。

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そろそろ注意されるやろうなと思っていましたけれども。

要は、都市公園法の16条の原則に基づく代替地をすればできるというようなことで、この議案第84号が議会で可決されても、今後の在り方によっては、52.1087ヘクタールから6,000 平米を除外した中で、代替の公園を造っていれば指定管理としても問題がないし、そういうようなことが可能であるということによろしいですな。そういうふうに確認させてもろうても。いかがですか。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

議案の内容が変わったらどうなるかというご質問だと思いますので、私のほうからご答弁を申し上げますが、ご存じのように地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときはあらかじめ当該地方公共団体の議会の議決を経なければならないことと、これは地方自治法第244条の2第6項で定められておりますので、今回議案として上がっているわけですが、この自治法の規定の中には指定管理者の責任によって外すということもあり得ますが、ただ指定管理をする範囲とか期間、場所につきまして変更というふうなことがございましたら、これはまた新たな場所というふうなことを定めた上で、議会の議決を得る必要がある可能性があるというふうに存じております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ということは、代替地の余裕はあそこはあると思うんですよ、横にね。そうやで、今、原田部長が言われたように、議案第84号が可決された場合には、改めて指定管理者に対して協議もしておかなあかんと思うんですけれども、協議をして、それで協議が済めば、それは議会に再度提案してもろうて、可能であるということですか。そういうことですか。議会に改めて指定管理者の指定の区域変更を提案するというふうに理解させてもろうてもよろしいかな。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

自治法には直接そういったことは定められておりませんが、法の趣旨から考えますと、改めて指定期間と指定管理者を定めた議案を、議決を経る必要がある、可能性があるというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

この議案には、指定管理に対する議案に対しては反対するつもりはありませんもんで、いろいろお尋ねさせていただきました。そして、またこれも一般質問でもう一度お尋ねさせていただきますもんで、そのときに財務担当にしる、建設にしる、こっちに聞いても分かりませんからな。しっかり答えられるように準備をしておいてください。

ちょっと時間余りましたが、これにて質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

次に、2番 櫻木善仁議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

おはようございます。

新和会の櫻木でございます。

通告に従い、議案第61号亀山市行政組織条例の一部改正について、議案第66号亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について、議案第67号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について質疑をさせていただきます。

まず初めに、議案61号亀山市行政組織条例の一部改正、子ども未来部の設置について伺ってまいります。

今回、健康福祉部の組織改編に関する提案について確認させていただきます。提案理由書において、健康政策課、地域福祉課、子ども未来課から子ども未来課を分離し、かつ、課から部に格上げする組織の構図が示されています。これについて4つの視点で確認したいと思います。

まず1点目は、今年度発足された国のこども家庭庁に対する組織となるのか。あるいは、現在の組織では問題があり、課題を解決するための組織見直しであるのかという点です。

2点目は、その提案された組織改編の趣旨について説明をお願いします。同時に、改編の必要性

がどのような問題や課題に基づいているか、その根拠についてご説明ください。

3つ目は、組織改編の理由、根拠についてですが、提案における組織改編の根拠について具体的に説明をしていただきたいと思います。なぜなら、課から子ども未来課を分離して、部に格上げする必要性がどうして考えられたのかというその背景と検討過程をご説明ください。

最後4つ目に、提案の主な目的について具体的に説明いただけますか。子ども未来課の格上げがどのような効果や利点をもたらすのかということを考えているのか。また、地域や他の組織に対してどのように寄与する見込みなのか、そこを詳しくご説明ください。

○議長（森 美和子君）

2番 櫻木善仁議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

4点ほどご質疑いただきましたが、全体的に経緯とかそういったことも関わりますので、今回の子ども未来部設置に至ったというか、提案いたしております経緯等からご説明申し上げます。

まず本市におきましては、平成17年度に切れ目のない子供支援の中核となる子ども総合支援室を設置し、平成22年度には同室が児童福祉部門と連携し、福祉に関わる公的サービスに関しても関わるができるよう子ども総合センターを展開するなど、子供・子育て政策推進体制を他の自治体に先駆けて先進的に構築してきたといった歴史がございます。

さらに、平成30年度からは幼稚園の管理運営に関する事務を、補助執行でございますが、教育委員会から市長部局の健康福祉部へ移管するなど、幼稚園・保育所の所管部署の一元化を図り、健康福祉部子ども未来課において子供・子育て施策に取り組み、福祉、教育、医療との緊密な連携の下、支援体制を充実させてまいっております。

一方では、近年子供に関します相談件数も増加しておりまして、その内容も多様化・複雑化する傾向が強まっており、ケースワークをより強化させることが必要にもなっております。それと、今回子ども家庭庁が設置ということもございしますが、国の子ども基本法の制定や児童福祉法の改正など、「こどもまんなか社会」といった国の子供政策動向の加速に合わせまして、全ての妊産婦、子育て世帯及び子供に対して一体的に相談支援を行う機能を有する機関、子ども家庭センターでございしますが、の設置など、子供に関する施策を総括的に行う体制の構築が求められております。

そういったことから、子供に関する施策をより一層強力で推し進める体制を構築するとともに、市民に分かりやすく相談しやすい環境を整えるため、子ども未来部として独立した部を設置することとしたものでございます。

先ほど、子ども未来課を格上げというふうにおっしゃいましたが、そういった内容につきましては、現在健康福祉部子ども未来課との改正後のイメージを説明申し上げますと、子ども未来課が担っている業務を継承するところも当然でございますが、大きくは子供政策などの立案や保育・教育施設の管理等を担う課、現在の案としましては子ども政策課としておりますが、それと妊産婦、子育て世帯などの相談支援を担う課、現在子ども総合支援課と案をつくっておりますが、に再編をいたしまして、市民に分かりやすく利用しやすい体制とするものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

それでは、今先ほどの総括的にということなのですが、今回の先ほど私のほうで質問した内容の中で、いろいろな背景があって、今回の子ども未来部の設立に向けていろんな検討を行ったと思うんですけど、子供というのは、教育委員会というのが非常に期間が長いと思うんですけど、教育委員会の中に子供というのをまとめて設置するようなことというのは検討されたのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

子ども未来部の設置に当たりましては、児童福祉法の改正に伴い、健康福祉部子ども未来課で、現在母子保健グループで担っております子育て世代包括支援センターの機能と、子ども支援グループで担っております子ども家庭総合支援拠点機能を統合した、いわゆるこども家庭センター機能を設置する目的もございましたことから、これまでからこの事務を実施してまいりました市長部局内での設置としたところでございます。

なお、独立した行政委員会であります教育委員会と市長部局におきましては、それぞれ担う事務がありますことから、今回は市長部局での設置ということでさせていただく提案といたしております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

今回のこども家庭庁の「こども」という定義は、年齢を制限するものではなく、心と身体の成長の段階にある人というような定義づけがされております。今回の設立に当たる子ども未来部においても同じような対応をされるのでしょうか。それとも、対象年齢として従来の対象年齢18歳までになるのかということをお示しく下さい。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

子ども未来部の対象年齢でございますが、子ども未来部のサービスの支援の提供を受ける年齢につきましては、内容やケースによって様々であろうかと考えているところでございますが、例えば不登校などの事案では、その後のひきこもりなどの重層的支援との連携も不可欠でありますことから、18歳以上も対象として切れ目のない支援を行っていくものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

それでは、先ほどの健康福祉部からの分離によって、組織による縦割りの壁というのがまた発生するような気がします。そこで、子供に不利になったり、事務作業が遅れたりというのはしないのか。特に福祉部門からの分離ということで、せっかく一緒のところにいる部門を分けてしまうことによって、連携不足などのリスクがないのかということだけちょっと確認させてください。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

これまで複数の所属にわたって調整が必要であった業務を、新たな子ども未来部に集約する内容もございますことから、スピーディーなサービスや支援につながるものと認識しております。今回、健康福祉部から子供の関係につきましては子ども未来部へというふうなことで分離させることによりまして、よりスピーディーなサービス、支援につながるというふうなことで認識しているものですが、部内におきまして、健康福祉部ではこれまで部長、次長というふうな経路を辿っていた指揮命令系統が部長から直接課長に到達したり、あるいは判断が、子ども未来部長がスピーディーに判断といったこともございますので、業務の迅速化につながるものというふうにも考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

冒頭の答弁の中にもありましたけど、提案理由説明書の中にも書かれてはいますが、子どもに関する事項を強力に推し進めると記載されていますが、今回の組織で具体的にどこに新たな力を入れるんでしょうか。今までできなかったのか、あるいは新しい力を入れる項目が追加となっていくのかということをご説明ください。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回、子どもに関する事項を強力に推し進めるということでさせていただいておりますが、現在健康福祉部などで所管しております子供に関する様々な施策を包括的に担う部を新たに設置することにより、先ほども申し上げましたが、迅速かつ効率的に行うこと、またそれらをご利用いただく市民の皆様に分かりやすいものとするので、利用しやすいサービスや支援の提供を進めるものでございます。

それと、今回子ども家庭センターを設置いたしますこととしますが、これは児童福祉法改正による設置の努力義務の規定からでございますが、これによりまして全ての妊産婦、子育て世帯、それと子供の相談支援を一体的に担うというふうな組織とすることも目的となっております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

その前の答弁でももう一つあったのは、不登校というキーワードがございましたが、教育委員会の中では不登校だとか、いじめだとかいうところを、いろいろ対策を打っていると思うんですけど、今回この子ども未来部も同じように、子ども家庭庁からの中ではこの辺りも一緒にやっていくということをやっていますけど、この亀山市に設立される子ども未来部も同じようにいじめや不登校なども一緒に包括しながら取り組んでいくのかということを確認させてください。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

いじめや不登校などにつきましては、教育委員会で認知、発生することが多うございますが、そういった事案につきましては、これまでから健康福祉部と連携し対応しておりますことから、今後とも同様に教育委員会と子ども未来部が密接に連携して対応していくものと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

今回、学校で起きているいじめとか不登校なども含めて、市民に分かりやすいということで、子供に関することは全てワンストップサービス対応ということで、そこが受けていただくようなことも検討していただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

相談体制を包括的にこども家庭センターで充足・強化していくという目的がございますので、当然そこにはいじめとか不登校といった相談もなされる場合があるかと存じますが、そういった場合には、学校で起こっている事案とかそういったものについては当然教育委員会も関係しますことから、相談を受けても教育委員会と連絡を取り合っただけで密接に連携をするというふうなことで考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

やはりそういうところが縦割りのまざりところになると思いますので、ぜひ市民に分かりやすく、子供のことは何でも子ども未来部にご相談をというふうに対応していただくとありがたいなあというふうに思います。

それでは、次に議案第66号亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について伺います。

まず今回の改正に当たりまして、なぜこの今のタイミングで改正を行う必要があるのか、ご説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

総合保健福祉センターにつきましては、平成13年の設置以来、市民の保健福祉の増進を図る拠点として健康都市に関する取組の展開など、その都度必要な機能を付加し、また施策を実施してまいりましたが、それらに伴い職員数も大幅に増加をし、施設内の事務スペース等が非常に手狭になってきてございます。

また、令和6年度以降は、切れ目のない子供・子育て支援体制のさらなる充実及び強化や重層的支援体制整備事業の拡大等が必要となるなど、体制整備からも大きな転換期を迎えており、必要な事務スペース等を確保するため、令和4年度から検討を重ね、令和5年10月、総合保健福祉センター機能見直し方針を定めたところでございます。

そこで、この方針に従いまして、これからのセンターに必要な機能の拡充を行い、利用の少ない設備を用途変更するに当たりまして、視聴覚室と温泉スタンドにつきましては今回用途廃止の議案を提案したところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

施設の用途廃止ということで、今回の提案書にもありましたけど、その中にちょっと気になる点がございます、これは条例に定める使用料が今回の大きな改正の内容だと思うんですけど、その点については間違いないでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

機能見直しにつきましては、条例で定めるもの、それから規則で定めるもの、様々ございますが、条例の部分におきましては、この温泉スタンドと視聴覚室というところになってございますので、その2か所について議案を提案したところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

それじゃあ、今回視聴覚室と温泉スタンドということなんですけど、それぞれ視聴覚室の利用状況を把握した上で需要がないことを確認しているのか。また、今回温泉スタンドは修繕対応が難しいというふうに書いてありましたが、その辺り十分確認されたのか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

施設の利用状況を事前に把握したのかというご質問かと思いますが、この総合福祉センターの利用状況につきましては、総合保健福祉センター機能見直し方針でもお示ししましたとおり、センター内の各室の利用者数や利用団体数を事前に把握してございまして、特に視聴覚室及び温泉スタンドにつきましてもそれぞれ利用数は年々減少し、前年度の利用はいずれもなかったところでございます。また、インターネットや来場者へのアンケート、それから利用団体、執務者へのヒアリングなどを実施し、利用者のニーズにつきましても把握しておるところでございます。

また、温泉スタンドでございますけれども、こちらにつきましては現在機械部品の製造終了等により修繕ができないという状況についても事前に確認をし、検討したものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

今、ニーズの把握をしたということは理解させていただきました。

それでは、この施設はこの後どのような用途に使用されていくのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

視聴覚室につきましては、現在施設内で不足をする書庫として機能転換を行うこととしてございます。また、温泉スタンドにつきましては、先ほども答弁させていただきましたが、機械部品の製造終了等により修繕ができないという状況でございますことから、最終的には撤去をする予定でございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

この件は、先ほど私質問したように、条例に定める使用料が施設の機能転換を遅らせる障壁となっていたように思います。やはりこの機能転換を早めに行って、施設の有効活用を今後進めていただきたいと思います。

それでは、ちょっと次の質疑に入りたいと思います。

議案第67号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についてです。

第2款総務費、総務管理費の災害対策費の災害時応急活動充実・強化事業についてです。ここは、2,477万2,000円の減額補正について、当初計画されていた事業内容についてお示してください。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

事業の概要ですが、B&G財団が令和3年度から実施している防災拠点の設置及び災害時総合支援体制構築事業の助成金を活用し、災害復興に資するために資機材等を整備するもので、災害時に必要な資機材の充実などには有効な事業として、災害時応急活動充実・強化事業の令和5年度当初予算化を図ったものでございます。

具体的な事業概要は、B&G財団の助成によって災害発生時に必要な物資を備蓄するための倉庫や資機材を整備するものでございます。助成の内容は、防災拠点の整備として単年度限りで油圧シャベルと運搬ダンプを支給いただき、支給品費用と市独自の資機材購入費を合わせて上限3,000万円、人材育成としては3年間で各年度上限300万円の助成をいただきます。

内訳は、防災安全課におきましては防災倉庫の増改築費117万7,000円、環境課では油圧シャベル等運搬用ダンプの支給がされるほか、4トンダンプ及びフォークリフトの購入費1,162万円、建設管理課では2トンダンプの購入費507万円、消防総務課ではドローンの購入費194万3,000円でございます。次に、人材育成費として油圧シャベルの操作や解体作業の研修費4万円で、総額1,985万円の助成をいただき、市単独費492万2,000円を加え、総額2,477万2,000円で災害時応急活動の資機材等の充実を図るものでございました。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

備えあれば憂いなしということで、いつ発生するか分からない災害に対する迅速な対応が求めら

れる中、このB&G財団からの助成は非常にありがたいものだと考えます。しかし、なぜこの助成金が削減されたのか、その背景にある経緯と理由についてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

減額理由の背景でございますが、B&G財団の防災拠点の設置及び災害時総合支援体制構築事業は、令和3年度の第1期採択で25自治体、令和4年度の第2期で29自治体が採択となっております。本市は、令和5年度の第3期の事業採択を目指しておりました。しかしながら、先行採択されました自治体におきましては、世界的な半導体不足などの影響により資機材の納品が遅延し、現時点でも事業未了となっている自治体があるとお聞きしております。

このようなことから、本年9月にB&G財団としましては、まず先行採択した自治体の事業を全て完了するものとし、その後に改めて令和6年度以降に第3期の募集を行いたいとお聞きいたしました。本年度の事業採択は見込めないということになりましたことから、やむを得ず予算の減額を行ったものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

今、先行採択によりというふうな答弁をいただきましたけど、申請というのは、事業内容を検討して、申請して、審査、審査結果、採用、そして契約の手続というような事業を確定されるものではないのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

令和5年度当初予算として事業化しました手続の経緯でございますけれども、昨年4月にB&G財団理事長から事業の紹介を直接いただいた際に、9月頃には事業実施の意思確認をし、その後財団の審査を経て、年度内に採択をいただくという流れをお伺いしておりました。そういった経過もあり、庁内関係部署の調整を進めつつ、財団担当者との電話やメールでの相談や打合せを重ねてまいりました。世界的な半導体不足の影響があり、事業の進捗が遅れているとの話はございましたが、その相談や打合せの過程の中で、B&G財団の担当者からは事業内容について問題ないと伺っておりました。そのことから、事業申請の提出の示唆はありませんでしたが、令和5年度中には整理されていくものと判断し、令和5年度中の年度途中で事業採択がなされた場合においても速やかに事業実施が進められるよう、当初予算に計上することといたしました。

今後の予算編成の方向でございますけれども、災害時応急活動の充実・強化事業は市の総合計画後期基本計画の実施計画に位置づけられた主要事業であり、本年度の事業を来年度以降に先送りするもので、事業を休止させるものではございません。また、B&G財団においても同様の意向であるとお伺いしております。今後も引き続き、B&G財団との事業採択に向けた情報交換や連絡を密に取って、適正な時期に予算を計上させていただきたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

相手があることというのは理解をしていますけど、やはり災害時の応急活動は非常に重要だと私も認識しております。計画的かつ迅速に進める必要があります。今回のような不確定な情報で予算計上するのではなく、やはり契約書、書面によって確実に計上できるように今後していただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、次の質疑に入りたいと思います。

次は、歳入、寄附金というところで、歳出の土木費の急傾斜地崩壊対策事業費及び教育費というところに入っていきます。

まず、土木費について伺います。

歳入、寄附金の説明欄に急傾斜地崩壊対策事業費寄附金と記されていますが、これは急傾斜地ということで、受益を伴う負担金ではないでしょうかという確認でございます。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

亀山市急傾斜地崩壊対策事業は、事業実施当初から受益者に寄附金とした形で事業費の一部をご負担していただいておりますが、令和3年12月議会でのご議論を経て、市としましても分担金として徴収することが適切であるとして、令和4年9月議会におきまして亀山市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例を制定いたしました。

条例においては、施行日を令和5年4月1日としておりましたが、施行日前に着手した事業については従前のおりとする経過措置を設けております。このことから、今回議案として提案しております事業については施行日前の令和4年11月に着手している事業でありますことから、経過措置の適用となり、寄附金として計上させていただきます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

予算書の変更が留保されていて、本来だと負担金ということでよろしかったでしょうか。分かりました。

それでは、次に寄附金の教育費の寄附金について伺います。

寄附者の意向、差し支えなければ寄附者、金額を確認させてください。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

教育費寄附金、保健体育費寄附金につきましては、2件のご寄附をいただいた合計額としまして92万4,000円を計上してございます。内訳といたしまして、令和2年度から継続的にご寄附をいただいております明治安田生命保険相互会社からは市民の健康づくりへの活用というご意向で82万4,000円を、また亀山ライオンズクラブからはスポーツ振興への活用というご意向で10万円をそれぞれご寄附いただいたところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

それでは、それぞれの寄附いただいた内容について、使途についてご説明ください。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

寄附金の使途につきましては、それぞれの寄附者のご意向を踏まえ、市民の健康づくりやスポーツ振興への活用を行うこととし、毎年度実施をしてございます市民体力テストにおいて使用します握力計や血圧計の購入や、以前からご要望のありました西野公園テニスコート及び観音山テニスコートへのベンチの設置、体育館で多目的に利用できる支柱及びネットの購入を計画し、備品購入費の増額補正を計上したところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

寄附団体の意向に沿った使途であることが確認できました。寄附いただきました団体の皆様に感謝を申し上げるとともに、質問を終了させていただきます。

○議長（森 美和子君）

2番 櫻木善仁議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時07分 休憩）

（午前11時18分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 森 英之議員。

○6番（森 英之君登壇）

結の森 英之でございます。

約1年ぶりの質問となりますので、大変緊張しておりますけれども、皆さんの執行部の方の真摯なる答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

2つ質問を取り上げさせていただきます。

議案第65号亀山市職員給与条例の一部改正について、それから議案第84号指定管理者の指定についてということを取り上げさせていただきます。

まず、議案第65号亀山市職員給与条例の一部改正についてでございます。

1つ目、改正の経緯についてということとさせていただきます。

国家公務員の給与改定のための人事院勧告があったことに合わせてということ認識はしておるんですけれども、改めてこの亀山市職員給与条例の改正の経緯についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

6番 森 英之議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

給与条例の改正に至った経緯でございますが、本市職員の給与につきましては、これまでから人事院の給与勧告による国家公務員の給与改正に準じて、いわゆる国公準拠といたりしますが、この考え方により対応しているところでございます。

人事院の給与勧告とは、労働基本権制約の代償措置として一般職の職員の給与に関する法律、給与法ともいたりしますが、の適用を受ける一般職の国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、常勤の国家公務員の給与水準を常勤の民間企業従業員の給与水準と均衡させること、民間準拠といいますが、を基本に勧告を行っております。

例年、人事院勧告は8月に実施され、閣議決定の後、給与法の改正の法案が提出されることとなっております。本年は閣議決定が10月20日で、法案につきましては11月17日に可決・成立しておりますが、この国公準拠の考え方は、地方公務員法に規定されております給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように随時適当な措置を講じなければならないという、情勢適応の原則といいますが、これや、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないという均衡の原則によるものであり、本市におきましてはこれまでもそのようにしておりますし、今後も同様にその対応をしていくといった給与改正の流れでございます。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

今ご説明いただきましたけれども、人事院勧告ということでありましたが、私が確認してみると、県であったりとか、あるいは政令指定都市等には人事委員会が設置されていたりというところがあって、そこからの勧告を受けるということも、認識をしておるんですけども、この亀山市におきましてはそのようなことではなくて、あくまでも人事院勧告に従ってということによろしかったですね。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

本市のような規模では人事委員会を設置しておりませんので、県とかそういったところは設置しておりますが、本市にはございませんので、これまでと同様に国家公務員の国公準拠というふうな考え方で対応しております。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

分かりました。

今回の給与の条例の改正に伴って、亀山市の職員に支給される6月あるいは12月の期末手当と

勤勉手当はどのように支給されることになるのか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の人事院勧告に伴っての国公準拠の対応で、期末・勤勉手当の月数でございますが、これにつきましても民間の支給状況を踏まえた勧告がなされておりまして、支給月数を現在年間で4.4月でございますが、これを0.1月引き上げ、4.5月へ引き上げるものでございます。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

期末手当と、あと勤勉手当とあると思うんですけど、それぞれの内訳を確認させていただけますか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

期末・勤勉手当となっておりますが、期末手当につきましては1.2月を1.25へ0.05月、それと勤勉手当につきましては1.0月を1.05月、0.05月、それぞれ0.05月、合計で0.1月を引き上げるものでございます。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

こちらについては、いわゆる今年度の期末手当・勤勉手当の改正ということをご認識しておりますが、既に6月は期を過ぎております。6月についての扱いはどうなるのか、お聞かせいただけますか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

本年度につきましては、令和5年度の期末・勤勉手当は、12月期において先ほど申し上げました0.05月、0.05月を合わせて0.1月を引き上げるものでございまして、本年度は12月ということで、この適用自体も令和5年12月1日といたしておりますが、6月期につきましては来年度、令和6年度の期末・勤勉手当におきまして、これを本年度分の0.1月分について6月期と12月期に振り分け、期末・勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げ、支給することといたしております。

でございますので、令和5年度と令和6年度の期末・勤勉手当の支給月数を本年度と来年度と比較いたしますと、令和6年度6月期が0.05月上がり、12月期においては令和6年度が0.05月下がることとなるものでございまして、6月と12月とならしまして、年間の支給月数は4.5月で同じでございます。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

すなわち今年度は4.5か月になるということで、来年度においても、今年度4.5になったこと
によって来年度も4.5ということになるという認識でよかったですか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

6月期と12月期で支給月数は若干異なっておりますが、年間としては4.5月で同じでござい
ます。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

来年度については、また人事院勧告が行われればその都度ということで理解をさせていただきました。
この質問について、もう一つ、亀山市職員組合との協議についてということを取り上げさせてい
ただいております。今回について亀山市職員組合と事前に協議がなされているのか、確認させてい
ただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

職員組合との協議でございしますが、今回の給与改正に関する協議につきましては10月23日に
交渉を行い、既に協議を済ませております。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

すなわち8月に人事院勧告が行われて、その結果を受けて10月23日に事前協議を行ったとい
うことになりますね。

その中で、今回の人事院勧告についての数字が当然協議されたと思うんですが、そこについては
組合のほうと一定の合意は取れているという認識でよかったですか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

組合との協議といいますか、交渉の中では月例給、月額給料の水準を引き上げるとともに、4
月に遡って差額を支給すること。それと一時金、期末・勤勉手当でございしますが、これを年間4.
5月に引き上げるとともに、同様に年内の支給かと存じますが、人事院勧告の内容に沿った要求を
いただいております、それについては回答も11月6日にしておりまして、協議が済んでおりま
す。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

今回、人事院勧告を受けて給与が増額されるという感じについては、やっぱり受け入れやすい内容でありますし、ということかと思うんですけども、逆の場合もあるわけですね。そのときに、やはり事前協議は行われるということなんですけど、ふだんからの信頼関係がないとなかなかということもございますので、やはり事前協議というのはきっちり行っていただきたいということを申し上げて、この質問の項目を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、議案第84号指定管理者の指定についてでございます。

この指定管理者の指定の中でちょっと注目させてもらったのが、亀山市都市公園等の施設の管理についてということで質問を取り上げさせていただいております。実は、私も一般質問で都市公園の管理についてということをお聞きさせていただいた経緯がありまして、特に確認したいということで質問を取り上げさせていただきます。

まず、遊具の管理についてでございます。遊具の管理は具体的にどのように行っているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

指定管理の公園の遊具の管理ですけれども、令和6年度より新たな指定管理期間を予定している都市公園は108公園であり、そのうち73公園に遊具が設置をされております。これら遊具の管理につきましては、指定管理者業務仕様書により指定管理者において日常点検及び定期点検並びに保守を適切に実施するよう定めております。

日常点検は、実施頻度を週1回程度としており、目視や触診、聴診等の方法により、遊具の変形や異常の有無を指定管理者の職員による日常業務の中で点検しています。

一方、定期点検は実施頻度を年2回以上としており、公園施設製品安全管理士の資格を有する遊具点検の専門技術者により、目視、触診、聴診に打診や計測を加えた精密点検を実施しております。この定期点検は、点検結果をハザードレベルや劣化状況を勘案し、「遊具が健全な状態」から「危険性が高く緊急修繕または更新が必要な状態」までAからDの4段階で判定し、点検結果報告として取りまとめ、指定管理者を通じて市に報告いただいているところであります。なお、緊急性が高いD判定となった遊具につきましては、点検時に使用禁止措置を行う対応を取っているところであります。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

特に遊具については、日常点検を実施ということと、定期点検ということで年2回実施しているということを確認させていただきました。

遊具の点検の結果については、一部の遊具で私確認したことがあるのが、点検済みというようなシールを貼られているということがあったと思うんですけど、今それは行われているという認識でよかったですか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

以前そういう点検したものには貼られているということですが、全ての遊具がそういうふうな点検、例えば指定管理者の職員による点検で点検したものとかも含めた全てのものについて貼られているという状況ではないと思いますが、公園施設製品安全管理士、こういった資格を持った方がその施設の必要な項目を点検したものについては、ちょっと私の考えではありますが、そういったところは貼られているのかなと、従前どおり貼られているのかなというふうに認識をしております。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

いや、多分今は貼られていないと思うんです。私の認識ではそういう認識でおるんですけども、やはり利用者からすると、貼られていると安心感もあるし、いいかなというふうに思うんですが、そういったところも手間であるとか、いろんな理由はあると思うんですけども、その辺また改善できる余地があればお願いしたいですし、それはしないのであれば、きちっと点検をした結果を貼り出してはいいけれども、していますということはきちっと公表して、管理しているということは安心につながると思うので、きちっとそこはつなげていただきたいというふうに思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

申し訳ありません。私の認識が誤りがありまして、以前、公園内に木製の看板を設置し、年2回の点検済みシールを貼っていましたが、看板の老朽化もあり、現在は看板を撤去している状態です。

今後ですけれども、議員言われるように、必要に応じて自治会への連絡を行うなどして、対応をちゃんとしていきたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

シールが一番いいということではないんですが、シールも当然劣化して剥がれたりしますし、ではあるんですけども、その辺、利用者が安心できるように今も努めていただければ、それを周知いただくということも併せてお願いしたいというふうに思います。

あと、AからDということでありましたが、特にD判定の場合は緊急で使用禁止の措置を取ることでありましたけれども、破損があった場合にどのように対応されているのか、お聞かせいただけますか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

遊具の点検において不具合や危険性が確認された場合ですが、緊急度に応じて禁止措置を取って

います。また、遊具の修繕が必要な場合は、指定管理者業務仕様書に基づいて、修繕に係る費用が1件当たり30万円未満の場合は指定管理者において、修繕に係る経費が1件当たり30万円以上の場合は市において修繕工事を実施することとしています。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

分かりました。

30万円という区切りを設けてということなのですが、指定管理者も当然ある一定の予算の中で七十幾つの遊具のある公園の管理をしているということでありまして、その中で当然30万を超えてくると市の管理の下で修繕する必要があると。それも限られた予算の中でということになってくると思うので、ですけれども、その辺り大体年間押しなべてどれぐらいの件数が30万以上、あるいは数字として分かったものがあれば、30万未満のものが指定管理者のほうで修理しているという認識でよかったか、お聞かせいただけますか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

令和元年から、例えば令和4年まで4年間の大体平均をさせていただきますと、年間400万ぐらいの指定管理者における遊具の修繕費というのかかっています。1件30万とすれば、大体十二、三件がその対象になってくるのかなというふうに認識をしています。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

ありがとうございます。

今、亀山公園にインクルーシブを取り入れた遊具を今まさしく対応していただいておりますのでありますけれども、そのように大がかりな修繕あるいは取壊しが必要なものについては当然費用がたくさんかかってきますので、予算化してやっていくということがあると思うんですけれども、400万ということで、十数件ぐらいは指定管理者のほうで処置をしていただいておりますということを認識させていただきました。

あと、都市公園については当然緑化もされておりますので、草であったりとか、樹木の剪定が当然必要になってくると思うんですが、これについてはどの頻度で実施されているのか、お聞かせいただけますか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

指定管理者により管理する都市公園につきましては、令和6年度以降の新たな指定管理期間においては108公園及び亀山公園屋外ステージを対象としております。この都市公園につきましては、指定管理者業務仕様書において草刈りや樹木剪定等の管理頻度を示しており、草刈りににつきましては、利用者の多い亀山公園、東野公園、西野公園及びのぼの森公園では月1回以上、その他の都

市公園では年2回以上実施することとしております。また、樹木や芝の剪定や刈り込みにつきましては、全ての都市公園において年1回以上実施することとしているところであります。

なお、環境美化ボランティア推進事業として団体登録をいただき、都市公園内の草刈りや清掃等の環境美化活動を実施いただいております団体に対しましては、清掃用具等の支給やボランティア保険の加入などの支援を行うことで、良好な都市公園の確保に向け、市民の皆様と共に取り組んでいるところであります。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

公園といいますと、やっぱり憩いの場ですよ。高齢者の方から子供さんからも利用される公園、これはきれいに整備されているとやっぱり気持ちよく利用できますし、使用するに当たって、やっぱり価値も高まると思うんですね。その辺を踏まえて、指定管理者については今回公募で1事業者ということ認識しておりますけれども、1事業者だからといって緊張感ないままに取り組んでもらうとやっぱりよろしくないの、慣れでいくのではなくて、市民からの要望なんかもたくさん入ってくると思いますので、その都度きっちり対応いただくように、指定管理者についてのご指導も、管理者としての認識も高めていただくようお願いしたいと思います。

質問にはちょっと入れておりませんが、都市公園で大事なやはりトイレ、便所ですね。トイレの清掃、維持管理です。これについては、やはり利用者がきれいに管理されていると気持ちよく利用できますし、そういったところで洋式が増えていっておりますけれども、それについてもいろいろご苦労いただいていると思うんですが、きっちり維持管理に努めていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、都市公園以外、亀山市が管理する以外の公園もあると思います。自治会が管理している公園もあつたりすると思うんですが、そこの維持管理についても、ノウハウはやはり市として持っていますので、もしそういったところでご相談があれば、きっちり対応いただきたいと思いますということを最後に申し上げて、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

6番 森 英之議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時42分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質疑をします。

まず、議案第63号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第64号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正についてです。

条例制定・改廃の背景と趣旨によれば、今回の議案は市議会の議員に支給する議員報酬及び期末手当の額及び市長及び副市長に支給する給与の額について、市民の意思を十分に反映させるため特別職報酬等審議会に諮問したところ、期末手当の支給については令和5年8月7日の人事院勧告に鑑み、国の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の取扱いに準じて、市の一般職の職員における期末手当及び勤勉手当、それぞれの支給月数における引上げ月数の合計月数と同じ年0.1月の引上げが妥当であるとの答申を受けたことから、所要の改正を行うものでありますと書かれております。

つまり、議員や市長及び副市長の期末手当、つまりボーナスは令和5年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の取扱いに準じて、市職員と同様に0.1月引き上げようとするものであります。

そこで、まず引上げの基となった人事院勧告とはどのような制度なのか、お尋ねします。

○議長（森 美和子君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

人事院勧告制度についてでございますが、国家公務員はその地位の特殊性と職務の公共性に鑑み、労働基本権が制約されていることから、民間企業のようにその時々の経済、雇用情勢等を反映して労使交渉によって給与等を決定することができません。そのため、労働基本権制約の代償措置として、独立機関である人事院が社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するための必要な改定について、国会と内閣に対し同時に勧告を行い、それに基づいて国家公務員の給与が改定される仕組みとなっております。この勧告が人事院勧告であり、民間企業従業員と国家公務員の給与水準の均衡を図ることを基本に行われているものでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

答弁にあったとおりでと思います。

私のほうから補足すると、もともと日本国憲法28条で労働者の団結権、団体交渉権、それからストライキなどの団体行動権、いわゆる争議権、この3権が保障されておるわけでありまして。ところが、国家公務員法や地方公務員法、こういう公務員の権利は大きく憲法から侵害をされて、一般公務員の争議を懲罰や罰金の対象としていると。これはどうしてかということ、戦後、労働運動を敵視したGHQ、日本政府が憲法の規定に反してこういう法律を制定したというのが、戦後のこういう法律の制定であります。そして、こういう憲法で保障された労働基本権を制約する代償措置ということで、人事院、それから地方の人事委員会ということで給与の勧告制度が始まった。この勧告に基づいて給与を決定しているというのが今の制度であります。

そこで、一般職の職員は、人事院勧告で期末手当と勤勉手当合わせて0.1月引き上げるものであるのに対して、議員や市長及び副市長には期末手当しかなく、勤勉手当はありません。そこで、人事院勧告に準じてといいながら、なぜ期末手当しかない議員や市長及び副市長に職員の勤勉手当も含めて0.1月引き上げるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

特別職の期末手当の引上げにつきましては、さきにお触れいただきましたが、報酬等審議会の答申が当然根拠になっておるものでございまして、その報酬等審議会の答申では、民間との較差や一般職との均衡、県内の支給状況及び県下の財政状況等を総合的に勘案すると、期末手当の支給月数の引上げ改定を行うことに理解は得られると。また、この引上げ月数については、これまで人事院勧告に準拠し改定されてきた経緯の中で、一般職と同じ0.1月引上げが妥当であると。

こういったことで報酬等審議会の答申を基になっておるものでございますが、ただ、おっしゃいました一般職には勤勉手当・期末手当がございまして、ともに民間の賞与等に見合うものといった性格を持つものでございまして、これは一律的な支給部分の期末手当、それと成績査定による支給部分としての勤勉手当、そういった考え方がございまして、特別職及び議員については勤勉手当の支給の定めがないことから、勤勉手当と同じく民間の賞与に見合う性格を持つ期末手当が、併せて賞与という性格に見合うということで、これまでから一般職の改定との均衡を図るといった意味で、一般職の期末・勤勉手当と同じ月数というふうなことになっていると存じます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

非常に苦しい答弁やと思います。

期末手当というのは、基準日現在、在職しておればいいと。例えば休職発令をされているとか、そういうことがない限り100%もらえるわけですね。だから、我々議員や市長なんかも、そういう意味でいくと、別に働きがどうこう関係なく、その時点で在職しておれば100%もらえる、これが期末手当だと。ところが、勤勉手当はそうはいかんですね。いわゆる成績主義というんですか、やっぱり働きを評価して、その上で率が変わってくるというものなんですね。だから、そういうものというのは、当然我々特別職にはなじまない問題ですよ。だから、この期末手当一本になっておるんです。

おかしいのは、人事院勧告に準拠するというのであれば、期末手当はいいですよ、0.05は。勤勉手当の0.05は当然外すべきものですよ。全然性格が違うものですよ。ボーナスとして一本で支払われるけれども、その決め方というのは全然期末手当と勤勉手当は違うわけですから、これを一緒くたにするというのは、私はおかしなやり方だと思いますよ。だから、こういう問題点があるということで指摘しておきます。

それから、次にこの人事院勧告制度というのは、先ほども答弁でありましたけど、国家公務員の給与水準と民間の比較ですよ。オーバーしておるとか低いとか、こういうことを比べるわけですが、こういうものを比較したものであって地方公務員との比較ではないですね。人事院勧告制度というのは、あくまでも民間と国家公務員について言及した勧告なんですよ。だから、その出た数字をそのまま地方公務員に当てはめるというのも無理があるんじゃないかと私は思うんですね。

例えば、今、国家公務員59万人と言われてます。そのうちこの給与勧告の対象となるのは、一般職の国家公務員で28万2,000人と言われてます。約30万人ですよ。こういう数の方

を対象にした民間企業との比較なんですね。地方公務員の給与改定については、先ほど森議員の質問の答弁でもありましたけれども、人事委員会が置かれるところは人事委員会が勧告をする。人事委員会がないところはまた違った形でやられるんですけども、そういう人事委員会が置かれていない地方公共団体、やっぱり一般的にはこういう人事院勧告、それから他の公共団体等を参考にしながら給与改定が行われるということなんですね。これが今現在やられている制度なんです。

ところが、よく考えてみてほしいのは、全国各地で勤務している約30万人の国家公務員と、例えば亀山は、僅か正規職員は500人ですよ。これを全く同じ土俵に乗せて比較をすることが本当に妥当なのかどうかなんですよね。例えば、国家公務員なんかは給料表でいうと何級という級がありますよね、1級、2級、3級と。これを何級使うのかというのも市によって違うわけですね。国家公務員の級数、丸々使わない。それからいわゆる職制、部長であるとか課長であるとか、こういう職制についても国家公務員と亀山市とは全然違います。それから年齢構成も違います。だから、本当にこれだけ大きな規模の30万近い国家公務員の給料と、それから500人程度の亀山市のこういう規模のところを対等に比較するということが本当に妥当なのかどうか、こういう問題があると思います。

お聞きしたいのは、特別職の、こういうことで決まってきたわけですけども、特別職の給与を一般職の職員の給与に準じて改正をするというのは、やはり私はおかしいというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

特別職の給与を一般職に準じてと、これにつきましては先ほども申し上げましたが、特別職報酬等審議会の諮問と答申に基づいて実施しておるものでございまして、やっぱり一般職は、先ほどご紹介いただきましたように、国公準拠というふうなことでしておりますし、国公準拠で改定する一般職に準じるというか、同じようにというふうな一定の考え方を特別職に当てはめるというのも、これは考え方としてはございますが、いずれにしても特別職報酬等審議会の答申を受けて提案をさせていただいておるものでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

特別職報酬等審議会の盾に言われますけど、やっぱりこういう問題は、私は解決していないと思います。

市長にこれからちょっとお聞きしたいんですけども、国会で岸田首相とか閣僚が、こういう国家公務員の特別職の給与を引き上げる給与法が11月17日に可決・成立したんですけども、これに首相、それから閣僚、政務三役は、物価高に直面する国民感情を踏まえて、増額分の全額を国庫に返納するというふうにしたというふうには伝えられております。

そこで市長、この岸田首相や閣僚らがボーナスの増額分を返納するということを決めたことについてどう受け止められているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

国会におきまして、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が可決・成立をいたしました。今お話のありました首相並びに政務三役が増額分の全額を国庫に自主返納する方針であるということについては承知をいたしております。そのことについてどう思うかというご質問でございますが、この首相の判断につきましては、現在の国民生活並びに国会での政治情勢に対して配慮されたものであると、そのように推察をしているところであります。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

国民感情を踏まえたものとして理解しているということでありました。

もう一点お聞きしたいと思います。

首相は、増額分は返納すると言いましたけれども、私はこのやり方は非常にこそくだというふうに思います。返納すると言いながら法案はそのままなんですよね。だから、こういうことをするのであれば、こういう給与法案自体をやっぱり廃案にすべきではなかったかというふうに思います。これは法案として出したけれども、非常に国民からの批判が強かったということで、こういうことをせざるを得なかったのではないかなというふうに思います。

これは我々亀山市でも同じだと思えますね。やっぱり市民生活、本当に今物価の高騰なんかで大変な話をたくさん聞きます。そういうことを踏まえて、市長に現在の市民生活の厳しさをどういうふうに捉えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

3年半に長引きましたコロナ禍を経験いたしました。まずその中で、ウクライナにおけます紛争でありますとか、円安等々の為替の状況等々、国際情勢の影響等から、今後もエネルギー価格及び物価の動向が高止まり、高水準で推移することについて、この影響が市民生活や地域経済への影響をさらに増すものというふうに懸念をいたしております。

そういう背景の中で、ここ2年少々にわたりまして、亀山市としては市民生活を支えるために緊急を要する支援として、これは国の施策でもありましたが、住民税非課税世帯等への給付金の給付事業、それから本市としては特に今も補正予算で既に先行していますが、昨年もそうでしたが、電気・ガス・ガソリン代などの価格上昇が市内の福祉施設、民間保育所、放課後児童クラブ、中小零細事業所などに広く及んでいる状況を鑑みまして、物価高騰への緊急支援を行って、市民への安定的なサービス提供の確保を図ることを、重視を現在いたしてきているところであります。

いずれにいたしましても、この今の国際情勢、社会経済情勢の影響は市民生活や社会経済に大きなものというふうに感じておりますので、今回国が補正予算、先日成立をいたしましたけれども、本市への交付額も示されておりますが、こういうものをしっかり見極めた上で、特に物価高騰等々に対する対応につきまして、市としてもしっかり対応していかなくてはならない局面であるというふうに認識をいたしておるところであります。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

物価高騰への対応をしていかなきゃならんと。私はその一環として、やっぱりこういういわゆる人事院勧告に準拠するという、特別職がね。根拠もないんだし、それから今のそういう市民生活の困難さから見ても、やっぱりこういう議案は出すべきではなかったのかということをお願いして、次の議案に移ります。

議案第67号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

この中から、給与費明細書を見ますと職員手当の増減額の明細というのがあって、退職手当のほうで退職者の増ということで6,982万5,000円が計上されております。そこで、この退職手当、当初の退職手当の額が幾らだったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

この退職手当の一般会計当初予算におきましては計上いたしておりません。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ということは、丸々今回の補正で払われるということなんですが、この6,982万5,000円、これは何人分になりますか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

人数ですが、全部で9名分でございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そうすると、退職というのは本当に急に申し出られる場合もあると思うんですが、4月にこういう予算が退職手当ゼロで出発をして、どういう経緯をたどって現在9人という形になっていくのか。退職をする人の把握、どういう形で退職を申し出られて、その把握をするのか、その辺の仕組みについてお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

本年度の当初につきましては、定年退職の定年の引上げということがございましたので、退職手当は、一旦は計上はさせていただいておりません。ただ、その後に勧奨退職の募集でありますとか、勧奨以外にも自己都合による退職、そういった方もお見えですので、例年勧奨退職はその時々判断にもよりますが、本年度も募集というか、ご案内をしておりますので、そういった方の合わせて

9名分でございますが、内訳につきましては定年が1名、勸奨による退職者が2名、あと自己都合による退職者が6名といったことで9名分でございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

最近、マスコミなんかでパワハラとかセクハラというのが随分大きな問題になっていますけれども、例えば退職される自己都合6人の方の理由としてどういうことがあるのかということでお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

自己都合で退職される方、職種も事務職でありますとか、技術職、あと保育職といった形で内容はいろいろございまして、家庭の事情でありますとか、本人の人生設計の中で退職を選択されるといったこともありまして、特にそれは個人によって様々な事情でございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それでは、次にもう一つ、時間外勤務の増として時間外勤務手当1,373万9,000円が計上されている。これについてもどんな要因で増になったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

時間外勤務手当の増額補正でございますが、令和5年度当初予算におきまして、マイナンバーカードの交付事業や新型コロナウイルス感染症の影響により増加していた様々な事業がございまして、それらが廃止もしくは縮小することを想定して計上したところでございます。

本年度の時間外勤務につきましては、第2・四半期9月末時点でございますが、において、昨年度の同時期と比べ約2,100時間、前年度比で10%程度でございますが、の削減はしておりますが、これまでのコロナ禍で制限されていた、例えば納涼大会など様々な活動が再開したことなどの理由から、当初予想していた時間外勤務手当を超過する見込みとなったため、不足分を増額するものでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

時間数そのものが前年より減っているということですね。

それじゃあ、次に移ります。

最後に、議案第85号損害賠償の額を定めることについてであります。

この議案は、令和2年3月19日に亀山市立医療センターを時間外受診した患者が亡くなったということに対して、市の過失は免れないということで1,500万円の損害賠償を支払うという

ものであります。そこで、まずこうした医療事故が起きた経緯はどうだったのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

上田地域医療統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

まず初めに、当医療センターにおいて令和2年3月に在籍をしていた医師が心電図所見を見落とし、適切な対応を欠くといった医療事故を招いてしまいました。ここにお亡くなりになられた患者様のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様に対し深くおわびを申し上げたいと思います。

また、今回の医療事故により、当医療センターを利用されている患者様や市民の皆様には、ご不安とご心配をおかけしましたことを深くおわびを申し上げたいというふうに思います。

また、このことを深く反省し、二度とこのような医療事故を起こさないよう再発防止に努めているところでございます。

なお、ご質問の経緯につきましては、地域医療部長よりご説明をさせていただきます。

○議長（森 美和子君）

豊田地域医療部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

それでは、本件の経緯につきまして、相手方、それから事故発生の概要、それから事故の検証、その後の経過の順を追って説明させていただきたいと思います。

まず相手方でございますが、患者様は市内在住80歳代後半の女性でございました。

事故発生の概要としましては、先ほど少し触れていただきましたが、令和2年3月19日、18時30分頃、背部（背中）の痛みを有する患者が時間外受診いたしました。診察時には両肩の痛みを訴えており、当直医がその痛みを拘縮痛、拘縮痛といいますのは関節が何らかの原因によって動かしにくくなった状態に伴い発生する痛みでございます。と考えましたが、念のため心電図検査を実施し、1回目の心電図検査では自動解析結果に急性心筋梗塞と表示されましたが、当直看護師は機器の誤作動の可能性も考え、当直医に伝えませんでした。そこで、当直看護師は2回目の心電図検査を実施し、2回目も急性心筋梗塞と表示されたので、その結果を当直医に伝えましたが、当直医は使用した心電図機器、これは平成17年購入のものでございますが、古いということで精度に欠けるとの先入観と、心電図所見は大丈夫であるという思い込みが強かったため、急性心筋梗塞の解析コメントを見落とし、当初の見立てである拘縮痛との診断を優先し、鎮痛剤を処方し帰宅させました。

その後、当該患者は同月21日に呼吸困難及び胸部不快感により近隣の医療機関へ救急搬送されましたが、容体は好転せず、同月23日に心筋梗塞にてお亡くなりになられたというものでございます。

次に、この事故の検証でございますが、医療法に基づきまして原因究明と再発防止策を講じるために、亀山市立医療センター医療事故調査委員会を設置し、調査を行った結果、心電図検査の自動解析結果を確認して適切な診断が行われ、適切な治療が行うことができる循環器医師がいる病院へ転送するなど適切な対応ができていれば、患者の予後改善の可能性があったと結論づけたものでござ

ざいます。

その後の経過といたしましては、令和3年2月に、遺族に対して医療事故調査報告書の説明と謝罪を行いました。相手方の代理人から損害賠償請求が提示されたことに伴いまして、代理人によって和解に向けた交渉を行ってまいりました。しかしながら、損害についての見解の相違から、その交渉自体は不成立となり、本年2月、相手方が損害賠償額4,420万2,582円とする訴訟を提起されたため、当方といたしましては裁判所による損害額についての判断が必要と考え、応訴いたしましたものでございます。

その後8月、裁判所から1,500万円の和解案が提案され、これに対し、市としましては今回の対応について過失は免れないとの考え方から、9月に損害賠償として1,500万円を遺族に支払う方針とし、今回の議案の提出に至ったものでございます。

なお、支払いに関しましては、医療センターが加入しております病院賠償責任保険によりまして全額相手方に直接支払いをすることとしております。

以上が本件医療事故に係る経緯でございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

詳しく説明をいただきました。

コロナ禍の中で本当に医療センター頑張っていたただけに、こういう事態をお聞きすると本当に残念でなりません。

先ほどの説明の中で、非常に不可解だなと思うところが幾つかありまして、心電図検査をやって、1回目で急性心筋梗塞と出たのに当直医に伝えなかったとか、2回目の心電図検査をやって、2回目も急性心筋梗塞と表示されたのに、今度はその結果を当直医にというような、当直医が見落とすというような、こういうようなこと、本当に初歩的としか言いようのないようなミスで亡くなったということなんですけれども、最後になぜこんなことが、本当に初歩的なミスが起こってしまったのかということについてどう思ってみえるのか。それから、今後そのことを踏まえてどんな対策を取られるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

豊田部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

今回の事故の原因につきましては、先ほど服部議員が申されたとおり、私の説明、服部議員が申された部分、確かにそういったところございます。これにつきましては、担当医師個人の先入観、思い込みといったようなことの過失による心電図所見の見落としといったところが大きなものというふうに考えております。

なお、当該医師については、令和3年度末に既に退職はしておるといったところなんです。一方で医療センターとして病院としての事故後の対策としましては、先ほどの法定の医療事故調査委員会、これは令和3年1月に報告を受けております。この中において検討されました再発防止策を踏まえ、3点の対策を今現在も講じてきておるといところでございます。

まず1つ目として、本件については適切な検査を実施したにもかかわらず、その結果をよく確認

しなかったために、患者が適切な治療を受ける機会の喪失を招いた事案であるため、令和3年1月から、診断に用いた検査結果あるいは解析結果などについては電子カルテ内にスキャン等を行い、医師が検査結果などを確実に確認するような体制を整備いたしました。

次に2つ目として、今回は当直医師と当直看護師の体制の中で起きた事故でございます。そうしたときの医師と看護師とのコミュニケーション不足も一因であったことから、病院全体として素直に話す、スピークアップといったことではございますが、そういった風土を醸成するため、令和3年度の医療安全研修として、医療現場における連携とコミュニケーション能力をテーマに、同年令和3年9月に全職員を対象とした研修会を実施するなど、コミュニケーション不足の解消に努めておるところでございます。

それと最後に3つ目として、医療機器についても使用者が先入観を抱かぬよう、使用年数の長いものについては、使用前の点検はもちろんのこと、定期的な点検を行い、適正な機能確保に努めております。なお、当該多機能心電図については令和3年8月に更新をいたしました。

以上のとおり、再発防止策を講じますとともに、今後このような医療事故が起こらないよう、また公立病院として信頼されるよう、引き続き安全な医療を提供するための院内組織も整備しております。医療安全管理委員会でありますとか、リスクマネジメント部会等もございますので、そうしたものを中心に職員一同取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

失われた信頼を取り戻すというのは本当に大変だと思います。本当に今まで以上に頑張っていたでいて、何とか市民の信頼を取り戻していただくことをお願いして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、3番 深水隆司議員。

○3番（深水隆司君登壇）

新和会の深水でございます。

通告に従いまして、議案第61号亀山市行政組織条例の一部改正について、議案第82号指定管理者の指定について、議案第67号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についての3点について質疑をさせていただきます。

まず初めに、議案第61号亀山市行政組織条例の一部改正についてのうち、行財政改革に関する事項を総務財政部の分掌事務とすることについてでございますが、現在の体制とどこがどのように変わるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

3番 深水隆司議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

体制がどのように変わるのかということでございますが、亀山市行政組織条例の改正のうち行財

政改革に関する内容についてでございますが、現在政策部の分掌事務である行政改革に関する事項を行財政改革に関する事項とし、総務財政部の分掌事務とするものでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

政策部から総務財政部が変わるということですが、行財政改革につきましてはこれまでずっと以前から亀山市においては取り組んできたと思っておりますが、そのために第3次にもなる行財政改革大綱を策定しておりまして、その中で様々な取組を展開してきておられるわけなんです、今回その体制を変えるということについては、何かこれまでの体制に問題や課題があったのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

何か問題があったというご質問でございますが、今回のこの分掌事務の変更につきましては、現体制の問題というよりも、現在の市政を取り巻く局面といたしまして、市の財政運営面におきまして持続可能な財政基盤の確立とさらなる第3次亀山市行財政改革大綱の積極的な推進が一層重要であるというふうな認識をしております。

大変、現在令和6年度に向けての予算編成も進めているところではございますが、極めて財政状況が厳しい中、財政改革を迅速かつ効果的に実施するためには、財政部門と行政改革部門が一体的に取り組むべきと考え、改正するものでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

次に、改正後の組織についてでございますが、第3次亀山市行財政改革の積極的な推進を図るため、より効果的な推進体制が必要とのことでありますが、やはり行財政改革を進めていく中におきましては、職員の皆さん方の意識改革が必要だと思います。そういう意味におきましては、職員の人事管理を所管している総務財政部がよいという面もあると思いますが、今回の体制によりまして具体的にどのように行財政改革が図れるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

本市の行財政運営の指針といたしまして、本年4月に第3次亀山市行財政改革大綱後期実施計画を策定し、大綱に掲げる4つの目標と15の重点方針の実現に向け、取組を進めているところでございます。

その中で、特に財政運営の強化において、昨今の不安定な国際情勢等の影響によるエネルギー価格や物価の高騰に加え、今後も見込まれます人件費、扶助費の伸びなどを勘案いたしますと、財政状況につきましては厳しく、今後の財政状況を中長期的に見据えつつ、財政運営に反映することが重要であると認識をいたしております。

また、大綱に掲げる目標のうち、行政システムの改革におきましては、職員の働き方改革の推進や人材育成システムの改革及び新たな公文書管理の改革、また既成概念からの脱却におきましては、公有資産マネジメントの推進など、総務財政部が所管する事務も連動して一体的に進めることにより、一層の行財政改革の推進が図れるものと考えております。

それと、先ほど触れられました職員の意識改革もということでございますが、行財政改革を進める中で、その必要性を全職員に浸透させるとともに、これは総務課が所管いたしますが、人材育成システムの改革の中でも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

分かりました。

これまで総務財政部においては、令和3年度までは財政行革グループが、令和4年度からは財政グループというように変更してきた経緯がございます。今回の組織の変更で新たに担当の職員を増やすのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の事務分掌の変更によりまして、組織体制ということでございますが、組織体制につきましては、来年度の人員配置等を検討する中で十分検討していきたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

今回の改正で、より行財政改革が進むことを期待いたします。

次の質疑に移ります。

議案第82号指定管理者の指定についてであります。

その中で、亀山市勤労文化会館の指定でございます。これにつきましては、亀山市勤労文化会館については今回初めて公募型プロポーザルで指定管理者を指定したということですが、どのようなことを期待してプロポーザル方式を採用したのか。また、今回のプロポーザル方式に何社応募してきたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

亀山市勤労文化会館の指定管理者につきましても、今回公募型プロポーザル方式とした目的でございますが、新型コロナウイルス感染症の状況やエネルギー価格高騰の影響を踏まえ、さらなる施設の稼働率向上や経費縮減を図る必要があり、民間の経験やノウハウを最大限に活用するためでございます。

また、令和元年度に庁内で行われました指定管理者制度の検証結果では、施設の運営内容が施設管理と貸館業務であることから、公募による選定が望ましいという意見もございました。これらの

ことから、管理運営について創意工夫のある提案が行われることを期待し、広く事業者を公募するため、指定管理者選定委員会において選定方法を公募型プロポーザル方式に決定したところでございます。

また、公募の結果としましては、2つの事業者から公募参加表明書の提出があり、最終的には1事業者から事業計画の提案をいただいたところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

広く会館を有効に活用、広く市民の人に知ってもらうためにとか、広く有効的な活用するためにプロポーザルしたということなんですが、プロポーザル方式におきましては価格より提案を基準に選ぶ方式なんです。価格以外に重視したいポイントが多い業務については、提案を出していただいて、価格や事業者の信頼性なども含め総合的に判断したほうが確実に市民のためになると考えられるということなんですが、そこでそうした提案という形で総合的に判断するというものがプロポーザル方式だと思います。

今回、プロポーザル方式で選定するに当たりまして、どこをどう評価し、選定したのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

亀山地区労働者福祉協議会につきましては、指定管理者選定委員会におきまして事業計画書等の応募書類についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、採点を行ったところ、最低得点水準である750点以上の評価を得たことから、指定管理者の優先交渉権者の候補者として選定されたものでございます。

また、選定委員会では、これまで指定管理者として効率的な施設運営を行ってきたことで、水道光熱費の高騰や使用料収入の減少に対応してきた点、また団体の目的と施設の設置目的が合致しており、団体の目的に沿った施設の管理運営を積極的に行ってもらうことで指定管理者制度の効果が得られる点、この2点が高く評価されております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

それでは、これまでの亀山市勤労文化会館の指定管理者に過去から変化があったのかないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

亀山市勤労文化会館の指定管理者につきましては、指定管理者制度導入時の平成19年度以降、亀山地区労働者福祉協議会であり、これまで変更はございません。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

これまでも、亀山市勤労文化会館は労働者福祉協議会が指定管理者としてずっとこれまで行ってきたと。過去にも変化ないと。さらには今回プロポーザルを実施して、その1者だけしかない。プロポーザル方式は提案型ですので、その施設、あるいはその地域の環境を熟知した事業者でなければ、なかなかいろんな提案ができないと思うわけで、そういう面においては、亀山地区労働者福祉協議会が今回指定管理者として指定されるということについては妥当かなというふうなことも思うんですが、この勤労文化会館におきましては設置条例がありまして、指定管理者が行う業務として、会館の施設の利用の許可に関する業務、会館の維持管理に関する業務、そのほか市長が必要と認める業務とされております。

この会館の利用許可と維持管理、この2点が大きな指定管理者の業務だと思うんですが、その上においてプロポーザルを実施したということについては少しどうなのかなと、そこまでしなくてもいいのかなというふうなことも思うんですが、これまで亀山地区労働者福祉協議会が実績から何ら問題もなく、きちっと維持管理をしているということにおいては、新たにプロポーザルすることによって、そこへ新たな事業者が参入してくるというのはなかなか難しいのかなと思います。

そういう意味におきましては、今回の亀山市勤労文化会館における指定管理者の指定については、プロポーザル方式の選定についてはそぐわないのではないかと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

これまで本施設の指定管理者の選定につきましては、非公募による選定とし、指定管理者選定委員会において亀山地区労働者福祉協議会が指定管理者として適しているかを審査した上で、指定管理者の候補者として決定してきたところでございます。

しかし、令和5年度に庁内で行われた指定管理者制度の検証において、運営内容が施設管理と貸館業務であるため非公募とする理由が乏しく、選定方法を検討する必要があるとの方向性が示されており、亀山市民間活力活用指針に基づき、公募型プロポーザル方式による提案審査とさせていただいたところでございます。

今回の選定方法につきましては、事業計画の提案には至りませんでした。現在の指定管理者以外にも本施設の管理運営に興味を持っていただいた事業者が見えたこと、また亀山地区労働者福祉協議会におかれましては、新たな指定管理期間の事業計画等の立案について、これまで以上に真摯にご提案いただいたことから、公募を行った意義はあったものと考えております。

なお、令和11年度以降の本施設の指定管理者の選定方法につきましては、令和6年度からの指定管理の状況や施設を取り巻く環境の変化も踏まえた上で、公募・非公募の検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

指定管理者の指定については、様々な過去からもいろんな議論がありまして、その選定方法についても今後十分に検討していただければと思います。

次の質疑に移ります。

議案第67号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第5号）についてのうち、一般職員人件費についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど服部議員の質疑でもありましたように、退職者手当による増、当初予算がゼロで今回補正しておるといことなんですが、この12月議会における補正予算の中で、相対的に各部署における一般職員の人件費の補正が多いのが特徴ですが、毎年何でこのタイミングで人件費の補正が多いのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回ご提案申し上げております一般会計補正予算の職員人件費全体といたしましては、人事院勧告への対応や退職手当などの計上によりまして、総額では1億3,522万4,000円の増額といたしているところでございます。

この時期になぜということですが、科目によりましては減額している科目もございます。これは、当初予算の人件費を前年度の配置職員の給与を基に計上いたしておりますことから、4月の人事異動などによる配置の変更や、各部局に所属する職員の入れ替わりの年齢構成の変更などにより、それぞれの科目で支払う給与額が変更となるため、当該年度において各科目で過不足が生じないように、毎年退職手当も含めまして12月議会で調整といった形で補正予算を計上いたしております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

分かりました。

先ほどの答弁で、増額については人事院勧告に伴う期末・勤勉手当の増額、あるいは退職者の増による増額という説明をされました。

一方で、減額についても説明をされたわけですが、今回提案されている補正で、11の科目において6,067万2,000円の人件費の減額補正をされております。それは職員の増減に伴い、異動に伴うその部署部署での差額が出ているという説明でございましたが、この人件費の予算のときには、当初の人員というか、当初の配置で予算要求、予算措置をされているのかどうか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

次年度の予算編成に当たりましては、増といったことも一定は予測はできますが、基本的に現時点での配置している職員を基に計上いたしておりますので、先ほど申し上げましたように、4月の人事異動によりまして、例えば年齢層の高い職員が異動して新規採用の職員が入ったりしますと当

然差額が出たりしますので、そういったことを調整したりするというので、基本的には現在の配置を基に計上を、一旦は次年度に向けてするといったこととさせていただきます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

分かりました。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費、予防接種費助成事業の増額補正についてでございます。

その中で、带状疱疹予防接種委託料の増額補正についてでございますが、この766万4,000円の増額理由については、さきの櫻井議員の質疑でご答弁がありましたので、割愛をさせていただきます。

私のほうから1点お聞きしたいのは、増額理由としてたくさんのニーズがあつて、その需要に対応するための増額というふうなことだったのでございますが、さらにこれから、この増額よりもさらに多くのワクチン接種希望者が出たときにはどのような対応をされるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

带状疱疹につきましては、主に50代以降に発症率が高まり、罹患した場合には带状疱疹後神経痛やそのほかにも角膜炎、それから顔面神経麻痺、難聴などの合併症につながることもあってございます。そうした重症化リスクの抑制に効果のあるワクチン接種でございまして、現在予想を上回る活用をいただくなど、好評を得ているものと考えておりますので、さらなる増加が見込まれる場合には、再度また増額補正を含めて接種者の皆様への助成を行うべきものと考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございます。

この带状疱疹ワクチン予防接種費用の助成対象者は、市内に住所を有する50歳以上の人が対象であります。しかしながら、ここ数年は20代から40代の带状疱疹発症率は2014年以降急増しておるということで、1997年を1とした場合、2020年は2以上患者が増えているという報告もなされているところでございます。今回の補正は、当初予定していたよりもはるかに市民ニーズがあるということが分かったわけでございます。今後、助成対象者をもっと拡大していくことの検討を要望して、この質疑は終わりたいと思います。

最後に、第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費、一般管理費の増額補正についてでございます。

これはふるさと納税の業務委託料でございますが、業務委託料1,734万円の増額の理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

ふるさと納税につきましては、本年11月末現在の寄附金額が昨年度の寄附金額2,702万7,000円を既に上回っている状況であり、寄附者の皆様からの本市への応援に心から感謝申し上げる次第でございます。

これに伴いまして、今回歳入ではふるさと納税寄附金の増額補正を、歳出では関連する委託料と使用料の増額補正を計上しております。委託料につきましては、ふるさと納税の業務全般を委託しておりますので、寄附件数や寄附金額が増加することにより、返礼品の代金、返礼品の発送する送料、ワンストップサービスなどの手数料が増加するものでございます。また、使用料につきましても、現在使用しておりますふるさとチョイスと楽天ふるさと納税の2つのポータルサイトが、寄附金額に応じて使用料が積算されますので、委託料と同様に寄附金額の増加に伴うものでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

同じ額が歳入で入っているということで、ふるさと納税の増額ということについては喜ばしいことではございますが、その反面、出ていく部分もあると思います。亀山市におけるふるさと納税の現状において、実質収支プラスかマイナスかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本市のふるさと納税の寄附金額でございますが、まず歳入のほうにつきましては、令和4年度は2,702万7,000円となっております。一方、ふるさと納税による市民税の寄附金控除につきましては、令和4年度課税では2,136人、約7,050万円となっております。本市へのふるさと納税の寄附金額は順調に増加している一方で、それ以上にほかの自治体へふるさと納税に伴う市民税の税額控除額が増加している状況でございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

先ほどの答弁ですと、入り、ふるさと納税を受けた分が2,072万、それから税金の控除の部分が7,050万、その差、約5,000万ですね。5,000万損しているといったら語弊がありますが、マイナスですけれども、このうち控除した額7,000万のうち75%が交付税措置として戻ってくるということですので、もっとマイナス分は圧縮されると思いますが、しかし、一般的に考えたら2,000万入って7,000万円も出るということについては、やはりもっともっとふるさと納税を他市の方から亀山市にさせていただくという努力が必要かなと思います。

そういう意味におきましては、ふるさと納税の獲得に向けて、これほどこの市町も頑張っていることなんですけど、魅力的な返礼品を求めてふるさと納税するという人も中にはいると思うんですが、そうした魅力的な返礼品の発掘も含めて、今後ふるさと納税の獲得に向けてどのように取り組んで

いくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本市では、これまでからふるさと納税制度の趣旨に沿って本市を応援していただいております全国の皆様方の思いを大切に、ご期待に応えられるよう鋭意努力しているところでございます。

令和3年度には専門事業者へ委託し、ふるさと納税の寄附者に簡易にご寄附いただける環境を整えるとともに、寄附の申込みから決済まで一連の手続きができるポータルサイトにつきましても、ふるさとチョイスと楽天ふるさと納税の2つを導入しております。また、ふるさと納税の返礼品につきましても、魅力ある亀山ブランドの認定品とも連携して全国にPRを行ったところ、令和4年度のふるさと納税全体で787件、2,702万7,000円のうち、亀山ブランド認定品の寄附実績につきましてもは184件、436万1,000円で行いました。

さらに新たな返礼品を見いだすため、職員が市内事業者を訪問しました結果、令和3年度当初の返礼品数は14事業者、59品目で行いましたが、令和5年11月現在の返礼品数は39事業者、333品目へと拡大しております。

今後も継続して新たな返礼品の発掘を行うとともに、ご協力いただける市内事業者の皆様と一丸となって、返礼品を通じた本市の魅力発信に努め、選ばれるまちとなるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。また、観光や交流人口の拡大及び地域の活性化につなげていくため、実際に本市へお越しいただくようなゴルフ場プレー券や宿泊施設利用券などの体験型の返礼品を増やすことで、新たな寄附者とのつながりが醸成できることを期待しております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ふるさと納税の獲得は、やはり納税する人のふるさとを思う気持ちが一番大きいと思いますが、やはりその一方で、魅力的な返礼品がふるさと納税の獲得につながっているような気がいたします。これからも魅力的な返礼品の発掘に取り組まれますよう要望して、質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

3番 深水隆司議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時04分 休憩）

（午後 2時14分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 鈴木達夫議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

結の鈴木達夫です。

議案第61号亀山市行政組織条例の一部改正についてのうち、私は行財政改革に関する事項に伴う改正についてのみを簡単に質問させていただきます。

まず、私が準備した粗筋の1番目の質疑は、行財政改革に関して、現行の組織体制に何らかの課題・問題点があって、そんな中で改正に至ったかという質問を用意しましたが、前段の深水議員が全く同じ質問をして、ちょっと変えたいんですけども、先ほどの答弁ですと、課題・問題点というよりも財政環境がより一層厳しい状況の中では、迅速に、あるいは効果的な財政運営をしていかなければならないから、それを一体的に、その対応が必要だから新しい組織にしたんだというような答弁であったかのように思います。私、課題・問題点はたくさんあったと思いますけどね。

それは別として、それではちょっと質問の趣旨を変えて、いわゆる政策部と総務財政部、この部としての役割、あるいは立ち位置、あるいは部の性質・性格についての違いの認識について確認をさせていただきます。

○議長（森 美和子君）

13番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

現在の政策部と総務財政部につきましては、ご案内のように、令和4年度の組織・機構改革によりまして、それまで総合政策部であった部を政策部門と総務財政部、総務財政部は総務課、財務課、税務課で構成しておりますが、政策を引っ張る政策部と、財政的にいいますとそれを財政的に牽制するといった意味もございまして、財政と政策部門を分けたというところもございまして、

ただ、その令和4年度の改正におきましては、総合政策部が大きかったということもございましたので、その解消を図るというふうなことで、政策部門と財政部門の相互牽制を図るため再編したという、そういった経緯もございました。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

政策部が引っ張る、政策を引っ張っていくと、それから総務財政部はそれに牽制をする、あるいは歯止めをかけるという意味合いだというような受け取り方をしました。

総合政策部ができたときは、政策と財政の一本化、総合化が求められる。で、今度は政策と財務を分けたときは今言ったように相互牽制だと。そして今回の行財政改革、政策は引っ張る部署で、財政は市の財政環境からより歯止めをかける必要があるからと、そんな意味で随分上手に、時々理由を変えているなあという思いはします。

ただし、やはり今回の組織改編は適切な部署に落ち着いたかなと思う一方、行財政改革には政策的に引っ張っていかないといけない、特に歳入の確保については様々に政策的に有効な手を入れていかなければならない。画期的な行革につながっていかないという感想だけを述べて、これは一般質問につなげたいと思います。

通告の2番目、3番目、ちょっと混合しますが、お許しをいただきます。

実は私は、この条例改正が議案として提案した後、通告書を早速書きました。行財政改革に関して、所管する担当課グループについてという通告書を書いたんですけども、その後、通告締切り

の前日の夕方、表ができて、表によればこの行革を担当するのが、総務財政部財務課財政行革グループが所管することが確認できました。

それでは、その部署が総務財政部の中でどんな分掌事務を担うのかを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の分掌事務の変更におけます行財政改革に関する事項の推進体制でございますが、現在の総務財政部内の財務課財政グループを、これは予定でございますが、財務課財政行革グループとして取り組んでまいります予定でございます。

今回の変更におきまして、行財政改革に関する事項を所管する総務財政部財務課財政グループが担う現在の分掌事務でございますが、1つ目として、歳入歳出予算に関すること、これは当初予算、補正予算の調整、編成などを行う業務でございますが、2点目としまして、市債に関すること、市債の申請、借入れ、管理などがございます。3つ目として、地方交付税のことということで、地方交付税を申請するために必要となる各費用の調査、積算に関する業務、それと4つ目として、財政状況の公表に関することということで、市の財政状況の公表に関する条例に基づく公表に係る事務をしております。主にそういったところが現在の財務課の財政グループでございますが、そこに行財政改革に関することを入れるという、そういったことでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

今お聞きしますと、予算編成もする、市債関係、それから財政の計画もやる、それから交付税関係もそこで賄う、そして行財政改革を行うということなんですね。

例えば、今まで政策部が担っていた第3次行財政改革大綱、去年から第3次の後期の実施計画がスタートしたんですけれども、この行革の大綱だけを見てもかなりのボリュームの仕事量があると思うんです。先ほども紹介されました、何ととっても歳入の確保、あるいは歳出の削減といった財政運営の面、それからICTの活用や働き方などの行政システムの改革もやらなければいけないし、事業のスクラップ・アンド・ビルド、今はどうなっているか分からないんですけれども「ザ・点検」とか、やるんですかね、この実施。あるいは、もっと言うなら、もっと幅広いところで、まち協の運営支援までも束ねるのがこの行革のグループなんですね。

一般質問でもやりたいと思いますけれども、先ほども、このグループ、一体何人の人員で組織されるんだと、かなりのマンパワーが必要じゃないかということなんですけれども、やはり行革だけでなく持続可能な財政基盤の確立も進めていかなければならない。その意味で、一般論としてですよ、むしろ歳入確保を核とした、あるいは含めた、それを主に行財政改革に特化した部署が必要ではなかったかという考え方に対して、提案者はどう思うか、お答えを願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

行財政改革に特化した組織の設置についてということかと存じますが、確かに行財政改革を進め

ていく上におきましては、組織の業務範囲をある程度特化し、専門的に進める方法もあろうかと存じます。これまでも、企画部門であったり、総務部門であったり、特化した組織としたこともございますが、ただ、今回の変更の狙いといたしましては、現下の極めて厳しい財政状況の中、財政改革を迅速かつ効果的に推進するものでございまして、財政部門と一体的にするには同一グループがいいというふうな考えを持っておりまして、最も効果的に進めるためには財政グループを行財政グループとすることが適切であろうかというふうには現時点で考えております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

最後にまとめとして、確認の質問で押さえてたいと思います。

今回の行政組織の改正により、より精度が上がり、成果が期待できる持続可能な財政基盤の確立と、行財政改革の積極的な推進が図れる新体制がつかれるのかということは、つくるといいんですね。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど来から申し上げておりますが、現下のエネルギー価格の高騰でありますとか、人件費、扶助費など、経常経費の増によりまして市の財政状況が極めて厳しくなるというふうな見込みの中にありまして、将来に向かって持続可能で安定的な財政基盤を確立することが大変重要な局面であろうかというふうに考えております。

今回の改正による新体制によりまして、財政基盤の健全性を確保する取組を一層推進してまいり、まいらなければならないというふうに考えておるものでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

やるしかないという決意を聞かせていただきました。様々な行財政環境の変化に即応できる新しい体制になっていただきたいと思います。

質疑を終わります。

○議長（森 美和子君）

13番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

次に、11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

通告に従い、質疑をいたします。

まず、議案第67号の令和5年度亀山市一般会計補正予算についてです。

1点目、民生費の中の地域医療介護総合確保基金事業補助金というのが出されていますが、この増額補正の内容について伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

今回、補正を提案しております地域医療介護総合確保基金補助金につきましては、令和4年度に鈴鹿亀山地区広域連合の事業選定を受けた事業者が設置をする認知症高齢者グループホームに対する県の補助金4,115万1,000円を、市を経由して支出をするものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

今、介護保険が第8期ですね。8期の中の基盤整備のうちのグループホームに対する補助金だということで、広域連合ですけれども、市を通して補助金を受けるということなんだと理解いたしました。

それでは、今おっしゃっていただいた高齢者の認知症グループホーム、この事業の概要についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

施設の概要でございますが、今回設置をされる認知症高齢者グループホームの概要につきましては、設置事業者は社会福祉法人安全福祉会、設置場所につきましては田茂町地内、その定員につきましては9人、こういった事業所となるところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

9人の定員のグループホーム、田茂町に造られるということをお伺いしました。

認知症は今すごく大きく全国でも課題になっているわけですが、亀山は広域連合でやっていますので、鈴鹿と亀山の広域圏内の中でこの認知症対応のグループホームがどれぐらいの定員があって、何か所あって、そして待機がどれぐらいあるのかということをお聞きしたいです。

広域圏内で、鈴鹿の人が亀山に來たり、亀山の人が鈴鹿へ行ったりするわけですが、一応その後で市内での状況もお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

鈴鹿亀山地区広域連合圏内の認知症高齢者グループホームの利用状況につきましては、鈴鹿亀山地区広域連合の調査によりますと、10月末時点で33事業所、定員につきましては351人、これに対しまして110名の方が待機をしているという状況でございます。うち、亀山市圏域におきましては、10事業所、定員117人に対しまして16人が待機をしているという状況でございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

グループホームというところはお亡くなりになってから初めて入れる、待機というわけでもないので、体調が悪くなって違う施設に行くということもよくあるのですから、そう深刻な待機ではないのかもしれませんが、認知症を抱えた家族は深刻です所以本当に早く、いい施設、基盤整備していただきたいと思います。

この開設がいつになるかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

今回設置をされる認知症高齢者グループホームにつきましては、令和5年度中に建物の建設準備に着手をされまして、令和6年12月末の開設のほうが予定をされているところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

1年後の令和6年12月末には開設されるということを確認いたしました。

次の質疑に移りたいと思います。

補正予算の2点目です。

教育費のうち、学校管理費、施設整備費の増額補正が出ております。この補正の内容について伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今般の小学校の施設整備費の増額補正212万3,000円につきましては、令和6年度に井田川小学校へ入学予定の医療的ケア児の環境整備に係る工事費を計上させていただいたものでございます。

具体的には、児童の学校生活の拠点となる会議室内へのカーテンレールの設置工事、外部から校舎への動線となる体育館前のスロープ拡張工事及びそれに伴う附帯工事を予定しております。

なお、備品購入費の増額補正32万2,000円につきましては、同様に当該児童の学校生活に必要なベッドや加湿空気清浄機等の購入費を計上させていただいたものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

医療的ケア児への支援法が通りましたので、こういうことをしっかりと支援していくことが実際の責務になってきたわけですので、こういう予算が出てきたのでよかったのだらうと思っています。

この間、たまたま政策検討部会で、小学校の児童の皆さんから身の回りで感じていることというのをお聞きしたときに、非常に廊下が狭くて、いろんなものがあって大変なんだというお話がありました。で、早速議会で、みんなで見に行かせていただいたわけなんです。教民とかで見に行かせ

ていただいたわけなんですけど、確かに大変だなあと。子供の数も多いし、廊下大変だなと思ったんですけども、医療的ケア児さんの多分バギー型の車椅子ですね。長くて広い車椅子だと思うんですけども、そういうものが行ったり来たりするにはもっとすっきりとやっぱり学校全体をちょっとしてあげないといけないのかなと思うんですけども、そういうことも含めた補正予算と見させてもらっていいんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今回の医療的ケア児の入学に係ります環境整備につきましては、昨年度より保護者、学校、福祉部局の担当者、教育委員会等において、現地確認や打合せなどを重ねて決定してきたものでございます。

拠点となります現在会議室となっております部屋や、1年生の学習教室等における学校生活というものを想定して環境整備を行うというものであり、現時点では運用面も含め、学校生活に支障がないように検討を重ねた結果の対応と認識しているものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

自分で車椅子を操作して動き回る子ではないので、多分そう動きはないだろうなどは思っておられると思うんですけど、だからこそいろんなところに動かしてあげなくちゃいけないと思うんですね。ですから学校だけの、学校任せ、PTA任せでは多分いろいろ支障も出てくるだろうし、要るものも出てくると思うので、そういうことも順次これから、ぜひともお話も聞いて、見ていっていただきたいなと思います。

自治体が支援を送る、拡充する必要がある施設としては、この小学校だけじゃなくて、認定こども園、保育園や、それから中学校、高校と全部、放課後児童クラブも規定されています。ですから、この子がどんどん大きくなるに従って、そういういろんな制度が必要になってくるということも、連携をしていただいて、ぜひ整備していただきたいと思います。

次の質疑に移ります。

議案第83号指定管理者の指定についてです。

石水溪キャンプ場における指定管理についてを上げたいと思います。

この指定管理者と選定理由について伺いたいと思います。公募されて、何者あったのかということも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず、石水溪キャンプ場の施設につきましては、公募によりまして募集を行ったところ、2者の応募がございました。

今回、指定管理者選定委員会におきまして、公益財団法人亀山市地域社会振興会を候補者として決定いたしました。市内での公の施設の運営実績とともに、これまでに引き続き地域団体との協

働や新たな自主事業の提案など、積極的な活動計画が総合的に評価されて決定となった次第でございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

これまでの実績と今後の積極的な活動計画とおっしゃいました。

私がこの施設を数ある指定管理者の指定の中から取り上げましたのは、やはり今まで議会の中で、櫻木議員なんかもよく取り上げておられましたけれども、トイレが大変だとか、エアコンが今のこの猛暑の中でないであるとか、課題がある施設であるということがちょっと注目される場所だと思ったんですね。

指定管理者といいましても、市の責務とその指定管理者がするものと多分振り分けがあると思うんですけども、こういう課題のあるものについてはどのようになされるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

石水溪キャンプ場施設につきましては、平成18年度より指定管理者制度を導入しており、民間の経験や経営ノウハウを活用した管理や運営を行ってきたところでございます。一方、本施設の課題としまして、昨今のキャンプブームに対して、冬季における施設の利活用や情報発信力の強化などがございました。本施設の指定管理につきましては、本施設の指定管理者の募集を行うに当たりましては、応募者にこういった課題の解決にもつながるような提案を期待していたところでございます。

また、議員の申されました施設的な課題ということについてでございますけれども、石水溪キャンプ場施設の指定管理の内容につきましては、施設の利用者対応など、施設運営と修繕を含めた施設の維持管理の大きく2つございます。そのうち施設管理に係る修繕につきましては、1件の費用が30万円未満の場合は指定管理者が、1件の費用が30万円以上の場合は市が行うこととなっております。

これまで指定管理者とも協議をしながらそれぞれが優先順位を検討した上で改善を行ってきたところでございますが、石水溪キャンプ場施設につきましては、バンガロー前トイレをはじめとする施設の老朽化、テント村の広さや冬季キャンプなどニーズへの対応、近年の異常気象による環境変化に対応するための空調設備の追加設置など、幾つか課題も残っております。これらの課題のうち、特に多額の費用を要するトイレの改修、空調の追加設置につきましては、キャンプ場全体のことを考えた上で老朽度や利用頻度など総合的に判断し、市において計画的に改善を行い、利用者の利便性向上に努めてまいります。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

分かりました。

公の施設を指定管理していただくメリットというところで、いろんな課題をより解決していただくという内容はあったけど、施設のそういう大きなものについては市が責任を持つ部分だということが分かりました。

次の質疑に移りたいと思います。

議案第61号亀山市行政組織条例の一部改正について。

私は、子ども未来部の設置についてと上げました。これはほかにもあるわけですが、特に子ども未来部についてお聞きしていきたいと思います。

設置の目的、何度か説明いただいたんですけども、特に子ども未来部という焦点でお答えいただきたいんですが、設置の目的についてお伺いしたい。ちょっと確認もしたいんですけども、今ある健康福祉部が健康政策課と地域福祉課と子ども未来課と、あとワクチンの部分がありますけれども、それを子ども未来課を独立させて残り2つに分けるというイメージでいいのかどうか、そこも含めて、目的とともにお答え願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

子ども未来部の設置の目的ということでございますが、先ほどもちょっとご答弁申し上げている部分もございますが、本市におきましては平成17年度に子ども総合支援室を設置し、平成22年度には同室が児童福祉部門と連携し、福祉に関わる公的サービスに関しても関わるができるよう亀山市子ども総合センターへと展開するなど、他の自治体より先駆けて先進的に取り組んできて、現在では健康福祉部内の子ども未来課におきまして子供・子育て施策に取り組み、福祉、教育、医療との緊密な連携の下、支援体制を充実させているという状況でございます。

しかしながら、近年子育てや子供に関する相談の件数も増加し、その内容も多様化、複雑化する傾向が強まっております、ケースワーク機能をより強化させる必要も求められております。

また、児童福祉法の改正や、本年4月にはこども家庭庁が発足し、国の子供政策の加速化もありまして、子供政策、施策を総合的かつ強力に推進していくための迅速な対応が求められていることから、本市といたしましてもこのような国の動きに注視しつつ、市民ニーズや課題を的確に把握し、対応する必要がございます。

そういった状況の中で、子ども未来部として独立した部を設置することで、子供に関する施策をより一層強力に推し進める体制を構築するとともに、市民に分かりやすく、相談しやすい環境を整えることにより迅速かつ適切な対応が可能になるものというふうに考えております。

それと、現在の健康福祉部の子ども未来課を分けるということでしょうかということでございますが、改正後のイメージといたしましては、子ども未来課が担っている業務を継承するところが大きくございますが、その中でも、大きくは子供政策などの立案や保育・教育施設の管理等を担う課、子ども政策課というふうに今現在思っていますが、と妊産婦、子育て世帯などの相談支援を行う課、子ども総合支援課、案でございますが、に再編をいたしまして、市民に分かりやすく利用しやすい体制とするものでございます。ですので、大きくは子ども未来課が担っている業務が子ども未来部へというところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

1点確認したいんですけど、それでは、そうやって多分機能がアップするというイメージを受けましたんで、人が増えるんですね、子供に対する職員が。それか、非正規が正規になるとか、何かそこら辺は充実されるということではなかったですか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

全体的におきましては、来年度の組織・機構改革の全体、市全体のことを踏まえまして人事異動の中では検討はいたしますが、基本的には増えるというふうなことでは考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

お願いします。

それで、先ほどから何度か皆さんも問うていましたけれども、今の子供施策、子ども未来課だけではできない課題、これは担当に聞いたほうがいいのかも分かりませんが、今の子ども未来課だけではできない課題があるからこうやって新しく機構改革をするということだと思っておりますけれども、今どういう不自由があるのか、どういう課題があるのかということについてお聞きしたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

子ども未来部の創設につきましては、現在の課に大きな課題があるというものでもなく、現在、福祉、教育、保健、医療の緊密な連携の下、子ども未来課において、切れ目ない支援体制を充実させてまいりましたが、先ほどの原田部長の答弁にもございますように、近年相談件数が増加して、その対応に十分対応できるケースワーク機能のさらなる強化というのが求められている。

そして、国の情勢といたしましても、本年4月にこども家庭庁が発足し、子供政策を総合的かつ強力に推進していくためのさらに迅速な対応が求められておりますことから、このような国の動きに注視しつつ、市民ニーズや課題を的確に把握し、対応する必要があると考えております。

そこで、先ほども答弁にもありましたように、子ども未来部として独立するという事で一層強力な子供に関する施策を推し進める体制を構築し、市民に分かりやすく、相談しやすい環境を整えるということを目指したものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

特に今大きな課題があるというわけではなくということだったんですけども、私たちの身近な、市民感覚でいいますと、例えば子供の放課後のことを相談しようと思ったら子ども未来課で、子育てサポートグループに行って、学童保育というか放課後児童クラブのことについて相談しますよね。

でも、例えば障がいがちょっと実はあってということになると、地域福祉課の障がい者支援グループに行って、放課後等デイの相談をしたり、やっぱり、でも学童にも障がいの対応をしているんですよといったら、やっぱりまた子ども未来課のほうかなということがあったり、でも、そういうことをきちんと見るためには2階の子ども支援グループに相談をしたり、いろんな、それを連携という、言葉で言ったら連携なんでしょうけれども、どこへ行ったらいいのというのがちょっと分かりづらいというのが今私は課題かなと思っているんですけども、そういう問題については解決していくんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

先ほどの答弁の中で、市民に分かりやすく、相談しやすい環境を整えるというような具体的な内容につきましては、現在県の補助金を活用し、施設の改修、設備の整備というものを考えておりました。総合保健福祉センターの建物の東側に、子育て支援ゾーンとして子供に関する部局を集約させまして、分かりやすく壁面を装飾するなどの工夫もさせていただき、市民の方にもここが子供・子育てに関わる部署なのだというようなことを認識していただき、利用しやすくなるものと考えております。

また、窓口につきましても、1階の東側入り口付近に総合的なワンストップ窓口も設けまして、より迅速にご案内ができるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

あの場所を活用するわけですから、多分機構改革をしたとしても、東側ということは、要するに2階や1階は行ったり来たりはあるけれども分かりやすくしていきますということだったんだろうと思います。

次の質疑ですけれども、子育て世代包括支援センターについてなんです。

これも私も、包括支援センターという割に一体どこにあるのか、ちょっと見える化がしていないような、ちょっと市民には分かりにくいなあと思っていたんですけど、大事な大事な仕事であって、これが今回の機構改革であるとか、国の方針によってどう変化するのか、この名前自体がどうなるのか、そういうことについてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

現在の亀山市子育て世代包括支援センターにつきましては、子ども未来課の母子保健グループに配置しております。同じく子ども未来課に配置しております亀山市子ども家庭総合支援拠点と2つの、その双方の機関を中核とした連携体制の下、現在切れ目ない子供・子育ての支援体制を充実させてまいりました。

しかしながら、本市の両機関が対応するケース数というのは年々増加し、その内容も多様化、複雑化する傾向が強まっていることから、より専門的な人材の配置や組織的なケースマネジメント力

の強化等が課題となっております。また、国におきましては、児童福祉法の改正に伴い、双方の機関を一体化させ、全ての妊産婦、子育て世帯、子供への相談支援機能を強化させたこども家庭センターの設置を市町村の努力義務としているところでございます。

こうした状況を踏まえ、本市におきましても、現在の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体化させた、仮称亀山市こども家庭センターを設置いたしまして、妊産婦、子供や保護者の支援ニーズを的確に把握しつつ関係機関のコーディネートを行い、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワーク機能を強化することにいたします。

したがいまして、子育て世代包括支援センターにつきましてはその機能を、仮称ではございますが、亀山市こども家庭センターに移すことといたします。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

この機構改革によって、子育て世代包括支援センターという名前、組織というのは一旦変わっていく、新しいものになるので名前も変わっていくというのを理解しました。

先ほど言っていたいただいたワンストップ窓口というのと、そのこども家庭センターというのと一緒のようなもの、そこに集中している、この機構改革によってそうなるというふうに理解していいですか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

先ほども申しましたように、亀山市総合保健福祉センターあいの東側一体を、子供部局を集中、集約させます。その中の一つの部局が1階東側に窓口を据えますので、そこを総合的なワンストップ窓口としっかり位置づけまして、それぞれの部署へのご案内を迅速化させたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。大分理解ができました。

これで質疑を終わりたいと思います。

○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時55分 休憩）

（午後 3時05分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 岡本公秀議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

新和会の岡本です。

それではまず、議案質疑で議案第67号令和5年度亀山市一般会計補正予算から、まず歳入から行きます。

第16款の県支出金、県の補助金の安心子ども基金特別対策事業費補助金2,061万円というのが上がっていますが、この内容についてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

14番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

議員ご質問の安心子ども基金特別対策事業費補助金でございますが、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一元的なマネジメント体制の構築に向けて、一体的相談支援機関の整備を行う事業に対する補助金でございます。この補助金につきましては本年度限りの制度として、補助率10分の9となっております。

本市におきましては、相談支援体制の充実及び連携強化に向け、総合保健福祉センター内のトレーニングルームを活用するなどして事務スペースを確保するとともに、子供・子育てゾーンとして市民の方に分かりやすい施設とするための壁面装飾等を行うため、施設の改修と設備の整備を行う必要があることから、この補助金を活用するものでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

これは施設整備のための工事費用という面が大きいんですね。

だと、今回議案で出ております同じ保健福祉センターでの機能転換で、例えば、視聴覚室をなしにするとかそういうふう、これも当然建物の中の話だけど、そういうこととは全く別の話ということですか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

この補助金につきましては、先ほども申しましたように、子供に対する一体的相談支援機関の整備を行う事業に対する補助金でございますので、子供関係のために使うというようなことになっております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、この補助金で建物の中の改修ができる、子供のためのいろいろな便利なことができるということは、子ども未来部にとっても悪い話ではないと考えてええわけですか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

議員のおっしゃるとおり、子供・子育ての支援機能を強化するためにはなくてはならないものだと考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

今回のこの予定するスペースは昔、コロナ前はトレーニングルームだったんですよね。結構私の知り合いなんかも毎日のように通っておったんですが、それがコロナであれがなくなって、それからコロナの事務局のようなものに転用されて、それで今度はこれになるということは、もうトレーニングルームはなくなるわけですね。そういう人はがっかりしているかと思いきやけれども、まだ、それはそれで別の手だてが、何かしてもらったらいんじゃないかと思っていますよ。

次に行きます。これからは歳出です。

債務負担行為で、これは環境センターの話ですけれども、環境センターの場内廃棄物受入業務委託料415万円です。これは、金額としては比較的少ないんですけども、だから、1年を通してじゃないと思うんですが、この委託先の会社を教えてくださいのと委託業務の内容を教えてください。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず、令和5年度の場内廃棄物受入業務委託の委託先でございますが、人材派遣会社のパーソルファクトリーパートナーズ株式会社でございます。

それから、委託内容でございますが、市では第3土曜日を除く土曜日及び水曜日に当たる祝日を除く祝日におきまして、日直による持込みのごみの受入れ対応を行っております。平日は会計年度任用職員を配置して持込みごみの受入れを行っておりますが、土曜日、祝日はごみの持込み件数が平日の倍以上と多く、環境課職員及び会計年度任用職員での対応が困難でございます。このことから、ごみの受入れが増加する土曜、祝日に、主に分別指導等に4名の派遣職員を配置するための委託でございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

確かに、土曜、祝日にごみを持っていくと、もう表まで行列が続いておるんですよね。僕もこの前うかつに土曜日に行っちゃって、ああ、しまったと思って、もう今さら仕方がないというんですけども、この委託先の人というのは、平日は会計年度の方がやっておられるそうですが、土・祝日とかなってくるとそれほど毎日頻繁に来るわけやないんですけども、実は廃棄物の受入れとかそういうことをやるところは案外と、環境センターの中というのは案外小さな事故といいますかそれがちょこちょこあると聞くんですが、この委託先の土曜とか祝日とかしか来られない人の指揮監督に関しては誰がしておるのか、例えば市の職員の方が指揮監督をするのか、それとも委託先の人の中で上に立つ人に指揮監督を任せるのか、それはどういう状況です。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

こちらにつきましては、分別指導等に4名の派遣職員を配置するという形になりますので、指揮監督ということになりますと、環境課職員のほうで指導のほうをさせていただく形になります。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

危険を伴う作業もないこともないし、私の耳にもそういった細かい事故に近いことが入ってきていますので、やはりけがのないようにきちっと指揮監督はやっていただきたいと思います。

次に行きます。

次に、債務負担行為の学校教育のことで、小学校教師用教科書等購入費2,850万円とありますが、小学校教師用教科書は分かるけど、教科書等と書いてあるのは一体何を含むのか、ご説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今回補正をお願いしております内容につきましては、この令和6年度の児童用教科書の教科書改訂に伴い、小学校で使用する教科書が新しくなりますことから、学習指導を行います教師用の教科書、そして指導のために必要な指導書、これを購入するというものでございます。

児童が使用しております教科書は無償配付され、4年に1度のサイクルで教科書の改訂を行っております。現在、児童が使用しております教科書は、令和元年に三重県の北勢第三地区教科用図書採択協議会で協議し、教育委員会で採択され令和2年度から今年度5年度まで使用することとなっているものでございます。このため、来年度からは新しい教科書を使うというところでございます。

今回購入する予定の教師用の教科書等は、児童と同じ教科書だけではなく、指導に関わる細かな留意点や指導上の配慮事項などが書かれた指導書、児童がより理解をしやすくするための資料などの副教材も含まれたものでございます。つきましては、令和6年度当初に、速やかに小学校教師用図書を調達する必要があるため、今回債務負担行為補正をお願いするものでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、教科書が新しくなるのは4年に一遍と。今回のこういう予算も、これも4年に一遍の特殊なといいますか、毎年毎年出てくるような話じゃないということですね。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

教科書の改訂に伴うものでございますので、その改訂の伴うその年度のときをお願いをするものでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

この話は分かりました。

次に、また学校教育に関してですけれども、小中学校ICT支援員派遣業務委託料が963万円出ています。このICT支援員という人の派遣元及び派遣される人物の技量というか、教える力というのはかなり厳選してあるのか、そういったことをお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

ICT支援員派遣業務につきましては、小・中学校14校及び教育委員会におきますICT機器の利活用を支援するためこの支援員を配置し、教職員との連携を図りながら学校現場に合った支援体制を充実するものでございます。この業務につきましては、令和5年度は1名の支援員が業務に当たっているというところでございます。

このICT支援員の業務遂行に当たりましては、このICT機器のオペレーションに関する高い知識とスキルを有し、教育情報化コーディネータ3級以上、基本情報技術者試験（IPA）以上の資格を有することを委託会社及びICT支援員に求めているというものでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、先ほどの答弁では1名と出てきましたけれども、亀山中の小・中学校をずっとICTのいろんな支援で、1名で事足りるんですか。何かやっておる本人にしてみれば、東奔西走、南船北馬という具合で大変じゃないかと思うんですけどね。いかがですか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

ICT支援員の業務内容でございますけれども、教職員や児童・生徒の情報機器等の操作支援などを行う事業の支援、電子教材資料を作成、または作成支援するなど教材等の作成支援、教職員や教育委員会に対してICT機器の使用方法について研修や支援を行ったりするなどのICT機器の使い方支援、そして教職員、児童・生徒の各種アカウント作成・管理、ICT関連機器及びシステムの運営を管理、ICT関連機器及びシステムのトラブル対応を行っているというところで、非常に多岐にわたっております。多忙ではございますけれども、1名で対応しているというものでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

先ほど伺っておりますと、かなりスキルの高い人みたいですがけれども、自分一人でやっている仕事やったら個人的なスキルが高ければそれでいいんですけど、やっぱり人相手にやると、また人さ

んに分かるように説明するというのはなかなか難しいところがね、幾ら自分が分かっている、そういうことがありますんで、こういう人物の派遣というのはやはり吟味して送っていただけるようお願いをいたします。このことはこれで終わります、次に移ります。

議案第68号の国民健康保険事業特別会計の補正に移ります。

この第2款の保険給付費で、高額療養費が3,600万円の補正が出ておりますが、こういうふうな3,600万円の高額療養費の補正があるということは特別な何か疾病があったのか、それともいろんな特別な事由があって見込み違いが起きたのか、それとも最初からちょっと見込みが甘かったのかとかそういうことを考えたりしたんですけど、どういうふうな状況でしょうか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市民文化部参事。

○市民文化部参事（櫻井伸仁君登壇）

今回の高額療養費3,600万円の増額補正につきましては、本年度4月から10月までの支出実績を基に、11月以降5%の支出の伸び率を見込んだところ、約3,600万円の予算不足が見込まれますことから増額補正を行い、補正後の予算を4億7,917万9,000円とするものでございます。

高額療養費増加の理由でございますが、本年度10月までの支給実績は4,426件、2億7,354万円で、前年度の同時期と比較いたしますと支給件数は126件減少しているものの、支給額は2,712万円増加しているという状況でございます。近年、医療費につきましては被保険者の高齢化や医療の高度化等により年々増加しておりまして、このような現状が影響しているものと考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

確かに世間全体の高齢化というのはあるし、医療の高度化というのが大きいですね。特に、医薬品のすごいのが出てくるとその1人の患者さんが1つの薬を1年間飲んだら300万とか400万とか、自分の懐ではとても払えやんやろうというふうな薬もあるんでしょうね。そんなのをみんながみんな使い出したら、それこそ保険がパンクするんじゃないと言われてますんやけれども、やはり高額療養費とかこういう費用はこれから増えることはあれ、減ることはあんまり期待できやんということですから、国民健康保険事業の特別会計もやはりそういったことを念頭に置いて、本当に青天井で伸びるんじゃないかと思うぐらいですから、やっていただきたいと思います。特に、特殊な状況があったというわけじゃないんですよ。

それからもう一つ。国民健康保険事業の第6款で諸支出金として、基金費があります。国保の積立金が5,000万円と今回はありますが、今から何年前ですかね、国民健康保険の基金が一時60万円ぐらいになったところがあったと思うんですよ。本当に空っぽですわね。で、60万円の基金で一体どうやるのという議論がそのときあったんですけども、あれから何年もたって、今回5,000万円の基金を積めることになったその大きな理由についてご説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

櫻井参事。

○市民文化部参事（櫻井伸仁君登壇）

基金を積み立てることができるまで財務内容がよくなった理由でございますけれども、平成30年度の県単位化以降の経緯について少し説明させていただきたいと思っております。

国民健康保険事業の財政の県単位化が実施されました平成30年度における本市の財政状況は、赤字補填のため一般会計から繰り入れる、いわゆる法定外繰入れを行わなければならないほど厳しい財政状況であり、その当時、議員おっしゃられましたけど、基金残高は約65万円でございます。そのため、赤字補填のための法定外繰入れの解消及び県単位化という新しい制度に対応するため、令和元年度に国民健康保険税の税率の改正を行ったところでございます。

また、国民健康保険事業における財政の健全な運営のための資金に充てるためということで、基金の名称を現在の国民健康保険事業運営基金に改めて、一般会計からの繰入金を財源に1,000万円を積み立てたところでございます。それ以降、財政状況が好転して、また、平成30年度の制度改正を原因とした負担増に対する国・県が行う公費補填、いわゆる激変緩和措置が継続して実施されたことにより、令和2年度から基金を積み立てることができるようになったというふうに考えております。

今回の補正予算で計上いたしました基金積立金5,000万円につきましては、さきの9月議会で承認されました令和4年度国民健康保険事業特別会計の決算で生じた前年度繰越金9,791万4,000円のうち、令和4年度分の保険給付費等交付金等の超過交付に係る返還金2,417万5,000円、それと調定額の減に伴う国民健康保険税の不足分2,373万9,000円を差し引きました5,000万円を国民健康保険事業運営基金に積み立てるものでございます。

今回5,000万円を積み立てることができた理由といたしましては、令和4年度国民健康保険事業納付金におきまして、平成30年度の制度改正を原因とした負担増に対する国と県が行います公的補填、いわゆる激変緩和措置に加えて県の財政安定化基金の活用により、令和3年度と比較いたしました4,983万円増の1億5,430万円の激変緩和措置が行われたことが大きな理由というふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

平成30年以前は亀山市が保険者としてやっておったわけですね。それが、三重県が県一本化して保険者としてやっていくと。そして、三重県から亀山市に対して、あんたんところの分担金は幾らだよというようなことを言うてきて、その金が足らんだら一般会計から足すか、皆さんから余分にもらうかというようなことになるわけですけども、今回5,000万円を積んだわけですけども、幾ら県単位でやってもやはり要るものは要るという考えでいかな仕方がないんですが、この国民健康保険の基金は、今一体幾らぐらい所有しておたらまあまあ安心と言える状況になるんでしょうかね、1億円ぐらいですか。

○議長（森 美和子君）

櫻井参事。

○市民文化部参事（櫻井伸仁君登壇）

基金の積立額がどの程度必要と考えるかとお尋ねでございますけれども、それに対して具体的

な金額をお答えするというのは難しいところでございます。

今回の補正によりまして、本年度末の国民健康保険事業運営基金残高は1億7,547万円となる見込みでございます。しかしながら、本年度におきまして、先ほどご答弁を申し上げましたが、約2,400万円ほどの国民健康保険税の収入不足が見込まれています。そのほか平成30年度の県単位化による被保険者の保険税負担の急激な増加をするのを回避するための激変緩和措置が令和5年度まで、今年度までとされておりまして、激変緩和措置終了後の令和6年度以降急激な保険税負担とならないように備えるとともに、国民健康保険事業におけます財政の健全な運営のために基金を積み立てているところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

県一本化して、激変緩和措置がもうなくなると、そうするとこの次一体幾ら請求が来るか分かったもんじゃないと。そういうふうなことを考えると、だからといって皆さんからいきなり保険料を上げるわけにはなかなかいかない。そういうことで、できるだけたくさん基金を積んでおくと、それが一種のクッションといいますかね、緩衝材というか緩衝基金になるわけですが、よろしく願いたいと思います。できるだけ多くの基金を積んでおいてもろうたほうが安心はあります。

次に移ります。

議案第72号の病院事業会計の補正ですけれども、清掃業務委託料4,400万円となっておりますが、この清掃業務の守備範囲というものを伺います。

○議長（森 美和子君）

豊田地域医療部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

業務の内容、守備範囲ということでございますが、そもそもこの業務、院内の清潔保持及び感染防止のために行うものでございまして、基本的には建物内の床や手すり、窓ガラス等の日常清掃を行う業務でございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、この清掃業務委託というのは、医療センターの病院の建物内、屋根のある場所ですわね。そこが委託の対象であって、その病院の周辺の植え込みとか、ああいうかなり広いいろんなものがあるわけですから、それはまるっきり含まれないと考えていいわけですか。

○議長（森 美和子君）

豊田部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

議員申されたとおりでございまして、センターの敷地内のいわゆる外構部分にあります植栽管理につきましては、今回の清掃業務の範囲ではございません。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

私も定期的に医療センターへはお邪魔していますが、いつ行ってもきれいに、清潔を保っていただいております。なかなかこういうふうな、何せ病院ですんで、やはりきれいにしてもらわなあかんわけですね。そういうことですから、このことを一つ、頑張っって清潔を保つようお願いいたします、私の議案質疑は終わります。どうもありがとうございます。

○議長（森 美和子君）

14番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

次に、10番 豊田恵理議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問させていただきます。

まず、議案第61号亀山市行政組織条例の一部改正についてですが、1番、2番として、背景と趣旨について、そして改正による効果についてですが、先ほどの答弁でも何回か出ておりますので割愛させていただきます、その効果のところ、財政行革グループで行政改革に関することを扱うということになりますと、今まで行政改革に関することを担当していましたDX・行革推進室の所掌事務が減るわけですが、それによるDX推進室への影響がどうなるのか。

もう1点、同様に子ども未来部をつくることによる影響ですけれども、子ども未来部をつくることで子供に関する施策が移行した後の健康福祉部への影響、こちらについて答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

10番 豊田恵理議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

現在の政策部DX・行革推進室がどのように変わるのかということですが、行政を効率的、効果的に運営するためにはDX、デジタル・トランスフォーメーションでございますが、の進展をなくしては実現できないものと認識をしております。行政DXの重要性は高まる一方でございまして、そのような中、現組織のDX・行革推進室につきましては、DX推進室というふうなことで行政改革に関する事務を切り離すことでより専門性を確保し、本市の行政DX推進計画を強力に推し進めていくため、体制の充実が図れるようなものになるというふうに思っております。

それと健康福祉部の影響でございますが、こちらにつきましては、現在の健康福祉部が所管しております子供に関する事務を基本的には子ども未来部へ移管するということとなりますので、大きくは変わらないというふうなことを考えております。健康福祉部自体は大きな変わりはないというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

それでは、次の質問に移りたいと思います。

議案第67号の令和5年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について、まずこの1番として第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、児童家庭支援事業の増額補正についてお

聞きいたします。児童家庭支援事業2,315万8,000円はどういった内容なのか。こちらをまずお答えください。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

児童家庭支援事業による工事費等の増額補正につきましては、子供・子育て支援体制の充実と強化のため、県補助金を活用し、施設の改修と設備の整備・充実に努めます。その具体的な内容といたしましては、現在の総合保健福祉センターの建物の東側1階及び2階部分に子供に関する事務室等を集約し、壁面に装飾を施すとともに、1階に子ども健康相談室を設置し、また、現在のトレーニングルームを活用して事務スペースを確保するなど、必要な改修整備のための設計管理等委託料、工事請負費、備品購入費の予算を計上しております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

それでは、この工事をする事による狙い、何が変わるのかということでお答えをお願いします。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

子供関連の組織を一部に集約することで部署間の機能連携の強化を図るとともに、建物の東側を子供・子育てゾーンとして市民の方にも認識していただき、利用しやすくなるものと考えております。なお、1階の東側入り口付近に子育てに関する総合的なワンストップ窓口を設けることで、より迅速に各部署へのご案内ができるものと考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

最後に、この議案第67号なんですけれども、議案第66号亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正についての説明にもありましたけれども、総合保健福祉センターは職員数が施設設置当初から大幅に増加し、事務スペース等が非常に手狭になっていると記述があります。実際、私も何回か行く中でとても人が多いという感覚を覚えるんですけれども、今回の工事によってその施設の手狭感というのは解消されるのかお答えください。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

先ほどの工事内容でもご説明させていただいたように、この工事により現在のトレーニングルームを活用しまして、事務スペースをある程度確保することができますので、そのような方法で手狭感につきましてはある程度緩和できるものと考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

それでは、次の質問に移りたいと思います。

第4款衛生費、第2項清掃費、第2目塵芥処理費、施設管理費の増額補正についてです。

まず、この増額の要因について答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今回の補正につきましては、総合環境センターごみ溶融処理施設の運転に必要な灯油の価格が高騰しており、また使用量も増加していることから予算不足が見込まれるため、燃料費900万円の増額補正を計上いたしましたところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

灯油の価格が上昇しているということでその燃料費なんですが、この上昇傾向というのはどのようになっているのか答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

灯油価格の推移でございますが、令和2年度4月1日の契約額は1キロリットル当たり4万9,500円でしたが、現在1キロリットル当たり11万円、令和2年度と比較しまして約2.7倍となっております。また、本年度に入りましても価格上昇は続いており、年度当初の価格9万200円と比較いたしまして、約1.2倍の価格上昇となっております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

ちょっと想像以上だったんですが、それでは最後に燃料費の増に対する対策について、そういった対策はしているのか、考えているのか答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず灯油使用量増加の要因としましては、溶融処理を一時的に停止いたしますと溶融処理再開時に灯油を大量に使用することになります。今年度は一時的な停止の原因となる突発的な修繕や停電の増加が使用量増加の大きな要因であると考えているところでございます。今後も突発的な修繕や停電をできる限り減らし、安定した連続操業を行うため大規模整備事業等を実施し、設備機能を適正に保つことで使用量、経費の削減に努めてまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。質疑を終わります。

○議長（森 美和子君）

10番 豊田恵理議員の質疑は終わりました。

以上で本日予定しておりました通告による質疑は終了し、日程第2に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第61号から議案第85号までの25件については、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

なお、報告第18号については、関係法令の規定に基づく報告でありますのでご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

- 議案第61号 亀山市行政組織条例の一部改正について
- 議案第62号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第63号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第64号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第65号 亀山市職員給与条例の一部改正について

教育民生委員会

- 議案第66号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について
- 議案第73号 指定管理者の指定について
- 議案第74号 指定管理者の指定について
- 議案第75号 指定管理者の指定について
- 議案第76号 指定管理者の指定について
- 議案第77号 指定管理者の指定について
- 議案第78号 指定管理者の指定について
- 議案第79号 指定管理者の指定について
- 議案第80号 指定管理者の指定について
- 議案第81号 指定管理者の指定について
- 議案第85号 損害賠償の額を定めることについて

産業建設委員会

- 議案第82号 指定管理者の指定について

議案第 83 号 指定管理者の指定について

議案第 84 号 指定管理者の指定について

予算決算委員会

議案第 67 号 令和 5 年度亀山市一般会計補正予算（第 5 号）について

議案第 68 号 令和 5 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 69 号 令和 5 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 70 号 令和 5 年度亀山市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 71 号 令和 5 年度亀山市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 72 号 令和 5 年度亀山市病院事業会計補正予算（第 2 号）について

○議長（森 美和子君）

次に、日程第 3、請願第 6 号を議題とします。

請願第 6 号子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出を求める請願書については、会議システムに保存してあります請願文書表のとおり、所管の教育民生委員会にその審査を付託します。

請願文書表

受 理 番 号	請 6
受 理 年 月 日	令和 5 年 11 月 20 日
件 名	子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出を求める請願書
請願者の住所・氏名	四日市市西日野町 1551-1 ことり保育園内 三重県保育団体連絡会 会長 後藤 剛
要 旨	国に対して、子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士増員」を求める意見書を提出願いたい。
紹 介 議 員 氏 名	古田吉昭、岡本公秀、鈴木達夫、服部孝規、櫻井清蔵
付 託 委 員 会	教育民生委員会

○議長（森 美和子君）

次にお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森 美和子君)

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日6日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後 3時45分 散会)

令和5年12月6日

亀山市議会定例会会議録（第3号）

●議事日程（第3号）

令和5年12月6日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	市民文化部長	辻村俊孝君
健康福祉部長	小林恵太君	産業環境部長	富田真左哉君
建設部長	松田昇君	上下水道部長	田中直樹君
危機管理監	木田博人君	健康福祉部次長	小坂みゆき君
総務財政部参事	杉本良則君	市民文化部参事	櫻井伸仁君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	豊田達也君
教育長	中原博君	教育部長	亀山隆君
代表監査委員	国分純君	選挙管理委員会 事務局長	豊田昌子君

●事務局職員

議会事務局長 渡邊靖文 書記 新山さおり

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

松村市民文化部長及び高嶋監査委員事務局長は都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

15番 伊藤彦太郎議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。

今回は、教育施設の再編について、学校給食について、大型商業施設の誘致についてという3点を上げさせていただいております。

順番に行かせていただきますけれども、ちょっと大型商業施設の誘致については時間が足るかどうかわからないので、足らなかった場合は常任委員会、産業建設委員会のほうで聞かせていただきますのでよろしくをお願いします。

それでは、まず教育施設の再編についてという項目に行かせていただきます。

今回、このテーマを上げさせていただいたのは、9月議会で学校給食施設の議論、これがあったわけですが、その中で新議員への答弁、私もちょっとお聞きをしたんですけれども、その中で亀山部長ですね、こういった答弁がありました。

給食センターとかそういった施設につきまして、教育委員会といたしましては、将来的な給食調理施設というものについての必要性、これについてはそういった当初からの考え方、これは変わっていないところでございます。今、議員がおっしゃいましたように、今後の給食調理施設の整備につきましてはやはり中長期的な視点に立ち、関の学校給食センターの建て替えでありますとか、それから小学校の給食調理施設の改修等、そしてさらには学校施設そのものの大きな改修、あるいは更新、こういったものと併せて、全体としてどのような形がいいのかということを改めて検討していく必要があるものと考えているものでございますと、そんなふうに言われました。

給食調理施設の話でしたもので、これは当然再編もしていかなければならないのだろうかと、親子方式とかそういった話もありました。その辺なんだろうかと思いましたが、やはりこの中で学校施設そのものの大きな改修とか、あるいは更新、こういったものと併せてという言葉がある。まず、この学校施設そのものの大きな改修・更新というのは、これはいわゆる学校そのものの統廃合、こういった意味合いも含まれているのか。こういったことの検討、この辺に関してはどういふふうなことになっているのか、これについて教育委員会の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

15番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

おはようございます。

学校の再編というものにつきましては、あくまでも長寿命化計画で行っております内容を鑑み、学校施設内における建物の再編、いわゆる複数の校舎の合築でありますとか、将来的に予測されます空き教室の有効活用の方向性等について改めて検討する必要があるものと認識しているところでございます。

加えて、学校全体ではなくプール施設など、部分的な施設の共同活用につきましても同時に検討することを視野に入れております。これを学校の再編と捉えているというものでございますので、学校の統廃合を含むものではございません。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

今回、あくまでも教育施設の再編ということで質問させていただいておりますので、それについての考え方ということで引き続き聞かせていただきたいと思うんですけれども、そうしますと、まず教育委員会としては今後、統廃合、こういったことに対しての検討をする、教育委員会が主体になってこういったことをしていくべきやとか、そういった議論、検討をしていく考えはないということでしょうか。この点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほどご答弁申し上げましたように、教育委員会といたしましては現在あくまでも学校の再編というのは学校施設、一つの学校施設内におけるそれぞれの建物の再編というものでご認識いただければと思っておりますので、こういった議論、統廃合というものについて議論する考えはございません。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

よく分かりました。

そうしますと、前回の議会も含めまして、給食をどうするかということに関しては、市長のほうはやはり教育委員会の意思を尊重するというのを何度も言われました。

今、統廃合、今すべきという意味ではないです。市長が小規模校については再編とか統廃合をする気はないというふうなことをおっしゃったということのをちょっとうわさで聞いたんですけれども、実際、そうすると教育委員会が何と言おうが基本的にはやはり市長が決めると、こういうふうな思いでみえるというふうなことと思っておいてよろしいでしょうか、統廃合について。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

少子化の加速などを背景に、公立小・中学校の数と児童・生徒数の大幅な減少を受けて、全国的には学校の再編・統廃合が、そういう動きが起こっていることを承知いたしております。

その一方で、本市におきましては平成の市町村合併以降、少子化と地域の特性に対応した活力と特色ある学校教育を展開しておりまして、教育委員会の基本姿勢として小規模校の存続充実をも積極的に支援することで、11小学校、3中学校の体制を維持してきているところでございます。

それで、市長のこの再編統廃合に対する考えをお尋ねいただいておりますが、学校施設は子供たちの学びの場であるとともに、それぞれの地域にとって核となるものであります。

学校教育が抱える複雑化、多様化した課題、教育施設の老朽化・更新への財政課題を抱える中で学校の再編・統廃合か小規模校を存続させるかを選択するのは、それぞれの教育委員会、並びに自治体の基本政策に関わるものであると、そのように認識をいたしておるところであります。

私といたしましては、今日までの教委のその基本姿勢を尊重するとともに、学校が地域の核として存在をして、子供たちの健やかな成長と豊かな地域の絆が育まれるような環境をこれからも大切にしていきたいと考えるものでございます。したがって、小・中学校の統廃合を検討する考えは持ってございません。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

私たちは統廃合をする権限は誰にあるのかということのを改めて認識をお聞きしたわけですが、少なくとも櫻井市長は、今現在の市内の小・中学校、これを統廃合する気はないということはちょっと確認させていただいたんですけれども、やはり法令上は設置者が、給食センターとかもそうなんですけれども、市長が設置者となっている以上は、やはり設置責任は市長にある、そういうことでその点は確認させていただいたと思います。

ただ、その中で、先ほど学校内の施設、これの統廃合はやはり教育委員会が考えていかなければならないだろうということを亀山部長はちょっとおっしゃいました。

新議員の答弁の中で、その施設について、給食施設に限ったことではないんですけれども、こういったものと併せて全体としてどのような形がええのかということのを改めて検討していく必要がある、こういったことが書かれておるわけです。

この改めて検討していく必要があるということは、やはり改める場。ちょっと9月議会でも聞かせていただいたんですけれども、そういった計画をするのかどうかという、今回の全員喫食制の実現の後、それを計画内でしていく考えがあるのかというふうに聞きましたけれども、これについては事務局ではなく、教育長のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

改めてというのは一体どういうふうな意味で言われているのかという、それについて教育委員会の代表、教育長としては、この外部調理委託での実施がスタートした後、どのタイミングでやっていくのか、その辺の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

今般の11月に給食の外部委託食缶搬入方式で給食のほうを提供していく考えを取りまとめたところでございますけれども、その後、この方針で教育委員会としてはやっていきたいということです。

それと、学校の中の様々な施設の老朽化であるとか再編については、今、長寿命化の検査をしておりますので、その段階でここはもう少し補強なり改修をすればもう少し長く使えるとか、様々な観点でその評価が出てくるという段階を待って、優先順位といいますか緊急度といいますか、重要度といいますか、そういうことを勘案して改修とかそんなスケジュールを組んでいくことになろうかと思えます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

今、学校施設等の長寿命化計画をしている、その結果が出てきて、それを基に進めていくということを確認させていただきました。実際に進めるかどうかの判断をするということやと思えますけれども、それはしっかりやっていただきたいと思っております。

もう一個、今回、教育施設の再編ということでは申しましたが、教育施設の再編という意味では、生涯学習の教育施設である図書館は既に再編が始まっておるわけですね。そういう意味で、今関の図書室がなくなったことによって、やはり関の図書環境はかなり下がってきたと、こんなふうにいる市民から声が出てきております。

前は借りられて返せたのに、もう今は借りれやんどころか返せなくなった、昔の図書分室ですね、関の。これについて、統合と同時に関でも地域で何か読書環境を整備していくんやという言葉がありましたけれども、一体この辺の話はどうなっているのか、この点をちょっと確認させていただきたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、関図書室につきましてでございますが、関地域におきまして市立図書館の分室的な役割を果たしておりましたことでございますけれども、今年4月からは関地域におけるいわゆる地域の読書活動拠点としてご利用をいただいているというところでございます。

現在、その関の図書室なども含めますけれども、地域の読書活動拠点というものにおいて市立図書館資料の貸借は行ってないところでございます。

ただ、読書ボランティアやまちづくり協議会など、地域の方々との連携の中で段階的にこの地域読書活動拠点における図書館サービスの充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

段階的にとということでありましたけれども、やはりなくしたところというのは最優先でやるべき

部分やと思います。

ただ、そんな中で、ちょっと事前の聞き取りとかで、小学校とかでそういったことを始めるんだと、近々ということでありましたけれども、やはりまずはその図書環境ですね。これについては、借りるのはやっぱり実際の現地に行って借りたいというのがあると思います。ただ、返すという段になっては、やはり幅広いところで返せるようになるべきというか、その声が非常に強いんですね。返すぐらいはどこでもできるんじゃないのと。今でも関支所に持っていけば、いろんな書類を、それを本庁の代わりにやってくれるという部分がありますもんで、やはり関支所ぐらいでは、関支所長が怒るか分かりませんが、返却ぐらいできるような、そういったぐらいのことはしていいんじゃないかと思いますけれども、それぐらいのことはできないんですかね。どうでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

現時点で地域読書活動拠点における図書館のサービスについて、具体的方法などを決めているところではございません。

ただ、地域の方々との協議を重ねる中で、地域の実情に即した具体の図書館サービスとその実施は進めたいと考えているところでございますので、今議員からもご提案いただいたようなことも含めて、これは進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

何とかそれはお願いしたいと思っておりますけれども、そもそも市長、前回の議会でも有利な起債ということをしていろいろ言われました。合併特例債とかですね。合併特例債を使った施設として今の図書館があるわけですよ。

そもそも合併特例債というのは、合併前の自治体、これが均質化するような、環境がお互いに公平にというか、そういったことになるように、そのために有利なわけですから、やはり今回のように地域の利便性が下がってしまったら、これは全く合併特例事業の趣旨と真逆のことをやっていることになると思います。それを絶対するなという気はないんですけども、今回の図書館整備みたいなことを。ただ、そういった施設、地域で負の部分が出てきた場合、これはやはり特例事業をした、そのマイナス部分として、その部分はやはり市が何らかの形で補填しなければならないものやと思いますので、これはしっかりやっていただきたいということを申し上げて次の項目に行かせていただきます。

次、学校給食についてということで通告させていただいております。

これについては9月議会の続きではあるんですけども、その議論をちょっといろいろ自分なりにしたりとかですね、ほかの方の話とかその後の報告とかを聞く中で、そもそも給食センターというのは、私らは費用的に一番安く済むんじゃないかということで給食センターなのかなと思っていましたけれども、何か給食センターよりも、むしろ自校方式であるとか、あるいは親子方式とか、こういったほうが実は安いんじゃないのかというデータが出てきました。

そこでまず聞きたいんですけども、そもそもなぜ今回、全員喫食制実施に当たって給食センタ

ーがいいという判断をしたのか、その点について市の見解というか、何でこうなったのか、なぜ給食センターなのかという点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

教育委員会が令和3年3月に策定いたしました学校給食の在り方につきましては、亀山中学校、中部中学校2中学校の全員喫食制給食の早期実現に向けまして、自校方式、センター方式、小学校給食調理施設の組合せ、いわゆる親子方式についての検討も行ったところでございます。

自校方式につきましては、まず亀山中学校の敷地内に調理施設を建設するスペースがなく、また校舎の改修更新時に支障を来す可能性があるということ。さらには場合によっては用地取得やさらには埋蔵文化財の調査などの必要性から、財政的な負担の増大が見込まれ、実現が困難と考えているところでございます。

また、親子方式につきましては、その組み合わせる学校のスペースの確保、既存施設の更新時期との兼ね合いに加え、小学校給食の在り方についての合意形成が必要となりますことから、また財政負担のみならず早期実現に課題があるものとしております。

一方、センター方式におきましては、小学校の給食施設更新時の代替機能の検討、さらには中学校の配膳室やリフト等の工事というものが必要になりますけれども、インシヤルコストとランニングコストを合わせた長期的なコストは、自校方式や親子方式と比べて低くなるのではないかと想定したところでございます。

以上のことから、当初の計画におきましては全員喫食制の必要性とその早期実現、中・長期的な施設更新の状況を勘案し、センター方式が最も望ましいと考えたものでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

そういう話だったかと思います。

とにかく、先ほど私もちらっと言いましたけれども、コストがトータルで見ると中・長期的に安くなるだろうということ、あと亀中の問題があると思います。やはりあそこでもうこれ以上は施設を造れないという状況にあると思います。

そんな一方で、中部中学に関しては十分敷地が確保できると、それこそそこで給食センターをとという話がありましたけれども、ただ、そういったことを考えると、まず中部中学はあそこで自校方式を目指すべきだったんじゃないのかと。もう一つ、では亀中をどうするんだ、亀中をどうするのかというのを別に考えるべきではなかったのかと思うんですけども、そもそも中部中学に関しては、そこで亀中まで提供する学校給食センターというのを計画していたわけですけども、中部中学校の自校方式、これの試算をすべきでなかったのではないかと考えているんですけども、実際にこの試算をしたのかどうか。今からでもすべきではないのかと思いますけど、この点はどのようにか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

自校方式におきます事業の実施につきましては、今年度の事業方式の再検討の中でも想定し、検討を行ってきたものでございます。しかしながら、中部中学校の敷地内におきましては土砂災害警戒区域というものが存在すること、さらには学校活動に極力支障を来すことなく給食調理施設を配置することは非常に困難であると判断したところでございます。

例えば、校舎の隣接地を想定いたしますと駐輪場や駐車場スペースに支障を来し、またこれらの代替地を確保する必要があるということ、また生徒等車両の動線交錯による生徒の安全面のしっかりとした確保も難しい部分もあろうかと存じます。

このようなことから、中部中学校におけます自校方式の給食調理施設設置、これについての試算は行っていないというところでございます。

ただ、この中学校の全員喫食制給食実施に係る基本的な計画の中におきまして、旧斎場におけます自校方式に関する試算結果、これは亀山中学校を想定したものでございますけれども、それを勘案いたしますと、自校方式採用において全体的な事業費の縮減効果も望めないという結果となっており、中部中学校においても事業費削減には至らないと判断したところでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

その縮減、先ほど旧亀山斎場の話が出ました。いろいろちょっと見てみますと、これはやはり一番大きいのは何がかかるんかと思って見ていましたら、やはり建屋の面積なんですよ、これ。とにかく厨房施設もそれほどかかるわけではない。一度、私は厨房業者に確認しましたら、はっきり言って750食ぐらいやったら1億5,000万でできるとかね、1億3,000万、そんなものでできると。そうすると、あと建屋がどれだけかかるんかといったら、それだけで10億近くかかるわけですよ、見ていると。

でも、そもそも1,200平米という、少なくともその試算をしていたと。ただ、教育委員会から出た資料ですね、これが今回の基本計画の参考4のところの教育調理施設の施設規模についてというところでありましてけれども、ここの学校給食衛生管理基準等における諸条件でということ、いろいろとこういうので満たさなければならないという建築面積とか見ていると、例えば1,500食やったら1,000人から2,000人の間で1,020平米の建築面積が要ということであるんですけども、500から1,000人の間の750食やったら680平米でいけると。一応ほかの施設は除いておる、あくまでも最低限の給食調理施設の部分だけやということであるんですけども、700平米。やはり1,200って倍近くなんですけど、この必要最低限という。

ほかの小学校の自校式の調理室とかを見ていると、ここまでの面積が確保されているのがない。こういったことを思うと、この学校給食衛生管理基準自体も実際満たされていない施設もあるわけで、これはこの面積を守らなければならないものなのか、何としても。その点についてどうなんでしょうか。

本当にこんだけの面積が要るんでしょうか。1,200、少なくとも680という数字がここで出ているんですけど、それも1,200という数を言うている。この1,200という試算が本当に要るのかどうか、その点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

給食調理施設に関する敷地面積及び延べ床面積につきましては、大学の教員などによります学識者、さらには給食メーカー、建築設計業者などで構成されます電化厨房フォーラム21が発行いたしました学校給食施設計画の手引というものを参照して想定を行っているものでございます。

したがって、これは法的な基準があるというものではございませんけれども、学校給食衛生管理基準の遵守というものを基本として、交差・汚染防止のための作業面積、それからアレルギー対応の専用諸室、事務所機能や調理員の更衣室等休憩室、トラックヤードなどの設備スペース等の配置、さらには工業立地法に伴う緑地スペース、こういったものなども考えますと一定の面積は必要でないかということ想定して、この計画策定というものを行ったというものでございます。

ただ、給食調理施設の整備として事業を進める場合におきましては、その後の建築設計業務の中でさらに精査が行われるものと考えているものでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

様々な基準なりいろんな学識経験者の方のそういった見解もあるんだろうということは思います。ただ、それはよりよいものをつくるという意味でそれは当然あってもいい話です。ただ、今回は上限が決まっているじゃないですけども、その費用を理由に根本的に自前で食べるものをつくるということと、あと外部から搬入する、この選択を大きく変えるような話になるんやったら、やはり最低限のもので実施する、こういった考えも必要やと思います。

そもそも今回この計画ですね、全員喫食制の実現が目的やということを再三言われました。ただ、この全員喫食制で言っていることというのは、あくまでも亀中、中部中の全員喫食制なわけです。それで今回の計画をいろいろ見ていますと、小学校の実際施設の統廃合とかこういったときにも提供できるようなものを実施するんやという話がある。そうすると、そもそもの事業と違う話になってきているわけですね。

今回こういったセンター、それはそれでいいことなんですけれども、やはりお金をとにかく最低限まずこれでやるんやというのが目的で、さらに早期実現ということを言われましたけれども、やはりそういったことをするのであれば、給食センター、当然今後の再編の議論の中でやられていくものやと思いますけど、やはり今回に関しては最低限のもので試算すべきやったというふうなことは思っております。そうやと思いますんで。

また、そんな中でもう一個ちょっと話をしたいのが、様々な試算がある中で非常に安くできているのが1個ありました。川崎小学校での親子方式というやつです。ちょっと今回資料で出させていただいておりますけれども、皆さんにお配りしただけにとどめておりますけれども、川崎小学校で中部中学校の分を750食分するのに増築する費用が2億4,487万2,000円、この試算が出ておる。10億どころか2億5,000万、これぐらいでできると。

ちなみに、川崎小学校は建物面積が480平米で食数は現在481なんですけれども、最大食数が650というふうに聞きました、教育委員会からですよ。それで、川崎小学校の親子方式で中部

中学校の750食分が十分賄えると、余裕で、財源的にもですよ。そうすると、この川崎小学校とほぼ同規模の関給食センター、これを見ますと建物面積がちょっと少ない445、食数も大体462、よく似たようなところ。最大食数も600、こういったところなんですけれども、そうするとこの関給食センターの増築でいけるんじゃないのかというふうに、亀山中学校分ですよ、いけるんじゃないかというふうに思うんですけどね。

ただ、これは一応、関学校給食センターに関する試算は出ていました。ただ、関学校給食センターを亀中分を増やすとともに、関小と加太小を自校方式にする、関小を自校方式にして、そこから加太小学校に提供するという、これも含めた工事になっている。

さらに言うと、これが一番安かったわけですね、9億9,000万かな。そういう意味では、これは純粹に現在の関給食センターの亀中分の増築を試算すべきやったんじゃないかなというふうに思いますけれどね。一体これについてはなぜ行わなかったのか。これに関しては案として成立せずというふうになっておるわけですよ。なぜこれは案として成立しなかったのか、この点を確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

議員からご指摘いただきました案につきましては、この中学校全員喫食制給食実施事業における再検討という中におきましてお示しをいたしました、川崎小学校での調理施設を改修して中部中学校分を、さらに関学校給食センターを増築して亀山中学校分の調理を行うという、この親子方式の案という中でのお話かと、想定するものでございます。

これにつきましては、まず関学校給食センターの敷地が非常に狭いということ、さらに現在の関学校給食センターの構造上、いわゆる壁を抜きますとか上に載せると、そういった増改築が不可能であるという技術的な問題から案として成立をしなかったというものでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

技術的な問題があるということでしたけれども、その技術的な問題というのは一体誰が決めたの、誰があれをしたんですか。専門家からそれは確認をしたということによろしいですか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

この確認につきましては、専門業者に現地の確認もしていただいた上で、そういった問題があるということを確認したものでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

後ろからも声が上がっていますけれども、一体何社からそれをしたのかというのがよく分からんところですね。はっきり言ってほかの施設とかでもそういったことは十分行われていますし、ただ

技術的にどうこうというよりも、それをすることによって余分にコストがかかるとか、そういうふうな問題はあると思いますよ。

その話はさておきですね、ただ、先ほど敷地面積がないと言われました。近隣に関給食センターの今の建屋と全く同じぐらいの面積の敷地があって、そこを現在ゲートボール場として市が借り上げています。そこなんですけれども、年間23万ちょっとかな、多少前後すると、その時々地価によってというのはあるみたいなんですけれども、23万、年間。これを例えば10年借り上げたとしても230万ですよ。100年でも2,300万、100年はよう借りやんと思いますけど、50年としても1,000万ぐらいのもんですよ。10億近くの話が出ている中で1,000万、1%。これぐらいの話やったら借りても何とでもなる。

それで、関の給食センターが実際建設された当時、たしかこれは1.5億、込み込みですよ。合併当初、平成17年ぐらいですかね。1.5から多分今は倍ぐらいになっているんじゃないのかという話があります。資材高騰とかいろいろありますけれども、それでも3億。亀中750食ですから、今の提供可能なのが600として、その分1.25倍掛けたとしても、3倍見ておけば、4.5億考えれば十分できる話やと私は思います。

土地を購入したとしても、例えば今関で坪大体5万ぐらいのものやと言われていています。よっぽど街のど真ん中で人気のあるところでも10万という世界だと思います。実際に売られるかどうかは別ですけども、こういったことを考えると、これは平米数を考えたら100坪ぐらいのものです。10万としても、買うても1,000万ですよ。その話を思うと、やはりここでもう一度きちっと関の学校給食センターとかこういったところでの試算をすべきじゃないのかと思いますけれどもね。

その点、まず早期実現が必要やということで外部調理委託って、それはそれでええとは思ってますよ。ただ、今後のことですよ。そういったことを考えたときに、これは改めて給食センターの建設事業なのか、学校施設の整備の更新なのか、こういったことを含めて、市の事業として給食施設、これを全員喫食制とは別の事業と改めてこれを進めていく、その議論をしていく必要があると思いますけれど、その点、市長はどうでしょうか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これは反問権をお願いしたいと思いますけど、今のご質問の趣旨は、全員喫食制の事業とは別に給食センターを建設する事業を検討すべきではないか、こういう趣旨のご質問なんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

ただいま市長より反問の申入れがありましたので、議長においてそれを許可します。

もう一度、櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご配慮ありがとうございました。

先ほどの議員のご質問は、現在市の公で進めております中学校の全員喫食制事業とは切り離してその給食センターの建設を検討すべきではないか、そのような趣旨のご質問なんでしょうか。そこをちょっとお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員に申し上げます。

ただいま櫻井市長から反問がございましたので、質問の趣旨を明確にして改めて質問をお願いいたします。

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

すみません、ややこしい質問で申し訳ないです。

とにかく、現在まだ市長としては学校給食の実施について、まだセンターをどうするか、あくまでも基本計画が出ただけですので決定はされていないと思います。ただ、やはりこれを切り離して、少なくとも学校給食を実現するのを外部調理委託とする、それはそれでいいとして、それにしても外部調理委託をずっと続けるんですかという部分で、やはりトータルでコストとかを考えたときに、まずその中部中学、亀中の給食を外部調理委託で実施するというんだったら、その後改めて検討に入るべきではないのかと、そういう意味で申し上げました。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長、質問の趣旨を理解されましたら答弁をお願いいたします。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、公で決定をしております総合計画に基づく中学校の全員喫食制の事業、これは今教育委員会が様々な検討を進めながら今日に至っております。それは尊重させていただくことなんですが、今議員がご指摘の、それとは別にいわゆる給食センターの建設を今検討すべきかというご質問であれば、今というよりも将来的にこれは否定するものではございませんし、教育委員会として将来の様々な方向性につきましても、そのありようも想定した中での結論を、方向性を示してきて決定をしてきておるものというふうに理解をいたしておりますので、今この時点でその議論をもう一回していくというようなことはどうなのかなという気がいたします。将来的にそれを否定するものではないというふうに理解をいたしております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

将来的に、その将来が一体いつになるかというのを皆さん心配されているわけですよ。少なくとも学校給食については、中学校についてはセンターでいくという話をしている、関中も老朽化で、関の給食センターも老朽化であかんようになるかも分からんみたいな話が出ていまして、これは関小と加太小に関しては自校でいくというふうな方針が出ていますけれども、ただ関中はその新たな学校給食センターでやるという話になっています。

ただ、今回外部調理委託にかじを切るということで、これですうっといくというんだったら、関中の部分に関して外部調理委託でいくんですかという話が出てくる。これはどうするのかという話をする前に、とにかくやはりこれは学校給食センターというのを、それが好ましい、その方向性にあるというふうなことを言われましたんで、これは当然今回の長寿命化計画が出る中で改めてということをお教育委員会が出してくると思いますので、やはりその辺は、市長がよく言われる変化に対応することが必要やというふうなことを、ダーウィンの進化論を出されて言われますけれども、やはりそういったことも含めましてきちっと検討していただきたいということを申し上げておきま

す。

そうしたら、次に行かせていただきます。

今回、時間が足らんやろうかというふうに言うてましたけれども、大型商業施設の誘致についてということでは言わせていただいております。

これに関しまして、もう実名を出しますとコストコの誘致、これがセンセーショナルなように非常に注目された形で報道されて、知事も非常に期待しているような感じでありましたけれども、一向に進まないという話の中で、この話はもうなくなったんじゃないのかといううわさも出ております。前回も小坂議員とかが言われていましたけれども、現在の進捗状況、この辺を改めて確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

コストコ亀山倉庫店の誘致につきましては、令和4年2月28日に立地協定を締結し、オープンに向けてコストコ、県、市の3者がお互いに協力して進めていくとしたところでございます。

現在、物価高騰によりまして当初の計画から大幅に経費が増額する見込みとなっており、コストコ側が建設時期の見極めを行っている状況でございますが、本市での創業につきましては変わりなく検討を進めていただいております。

一方で、物価高騰による当初計画との経費差額の解消につきましては、事業を進めていく上で大きな課題であると認識しております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

物価高騰の話が出ましたけれども、ただ、お隣の滋賀県東近江市では新たにその計画がもう着々と進められていると、そんな話です。滋賀県と三重県の物価高騰の違いがあるとは思えないんですけどね。そんな話の中で、何で滋賀県でできて、この亀山でできやんのやという話がやはりあります。コストコが一体どういう気持ちでおるのかそれは分かりませんが、ちょっと市民の方々からこういった話をいただきました。

その方はコストコのファンで、あちこち行かれているらしいですけども、岐阜羽島の店に行ったときに、亀山から来たというふうに言われたんでしょうね。そのときに店員さんから言われたのは、何か亀山って白紙になったみたいですねと、これは店長会議で話が出たらしいですと、そんな話がありました。やはりこんな話が出ると、ほんまどないなったんやろなというふうに思うわけですね、市民の方たちは純粹に。もうなくなったんやなど。

この辺の話、こんな話が出るということ自体、一体どうなっておるのかという部分で、この辺の確認とかもされているんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

先ほど議員のほう、滋賀県の立地の話をされましたけれども、やはりその土地によって建設費の

ほうも変わってまいりますもので、そういった状況の中で現在コストコのほうはその差額分をいかに埋めるかという検討をされておるといふふうに伺っております。

先ほども申しましたけれども、そういったうわさみたいなものが出ているのかということで、私もちょっと直接は聞いていないんですけれども、コストコのほうでは現在も本市での創業に向けて検討をいただいております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

ただ、その話を担当の窓口にでも聞いたのかと、そんな話が出ておるけど、ほんまに実際店長会議で白紙になったという話が出ていてというような、実際この話を富田部長がつかんでいるかどうかというのは別ですけれども、実際うわさも出ておるけれどというのを。

とにかく、当初の予定と変わっていないんですかということを確認したのかどうかということ、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

コストコのほうには、当初の予定と変わらないかということでの確認はさせていただいております。その結果、変わらないということで進めていただいております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

こればかりは相手もあることですので、どういうふうになるか、それは何とも言えないとは思いますが、引き続きしっかりやっていただきたいということを申し上げて、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

15番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時48分 休憩）

（午前10時57分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 古田吉昭議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

おはようございます。

会派新生みらいの古田です。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず最初に空き家対策についてですが、市内には何年か住んでいない、放置した家もあり、そう

いった家はどんどん住んでいないと朽ちていきます。

危険な状態になっている場合もありますが、そこでまず市内の空き家に対して現在どのように対応しているのか、改めて、前回も聞きましたが、どのぐらい増えているのか、空き家数があるのかを聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

1 番 古田吉昭議員の質問に対する答弁を求めます。

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

おはようございます。

空き家対策につきましては、適正に管理されていない空き家が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているとともに、地域の魅力や活力の低下につながることを懸念されるため、生活環境の保全を図り、併せて空き家等の生活を促進する目的として空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月に全面施行されました。

当市におきましては、法の施行に伴い、平成28年9月に亀山市空家等対策の推進に関する条例を制定するとともに、平成29年3月に亀山市空家等対策計画第1期を、引き続き令和4年3月に同計画第2期を策定し、空き家に関する施策を総括的かつ計画的に推進しているところでございます。

空き家の現状につきましては、近年全国的に少子高齢化、既存建築物の老朽化や住み替えなどに伴い年々増加しているところであります。一方、市内における空き家の現状につきましては、平成30年の住宅土地統計調査によりますと本市の空き家率は12.6%で、県内14市のうち10位となっております。また、令和2年の水道休止及び未使用データを基に実態調査を行ったところ、一般住宅の空き家数は亀山市内で約1,200件あり、そのうち9件につきましては亀山市空家等対策協議会において管理不全状態の空き家等と認定し、改善に向けた助言等を行っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

市内での空き家が約1,200、管理不全が9件ということですが、管理不全状態というのはどういった状態を指すのか、僕にはちょっと分からないんですけども、道に瓦が落ちてくるとか、うちの近くでも瓦が落ちてちょっと処理に行ったこともあるんですけども、明らかに危険な状態のものや、あとは樹木や雑草が生えっ放しで景観を損ねるといった相談も受けています。

通報などがあった場合が管理不全になるのかなとも思いますけれども、うちの近所、近くを回ってみると、鉄製の昔の門が道側にちょっと傾いていて、これは倒れてきたら結構危ないとか、ブロック塀がちょっと崩れて鉄筋が出ているとか、いろんな危険があると思います。

ほかにも、周りに影響はないけれども危険な状態にある家は見受けられると思います。そういった意味では9件以上はあるんじゃないかと思うんですが、持ち主がいられる場合は管理が大分届いておるとは思うんですけども、雑草、樹木、そういった放置してある改善が必要な物件については市としてどのように対応をしているのかを聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

空き家の管理につきましては、空き家の所有者、または管理者が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう空き家を適正に管理する責務を負っていただき、これが空家等対策推進に関する特別措置法のほうで定められております。そのため、市職員による月1回以上のパトロールや、自治会、市民からの情報提供などにより、瓦が落ちている、敷地内の草木が繁茂しているなど管理が不十分な空き家を把握した場合は、速やかに所有者、または管理者を調査の上、文書や訪問により適正な管理をお願いしているところであります。

なお、亀山市空家等対策協議会で認定しておりました1件の特定空家等につきましては、所有者に改善を求めるなどの行政指導を行ったことにより売却につながり、新しい所有者が現在改修工事を行っているところであります。

しかしながら、現在も亀山市特定空家等協議会により認定した9件の管理不全状態の空き家等が存在しており、それらにつきましても定期的に所有者等に対し、文書や訪問により速やかに改善されるよう助言等を行っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

いわゆる危険な状態にあっても所有者がいますんで、所有者の許可なく勝手にいじることではできないと思いますけれども、建物というのは、僕も東日本大震災のときにちょっと視察に行ったんですけど、住んでいないと急速に朽ちていくんですね。倒壊のおそれはもちろん、様々な危険が出てくると思います。

亀山市内の中にはしっかりした柱、うちのぼろ家でも一応1本すごいいいはりが通っていますけれども、職人の技術が詰まった建物が市内にはたくさんあると思います。問題は土台にあると思いますし、土台から柱に向かう、その継ぎ目状態が弱ってきてやっぱり朽ちていくんだと思いますが、そういったしっかりした日本建築の建物を生かして店舗を開業したり、この前新聞にも出ていたが、店舗を開業したという記事も載っていましたが、そういった話も最近をよく聞きます。

亀山市にも空き家バンク制度があります。前回も聞きましたけれども、そういった日本家屋のいい物件、そういったものを空き家バンクで登録できないのか。もうちょっと進めて、助言して登録してもらえないのか、活用できているのか。まず、空き家バンク制度の現状はあれからどうなっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

空き家情報バンク制度につきましては、市内の空き家の有効活用により定住促進による地域の活性化を図ることを目的に、市内の空き家を売却、または賃貸したい方と、空き家の購入、または賃借を希望される方を結びつける取組として平成23年度から運用しているところでございます。

令和5年度の空き家情報バンクの状況につきましては、空き家情報バンクにおける成約件数は1

2月1日現在6件であり、空き家活用件数の目標値5件を既に達成しているところでございます。

また、空き家情報バンク登録件数につきましては、同じく12月1日現在3件であり、空き家情報バンク新規登録件数の目標値である10件を下回っておりますことから、引き続き空き家の有効活用、地域活性化につながるよう、登録件数の増加に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

登録件数はやっぱり目標値に達していないということで、前回の伊賀市の伊賀流空き家バンクの話をしました。そちらを見ていると見やすさは確実にいいですし、新着の物件も定期的に増えていますし、あと新聞にも載っていましたが、民間と協力しての古民家活用事業も進んでいるようです。亀山市としても古民家活用の記事を見ましたが、足踏みマッサージですか、また行きたいとは思いますが、この事業に関しては、伊賀市、ほかの県内の市も見ましたが、何かちょっとやっぱり見にくくて後れを取っているような感はします。

亀山市としても積極的なアプローチが必要だと考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、そういったところを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

今後の取組というところですが、現在の取組としまして、空き家情報バンク制度につきましては、空き家の所有者はもとより住宅、建築や不動産など、各種関係団体などに対し広くPRを行っているところでございますが、空き家の所有者の諸事情により現在のところ思うような登録件数の増加につながっていない状況となっております。

しかしながら、最近では幾つかの自治会から空き家についてお声をかけていただいているところから、今後は自治会とともに制度の丁寧な説明を行い、空き家の所有者に理解を得て登録へつなげていけるように、細かな視野で事業の展開を図る必要があると考えております。

一方、空き家のうち管理が不十分で周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある新たな管理不全空き家状態の空き家等や特定空家等の状態にある空き家が存在すると考えられます。そのため、今後職員による空き家等の状態調査を行い、亀山市空き家等対策協議会で認定協議を図り、認定された空き家等につきましては文書や訪問により速やかに改善されるよう助言等を行ってまいります。

不健全な空き家等が、人の生命、身体に対する危惧や財産に対する甚大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ公共の安全を確保するための緊急の必要があると認められる場合は、緊急安全措置として建物に対する防御シートによる補強や瓦等の落下防止対策など、必要最小限の範囲内で講じてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

分かりました。

ちょっと危険な状態、僕も仕事上危険な状態の鉄柱とか、市に言う前に多分業者に言われる場合

も多いものですから直してしまう、そういったものもあるとは思いますが、そういったものをパトロールしながら、危険なものはもうちょっとチェックしていただきたいと思います。

そして、今回、空家特措法を一部改正する、12月13日に施行されるとのことで聞きました。国としても空き家を減らすよう対策を講じていくようですが、やっぱり伊賀市、海に面していない亀山市と隣接したところを見てしまうんですが、進んでいますのでちょっと見てしまうんですが、伊賀市は担当室を設けてホームページの充実、そして空き家事業に対してしっかりと取り組んでいるように思います。

一方、亀山市の担当部署は、今回聞いていると、ほかの事業と兼務しながら空き家対策を行っている状態なので、正直そういった人員不足というのがあるとは思いますが、忙しい中努力してもらっているのも十分承知しておりますが、現状を見ると移住・開業したい人が他市に流れていってしまふと、そういうふうになっています。私としては、亀山市でもやっぱり今高齢者が住んでいる住宅、そして解体も高いんです、そういう意味では空き家もどんどん増えていくと思います。

先ほどの答弁にもありましたけれども、自治会からの誘いがあるということで、空き家を何とかしようとまちとしても取り組んでもらって、市民の関心も高くなっていると思います。

この事業に対して後れを取ると、移住者や開業を考えている人は、今言うたようにやっぱりほかの市のホームページの入り口で他市に変更をしてしまいます。もう少し力を入れてもらいたいと思うんですが、こういったところを一遍市長に聞きたいんですけれども、いろんな市と比べても先駆けてどんどん進んでいく、ちょっと遅れていっておるように思うんですが、その辺の見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市長としての現状の認識であります。今、議員にご指摘をいただくように、本市が少し他市に比べて手薄ではないかというご指摘は、これもしっかりとそのように受け止めさせていただきたいというふうに思います。

ご紹介いただきました伊賀市さんのPRの仕方とか推進の体制とか、これもおっしゃるように確かにホームページも非常に分かりやすく、物件の登録とか紹介の仕方とか、非常に工夫されているなという感じがいたします。トータルで180件ぐらいの成約が今日までに制度開設以来あったというふうに聞いておりますが、私どもがスタートしてから成約数が四十数件ということでありませう。今ご指摘いただくような状況も踏まえまして、現在の取組の課題、それから今後のニーズとかPRの仕方、これは少ししっかり制度も含めて検証させていただいて、今後につなげていきたいというふうに考えておるところでございます。

当時、空き家の特措法ができたときに、私どもとしては法で定める特定空家だけではなくて、そこに至る、さっきご指摘いただいた管理不全状態の空き家もやっぱり行政として爪がかかるようにということで、こういう仕組みを本市は全国に先駆けて入れたわけでありませう。今回、国はそういう特定空家のみならず、管理不全状態の空き家にもやっぱり対応ができるような、そういう制度に今改正されていこうということございませう、そういう意味では先見性はあったんですが、その後の運用につきましても、今の制度自体はしっかりと回していきますが、空き家バンク制度につきま

てはさらに精度を高めていくことが必要であろうという認識をいたしておりますので、そこをしっかりと検証して対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

やっぱり見やすさとかは大事だと思いますし、亀山市に来たいという人を増やしてもらうよう努力を続けていっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次に、市有地の活用についてですが、市有地の中には例えば売却すべきなのか貸したほうがいいのか、旧図書館のようにどのように有効活用していくのかといったものがありますし、中には、うちの持っている土地の中にも石で境界が示してあることもあったりする、境界がはっきりしないという土地もあると聞いています。

手つかずの状態も長年放置されている状態のところもありますし、現在どのように売却、賃貸、あとは有効利用、狭くても有効利用は幾らでもあると思います。そういった市有地をどのように扱っていくのか、そういった仕分、賃貸、売却、有効利用ができていくのかも含めて現況を聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず、現在市が保有しております土地、市有地でございますが、現時点におきまして活用方法が決定していないものでございますが、市営住宅の跡地や西町地内の法務局跡地などがございます。

このうち、市営住宅跡地の旧亀田住宅や旧和田住宅については、市営住宅として用途廃止はしたものの、まだ建屋が残っている状況でございます。また、隣接地との境界が確定していない土地や、敷地内に市道や水道管等の埋設物が残っているケース等もあり、活用方法については今後整理が必要な土地もございます。

そういった中で、今後どのように有効活用に取り組んでいくのかということでございますが、公有財産の有効活用につきましては、総務委員会の所管事務調査の関係の提言もいただいているところでございますが、市有地の有効活用や将来的に活用が見込めない土地等の売却等につきましては、今後の活用方針として昨年度に組織をしております公共施設跡地等活用検討委員会、庁内の検討委員会でございますが、ここにおいて方向性を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

先ほど、市営住宅和田、亀田の話も出ましたけれども、僕も結構長年建ったままという亀田住宅、和田住宅というのが気になっております。9月定例会において用途廃止となっておりますが、これは一体いつ解体するのでしょうか。決まっていれば教えていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

本年9月定例会におきまして亀山市市営住宅条例の一部改正を行い、亀山市公営住宅等長寿命化計画により用途廃止を行った市営亀田（尾崎）住宅及び和田住宅の建物の解体計画でございますが、まず亀田（尾崎）住宅につきましては現在残っている住宅1棟4戸は本年度中での解体予定としており、来年1月に工事発注後速やかに工事着手し、3月に完了する予定としております。

次に、和田住宅につきましては現在16棟62戸ありますことから、本年度においてそのうち1棟4戸を解体予定としており、今月中旬に契約し、来年1月に工事着手、2月に完了する予定としております。

なお、和田住宅の残りの建屋につきましては、次年度以降、亀山市公営住宅等長寿命化計画に基づき順次取壊しを行っていく予定としております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

解体時期は決まっていないのかなと思ったら決まっているとのことで、解体した後どのように活用していくのかいろいろ協議を重ねていただきたいと思うんですが、何年か放置のまま、ほかにも市有地、例えばうちの近くでいうと和田の駐在とか、ああいった幹線沿いだと何かに使えるんじゃないかなという市有地もあると思います。それをどうやって有効活用していくのか、今後、市有地の有効活用についてどのように進めていくのか、どのように活用していくのか、考えがあったり新しい施策とかがあれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今後の活用につきまして、先ほどもご答弁申し上げましたが、庁内の検討委員会、公共施設跡地等活用検討委員会において方向性を検討してまいりたいと考えておりますが、主に大きな土地ですね、市営住宅の跡地等有効活用が見込めるものにつきましてはなるべく早く検討していきたいというふうに考えておりますが、なお、先月開催いたしました検討委員会におきましては、市営若草住宅跡を観光駐車場として整備し、活用を図ることについて協議をいたしたところでございまして、そのほかの土地につきましても順次検討してまいりたいと考えております。

ただ、土地によりましては、先ほども申し上げましたが、境界確定や埋設物の撤去等の整備が必要となりますが、それらには費用も当然かかりますことから、今後の活用方針を決定した段階で必要な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

物によっては売るべきは売る、残すべきはとことん有効活用してもらいたいと思いますし、そういった仕分もどんどん進めていただきたいと思います。

有形財産、土地とか建物というのは、うちも会社経営をやっていたときに経験があるんですが、タイミングを逃すと長い間使い物にならないということもあります。市有地の有効利用については、

今後深掘りしながら、いろんな場所がありますんで、そういった部分も聞いていきたいと思いますので、よろしくお願ひして、次の質問に移りたいと思います。

次に、防犯対策についてですが、空き巣被害や店舗荒らし、ニュースでよくやっていますけれども、今回は数値として聞きたいのが空き巣被害について、実際どのくらいの被害があるのか、県内、市内、全国的も含めた被害状況を一度聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

空き巣とは、留守中の家屋に侵入し、家の人と接触しないで財産を窃盗することと言われております。

空き巣の発生状況でございますが、全国では令和2年は1万3,906件、令和3年は1万1,665件、令和4年は1万593件と減少傾向でございます。一方、県内では令和3年には167件、令和4年には203件、令和5年は10月末時点で166件発生し、令和4年の同月比でマイナス10件となっております。また、亀山市内では令和3年は1件、令和4年には5件、令和5年は10月末時点で3件発生しており、令和4年の同月比でプラス・マイナス・ゼロ件となっております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

空き巣については全国的にも減少傾向にあるようですが、多分、防犯対策の効いた良い家が増えたんだと思います。

あとは、車上荒らしとか車自体を盗むとか、いろんな犯罪がニュースでやっています。僕も車上荒らしに遭ったことがあるんですけども、パソコンや仕事道具、ゴルフバッグ、窓を割られて全部盗まれました。ただ、当時は鍵を締めやんと庭に置いてあったので、わざわざ窓を割らんでもええのになということは思いましたけれども、これから年末年始、留守にする場合も、市民の皆さんも多いと思います。被害に遭って大事な財産が奪われることのないよう、個人的にも行政的にも対策が必要だと思います。そういったときに役に立つ一つが防犯カメラと私は思います。

我が事務所にも4台の防犯カメラがありまして、その前の道路は大体のところまで見渡せるぐらいの広さがありますし、2週間から3週間録画保存できます。それを2回ほど見せてくれと依頼があったこともあります。個人的な対策も大事ですが、行政としてやっぱり防犯の意味では対策の必要があると思います。

今現在、市として管理する防犯カメラ。駅とかでは見たことがあるんですけど、設置状況、今後増やしていく予定があるのか、併せて聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

現在、市が管理する防犯カメラの設置状況でございますが、各公共施設などの合計設置数は326台となっております。

主な設置場所は、駅前ではJR井田川駅、関駅に各2台、下庄駅、加太駅に各1台と、計6台ございます。西野公園には2台、亀山公園には1台、そのほか各コミュニティセンター22台、各小・中学校81台、保育園・幼稚園17台、林道などへの不法投棄対策として14台が設置されております。

防犯カメラの設置につきましては、これまでも様々なご意見をいただいておりますが、防犯カメラは犯罪発生時に録画情報を警察関係者に提供することで事件の早期解決に役立つことが期待できるとともに、24時間365日監視することで周辺における犯罪発生を未然に防止する効果もあると考えております。

現在、市としましては市の公共施設への設置だけではなく、地域ニーズに沿った防犯環境の充実のため、自治会が設置する防犯カメラの設置支援について検討を進めているところであり、防犯事情に詳しい警察との協議とか、各自治会に対し防犯カメラに関するアンケートを10月に行うなど、地域の要望を把握したところでございます。これらの内容を踏まえながら、本市の体感治安の向上に向けて、自治会が設置する防犯カメラの支援に向けて補助金制度の構築など、前向きに取り組んでいるところでございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

今、自治会が防犯カメラを設置する場合に今後補助金というのを考えてもらっているようで、これはとてもいいことだと思います。

そういった、今言った空き巣や車上荒らしなど泥棒被害だけではなく、防犯カメラというのは保存もできますし、様々な犯罪を防止するためにも役に立つと思いますので、ぜひ前向きに進めてもらいたいと思います。

続いて、特殊詐欺被害、前回も聞きましたけれども、最近は交際あっせん特殊詐欺とか劇場型特殊詐欺とか、テレビでもやっています。詐欺の形態が多様化しているようで被害が激増していると思われませんが、また増えていっていると思いますので、現状、被害状況はどのぐらいになっているのか、どのぐらいの被害金額が出ているのかを聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

特殊詐欺の発生状況でございますが、三重県内では令和3年に110件で被害額は約1億9,250万円、令和4年には142件で被害額は3億7,630万円、令和5年は10月末時点で231件、被害額は約6億150万円と倍増しております。このうち、1,000万円以上の高額被害は10件ございました。

市内の発生状況でございますが、令和3年には1件で被害額は約20万円、令和4年には3件で被害額が540万円、令和5年は10月末時点で18件、被害額は約1,085万円と大きく増額しております。このうち、100万円以上の高額被害は3件ございました。

三重県警察本部が公表する本年の特殊詐欺の特徴としては、まずサポート名目の架空料金請求詐欺の増加、加害者の約6割が高齢者、被害の約半数が犯罪者グループから固定電話機にかかってき

た電話を受けたことによるもの、1,000万円以上の高額被害の6割が複数回にわたってATMから限度額の出金をさせ、現金を宅配便などで送らせる手口ということでございます。

特殊詐欺対策でございますが、現在の市としましては亀山警察署と連携した取組で、かめやま・安心めーるやケーブルテレビなどを利用したタイムリーな情報発信による注意喚起を行うほか、広報「かめやま」への掲載、フェイスブックへの掲載、庁内広報用テレビやJR亀山駅前のデジタルサイネージを活用した広報啓発を行い、不審に思った際にはすぐに亀山警察署に相談いただくよう周知しております。

また、鈴鹿・亀山消費生活センターとも連携し、消費者トラブルの中で架空請求の注意喚起を行い、ホットラインを設置して相談業務に取り組んでいるところでございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

市内でも約1,000万、県内では約6億円と倍増している、えらいことになっておると思うんですが、こういったものは警察が主となって取り組んでいくものですし、犯人側も新たな対策が出ればそれに乗かって次の手を考えてくるし、何ともし難いと思うんですけれども、もうちょっと何とか抑制する方法がないのか、もうちょっと対策はないのか考えてまいります。

限られたできることの中で、今後の取組について聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

今後の取組でございますが、特殊詐欺につきましては認知件数、被害額とも過去10年間で最悪を更新しており、三重県警察本部におかれては11月14日から12月末まで、31日までの間を緊急対策強化月間として被害者被害防止対策の強化を実施すると通知をいただいております。

また、今月11日から31日まで、三重県下全域で年末警戒期間として本市におきましても11月30日に亀山警察署や亀山地区防犯協会、防犯関係団体との合同で年末警戒出発式を行い、年末の防犯活動の強化を図ったところでございます。

これからも関係団体が迅速一体となって連携を図り、犯罪発生の抑止力を発揮できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

分かりました。

何ともし難いものではあるんですけれども、どうしても何千万とか億とか聞くともったいないな、悔しいなと思いますので、年末年始、出かけるときも多くあると思いますので、十分に市民の皆様には気をつけていただき、引き続き犯罪防止啓発活動に取り組んでいただくようお願いして、次の質問に移ります。

次に、国道1号亀山バイパスについて質問させていただきます。

平成の初めに供用されてから、現在、少しずつ整備が進み、部分的に2車線になっているところ

もありますが、1車線のまま、大半が片側1車線になっています。

川合の信号の改良とか羽若の信号手前で2車線にしてもらったことなんかによって渋滞はかなり緩和されたと思うんですが、1車線から2車線、そしてまた1車線と、危険な状態ではあると思います。

当面の間はこのままの状態が続くんかなとちょっと疑問に思うんですけども、そういった現在の整備状況を聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

国道1号亀山バイパスは、昭和48年に事業化され、暫定2車線で平成6年度に供用開始となっております。その後、県道亀山停車場石水溪線との交差点付近においては一部4車線化されました。

また、国道306号との交差点において、供用開始時は平面交差となっておりますが、交通渋滞が激しく、その後、立体交差へと改良工事が行われ、現在に至っております。

さらに、川合町地内における旧国道1号との交差点については、信号処理により鈴鹿方面の上り線において渋滞が発生していましたが、交差点の改良工事を行い、令和2年10月末に完成し、渋滞が緩和されております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

当面は今のままということと考えるとよろしいかと思いますが、もちろん、いろんな原因があって今のまま渋滞も緩和されましたし、やっぱり何かがないと進んでいかないと思うんですけども、今の状態の中で道路の管理について聞かせていただきたいのですが、参考資料、ちょっと写真を持ってきたのでよろしくをお願いします。

これは306号交差点から側道に入る部分と出る部分なんですけれども、左上がこれは右側に里山公園があるところですね。これ、僕ももっと早よう撮ればよかったんですけども、ちょっと枯れてきて、痩せてきて道路を侵しておる部分が少なくなっているにもかかわらず、大分大半を草が覆っています。

その下は上り車線のほうの上るところなんですけれども、こっちはもう、実はこれを測ってみると1メートル500ぐらい道路を侵しています。そしてもう一枚、右側のあれなんですけれども、今ちょっとこれも草が枯れてきて、だんだん見えてきてよかったなと思いつつも、これは本当に夏場、2か月ぐらい前までは全く見えませんでした。全く隠れておって。

これがあることによって、大分とこの4車線、306に降りてきて右折する人の停止が大分収まったと思うんですが、正直、もうちょっと草に関しては管理してもらわんと、車に傷がつくとかいんなことを聞いています。

この雑草とかつる、除草の維持管理の計画について教えていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

国道1号亀山バイパスについてですが、現在、5月から6月にかけてと11月から12月にかけての年2回、車両の通行に影響する部分と歩道部分の草刈り作業を実施していただいております。しかし、道路を管理する延長も年々増加し、草の生育も早く、対応に苦慮しているところであると伺っております。

議員がご案内の国道306号との交差点付近にある看板には、右折車は対面信号が青のときは交差点内を通過してくださいと記載されていますが、交差点内の信号の確認不足により交差点内に滞留し、その状態がランプを通じて亀山バイパスの本線にまで及びます。このことから、交通誘導案内看板が確認できるよう草刈りの実施頻度を高め、適切な管理を行っていただくよう国土交通省へ要望してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

まだ11月から12月にも刈ってもらえるということで、あの辺の見通しもよくなるんだと期待しています。

草がもさもさと生えてくるときは通行人も大分通りにくいと思いますし、草の管理、道路の維持管理を国交省にお願いするしかないんですけども、強くお願いしてもらおうようにお願いします。

今後、ちょっと当面変わらないんであろうと申しましたけれども、何かもしかしたら計画があるかも分かりません。国道1号亀山バイパスについて計画があれば、今後どうなっていくのか、そういったところを聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

亀山バイパスの今後の計画というところですけども、現在のところ、バイパス事業としての拡幅等の計画は予定していないと伺っております。

しかしながら、社会情勢の変化などにより交通事情に変化が生じる恐れがある場合は、その状況も見極めつつ検討を進めていきたいと伺っております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

やはりあまり今後ちょっと当面は変わらないということでもありますけれども、亀山市は多分これからどんどん交通状況が急速に変化してくると思います。先を見据えた道路整備も、管理も必要になってくると思います。国に対してこうなったらええなではなく、こうしたいと要望を粘り強く行ってもらえるのをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

1番 古田吉昭議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時47分 休憩）

(午後 1時00分 再開)

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 深水隆司議員。

○3番（深水隆司君登壇）

新和会の深水でございます。

通告に従いまして、今回は乗合タクシーについて、市道草刈り活動支援事業における報奨金について、市民活動の推進について、新庁舎建設について、この4点について質問をさせていただきます。

まず初めに、乗合タクシーについてでございます。

乗合タクシー、いわゆる「のりかめさん」というふうに言われるものですが、これは平成30年10月1日から運用開始され、既に5年が経過しているところでございます。しかしながら、よくのりかめさんを利用している市民の方から、予約しても時間がかかる、また降りたい場所で降りられないなどの不便さがある。もっとどうして使い勝手のよいような乗り物にならないかという声をお聞きするところでございます。どうも現行の運行制度と市民の方の意識との間に乖離があるように思われます。そここのところを少しでも埋めるべく、今回もう少しのりかめさんが利用しやすいような状況にならないかという観点から質問をさせていただきます。

まず、制度の概要についてであります。

のりかめさんの概要について簡潔にお願いをしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

3番 深水隆司議員の質問に対する答弁を求めます。

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

亀山乗合タクシーのりかめさんは、鉄道やバス等で対応し切れない公共交通不便地域や運転免許返納者への対応を補完する公共交通として、民間のタクシー事業や既存の公共交通への影響等も考慮した中で、ドア・ツー・ドアの移動が可能な一般のタクシー輸送と定時・定路線で運行するバス輸送との中間領域に相当するサービス水準を基本としたデマンド型交通として制度運営いたしております。

具体的には、事前に利用者登録をされた方のみを対象といたしまして、その利用者の方が乗車したい時間や停留所、行き先の停留所をあらかじめ運行委託事業者であるタクシー事業者に電話予約をしていただきまして、それらの利用者の事前予約に応じる形でタクシー事業者の空き車両を活用して乗合運行を行っております。

主な概要でございますが、まず利用者登録の対象者は、市内在住で車両の乗降に介助の必要がない方のうち満75歳以上の方、もしくは満65歳以上満75歳未満の方で、四輪運転免許をお持ちでない方、また運転免許証を自主返納された方や心身の理由により四輪運転免許を取得できない、または運転できない方といたしております。

また、料金は小学校区単位で乗車区間をゾーンングし、その乗車区間に応じてAゾーン、Bゾーン、Cゾーンの3段階のゾーン制運賃を採用いたしております。

この利用の際の電話予約は、ご利用日の2週間前から当日の1時間前まで受付可能といたしております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

次に、現在の利用状況について簡単にお願ひしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

乗合タクシーの利用状況でございますが、制度導入後も無料体験乗車券の配付をはじめといたしまして、運行時間の拡大や当日予約の実施など、利用者ニーズや利用者実態に対応いたしますとともに、コロナ禍におきましても他人との接触を避けるため、同乗回避する予約調整を行ったことなどによりまして、延べ利用者数も昨年度、令和4年度が4,514人、また本年度に入りまして上半期までで2,743人と、過年度同期と比べまして最も多くなっておりますので、おおむね増加傾向で推移をいたしております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

年とともにやはり認知度が上がってきて、その利便性も市民の方が享受しているということが少しかがえると思います。

しかしながら、先ほど説明のありましたのりかめさんは、年齢制限、免許証を返納した人、心身的な理由により車を運転できない人など、福祉的な意味合いを持つ公共交通というふうに認識をしているところでございますが、市民の方にとりましては、利用するとき一般タクシーとしての意識が強いような気がするところでもございます。また、そのように望んでおられる利用者の方も多いと思うんですね。そこで、市と市民の方々のギャップが生じているのではないかと思います。今後、そのようなところをどのように埋めていくのがこの制度の課題でもあるかなと思います。

そこで、市は今の制度で市民の方は満足しているかと捉えているのか、市民の皆さん方の改善要望などは聞いていないのか、お伺ひしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

乗合タクシー制度に対する利用者からのご要望についてでございますが、制度導入後も亀山市地域公共交通計画の策定に伴いまして実施をいたしました市民アンケートをはじめといたしまして、地域まちづくり協議会や運行事業者からの聞き取り、利用者等からのヒアリング等を通じまして、市民ニーズ等の把握に努め、できる限りそのご意向に沿えるよう、これまでから土曜日の運行でありますとか運行時間の拡大、当日予約の実施など、制度見直しを行いながら利用環境の改善を図ってまいりました。

こうした中で、本年度におきましても、利用者意向の把握に努めるため、運行事業者の協力を得

ながら利用者アンケートを実施いたしております。その自由記述におきまして、乗合タクシーへの感謝のお声もいただいておりますが、日曜日の運行や当日予約の場合の予約時から乗車までの時間の短縮、停留所の設置場所及び待合環境の改善などのご意見もいただいているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

いろんな要望は聞いているということなのですが、私がお聞きしている具体的な要望についてでございますが、まず予約方法でございます。制度としては乗車時間の1時間前までに予約することとなっておりますが、市民の方々としては、予約しても1時間も待たなくてはならない、不便であるというふうな気持ちが強いようでございます。また、前日予約が原則ですが、どうしても当日に利用したい場合、なかなか予約が取れない状況であるとお聞きしております。先ほど言いましたように、一般タクシーという意識がそこで働くのかどうか分かりませんが、市民の方としては予約が取れて当たり前という意識が強いと思っておりますが、その辺どのように認識しているか、また改善策はあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

予約状況についてということでございますが、昨年度実施をいたしましたOD調査からも、通院や買物を目的とした予約が午前中に集中している状況であるということが明らかになってきております。加えて、これまでの利用実績からも主に火曜日、水曜日、金曜日の午前中に通院、買物といった予約が集中しておりまして、予備車両によりまして対応いたしておりますが、月に若干数の予約につきまして、希望される時間にご利用がいただけない事案があることも把握をいたしております。

しかしながら、このような場合には、運行事業者により予約受付の際、利用時間をずらしていただくなどのお願いをさせていただいて、ご利用をいただいているところでございます。

こうした中で、当日予約の場合でございますが、乗車時刻の1時間前までに予約をいただくこととなるために、受付開始時刻の9時半に予約をいただきますと、最短で10時半に乗車をいただくこととなりますが、その時間帯は非常に混雑する時間帯となりますので、利用者の方には午前中の早い時間帯でご利用いただく際には利用される前日までに事前予約をされることをご案内しているところでございます。

また、市内の2社のタクシー事業者に乗合タクシーの運行业務を委託いたしておりますので、仮に利用希望時間の予約ができない場合は、お手数ではございますが、もう一方の運行事業者において電話予約いただければと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

予約が取れやすいような時間帯もあるということは今分かりましたので、そこら辺はまた周知もよろしくお伺いしたいと思います。

次に、停留所についてであります。停留所につきましては、市内全域に隔々まで設置されておりますが、種類としては特定停留所と地域停留所の2とおりがございます。しかしながら、地域停留所から地域停留所までは行けないというふうな不便さがあります。そこを行けるようになるかならないのかということでございます。そうすることで地域停留所から地域停留所まで行ったらすごく便利になると思うんですが、特定停留所と地域停留所の違いも含めて見解をお願いしたいと思いません。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市の乗合タクシーは、市内各所の設定をいたしました合計439の停留所での乗降となりますが、その停留所は各地域の主に利用者の最寄りの発着地として地域まちづくり協議会で取りまとめをいただきました地域停留所と、利用者の主な目的地となる公共施設や駅、医療機関、金融機関や商業施設等の特定目的地停留所に大きく2区分がされます。

本市の乗合タクシーは、鉄道やバス等で対応し切れない公共交通不便地域等を補完する公共交通としての位置づけから、基本的に主な目的地への移動手段として制度構築を図っております。そのため、制度導入当初は停留所間の移動について、地域停留所と特定目的地停留所間、並びに特定目的地停留所と特定目的地停留所間を乗合タクシーの利用対象として、地域停留所と地域停留所間の移動は利用対象としておりませんでした。こうした中で制度導入後、親戚宅や友人宅への訪問、あるいは地域行事が行われる集会施設への移動手段として乗合タクシーを利用したいという利用者ニーズがございましたので、令和3年4月に制度見直しを行いまして、それまで地域停留所であった地域の集会施設72か所について、特定目的地停留所に変更いたしまして、現在もそうした移動需要にも対応いたしているところでございますし、また必要に応じてご利用もいただいているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

停留所の分布を見ますと、ある地区では、公共施設が集中していたりするところは目と鼻の先に特定停留所があるんですわ。例えば公共施設があつて、隣に医療機関があつて、また隣に医療機関があつたら、もう3か所特定停留所がつながつておるわけです。一方で、そうした施設がない地域におきましては、地域の集会所があるにもかかわらず、地域停留所なんです。どういうことかという、地域停留所からは特定停留所は行けますけれども、地域停留所へは行けないということなんです。特定停留所はどの停留所へも行けるわけです。例えば地元から地域停留所から特定停留所のあるお医者さんなり、あるいは買物施設へ行って、たまたまそこら辺で他の知人宅、いろんなところを散策したりとか用を済ませて、その近くに地域停留所がありました。そこから自宅の地域停留所へは戻れないわけなんです、特定停留所を探さないと。

私が言うのは、地域停留所から地域停留所は利用できなかつたら、少なくともその地域に一つは特定停留所をつくってほしいということなんです。どの地区でも集会施設なり集まる場所はあるんです。例えばこの冊子を見ますと、公民館は全て特定停留所となっております。だけれども、例

えば農事集会所なり、あるいはどここの何々寺、そこが地域の集まる場所で利用しているにもかかわらず、特定停留所になっていないんです。地域停留所なんです。そうするとその地区は、ほかの地区のところと比べて大分不便さが生じておると思います。

したがって、新しく停留所をつくれと言っておるんじゃないかと、地域停留所を特定停留所に少なくとも一つの地域にはならないかという要望なんです、その点について見解をお願いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、令和3年4月から市内の集会施設と72か所の地域停留所を特定目的地停留所へと変更して、今、制度運営を行っているところでございます。しかしながら、この変更後、地域停留所と地域停留所から変更した特定目的地停留所間の移動の利用につきましては、これまでのところ限定的な状況であるというところでございます。

また、市内に設置をいたしております439か所の停留所のうち71か所の停留所につきましては、制度導入後一度も利用されていないものであり、こうした現状も踏まえ、今後管理面も考慮いたしまして、停留所の在り方も検証する必要があるものと考えているところでございます。

こうした中で、議員ご提案のような地域停留所から特定目的地停留所への変更につきましては、地域まちづくり協議会を通じてご相談をいただきましたら、地域のご事情や需要見込み等を確認させていただいた上で、変更の必要性について検討をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

よろしく前向きに検討をお願いしたいと思います。

続きまして、周知についてでございますが、先ほど答弁ではまちづくり協議会のほうから申請なり変更なりというふうな窓口でございますが、実は現実的にはまちづくり協議会が窓口になっておりますけれども、地域の実情が分かっているのは自治会さんなんですね。当然自治会長さんからまち協を通じて市のほうへ申請が上がってくるわけなんです、実質的にいろんな調整をしていただくのは自治会長さんだとお聞きしております。それで、例えば市のほうへ申請するまち協の会長さんの名前で申請する様式に自治会長さんの名前も連名にさせていただくと、直接当事者である自治会長さんとのいろんな調整、連絡が可能になると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

地域停留所の設置に当たりましては、制度導入当時から設置要綱、あるいは設置基準に基づきまして、特例の場合を除いて、一つの地域まちづくり協議会につき当該地域まちづくり協議会に存する自治会数に2を乗じた数を限度として、各自治会からの設置要望を取りまとめていただき、市へご要望いただいておりますという現状でございます。

議員ご指摘の自治会単位による地域停留所の設置要望につきましては、当該地域まちづくり協議会の地域内における停留所の配置バランスも調整していただく必要もございますので、直接自治会からのご要望に対応は行っていないところでございますけれども、停留所の新設等の要望に当たりましては、実務上、地域事情を把握されておられます自治会長さんとの協議や現地確認を実施することとなりますので、当該要望書に關係自治会名を記載いただく欄を設けるなど、より円滑に対応、調整できるよう検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

よろしくお願いいたしたいと思います。

乗合タクシー制度につきましては、当時まちづくり協議会のほうに対して、市の担当者のほうから冊子を見ておいてくださいというだけで、具体的な制度の概要は知らされていないという地区もあるとお聞きするところがございます。まちづくり協議会の会長や事務員さんも交代するわけでございます。そういったことから、引き続き制度の周知を図っていただきたいと思います。これは要望です。

やはりまだ市と市民の方々とのこの制度におけるギャップがあります。市民の方は一般タクシーというイメージが強いと思いますので、そこで乗合タクシーが一般の通常タクシーとのそのギャップ差を縮めることが、さらなる利便性の向上につながるのではないかと思いますので、そこら辺を要望してこの質問は終わりたいと思います。

続きまして、市道の草刈りの活動支援事業補助金でございます。

自治会におきましては、市内各地で市道の草刈りを実施しておりますが、市から自治会に対して市道草刈活動支援事業補助金が交付されておりますが、昨今の物価上昇に伴ういろんな消耗品や燃料費、あるいは機械代など、そういったところが高騰しております、大変厳しい状況が続いていると聞いております。

また、県の自治会に対しての草刈り委託料や市が発注する事業者が行う草刈り料とは、市が出している報奨金とは雲泥の差があるところがございます。これからも地域の方々が継続的に草刈りを実施していけるような環境づくりに向けて、制度の見直しを求める観点から質問をしたいと思います。

まず初めに、市道草刈活動支援事業補助金報奨金の概要についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

市道草刈活動支援事業は、市として集落間等をつなぐ道路において、沿道の草刈りを行う自治会等に対し支援を行うことにより、市道の草刈活動の継続と道路の美化を推進することを目的としております。

具体的な支援内容としましては、草刈り面積に応じて報奨金をお支払いさせていただくほか、ごみ袋の提供や刈り草の回収、処分を行っております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

それでは、各地域で自治会が市道の草刈りを行っているとのことですが、その自治会が行っている草刈りの現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

市道の草刈りにつきましては、主要幹線道路は交通量が多く危険が伴う作業であり、作業員及び道路利用者双方における交通安全の確保が必要となることから、直営作業ではこれらの確保が困難であるため外部委託しております。その他の交通量の少ない市道につきましては、シルバー人材センターに委託する場合もございますが、基本的には市の作業員が草刈りをしております。

また、地元住民のご利用が多い市道等につきましては、地元自治会等に草刈りを行っていただいておりますことから、亀山市市道草刈活動支援事業実施要綱を制定し、この活動を支援しております。このほか、地域住民の方が道路の里親となり、ボランティアによる道路の環境美化活動を行っていただく道路環境美化ボランティア推進事業もございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

自治会が行う数、自治会の取り組んでいる推移が分かればご見解をお願いします。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

報奨金制度を活用している実績ですけれども、当該制度を利用していただきました過去3年間の実績としましては、令和2年度が参加団体が40団体、草刈り総面積が27.8ヘクタール、令和3年度が39団体、26.5ヘクタール、令和4年度が40団体で27.9ヘクタールとなっております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

先ほどのご答弁で、ほぼほぼ横ばいで、一定の決まった自治会さんだけがやっているという状況が分かったところでございます。

それで、今年は春先から夏にかけて高温で雨がよく降りまして、草を刈っても刈っても伸びるという状況が続きました。今後もこうした気象状況が多分続くと思うんですが、市民にとりまして市道の管理者である市に対して草刈りの要望が多くあると思いますが、現在どのような認識であるかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

議員ご案内のとおり、市への草刈り要望は増加傾向となっております。農地や山林といった道路沿線の土地の管理に対する意識が希薄となり、民地からの草木が市道に影響を及ぼしているなど、様々な要因がございますが、自治会員の高齢化等の理由により団体での市道草刈活動が困難になっているというお声を頂戴しております。

支援事業の実績につきましては、先ほど申しましたとおり、ほぼ横ばいとなっておりますが、毎年7月から11月の期間に行う道路ふれあい月間については、令和元年度の参加人数が151自治会で1万1,818人であったことに対して、令和5年度の参加人数は142自治会で、9,644人となる予定であり、この5年間で2,200人弱の減少となっております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

市としても自治会が行っている草刈りは随分助かっているのかなと思います。

そんな中で、報奨金の額なんですけど、現在、自治会への報奨金は草刈り面積2,000平方メートルで2万円というふうになっております。業務発注している市道ののり面の草刈りでは、路側帯から1メートルということになってはいますが、自治会の報奨金ですと仮に1メートル幅を2,000メートル刈ってようやく2万円ということですね。1平方メートル当たり10円ということがございます。この自治会への報奨金の単価の根拠についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

報奨金の根拠でございますが、改正前の要綱では基本額として1地区5,000円、参加人数1人当たり100円、作業面積1平方メートル当たり2.5円で、混合油を1リットル当たり135円で換算としており、この基準では2,000平米の場合1万円に参加人数1人当たり100円を加算した金額となりますが、平成22年に改正した現在の要綱では、2,000平米から2,200平米の場合は2万2,000円となっております。

現要綱の補助金の明確な根拠はございませんが、手続を簡素化し、より報奨金制度をご活用いただけるよう、複雑な計算方式を改め、改正前の算出基準を基に一覧表により金額を設定してあります。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございます。

やはり草刈りを行うとなると、草刈り機、草刈り機の刃、燃料の混合油などの経費もかかります。先ほど部長のご答弁で、混合油1リットル135円で計算しておると、今ガソリン幾らです、という話です。今もう160円台、混合油やと180円、200円ぐらいするんですね。随分その前の算出単価で今ずっと続いているわけなんです、見直しもせず。したがって、そういう意味からしても、やはり市民の方の力も必要なんですけど、実際市民の方ともいえどもボランティアでしてやるけれども、実費が少なくてもかかるわけですね。そこら辺について、きちっと見直しをしていた

だきたいなと思います。

その一つに、ちょっと比較しますと、県の草刈り委託料、自治会に対して委託料を出しておるんですが、県は平面1メートル、のり面1.5メートルという条件はあるものの、100平方メートル毎に1万8,000円です。平方メートル当たり180円なんですね。市は報奨金1メートル当たり10円です。ということからしても、この報奨金の見直しを行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

市道は総延長ですけども、現在553キロございますことから、市民の皆様のご理解、ご協力なくしては管理することはできないと考えております。

今後につきましても、地域や道路美化ボランティア団体との協働による道路環境美化に努めるとともに、取組の一層の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

よろしくをお願いします。

やはり、地区によっては草刈りを個人に分配するのではなくて、それをまとめて地域の別な活動、地域の活性化のために財源としておる、そういうふうな意味合いもあるんですね。

したがって、一つの作業することによって、違う側面もありますので、今後、市のほうもそういうことも含めて検討をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、市民活動についてでございます。

本年はコロナ感染症が2類から5類に引き下げられ、地域では様々なイベント等が開催され、市民活動、地域活動が活発になってきたと思っております。

先月の四日市で開催されましたB-1東海・北陸大会では、市民活動団体であります亀山みそ焼きうどん本舗が見事3位に入賞したということは記憶に新しいところでありますが、今後行政としてももっと積極的に市民活動を促すことで、地域の活性化につながるのではないかとこの観点から質問をします。

まず、現状についてですが、亀山市の市民活動の特徴的な経緯としまして、平成13年に開催されました市民交流会において交流の場としてのきらめき亀山21が創設され、多くの市民の皆さん方が交流を深めてきました。平成19年オープンの市民協働センターでは、様々な団体が活動拠点として活動を行ってきています。現在のアフターコロナ禍と言えるかどうか分かりませんが、現在の市民活動についてどのように認識を持っているかお伺いをします。

○議長（森 美和子君）

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

市民活動の現在の状況ということでございますが、先ほども少し触れていただきましたが、コロナ禍におきましては、例えば市民活動応援制度の応援券の活用とか市民協働センターの利用状況な

どから見ても、やはり停滞気味であったのかなということを意識しておるところでございます。特に、令和2年、令和3年度あたりが特徴的であったのかなというふうには考えております。

その中で、昨年度あたりから各地域まちづくり協議会などによる地域活動が回復に向かってきておるといふことに伴いまして、市民活動応援券の使用率も向上してきており、また市民協働センターの利用団体数や利用者数もコロナ禍前に戻りつつありますことから、以前のような活発な市民活動が再開されてきているものと認識しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

そうですね、だんだんとまち全体も活性化しているというふうな雰囲気伝わってきているところでございます。

それでは、現在の市民活動支援策はどのようなものがあるかをお尋ねしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

市民活動団体への支援につきましては、市民活動団体を育成し、市の市民参画協働事業の推進を図ることを目的とする市民参画協働事業推進補助金があり、結成されたばかりの団体を支援するスタートアップ補助金と既存団体を支援するステップアップ補助金の2種類がございます。

また、市が発行する市民活動応援券を市民や地域まちづくり協議会から取得した市民活動団体に対し、市民活動応援交付金を交付することにより、市民活動団体への財政支援や活動の場を提供する市民活動応援制度がございます。

さらに、市民活動団体の活動拠点として、市民協働センターの会議室等無償で使用していただくとともに、印刷機などの設置やWi-Fiの整備など、市民活動団体を支援する環境整備にも取り組んでいるところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

分かりました。

市民活動の支援策は、これまでもだんだんとそういう活動している団体に対して、いろんな支援の方策、施策があるということが分かりました。

しかしながら、なかなか市民活動をする方々も定年も延びて、年金の受給年齢も延びて、なかなか高齢化しておると、そのスタートを切る年齢が高くなっているというふうな気がしないでもないです。

先ほどの支援策については、市民活動の支援制度ができた当時の社会的な環境とは、今現在の環境が少しは違っているとは思いますが、いつの時代でも社会の役に立ちたい、地域の課題解決のために頑張りたいと思う人はいると思うんですね。これから活動を始めたい人や団体に対して、そういう意味では何かきっかけづくりが大切かなというふうなことで、活動を促す環境づくりが必要だと思いますが、どのような認識をお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

例えばでございますが、亀山市民ネットや市民協働センターに掲示するポスター、またチラシによる市民活動団体の紹介をはじめ、市民活動団体の活動やイベント参加募集などを掲載している市民活動ニュースや市民活動応援制度の登録団体を紹介する冊子の発行等を通じて、市民活動を始めるきっかけとなる情報の提供を行ってきているところではございます。

今後におきましても、新たに活動を始めたいと思われる方々や、既に活動をされている方々がつながるような機会を提供するなど、新たな市民活動の芽生えや活性化に向けた幅広い支援を行うとともに、市民協働センターにおけるセンターの在り方そのものについても十分検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

答弁を聞いておりますと、何か受け身のような気がしてならないんですね。やっぱりこういう人が出てきたら手を差し伸べましようとか、何かこういうことがしたいからこういう施策がありましようとか、何か上段で構えているような気がしてならないんですよ。やっぱり市民が潜在的に何かしたいと思っておっても一歩を踏み出せないというふうな方も中にはいると思うんですね。そうしたことから、いろんな今後活動したいとかやってみたいという市民や、あるいは団体に対して、何かアプローチ的なものはできないかということを考えます。

例えば市民活動のノウハウや市民団体としての会計処理の研修会を開催したりだとか、あるいは著名人の講演会を開催したりすることで、一遍行ってみたいな、どうかなというふうなことも思うわけですね。そうすることで、潜在的な人材の発掘につながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

市民活動を行う上におきましては、当然必要なノウハウを習得することは十分必要であると認識しております。そういったことから、例えば市民活動なんでも相談でも、例えばでございますけれども、その団体の会計処理の仕方についての相談とか、新たな団体を立ち上げたいとか、そういった相談を受け付けているところでございます。そういった新たなノウハウを取得する講座、例えば講座ですけれども、こういったものにつきましては、まずニーズ把握にも努めるとともに、例えばかめやま人キャンパスや中央公民館講座等との連携を図りながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

やはり多くの市民の皆さんが活動することで、地域の活性化につながると思います。引き続いて

のさらなる支援を要望しておきます。

次に、新庁舎の建設についてであります。

亀山駅前の再開発が一定の区切りが付き、市民の方々は、次は庁舎の建設であるというふうなことをよくお聞きします。

庁舎建設につきましては、本年7月に亀山市新庁舎整備基本計画が策定され、市長の現況報告におきましても新庁舎の整備につきましては、亀山市新庁舎整備基本計画で示す複数の建設候補地を多面的な観点から評価し、検討を進めているところとの報告がありました。また、今年度中には位置を決定すると伺っておりますが、その進捗について質問をいたします。

まず、亀山市の庁舎建設に向けての検討についての現在の進捗状況についてお尋ねします。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎の整備の現在の状況でございますが、議員ご紹介いただきましたように、新庁舎整備基本計画で示す5か所の建設候補地を多面的な観点から評価し、検討を進めているところでございます。

具体的には、候補地ごとに建設場所を想定し、庁舎をレイアウトした上で法的規制や立地特性の整理に加え、場所によっては既存建物の撤去や移転補償費を勘案しつつ、用地の取得費や造成等に要する経費の算定による概算事業費の積算、それと必要用地の確保に向けて地権者の調査等を行い、候補地の比較検討をしているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

亀山市新庁舎整備基本計画におきましては、建設予定地として市営住山住宅地周辺、市営和田住宅周辺、西野公園周辺、亀山駅周辺、天神・海本町周辺と5つの候補地が示されているわけですが、いずれにおきましても、どの候補地におきましてもメリット・デメリットがあると思います。

そこで、選定に当たり、用地取得費が必要なところ、そうでないところ、あるいは交通のアクセスがよいところ、悪いところなど、様々な視点があると思うんですが、どのような視点を優先して選定しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

建設予定地の選定につきましては、新庁舎整備基本計画で示しております選定基準を基本として検討を進めております。

具体的に申し上げますと、選定基準の一つは計画性でございます。市のまちづくりや土地利用計画の方向性との整合性が図られる位置であること、また大規模な建築物であることから、周辺の景観と調和の取れる位置であること、さらには市街地の活性化に寄与できる位置であることなどでございます。

2点目といたしまして、利便性でございます。

公共交通機関や自転車、徒歩でも利用しやすい位置であること。また、自動車などでも利用しや

すく、道路交通アクセスの利便性の高い位置であることなどでございます。

3点目は、安全性でございます。

防災の拠点施設として、災害の影響を受けにくい位置、またはその対策が十分取れる位置であること。また、災害時におきましては、多方向からのアクセスが確保される位置であることなどでございます。

4点目は、実現性でございます。

庁舎や駐車場など必要とする面積を確保できる位置であること。用地の確保などおおむね計画期間に完成する見込みがあることなどでございます。

5点目として、最後に経済性でございます。

財政負担の軽減を図るために、用地確保に係る用地取得費、造成費の低減が図られる位置であること。また、インフラ整備などの関連事業費の抑制が図れる位置であるといったことなどでございます。

建設候補地の予定地の絞り込みにつきましては、こうした要件を総合的に判断して決定することになると考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

様々な観点から、今現在検討されているというふうなところが分かりました。

では、改めていつ建設予定地が決定し、またさきの計画では令和12年に開庁するというふうな予定が示されていると思いますが、今後の建設に向けてのスケジュールについてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

建設予定地につきましては、事業計画におきまして本年度内に決定することといたしております。

また、新庁舎開庁までのスケジュールといたしましては、建設予定地に民有地を含む場合を想定し、令和6年度、7年度の2か年で用地交渉、用地取得、令和8年度、9年度の2か年で基本設計、実施設計、令和10年度、11年度の2か年で建設工事とし、令和12年度の開庁を予定いたしております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

分かりました。

新庁舎につきましては、多くの市民の方も期待しているところでもございます。したがって、どこでどのように議論をしているか、あるいは議論の内容も含めてオープンにさせていただけることを要望して質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

3番 深水隆司議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 1時49分 休憩)

(午後 1時58分 再開)

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 森 英之議員。

○6番（森 英之君登壇）

結の森 英之でございます。

一般質問を通告に従いさせていただきますと思います。

今回、大きく4点取り上げさせていただいております。

自治会長の役割と負担軽減について、それから健康都市実現に向けた取組について、経済支援対策について、それから公共施設についてということで、順に問わせていただきたいと思います。

まず、自治会長の役割と負担軽減についてのところでございますが、まず自治会長に期待する役割について確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

6番 森 英之議員の質問に対する答弁を求めます。

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

自治会長に期待する役割ということでございますが、まず自治会ということでご答弁させていただきたいと思います。

まず自治会につきましては、主に地縁に基づいて組織された任意の組織でございますが、生活の場をよりよい環境に向上させるとともに、個人が感じている地域への思いや願いを社会全体に反映させていく上で非常に重要な役割を担っており、地域の世帯や幅広い世代を網羅していることから、地域社会の基盤を支えている組織でございます。

また、各地域まちづくり協議会においても、運営や活動の基盤にもつながっているところでございます。

自治会の組織の規模や活動内容など様々ではございますが、例えばごみ集積所のルールづくりや管理といった日常生活に密着した活動や環境美化、防犯・防災活動、福祉活動、地域のお祭りなどの伝統行事の開催、行政や各種団体との連携、協力を行っているところでもあり、その中で自治会長様につきましては、これらの自治会活動を円滑に行うため、その運営を統括する役割のほか、行政や各種団体と自治会をつなぐパイプ役として大変ご尽力をいただいております、重要な役割を担っていただいているものと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

答弁いただいたとおり、地域社会の基盤、それを支えるという、それから行政とのパイプ役である、そういったことで非常に重要な役割を担っていただいているということだったと思います。

その中で、非常に自治会長の、これは自治会によっても、当然その業務の量とか内容は異なって

くるわけなんです、大変な業務になっているということは私も認識しております。皆さんもこれ認識いただいているんじゃないかなというふうに思っています。

そこで今回取り上げさせていただいたんですけれども、自治会長の仕事ということで、ちょっと資料を作らせていただいたんですけれども、取り上げさせてもらった中でもたくさんございます。

ちょっと資料をお示しいただけますでしょうか。

例えば、委員の選出でいいますと民生児童委員の選出、これもなかなかその今地域で選出に当たって非常に人選に苦慮しているということを聞きますし、あとは例えば防犯灯の設置ですね。防犯灯というのは本当に地域の安全を確保するために必要なものですし、市内一斉清掃の報奨費の申請であるとか、それから市広報等の配布、回覧、これも役割として担っていただいているということかと思えます。先ほど部長からも答弁があったとおり、ごみの集積所の管理ですかね、そういうことも担っていただいております。

2ページ目に見ていただきますと行事ということもありましたが、まち協との連携の行事の参画であったり、それに伴った定例会、あるいはその他として市へのその地域からの要望ですね、それを出していただく、これも重要な役割の一つかなというふうに思っています。

このように上げただけでもたくさんの自治会長の仕事ってあるんですね。その中で、やはり行政としても自治会長というのは重要な役割と認識している中でも、もう頼らざるを得ないということかと思っています。ただ、やはりそれ頼り切ったまま、旧態依然としてそのままの流れていくというのは、私はいかがなものかなというふうに思っています。

このいろんな地域で自治会の組織の脆弱化とか、それとか自治会長の選出に当たって苦慮するとか、いろんな課題があると認識しています。その中で、1つの自治会長が行う具体的な業務の内容について、少し確認させていただきたいんですが、先ほど深水議員の質問の中にありましたが、草刈り等の助成金、これ報奨金が正しいかと思うんですが、その申請手続、あるいは防犯灯設置についての補助金の申請、こういったことも大きな手続になってくるんじゃないかと思うんですが、具体的に聞きますと草刈り等の報奨金については、その実績報告と請求書提出が1枚の書式で申請が可能ということで聞いています。ただし、防犯灯の設置補助金については、実績報告と請求書提出を2回に分けて申請が必要ということを知っております。これが、やはりその同じような手続が1回で済めばこの庁舎に登庁していただく機会も少なくなり、負担も減るかと思うんですが、この2点について、それぞれ申請の方法について確認させていただきたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

建設部の所管であります市道草刈活動支援事業でございますが、亀山市内の市道の草刈活動を行う自治会等に対し、亀山市市道草刈活動支援事業実施要項を制定し、この活動を支援しております。

その手続につきましてですが、自治会等が草刈活動支援事業を利用しようとする場合は、草刈活動を行う2週間前までに市道草刈活動支援事業利用申請書を提出していただいております。その後、実際に自治会等で草刈活動を行っていただいた後に、市道草刈活動実施報告兼報奨金交付請求書を提出していただき、担当職員により書類及び現場確認を行い、その草刈活動内容が適当と認められるときには、自治会等に報奨金を交付するという手続の流れとなっております。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

防犯灯施設設置補助金についてでございますが、その交付についての手続についてご説明申し上げます。

まず、交付申請時には、補助金申請書に工事の見積書及び写真、位置図を添付の上、防災安全課に提出いただきます。その後、補助金交付決定指令書を防災安全課から自治会長様へ送付いたします。それを受けて自治会で工事を行っていただくこととなります。工事が完成いたしました後に、実績報告書を写真と領収書の写しを添付して提出していただきます。その後、補助金交付確定指令書及び請求書の用紙を自治会長に送付しますので、それを受けて請求書を防災安全課に提出していただきます。こういった事務の流れにつきましては、亀山市補助金等交付規則に基づき行っているところで、補助金に関する事務の流れは他の補助金事業と同様と認識しております。

さきにありました草刈支援事業につきましては、草刈活動に対しての報奨金をお支払いするというもので、補助金と報奨金とで手続が異なっているものではないかと考えております。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

私も通告させていただいてから調べてみる中で、報奨金と補助金の違いもあるんだなということを感じさせていただいた部分があるんですが、これはやっぱり自治会長の方にとっても何が違うんだという認識があるかと思って、あえて質問させていただいたんですけれども、そういった報奨金と補助金の違いはあるにせよ、恐らく補助金ですと補助金等交付規則があって、それにのっとってということかと思うんですけれども、規則があれば規則を変えればいいわけであって、そういったことを今後この検討の余地はないのか。これはどちらに答弁いただいてもいいんですが、その辺りどうでしょうか。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

自治会の補助金事業の事務手続の簡素化につきまして、今後まちづくり協働課や補助金交付規則の所管課と協議の上、簡素化とか、電子申請なんかを含めてそのような機会を捉えて研究してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

ぜひご検討していただきたいと思います。

そのたった1つの手続でも改善されれば、これはやっぱり見える形で改善されたんだなあという認識をしていただけると思いますし、そういう努力はやっぱり行政としてもしっかりしていただかないといけないというふうに思っています。

3つ目の質問に移りますが、自治会長の負担軽減について具体的にこれはというのはなかなか難

しいのは認識しておりますが、ご検討の余地があるのかどうか確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

自治会長様の負担軽減につきましては、先ほどもご質問をいただきましたが、行政への申請等の手続の負担が大きいとか、仕事をしているため、平日に休んで手続をしなければならないので配慮してほしいとか、また行政からの依頼事項や充て職が多いといったお声を私どももお聞きしているところでございます。その中で、自治会長様が行っていただく市への申請手続につきましては、オンライン申請等について、一部の担当部署におきましては、具体的な手法等について研究を進めているところでもございます。

一方で、本市だけでなく、全国的にも自治会への加入者の減少や担い手不足が課題となっているところでございますが、現在、庁内の組織におきまして自治会の現状把握や自治会の加入につなげていくための検討を進めているところでございます。自治会につきましては、自治会ごとに活動分野や規模も様々でございまして、役員数やそれぞれの役員の役割も自治会によっても異なってまいります。担い手不足の解消に少しでもつながるよう、また先ほども言われました、そういう申請手続の関係等、またそういったことも含めた上で自治会長様の負担軽減につきましては、庁内で十分検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

ぜひお願いしたいんですが、今の自治会長様の業務の負担軽減というところでは、本当に大きなテーマだと思うんですが、この短い時間での質問の中で、ちょっとやり取りさせていただきましたが、それを受けて市長の思いをちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず初めに、先ほども議員ご紹介いただきましたように、自治会長さんが担っていただいております多岐にわたるお仕事、地域社会を本当に支えていただくお仕事、このことにつきまして、そのご尽力に心より敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。

今、コロナ禍を経験いたしまして、徐々に地域活動が回復に向けた取組が始まってまいりました。それぞれ本当に市内の各地域をお伺いいたしますと、まさに自治会長を先頭に自治会とか地域まちづくり協議会で祭りとか、運動会とか、敬老会等の行事が開催をいただく、さらにコロナ禍前よりにぎわいとか創意工夫が感じられるようなものを散見できる場所であり、一方で、コロナ禍を経験して、これがうまく機能している地域とそうじゃない地域というのが少し気になるところでございます。

このような地域活動の回復に向けた取組をはじめ、日常の地域活動におきまして、やはり自治会は住民自治の基盤となる組織でございまして、自治会長におかれては、住民の皆さんを一つにまとめていただくなど、様々な場面において住民自治の最前線でご尽力いただき、その自治の機能、風

士を高めていただく大変重要なお仕事であると認識をいたしております。

先ほど部長からも答弁させていただきましたが、自治会への加入の減少、それから担い手の不足、それから自治会長の負担の軽減など、本当に大変重要かつ早急に手を打っていきべき課題については、認識を十分させていただいておるところでありまして、市といたしましては、自治会や自治会長の支援にしっかりつながってまいりますように、負担軽減はもちろんでありますし、やっぱり市民力で地域力を高めるといのが本市の非常に特徴ある強みの一つでございますので、コロナ禍を経験して、さらにこの亀山市の住民自治が、そして地域力が低下していかないように、ちゃんと継承できるように、そのことについて全庁的にしっかりとサポートをして取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

市長もこの住民自治の基盤を支えていただけるということで、非常に重要な役割を担っているということを認識いただいているということを表明いただきましたし、今後も全庁でその辺りの支援をしていくということを述べていただきました。ぜひお願いしたいというふうに思います。

自治会連合会の加盟の減少というのを、私本当に危機感を持っておりまして、この質問をぶつけないと思ったのはそういったところであります。

昨日から話があったとおり、例えば行革のところに移りますので、DXが本来のDXのほうの注力ができるという環境になるということも確認しておりますし、そういったところから行政手続の簡素化、DXのほうに注力いただくということも非常に重要なことというふうに思っています。

担い手不足ということはあるんですが、現役世代の定年が上がってきています。しかし、その後の方が役割を担っていくことになるかと思うんですが、パソコンとかそういう業務にたけた方が、逆にいったらば、これからはそういった自治会長の役割を担っていただける方が増えてくるかと思うんですね。ですので、例えば行政手続の中で領収書はまずはPDFで、電子申請で構わないよといったこととか、ぜひ柔軟にオンラインでできるようなこととか、そういったことを含めて改善を進めていただきたいということを強く申し上げて、この質問を終わらせていただきたいと思います。

続いて、健康都市実現に向けた取組についてでございます。

この健康都市実現に向けた取組の本年度の事業の具体的な取組状況についてお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

健康都市の実現に向けて本年度新たに取り組んだ事業といたしましては、9月にスタートいたしましたアプリd e ウェルネス推進事業と10月に創設をいたしましたかめやま健康都市大学がございます。この両事業につきましては、いずれも第2次総合計画後期基本計画の実施計画への位置づけを行っておりまして、令和6年度以降にも継続して取り組むものとして計画してございます。

まず、アプリd e ウェルネス推進事業につきましては、市民の主体的な健康活動の促進を目的として昨年度まで実施をしておりましたかめやま健康マイレージを見直し、より身近に誰もが利用しやすくなるようスマートフォンアプリを活用した事業へとリニューアルを図ったもので、現在80

0人を超える方にご登録をいただいております。

また、かめやま健康都市大学につきましては、市民のヘルスリテラシーの向上を図るため、健康に関する知識の習得と実践の場の提供を行うもので、本年10月に新たに創設をしたものでございます。必須の健康都市コースのほか、選択いただく健康、食、運動の3つのコースでの講座を実施し、各定員50名での募集を行いましたところ、定員を大幅に上回る211名の皆様にご参加をいただいたところでございます。

既に健康と運動コースにつきましては講座がスタートしております、今週末には食コースのほうもスタートする予定でございます。現在のところ、こういったことから順調に進めることができているものと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

健康都市大学は、必須コースということで私も受講させていただいて、選択コースは、これも実際に体験してみたいということもあって運動コースBのほうに私も登録させていただいて受講させていただいております。市民の方の関心も非常に高く、講座の内容も非常に専門的で分かりやすく、非常にいいものじゃないかなというふうに思っています。

また、アプリd e ウェルネスというところで、健康マイレージのところをこのアプリを使うものに替えたということなんですが、これも非常に面白い取組かなというふうに思っていますし、歩数がポイントになるということも、さらに運動促進させるような、そういったうまい働きかけができるような仕組みになっているんじゃないかなというふうに思います。これも私も短い時間の中でできるだけ歩数を稼ぐように頑張っておるところなんですが、そういった背中を押していただけるようなものになって非常にいいかなと思います。

後期基本計画に位置づけされているということなんですが、今後の取組についてはどのようなことをお考えなのか、お聞かせいただけますか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

まずアプリd e ウェルネス推進事業につきましては、より多くの方に活用いただくことが第一であると考えており、引き続きイベントの実施など様々な機会を通じた周知や地域へも積極的に出向きながら登録者の拡大に努めてまいります。

また、事業の広がりとしましては、アプリを通じて獲得したポイントを利用した商品において、亀山ブランドや市内で利用できる商品券の活用などで経済面への効果や健康都市連合のつながりを生かした商品の連携などにも取り組んでまいります。さらに、令和6年度からは市内の小規模事業者を対象としました健康経営へのサポートにも取り組んでまいります。

また、かめやま健康都市大学につきましては、本年度各コースを修了いただいた方を健都サポーターとして登録をいただく制度により、健康都市大学で身につけていただいたスキルを生かし、いろんな場面での活躍をいただけるように、これもサポートしてまいりたいと考えてございます。

引き続き魅力的な講座を計画、実施してまいりますとともに、人の健康を中心に据えつつ、将来

的にはまちづくり、文化、環境、協働など、より幅広い分野を網羅する真の意味での健康都市大学となるよう、有識者の方にもご参加をいただくかめやま健康都市大学運営協議会でのご議論をいただきながら、鋭意取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

健康というのは、何をもっても一番最も大切なものでありますよね。だから、私そういった視点でのこの取組については、非常によい取組じゃないかなと思うんですが、今回、私が思った以上に、この健康都市大学も非常によく仕上がっているというふうに思わせていただきました。さらに来年以降やっていく場合に、大きく広げていくとなると、予算も拡大するというような懸念もありますので、計画に沿ってうまく皆さんの健康増進というところを背中を押すような、そういった事業につなげていっていただきたいというふうに思っています。

ここまでの質問とさせていただきます、次の質問に移らせていただきます。

経済支援対策についてということでございます。

今後の市独自の経済支援対策についてということで上げさせていただいておりますが、実は、昨年度はプレミアム商品券ということではいろんな話題がありましたが、亀山市としても導入をしてプレミアム商品券事業が実施されたわけです。ただし、今年は鈴鹿市や津市は実施されておりますが、亀山市は実施されていないということで、これについては期待も大きい分、なぜ実施されないのかといった声もたくさん聞いています。このプレミアム商品券の実施を見送ったといいますか、実施しなかった理由についてお聞かせいただけますか。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

経済支援対策につきましては、本年度当初に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付される際に、プレミアム付商品券事業を選択する自治体もございましたが、本市といたしましては、前年度に引き続きエネルギー価格の高騰の影響を受ける事業者への負担軽減が有効であると考え、エネルギー価格高騰対策中小企業者等支援事業（Ver. 2）の実施を決めたところでございます。

一方、昨年度に実施いたしました亀山プレミアム付商品券事業につきましては、過去最高のプレミアム率60%の商品券を発行した結果、商品券だけでも約7億8,500万円の消費があり、事業者支援と地域経済の循環を図ることができました。しかしながら、本年度当初の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の規模では、事務経費を含めると発行額が非常に小さくなりますことから、本市の経済対策としてはあまり大きな効果は期待できないと判断し、実施を見送ったところでございます。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

実際の経済効果に対して、事務手数料といいますか、そういったところの比率が高くて、なかなか

か臨時交付金を使っても十分な効果が得られないという判断だということかと思いますが、その判断は否めないといえますか、致し方ないという部分もあって、エネルギー価格高騰対策について、中小企業等の支援のバージョン2にそちらのほうで実施をしたということを認識しています。

ほかには高齢者施設の支援であったりとか、幼稚園、保育園等の施設への支援ということも実施された。これは賢明な判断だったというふうに思っています。

あえて質問させていただいたのは、かなりの市民の方からプレミアム商品券は実施しないのかということがありましたので、聞かせていただきました。行政の判断としてそういったことであったということについては、なかなか触れられるきっかけがないので、聞かせていただいたということでもあります。

もう一つ、今後の市独自の経済支援対策についてということの中で、先ほどのアプリ d e ウェルネス推進事業の中で、小林部長触れていただきましたけれども、これはNTTドコモさんが提供元であって、非常に大手さんのアプリでありますので、こういったポイント事業を経済支援につなげていくということは、非常に有効じゃないかなというふうに思うんですね。ですから、せっかくこのアプリ d e ウェルネスということを推進事業として入れたわけですから、これを全市民を巻き込んで、そういった健康をさらに経済支援に結びつけていくような、そういった事業につなげていくべきだというふうに私は認識をするんですが、その辺りはどうでしょうか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

アプリ d e ウェルネス推進事業で使用しているアプリを経済支援にも活用できないかというご質問でございますが、現在アプリ内では、ポイント数に応じて応募できる景品として亀山ブランド認定品も対象となっており、亀山ブランドの認知度向上とともに、産業の振興と地域経済の活性化など本事業との連携を行っているところでございます。

一方で、昨年度実施しました亀山プレミアム付商品券事業（V e r . 2）やキャッシュレス決済機器導入支援事業により、市内事業者のキャッシュレス決済によるデジタル化を推進してまいりました。このことから、市といたしましても今回のデジタル化が一過性のものに終わらず、一層のデジタル化を推進するため、既にアプリ d e ウェルネス推進事業で利用されているアプリも含めましてデジタル技術を活用した取組を商工会議所とも連携しながら検討するとともに、他市で実施しておりますデジタル地域通貨の事例なども現在研究しているところでございます。

今後におきましても、引き続き他市の事例も研究しながら経済分野においてもデジタル技術を活用した取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

前向きな答弁をいただきましたけれども、せっかくのアプリ d e ウェルネス事業ですので、ぜひ進めていただきたいと思うんです。まだこの登録者が800人ということですので、まだまだというふうに思うんですが、うまくできれば非常に魅力的なアプリになるんじゃないかなというふうに思うんですね。そういった観点からぜひ進めていただきたいですし、プレミアム商品券のときも、

高齢者の方についてはやはりまだまだスマホ等の活用が十分じゃないということで紙媒体、プリペイドカードということで発行されたという認識をしておるんですが、今はもう高齢者の方もほとんどスマホを持っているというふうに認識しています。私の父も88になりますが、何とかかんとかスマホを使っています。これは使ったら使いこなせるんです。これは当然我々若い世代が教え込まないかんかかもしれませんが、そういう手間も含めてやっていけば絶対に使いこなせると思うんですね。自分がやったことがプラスになっていくということがあれば、これは絶対使いこなせるというふうに私は思っておりますので、ぜひ前向きに進めていただきたいということを申し上げたいと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

公共施設についてでございます。

実は、私もこれについても非常に危機感を持っております。公共施設、更新あるいは長寿命化の計画についてということで取り上げさせていただいておりますけれども、亀山市公共施設等総合管理計画というのがあるという認識をしています。令和2年には、公共建築物個別施設計画ということも策定されております。これについて、実際今後どのような形で実際に行政の運営を図られていることになるのか、今のご所見をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

公共施設の更新等につきましては、本市におきましても将来的には一部の学校施設や子育て支援施設などが老朽化により更新時期を迎えるとともに、新庁舎、現在計画しております新庁舎やごみ処理施設などの大規模施設の整備を控えておりますことから、施設の更新、統廃合、長寿命化について、中長期的な視点を持って計画的に行う必要性を認識はいたしております。

そうした中、先ほどご紹介いただきました平成29年3月に策定しておりますが、亀山市公共施設等総合管理計画、これは公共施設等の管理に関する基本方針を定めたものでございますが、それと令和2年2月に策定いたしました公共建築物個別施設計画におきましては、原則施設の目標耐用年数を60年、改修の周期を30年、木造は20年でございますが、として、現在と同規模の施設を維持、更新する場合の将来費用を25%削減する目標を掲げた上で、各施設における今後の方向性を示し、公共施設マネジメントによる最適な施設配置の実現や適正な施設管理に努めているところでございます。

また、当然公共施設は大変多くございますので、これを更新しようとするすると多額の費用が当然必要となるわけでございますが、こういった財政負担の軽減、平準化につきましては、これまでからも税法上の減価償却の年数ではございますが、耐用年数を超えても支障なく施設が使用できるように必要に応じて施設の長寿命化を図り、将来費用の削減に取り組んでいるところでございます。

また、現在教育委員会におきましては、学校施設の長寿命化計画の策定を進めておりますことから、その内容も踏まえながら、今後におきましても建物や設備機器を良好な状態に保つことで施設の更新や維持管理に係る財政負担の軽減、平準化に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

今部長から答弁いただきましたけど、理屈は分かるんですけど、やはり本当にしっかり今後について計画、具体的に数字を含めて示していただかないと、行政に対する不安といいますか、亀山市は本当に大丈夫なのかというふうに映るんだと思うんですね。これは亀山市に限ったことではないという認識をしていますが、それについては、亀山市だけではないからということではなくて、その点どうしていくんだということが、やはり国・県等のその辺からの補助金とか国庫補助金とか、その辺も活用は必要になってくるとは思うんですが、ただし、9月議会で必要に応じては市債の発行もやむなしだというような提言もさせていただいたと思うんですが、それも含めて、今後計画的にそこを示していく必要があるかというふうに思っていますので、ぜひお願いしたというふうに思っています。

例えば施設でいくと社会福祉センターなんかは、これも社会福祉協議会が管理、持ち物というふうになっていますし、青少年研修センターですと地域社会振興会ということで、市の管理からは少し外れているわけですね。でも、市民からすると一緒なんです。これ相当古い建物だなあというのは、皆さん市民の方に認識して利用していただいていると思うんですね。だから、これを今後どうしていくんだということは、やはり市民にも示していく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

もう一つ、先ほど部長、最後に触れていただきましたが、学校施設があります。学校施設については、2か年にわたって学校施設長寿命化計画策定事業が行われていると認識しています。これについて、どのような形で議会のほうにこの策定事業について成果物として提示していただけるのか。今後について、どういう計画を示していただけるのかお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

学校施設等の長寿命化計画につきましては、文部科学省の学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き、これを参照いたしまして施設の老朽化状況等の把握を行った上で、コストの縮減を行いつつ、適切な整備を行い、可能な限り長期に使用することを目的として昨年度の10月から業務を進めており、今年度内の策定を目指しているところでございます。

策定した際には、その内容を議会のほうへお示しをしたいと考えておりますが、その後は、その計画内容に基づき、予防保全型管理を行うとともに、中長期的に必要な改修工事、場合によっては施設そのものの更新工事もあり得るというふうに考えております。今後は、それぞれの具体的な施設整備時期を見極め、必要な予算措置、設計工事等を順次計画的に実施してまいりたいと考えているところでございます。

なお、昨年度、本業務内で施設の老朽化状況の把握も行っているところでございますので、施設長寿命化に伴う整備によらず、学校生活に支障を来すおそれのある部分につきましては、緊急案件として適時対応を行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

森議員。

○6番（森 英之君登壇）

今年度中には、そこの策定事業が終わるので、また議会に示していただけるということなんですが、この学校施設も本当に老朽化が進んでおります。亀山中学校の体育館、亀山東小学校の体育館もそうですし、そういったところもいずれといいますか、本当に早い段階で更新あるいは建て替え等が必要になってくるんじゃないかと思っています。これは皆さん認識していただいていると思うんですね。ですので、やはり公共施設と並んで学校施設についても、この長寿命化計画策定事業の中でしっかり示していただいて、市民の方に説明ができるようにぜひしていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

私は1年ちょっとぶりの一般質問だったんですが、細かなところではなくて大きな課題について私が思っていることをぶつけさせていただきました。こういった課題があるということで、前向きに皆さん取り組んでいただきたいということをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

6番 森 英之議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時41分 休憩）

（午後 2時49分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質問します。

まず、直営の給食室建設による中学校全員喫食制給食実施事業についてであります。

まず、視察についてお伺いします。

10月17日に教育委員会が中原教育長と3人の教育委員、教育委員会事務局職員5人で中学校給食を外部調理委託方式でやっている大阪府泉大津市へ視察に行きました。その話を聞いて、私がネットで泉大津市の中学校の給食について調べたところ、外部調理委託をやっているけれども、給食が停止するなどの問題が出たため自校調理方式に切り替える。それで、今年度の予算で中学校3校に調理室を建設することが分かりました。早速このことを教育委員会に伝えたら、教育委員会は外部調理委託方式をやめて自校調理での実施を決めたことは知らなかった。視察でもそんな話は出なかったということで、驚くべき答えです。9人分の視察旅費は無駄になったのではないのでしょうか。

そこで、まずなぜこんなお粗末なことになったのか。中原教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

泉大津市の視察につきましては、外部調理委託による食缶搬入方式を実施している自治体におい

て、本市と学校数や食数がよく似た規模である、類似していることから、先方のほうに実施状況等について確認を行った上で視察をしたものであります。

泉大津市では、これまで4年間の外部調理委託による食缶搬入方式の実績があります。その間の工夫や改善や課題事項をお聞きしてまいりました。その中で、大きな運用上の課題については特にないというふうに担当者のほうから聞き取りをさせていただきました。

また、食育の取組の一環として、生徒が考えているメニューを食缶搬入方式の給食に生かす取組や、搬入についても保温食缶を活用し、適切な温度管理に努めている工夫などもお聞きしてまいりました。

視察の後というか、後半に、この形を変更するような話を聞きましたけれども、そのときにちょうどこの方式を当初のどういうふうな形で始めて、さらに変更に至るような経緯についてもお聞きしてまいりました。その内容につきましては、他市の現地視察も行っておりますので、その内容とも併せまして、本市のこれからの中学校給食の実施の参考にしていきたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

全く反省がない。

これ私驚いたんですよ。本当に教育委員会に電話したんです。ネットで調べたら、もうこれ自校調理に切り替えておる。あなた方、それをもう今年度の予算でそういうことをやると決まっておるところにわざわざ行ったんですよ。こんな恥ずかしいことはないやないですか。だから、その反省があつてしかるべきやと思ったのに、何ら反省がない。もっと言うなら、泉大津市、これは給食自体があまりおいしくないという声もあるんですよ、子供の中で。それから、給食自体がストップしてしまった。外部調理委託の搬入ということでストップしたんですよ。こんなことをしていたらあかんというんで、自校調理に切り替えるとしたんですよ、これ。それが真相なんですよ。ちゃんと反省しなさいよ。

次に行きます。

この中学校給食の実施については、以前から中学校給食の実施を強く求めていた市民団体じゃがまる会（亀山の学校給食を考える会）が今再び署名運動を行っています。署名用紙を見せていただきました。次のように書かれています。

3年前に市内全ての中学校に学校給食実施をと署名を集め、教育委員会に提出し、市議会にも請願を出しました。その結果、令和3年3月に亀山中学校、中部中学校における全員喫食制給食実施の早期実現が必要とされ、給食センターの建設の方向が出されました。

しかし、教育委員会は令和5年11月22日のこの間の定例会で外部調理委託の食缶方式という方針を決めました。こうした教育委員会の方針に対して、じゃがまる会は、自治体が責任を持って整備し直営で運営すべきであり、そうすることで安心・安全で継続性のある学校給食が実施でき、食育も豊かになり、災害時の備えにもなるということで、市内全ての児童・生徒に格差のない直営の学校給食の実施を求めて、今署名活動を進めておられます。

では、教育委員会の定例会での議論はどうだったのか。

私は教育委員会のホームページで10月の定例会の会議録を読みました。

全部紹介できませんが、一部紹介します。

こういう意見が出ていました。以前からあるべき姿を描いてきた中で、自校で、しかも直営で行うことが一番の姿であったと思うが、令和3年にはセンター方式で実施するという考えが教育委員会の方向性として決まった。その考えに基づいて市総合計画にも位置づけて今まで検討してきた中に、様々な難しいことが起こってきた。そういった意味では、少しでも早く実施するためにはと考えたとき、今まで説明いただいた内容を検討していけばいいと考えている。

それからもう一つ、今回の方式は必ずしもベストではない。外部調理委託ですよ。目指すものは、今後もよりよいものを目指す必要があり、これで満足するものではなく、今後も様々な整備を行いつつ、よりよい給食を目指していただきたい、こういうふうに意見が出ています。

つまり、ベストはやっぱり自校なんですよ。だけれども、それがあなた方がああでもない、こうでもないといろんな理由をつけてできないと言うからね、じゃあもうこれで外部調理委託でいくしかないですねという話になったというのが教育委員会の流れなんですよ。

教育長にもう一回聞きます。

こういう教育委員が自校で、しかも直営で行うことがベストの姿、今回の外部調理委託方式は必ずしもベストではない、こういう教育委員の意見をあなたがどのように受け止められたのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

議員がおっしゃられるように、当初からこの中学校の給食の在り方については議論をしておいて、自校という方向も初めのほうはありました。結局、給食の在り方のほうでセンター方式によるということで、一旦はまとめられたというのは経緯でございます。それもベストというかベターなのか分かりませんが、あるべき姿と認識しております。

それで、その過程の中で予算を要求して、一定の金額で何とかできそうだということで総合計画のほうにも載せていただいて、中学校の全員喫食をセンター方式という手法によって行うということで考えたわけですが、これまでの教育委員会や議会の皆様への説明の中でも言わせていただきましたけれども、その想定した予算の中では難しい。これは物価高騰も含めてですけれども、かなり厳しい状態が起こったということで、再度私たちは考え、検討し、手法を変えても中学校で同じ教室でみんなが同じ給食を食べられるような環境をぜひともつukれないかということで検討した結果でございます。

委員の皆様方は、私ども合議体ですので、皆さんそれぞれ多少の温度差はあるか分かりませんが、初め目指してきた姿を目指しておいたのは事実ですし、その中で、それがかなり難しいということであるから、できるだけ早く、そういう環境を整えるために今回の手法を変更して何とか実現を目指したいということにさせていただきました。

先ほど、今回の泉大津市で反省をなささいということでしたので、反省は、リサーチ不足と言われれば反省はいたします。すみませんでした。ただ、泉大津市の当初のセンターによる、初めはセンターによる早期実現を目指されていた。用地の確保や都市計画における法的な規制からセンター方式では早期実現が困難であると判断されて、検討の結果、この外部搬入方式に、外部調理委託に

よる食缶搬入方式を導入されたそうです。私たちが聞き取った内容は、その後に、生徒数の減少や空き教室とか校舎内のスペースとか、午前中言いました教育施設の再編などのことを検討して、学校施設の大規模改修に併せて外部調理委託による自校方式に転換したとお聞きしました。

また、自校方式の導入は、市内3校とも中学校同時にやられるそうです。運用方式は、現行の小学校と同様に直営ではなく民間業者へ業務委託によって調理していくと聞いております。そういうことが、是非はとにかく、本市においてもこれから先のことを考えていく上で、施設の改修とか更新の機会に、そういうことの経験は参考にしていきたい内容だと思いますので、決して無駄になった視察では、ベンチマーキングではないというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

時間が限られているので、聞いたことだけ答えてくださいよ。後から反省されても困りますよ。

今教育長が答弁された中で、重大な問題なんですよ。つまり想定した予算では難しいということ判断された。ここなんですよ。果たして教育委員会にそんな権限があるのかという問題なんですよ。地方自治法第149条、ここには市長に、予算を調製し、及びこれを執行するという予算編成の権限があるということをはっきり書いていますよ。だから、この給食センターに予算をつけるかどうかは市長の権限なわけ。教育委員会に権限は一切ないんです。あなた方が決める問題ではないんですよ。それをあなた方が勝手に、もう予算が難しい、だからできませんと。こんなことはあなた方の権限にはないんですよ。いいですか。だから、こういう地方自治法すらあなた方は理解していない。

そこで教育長、もう一遍、地方自治法、この予算編成権、これを十分理解していますか。簡単に、簡単にね。理解しておるならしておるでよろしいわ。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

市の予算を編成する権利は、教育委員会にはないと考えます。ただ、何か施設を造ったり改修したりするのに予算を要求して、その予算措置を受けるというのは、手順というか、あると思います。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

全くそのとおりなんですよ。予算編成権のない教育委員会がそんな予算がどうのこうので建てられないとかという結論を出すこと自体はできないんですよ。だから、やれるとしたら市長に対して優先順位をつけて予算要求する。つまり、これとこれとこれはやってほしい、その中でもこれを最優先でやってほしい、こういうことが教育委員会としてできる精いっぱいのことだと私は思います。

その点、前の教育長が教育委員会の最優先の予算要求は給食であるというふうに言われました。このことは変わっていませんね、確認です。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

変わっていません。ですので、今回、こういうふう手法を変えて、その目的に向かってこういう策定、考え方を取りまとめさせていただきました。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いろいろ見えてきましたね。

要するに、教育委員会としては最優先は給食である。給食センターを建ててほしい、このことを権限のある市長に要求すればいいということがはっきりしたんですよ。だから、問題は今回の基本的な計画、これなんです。これが要するに、先ほども言いました教育委員の方々が自校なりセンターがベストと言いながら、これでやむを得んと言われた理由はここなんです。これが私は食わせもんやと思うんです。

1つずつ明らかにしていきますけど、これ本当にどれもこれも根拠にならないんです。まず建設地、いきます。

これについては、基本計画の中でどの用地についても一定の条件が必要となり、候補地6か所の中での決定は困難だというふうに言っています。その中で6か所の中で一つ、住山住宅用地は9項目中8項目、ほぼ満点なんです。評価を得ました。適地なんです。唯一懸念とされたのがインフラの問題です。見ましたら、水道管の造形が必要になってと、こういうふう書いてあるんです。これが1億3,000万円ね。

ところが、これも食わせもんなんです。原因者負担で給食センター建設に持ってもらおうと水道は言うんです。ところが、羽若の西野と、それから川崎で、同じように水量・水圧が不足するということで加圧ポンプを増設したり作り直したりしているんです。これなんかまさに開発業者に原因者負担で費用を持たせないかんです。一切していませんよ、それ。全部水道事業会計でやったんです。そういうふうにおきながら、今回給食センターができて水量・水圧が不足するから原因者負担で、これは教育委員会が持ってください、こんな理屈は通らんです。だから、自分たちがそういうふうに来てきたのであれば、この費用も水道事業会計で持つというのが筋やないですか。こんな給食センターのときだけ持たすというのは、いかにも事業費を膨らますためのやり方ですよ。

それからもう一つ、庁舎建設の基本計画。ここでは5つの候補地が挙がっています。メリット・デメリットが上がっておって、例えばデメリットなんか、それぞれ2つ上がっていますよ、候補地ね。アクセスが不便、用地取得費や補償費が必要、浸水対策が必要。駅前なんかそうです。浸水対策が必要です。こういうような本当にすぐにどうこうできないような重大な問題を抱えているんです。それでも、この5つの中から1つ選ぶというんです。そうしたら、教育委員会がやったこの6か所のうち、9項目中8項目のほうがよく適地やないですか。庁舎はこれだけ大きな問題を抱えておっても、それでもその5か所の中から1か所を選ぶというんです。教育委員会は9項目中8項目でオーケーというところは適地やないというんです。同じ市の判断ですよ、これ。こんなことあり得ますか。いかにも候補地なしにして外部調理委託しかないと持っていくための判断じゃないですか。違いますか、教育長。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

意図的にそういうふうに通じたわけではございません。きちっと適地を考えて、最終的にその基本的な考え方にまとめた内容に至りました。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

じゃあ聞きますが、9項目中8項目が丸って、こんなところは滅多にないですよ、どんな事業をするにしても。それでも適地やないというんやったら、もうありませんよ。庁舎なんか建ちませんよ、これ一切。そういう問題なんです。9項目中8項目はいいんですよ。私計算しましたけど、造成に2,000万、それから先ほど言った水道も旧の中道商店から引き込んでくる分4,700万、これ仕方ないですよ。合わせても6,700万で水道は済むんですよ。だから、この住山の用地なら6,700万かければできるんですよ。何が適地やないですか。もう一遍教えてください。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

水道の加圧であるとか、周辺というか、それよりも上の住んでおられる方への配慮とかということで、水道工事が必要であるとかないとか、そういうことは私も専門的ではないので分かりませんが、それはお金の計算をする中で問合せなりをして、そういう処理というか、工事が必要ということでそのお金が計上されておりますので、先ほどから言いましたように、それをあえてそういうそこを外すための条件として、そういう要素を盛り込んでいるわけではないということだけは言いたいと思いますし、候補地はアクセスやインフラも選択の上で大事な要素ではございますけれども、先ほど冒頭に申し上げましたように、その中の機械であるとか、建物全体の工事の費用が多くなったということは事実でございますので、私たちは予算要望をして予算措置を受けた当時のそのお金の中で何とかこの事業をやりたいという思いでこういうふうに通じたことですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それじゃあ、もう教育委員会としてこの住山の用地を前提にしてここで給食センターを建てたいと予算要求をしてくださいよ。それならあなたの言うのを認めましょう。

次に、財源の問題です。

これは、表を一遍出してもらえますか。すみません。

これは、幾つか市の施設の建設の財源内訳です。一番上は川崎小学校、これはもう既に建っています。それから新図書館、これも既に建っています。それから給食センターと市庁舎については、これは計画段階の数字です。これを見ますと、川崎小学校と給食センターは、ほぼほぼ財源の内訳は同じなんです。それから新図書館、これは特殊な事情があって、駅前の再開発事業というも

のに組み込まれましたので、国からの補助金が多いんですね。これはもう本当に例外的なケースです。これ多分、市の図書館も再開発事業でなかったら、川崎小学校や給食センターと同じような比率でなったと思います。つまり、給食センターは、これを見てもらうと分かるんですけど、国からの補助金は3億しかないですけれども、借金が16億できます。それで、最終的に建てるときに自己資金として必要なのは5億でいいですよ。5億あったらできるんです。だから、十分に今の亀山市の予算でも建つんですよ。

一方、市庁舎を見てください。

財源が35億一般財源が要るんですよ、これ。借金が60億要るんですよ。こんだけのことが、例えば35億と言いますが、基金が20億、ところが今幾らかといたら13億5,000万、まだ6億5,000万足らんですよ。それにプラスまだ15億のお金が要るんですよ。これ全く見通しが立っていない。60億も借金するんですよ、これ。こんなことが想定される事業が全然問題なく進められて、なぜ給食センターのように5億の自己資金があったらできるところができないとなるんですか。筋通りませんよ、これ。

それからもう一つ、借金をすれば将来負担が大変だという意見も教育委員さんの中にありました。これも我々正・副議長のとくに申入れして数字を出してもらいました。そうしたら、今いわゆる借金の返済についての比率ですけれども、公債費負担比率というのがあります。現在12.2%ですけれども、この16億を借りることによって、将来1.3%その分が増えますよと。だから13.5%にはなります。ところが、いわゆる国が示している警戒ライン、これ以上超えると危ないですよというラインまで15%あるんですよ。それまではまだ2%以上余裕があるんですよ。だから、借金をしても十分やれるというのが出ているわけですよ。財源問題としても全く問題がないと私は思います。

その点について、教育長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

議員がお示しされた資料の表については、ちょっと私どもが考えている解釈と若干相違があるか分かりませんので、ちょっとこれを読ませていただきます。

図書館の整備事業につきましては、整備事業費23億8,000万円のうち、11億9,000万円が国の補助金、8億5,000万円が合併特例債を財源としており、一般財源は7,400万円です。合併特例債は、償還額の70%に交付税措置があるため、償還費用を含めて市の一般財源による実質負担額は5億3,000万円で、整備事業費全体の22%程度となっております。

一方、この給食センター建設を想定した場合は、整備事業費24億2,000万円のうち、国の補助金が3億円、交付税措置のある地方債が2億7,000万円で、交付税の額は2,000万円程度、償還額の約8%となり、整備事業費全体の1%程度にとどまることから、償還費用についても実質的に市の負担であり、国の補助金を受けたとしても20億9,000万円、整備事業費全体の約86%程度が市の負担になるというふうに教育委員会のほうで判断しております。

あと、公債費比率のパーセントについては、その数値について、こういうことではいけないのかも分かりませんが、その12%とか、1.2とか1.3とか、そういうあたりの実質的な全体に及ぼ

す影響とかそこら辺については、すみません、分かりません。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もうさっきも言ったように予算編成権は市長にあるんだから、金のことは言わんでよろしいよね。この図書館との比率でいうと、これ本当に勝手な言い分なんですよ。亀山部長が図書館の言ったときに、この表をもう一遍出してもらえますか。

新図書館は、一般財源3億で済みましたと、こういうことを議会で答弁されたんですよ。つまり、地方債11億は自己負担には入っていないんですよね。ところが、今回基本的な計画で示したのは、地方債の16億と一般財源の5億を足して21億が自己負担になりますよと言うておるんですよ。図書館のときには3億なんですよ。地方債外しています。ところが、給食センターになると地方債を入れて21億も自己負担が要りますって、こんな勝手な理屈は成り立ちません。だから財源としては、普通に川崎小学校のように建てれば5億で済むんですよ。このことははっきりしていますよ。それから今後のスケジュール、このことについても言うておきます。

あなた方が言うのは、早期に実施をしなきゃならないので、センターを建てるための今言ったような土地の問題とか財源とかいろいろ問題があって、その解決が難しくて外部調理委託のほうが早くできると、こう言ったんですよ。ところが、今私が言ったように財源もちゃんと確保できます。それから土地もちゃんと確保できます。こうなったら2年でできるんですよ、2年で。

なぜ2年でできるかという、あなた方が間違っって行った泉大津市、ここは2年で完成させるというんです。つまり今年度に基本設計と実施設計をやります。来年度に3校、給食調理室3つですよ、3つ調理室を建てるんですよ。そして、令和5年、6年でやって、7年からもう給食をやると言うんですよね。だから、泉大津の例のように2年あったらできるんです。このことは、私建設関係の人にも聞きましたけど、十分可能やというんですよ。基本設計と実施設計を1年でやると、これも可能ですよ。それから、1か所の給食センターを建てるんやったら、1年あったら建ちますよ。だから、そう考えると、亀山市も今年度基本設計、外部調理委託の導入が8年度の8月からですよ。ところが、これを泉大津市と一緒に6年度、7年度の2年間で完成させたら、外部調理委託より早いですよ。早期に給食を実施するんなら、外部調理委託よりも建てたほうが早いですよ。あなた方がおかしな理屈をつけなければ。土地もある、財源もあるということがはっきりしたんだから、建てたほうが早いですよ、外部調理委託より。おまけに、外部調理委託は本当に業者がどうなるか分からないですよ、将来的にも。自分たちで建てたら確実に給食はできますよ。ホーユーみたいなことが起こりますよ、外部調理委託、民間に頼んだら。

そこで、もう一遍、中原さん。

子供たちのためのセンターを建設して、全員喫食制の給食、これが外部調理委託よりも早く導入できると私は考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

先ほど、短期間の工事については泉大津市の例を挙げられましたけれども、先ほど冒頭に言わせ

ていただいたように、泉大津市は今ある校舎の空き教室の関係で拡張、リフォームみたいな感じでやるように担当者からは聞きました。なので、そこら辺は工事の省略化というか、短期間化が図られるのかなというふうに素人としては考えます。

いずれにいたしましても、議員はセンターを造る土地もある、お金もあるという条件でお話をされて提案されましたが、私どもとしては、冒頭に言っていますように、当初のうちのほうに割り振られたというか、このぐらいまではオーケーという予算の措置内で、それがとてもできそうにないというふうに判断をしましたので、その手法について変えることによって目的を達成する、子供たちが教室で同じ献立メニューで給食を食べるという形ができるように考えましたので、この方式を取りましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今ちょっと聞き捨てならん言葉が出ましたね。割り振られた予算って、ということは、初めから予算の枠があったということやないですか。ということは、こっちが決めておるとのことじゃないですか。この範囲でやりなさいよと言われて、24億になったんでもうできません。じゃあ、こっちが言っておるとのことやね。

あなた方ずっと教育委員会で検討して教育委員会で決めましたと言っているけれども、大枠をこちらが、市長がこの枠内でやれと言ったということですよ。よろしいですか、こういうことで。大問題ですよ、これ。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

私は別に市長が言ったとは言っておりませんので。市長と言いましたか。言っていませんよ。

（発言する者あり）

（「割り振られたって言った」の声あり）

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

悪いけど教育部長、あんたには答弁を求めへんでね。出てこんといて。

要するに、割り振られたというんですよ。だから、予算の枠が初めからあったということですよ。その範囲なんですよ。だから、市長が判断したということですよ。これははっきりしました。この点はまた後で詰めたいと思います。これは重大な私は発言だというふうに思います。

時間がないので、ちょっと最後進めます。

これはこれでやっぱりちょっと問題だと思しますので、議長、しっかり預かっておいてください、このことを。

最後にプロポーザルについてちょっと聞きたい。

この業者を決めるのをプロポーザルでやるということなんですね。基本的な計画の中で見ると、プロポーザルって何かというのはあるんですけど、これは一般競争入札とかと違って価格だけでは

決めませんよと。一般競争入札というのは価格勝負なんですよね。価格一本の勝負。ではなしに、価格もありますけれども、創意工夫などの提案で業者を総合的に決めるというのがプロポーザル。例えばそれを採用されるのはどんなものがあるかという、デザイン、設計、マーケティング、こういうようなものなんです。だから、つまり創意工夫が生きるような、そういう建物のときに生かされるわけですよね。ところが給食はどうですか。創意工夫がありますか。決められた献立で調理をし、学校まで搬送する。安全基準は、国や市がきっちり決めていて。仕様書などでもちゃんと求めます。そういう中で、一体業者にどんな創意工夫があるんですか。私のところは10分早く届けられますって、そんな程度でしょう。だから、プロポーザルにする理由がないんですよ。

もう一つ、プロポーザルにすると問題になるのは、1者の入札でも有効になるんですよ、プロポーザルは。だから、1者だけでも参加してくれれば、もうこれで決まりなんです、プロポーザルは。おまけに、プロポーザルは価格で勝負しないから、あなた方、これだけ事業費が多くなるんで大変大変といいながら、プロポーザルにしてしまったら、高いお金で契約するんですよ、競争入札よりも。競争入札なら競争して下がりますよ。ところが、プロポーザルは提示した金額です。ですから、価格で勝負しませんから、高いものになるんですよ。あなた方あんなにお金がかかるかかると言っておいて、この方式になったらプロポーザルで高い金で契約しようとしておるんですよ。おかしいでしょう、これ。

やっぱりプロポーザル導入はやめたほうがいいと思いますが、教育長、いかがですか。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

当初の予定より予算というか、価格が大幅に上がったということで今回のことがあるんですが、かといって、安く安くするために必要なものを削るということも、必要なものは必要ということで考えますので、この入札方法についても競争のみで選ぶという方式より、プロポーザル方式のほうで業者選定を行うという考えに至りました。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

自分で答弁をしておいておかしいと思いませんか。事業費が高くなるので、できない、できない、できない、事業費を安くせなあかんとおっしゃる人が、業者を選ぶときになったら安いのではあかんねんというんですよ。こんな理屈通りませんやろう。

だから、もう支離滅裂なんです、これね。だから、私が言うのは、候補地もちゃんとあります。それから財源も確保できます。予算編成権は市長にあるんだから、教育委員会としては給食センター、自校方式でやってほしいということで、やればいいんですよ。外部調理委託なんて選択する必要はないんですよ。それが教育委員さんの思いにも応えるし、あなた方は勝手にそんな付度して予算がどうのとか、財源がどうのとか言う必要はないんですよ、権限がないんだから。これはぜひ改めてください。そういう意味で、基本計画は見直しをしてください。このことを申し上げて、私も時間がないので、次に移ります。

次に、情報公開の問題に入ります。

私、リニア駅を生かしたまちづくりに関する可能性調査業務委託、最終報告書を情報公開請求しました。部分公開になって、6月議会でも取り上げましたけれども、最終的には私、審査請求したんですよ。いわゆる異議申立てですよ。8月23日に審査会が開かれて、私も意見を述べました。9月26日に亀山市に答申が出されて、その後内容としては、非公開とした決定は妥当だという決定だったんですよ。これは私は不服です。

しかし、その中で審査会の意見がつけられました。2つありました。

これは私から、条例にある審査会として実施機関に意見を出せるということがありましたので、ぜひこれをやってくださいということに審査会の方が応えてくれたということなんです。

お聞きしたいのは、2つありました。部分公開としたその理由を具体的に書きなさい、何条の何項に該当するというふうなことだけでは全く理由になりませんので、もっと具体的に記載すべきであるというふうの実施機関において今後適切に対応されたいというのが審査会の意見なんです。これを今後どうするのか。このことについてお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

情報公開請求への対応といたしまして、公開対象文書に非公開情報が記録されている場合は、対象公文書を部分公開または非公開とし、非公開理由を決定通知書に記載することとなっております。

そうした中、決定通知書には非公開理由を具体的に記載すべきであるという審査会からのご意見をいただきまして、これまでの制度運用では、条例に規定する非公開要件の条文を引用して記載するにとどまっておりました。そうした中、情報公開審査会からのご意見を受けまして、請求者が理解しやすい内容とすべきと考え、より詳細な個別理由を記載できる案件についてはできる限り具体的に記載するよう、先般、11月27日でございますが、全職員宛てに通知したところであり、今後は、請求者への丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

一步前進やと思うね。

ただ、三重県条例は、はっきりとその条例の中でうたっているんですよ。書面の記載自体から理解されるものでなければならない。ここまで書いているんですよ。理由を書くということと併せて、書面の記載自体から理解されるものでなければならないと条例ではっきりうたっている。これぐらいのことをやっぱり亀山市も条例改正してやるべきだというふうに思います。この点については、また委員会でもやります。

それから2つ目の意見、非公開とした決定は妥当ではあるが、当該非公開部分を公開することで法人における企業努力の促進を促す効果も期待できることから、情報公開の趣旨に鑑み、一般に成果品、つまり今回のような報告書のようなものの公開請求に対しては、実施機関においては今後可能な限り保有する情報の公開に努めることとされたい。

つまり、今回の非公開というのは妥当ではあるけれども、そうやけれども、十分ではないですよ。もっと公開できるはずですよということを言っております。企業努力の促進を促す効果も期待

できる、こういうことを言っておる。つまり、ノウハウということを利用して非公開にしているけれども、公開にすることで企業努力を促進する効果もあるんだということも言っているわけですよ。だから、企業の言いなりでノウハウがどうのこうので公開できませんなんて言うておったらあかんのですよと。もっと企業に企業努力を促しなさいよということも言っているわけですよ。すごいことですよ。

やっぱりこれはなぜかという、条例にはっきりと市民の知る権利を保障するために、公文書は原則公開と書いてあるんですよ、亀山市の条例には。原則公開なんです。だから、非公開とするには、それなりの本当に根拠が要るということです。だから、そういう意味でそんな簡単に非公開としてもらったらあきませんよと。できるだけ情報は公開しなさいよということも言っているわけですよ。そういう点で、この意見書、2つ目の意見、これにどういうふうに今後対応していかれるのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

個人情報のほか、法人情報につきましても、公にすることによって競争上の地位や正当な利益を害するおそれがある場合や、公にしないことを前提に提供されたものにつきましては、非公開を原則といたしております。

しかしながら、情報公開条例の趣旨、目的を鑑み、非公開情報が記載された公文書についても、最小限の該当部分のみを非公開とすべきであると認識しておりまして、引き続き適正な制度運用に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

簡単に言うと、全部黒塗りにしたのは間違えたということですよ。もっと公開できる部分があったということですね。

最後に、この情報公開審査会というのは5人の委員でやっているんですね。そのうちの2人が弁護士なんですよ。私、この弁護士がどんな形で選ばれたのかと担当に聞いたら、亀山市からお願いしましたというんですよ。直接この方にと。これおかしいんですよ。今現在やってもらっている2人の方って、亀山市の顧問弁護士の楠井弁護士と一緒に仕事をしているような人なんですよ。つまり、第三者機関でありながら、市の顧問弁護士と一緒に仕事をしている人が第三者機関になり得ますか。ならないでしょう。そういう人選はおかしいでしょう。

それで、これを提案したい。そうならないように、弁護士さんを選ぶなら選ぶで結構ですよ。例えば三重弁護士会というのがありますよ。そちらのほうに情報公開の審査会の委員として弁護士が欲しいので、推薦してくださいと言えば第三者になるじゃないですか。それを亀山市が自分の都合のいい弁護士を選んできたら、第三者機関になりませんよ、これ。市の言うことを否定することもあるんですよ。ところが今言ったように、市の顧問弁護士とつながっているような弁護士が第三者になりませんよ、これ。だから、選び方を変えないかん。

そういう意味で、三重弁護士会に依頼して選定する、そういう考えはないのかお聞きしたいと思います。

います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

審査会の委員につきましては、公文書の公開について学識経験を有する者であることがもちろんですが、その職責を担っていただける者としてふさわしい方であると判断した上で、市長が任命をしております。各委員におきましては、それぞれの案件について客観的な立場で審査をきちんと行っていただいております。

なお、市の顧問弁護士との関係、一緒にといいことは無いと思いますが、関係のいかんに関わらず、個々の案件について利害関係人に該当する委員がある場合などにつきましては、当該委員について当該審査から外れていただくものとしたしております。

また、委員の選定に当たりましては、弁護士会からの推薦をいただくことも一つの方法ではございますが、その職責を担っていただける者としてふさわしい方であるかを判断する方法は様々ございますので、特定の方法にこだわらず適切な方法を検討し、委員の選任に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

李下に冠を正さずですよ。

だから、この人たちがそういうふう判断したとは言っていないです。要するに、そういうふうに見られるような人を選任したらあかんやろということです。そういうことを言われなくて済むようにするには、弁護士会を通じて推薦してもらうのが一番いいじゃないですかと、こういう意味です。

それからもう一点、以前に、私議員になってすぐの頃からこの審査会にずっと関わっていますけど、その当時三重大の先生が委員長をしてみえました。だから、やっぱり私は、こういう情報公開をする場合には、弁護士でなしに学問的な立場の人を1人入れるべきやと思うんですよね。だから、そういう意味でそういう人を入れるという考えはありませんか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

現在、情報公開審査会の委員は、学識経験を有する者のうちから市長が任命する委員、5人以内というふうなことで条例で規定されておまして、5人の委員の方を任命いたしております。そういった中で、大学など法学部の教授等につきましては、公文書の公開について学識経験を有する者に該当する場合も当然あると考えておりますので、委員の選定に当たりましては、法学部の教授等も含めまして学識経験を有する者のうちから適切に選任を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員、簡単に。

○16番（服部孝規君登壇）

情報公開請求をやって審査会をやっていただいて、それなりの意見が出て改善もされるということ
とで、私はやった意味があったなというふうに思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次にお諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日7日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時38分 散会）

令和5年12月7日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

令和5年12月7日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	市民文化部長	辻村俊孝君
健康福祉部長	小林恵太君	産業環境部長	富田真左哉君
建設部長	松田昇君	上下水道部長	田中直樹君
危機管理監	木田博人君	健康福祉部次長	小坂みゆき君
総務財政部参事	杉本良則君	市民文化部参事	櫻井伸仁君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	豊田達也君
教育長	中原博君	教育部長	亀山隆君
選挙管理委員会 事務局 長	豊田昌子君		

●事務局職員

議会事務局 長 渡邊靖文 書記 新山さおり

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、国分代表監査委員、松村市民文化部長及び高嶋監査委員事務局長は、都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

本日の日程に入ります前に、中原教育長から昨日の16番 服部孝規議員の一般質問に対する答弁について発言を求められておりますので、これを許可します。

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

おはようございます。

ただいまお許しをいただきましたので、昨日の本会議の服部議員の一般質問での私の答弁につきまして、補足の説明をさせていただきます。

昨日の答弁の中で、全員喫食制給食実施事業に当たって予算を割り振られたと申し上げましたが、この意図は、第2次総合計画後期基本計画の実施計画で位置づけられました事業費の上限額をそのように表現したものでございます。

なお、この実施計画は教育委員会が立案し、市の庁議において認められたものでございます。

少し分かりにくい誤解を招くような表現がありましたことを、ここにおわびいたしますとともに、答弁の意図についてご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

それでは、本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

9番 新 秀隆議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

皆さん、おはようございます。

公明党、新 秀隆でございます。

発言の通告書に従って、順次質問していきたいと思っております。

初めに、組織・機構の編成について、これは子ども未来部についての件、そして安心安全のまちづくりにつきましては3項目、下水サーベイランス事業、そして2つ目には亀山市歴史的風致維持向上計画について、3つ目には最後に自転車利用者のヘルメット着用についての、この項目で進めさせていただきたいと思っております。

それでは、まず初めに、子ども未来部についてでございますが、総合経済対策におきましては、国として子ども公明党が掲げる子育て応援トータルプランなどを反映した子ども未来戦略方針の、

これらが具体的な形になってまいりました。本年4月にこども家庭庁が発足し、内閣府の子ども・子育て本部や、そして厚生労働省の子ども家庭局も、またこども家庭庁にこれらが移行されてまいりました。

本年、子育て・教育について、国において総合経済対策、先ほども申しましたが、こども未来戦略方針の、こういう中におきまして、これらは非常に、また子供たちの、小さいお子さんたちの誰でも通園できるというような、これが近々の課題となっております。

それにつきまして、このこども未来部発足につきまして、亀山市としてどのような機能があるかというのは、せんだっての議案質疑の中でも大分説明はいただいております。こういう中につきまして、今までの部門と、そういうところの統合、または新しい部署とか、いろいろできてきておりますが、もう一度その点につきましてお伺いしたい点がございますので、よろしく願いいたします。

○議長（森 美和子君）

9番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

おはようございます。

先ほど議員からご説明いただきましたように、国におきましては加速する少子化を食い止めるため、今後3年間を集中取組期間とするこども・子育て支援加速化プランの中で、就労要件を問わず時間単位で保育所などを利用できる、こども誰でも通園制度をはじめとする様々な子供に関連する施策を今打ち出しております。

新たに設置するこども未来部におきましては、このような国の新たな施策の動きを注視し、必要な対応を行うとともに、市民ニーズや課題を的確に把握し、全ての妊産婦、子育て世帯及び子供に対して一体的に相談・支援を行うこども家庭センターの設置など子供に関する施策を総括的に行うことで、市民に分かりやすく利用しやすい体制にいたしたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

国の方向性によって市の方向も大体決まってきたということで、新たなこども未来部の発足ということでございますが、今までも非常に、今まで、4年度の主要事業評価シートにおきましても、かなりいい評価を出されております。そういう中におきまして、またこの部署の問題につきまして、今まで亀山市における子供・子育ての切れ目のない支援体制ということで、チーム・すくすく等を確立されてみえたと思います。

その中におきまして、子育て世代包括支援センター（母子保健グループ）、または2つ目としてこども家庭総合支援拠点（子ども支援グループ）といろいろあるんですけど、非常によく似た名前でもちょっとこんがらがるときがあるんですけど、そういう中で見まして、今度の新しい組織の編成の中におきましては子ども総合支援課、そして亀山市こども家庭センター、これの中に課でございまして3グループございます。この中で、母子保健グループ、子ども家庭グループ、そして子ども支援グループ、それぞれのグループがございまして、この3グループの主な機能といいますか、

役割というのはどういうふうに分けてみえるのか、詳細についてお尋ね申し上げます。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

具体的な業務内容の詳細についてでございますので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、今度、子ども未来部に設置します子ども総合支援課、仮称でございますが、その業務でございますが、現在の亀山市子育て世代包括支援センターと亀山市子ども家庭総合支援拠点を一体化させた（仮称）亀山市子ども家庭センターを設置しますことから、その機能をこの課が担うこととし、妊産婦、子供や保護者の支援ニーズを的確に把握しつつ関係機関のコーディネートを行い、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワーク機能を強化し、全ての妊産婦、子育て世帯及び子供に対して一体的な相談支援を実施することを考えております。

また、その子ども総合支援課の中にごございます3グループそれぞれの主たる業務でございますが、まず、仮称でございますが、母子保健グループにおきましては、現在の母子保健グループの業務を継承し、乳幼児の発育に関することや伴走型相談支援に関する業務を担うことを考えております。

また、現在の子ども支援グループにおきましては、子供の発達支援に関わる業務に加え、貧困・虐待等、子育て家庭の複合的な課題を要因とするケースが増加しておりますことから、児童虐待やDV等の相談や支援に関する業務を担う（仮称）子ども家庭グループと、子供の発達相談や支援に関する業務を担う（仮称）子ども支援グループの2つのグループに分けることで、より専門的な判断や支援を迅速かつ的確に行えるようにしたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

ご説明ありがとうございました。

大きく3つのグループにおきましては、聞くところ予防接種、母子保健、これにつきまして18歳を超えてもフォローされるというふうに関心しております。そしてまた、子ども家庭グループも、仮称とおっしゃっていましたが、こちらにつきましてはヤングケアラーとか、DVとか、こういう件、そして子ども支援グループでは子供の発達に関する相談・支援ということで、的確に分かれているということが理解できました。

こういうところにつきまして、今までもございました切れ目のない支援ということでございますが、今までどおり、組織編成は若干ありましたが、ケースファイルといいますが、そういうものはきちんと継承されていくものか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

現在の母子保健グループ、そして子ども支援グループでケース管理しております、そのケースファイルにつきましては、的確に次のグループに引き継がれるというふうを考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

せっかく今まできちっと記録が残っているので、それも大事に引き継がれるということで安心させていただきました。

それでは、（2）番に移りまして、学校、そして幼稚園・保育園との連携についてでございますが、保護者、そして教育委員会等との連携でございますが、こちらについて、なかなか今の母親世代さんの方はLINEとかITを利用した、そのようなアクションをされている方、直接対面でお話はなかなかしにくくても、そういうことがLINE等によりましては文字にするとすらすらと言えるというのがあります。

こういうことにつきまして、学校と教育委員会、保護者、この3者の連携について、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

本市におきましては、従来より妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な子供・子育て支援のため、現在の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合拠点を核といたしまして、教育をはじめとして、医療、保健、福祉の関係部署・機関との顔の見える関係づくりを大切にした支援ネットワークを築いてまいりました。

今後につきましても、これらの連携体制を引き続き大切にしていくとともに、特に学校、保育所、認定こども園、幼稚園等につきましては、子育て家庭にとって、より敷居が低く身近に相談ができる機関となりますことから、子ども家庭センターとより密接な連携を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

確かに3者の連携というのはなかなか難しいかも分かりませんが、その辺をしっかりと新機構によって保っていただきたいなと思います。

そういう中におきまして、最後のところですけど、就学前の児童への対応とありますが、未就園児といいますか、まだどこにも幼稚園も保育園も行っていない、そういうお子様も世の中にはたくさん見えます。こういう方たちとどのように連携を、またフォロー、対応を取られていくのか、お考えをお伺いします。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

まず、未就園児だけでなく全ての保護者との連携、支援につきましてですが、本市におきましては、これまでも乳児家庭全戸訪問や養育支援訪問、子育て短期支援など、子育て中の方々が気兼ねなく相談や利用できる、そういった取組を行ってまいりました。また、子育て環境の魅力発信として、かめやま子育てLINEにより子育てに役立つ情報をタイムリーに提供してまいりました。

今後につきましては、総合保健福祉センターの建物の1階、2階、東側に子供に関する事務室な

どを集約し、壁面に装飾を施し子供・子育てゾーンとすることで、子育て家庭が孤立することなく相談しやすい環境を整備し、安心して子育てをしていただけるよう支援してまいります。

また、特に未就園児の保護者との関係でございますが、現在、本市には就学前の主に未就園児でございますが、そういったお子さんと、それから親御さんが気軽に集い、相互交流や子育ての不安、悩みを相談できる場として、市内に5か所の子育て支援センターを設置しております。

しかしながら、そのような場を利用されていない子供や、その家庭の中には、地域で孤立し、様々な支援を必要としている場合もございますので、また現在、国におきましては、先ほど申しました、こども誰でも通園制度の導入が検討されるなど、全ての子供たちを地域、社会全体で見守る環境づくりといったものが求められております。

本市におきましても、未就園児の家庭における保育ニーズや課題などを把握し、よりよい支援につなげるため、今後もアウトリーチ及び伴走型の支援等の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

きめ細かい対応のほどを願うところでございます。

このセクションといたしましては最後に、本会議、この12月議会でも補正予算で出ておりました一般会計の中で児童家庭支援事業でございますが、ここで福祉施設改修工事費ということで、あいあいの中をいろいろと改良していくということで、2,315万8,000円の予算が立てられております。

その中におきまして、県支出金として2,130万2,000円ということで、市単といたしましては185万6,000円の9割強という非常に県の負担が多くなっております。これは、なかなかそうは支援していただくのは難しいと思いますが、これらも市職員の努力のたまものではないかと、この点につきましては高く評価したいと思いますんですけど。

1つですけど、公共施設の有効利用ということでありましたが、今まだ、決まっているのかも分かりませんが、私の耳には届いておりませんが、例えば旧図書館、そういうところにごそっと子ども未来部を移すとか、そういうような、ちょっと突拍子もない考えですけど、ただ1つの部署が、先ほども次長おっしゃいましたけど、1階、2階、東側というふうな、ワンフロアではなかなかないと思うんですけど、そういうふうなことを考慮した考えで旧図書館の利用とか、そういうのはお考えの中にはなかったのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

公有財産の活用ということでございますので、私のほうからご答弁申し上げます。

従来から、妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な子供・子育て支援のため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を核として、医療、保健、福祉、教育等の関係部署の機関との支援のネットワークを築いてまいりました。子供に関することは相談だけにとどまらず、助言や支援など多岐にわたり、支援を要する家庭は複合的な福祉的問題や課題を抱えていることも

多いため、児童福祉に関する子供の部門だけではなく、福祉部門全体との連携は不可欠でございます。

そういったことから、健康福祉部と子ども未来部の事務所の場所を分けますと、そういったことに支障が出ることから、総合保健福祉センター内に子ども未来部を設置することが適切ということを考えておりますので、ほかのところを利用するということは考えておりません。

なお、先ほど議員からもご紹介いただきましたように、総合保健福祉センターにつきましては、今回の提案申し上げております補正予算によりまして、市民の方が利用しやすく、相談もしやすく、かつ事務所の手狭感も解消するための改修を予定しております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。

原田部長のおっしゃられるように、やはり福祉という面につきましては、これはなかなか切れない関連だと思います。よって、現状のあいあいの中で機能を果たしていくというふうに理解させていただきました。

それでは、次の項目に移らせていただきます。

安心安全のまちづくりについて。

下水サーベイランス事業ということにつきましてですが、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴いまして、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっているというのが現状でございます。今後起こり得る感染のピークや、いろんな感染症が出るかも分かりませんが、そういう傾向を把握するためにも、また新たな感染症に対する下水サーベイランスを全国の地方公共団体の下水処理場で実施をすべきであると考えます。

この感染症対策の基本には、適切な検査を正確に行えることが肝腎でございます。PCR検査などで、これらでは感染患者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がり傾向をつかむことがなかなか難しいのではないかと考えます。しかし、この下水サーベイランスを活用すれば、その地域の見えない感染を見える化できる感染の初期段階から、医療機関の検査報告より、それよりも早く感染の兆候が分かる可能性がございます。その後の感染の規模や増減の傾向にも、これらを把握するということがあります。

これは私が思いつきで言っているのではなく、内閣府のほうから、令和4年度に実施した下水サーベイランス活用に関する実証事業でも、その経過報告において、将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制の整備にも活用できる可能性があるとも申しております。

こちら、資料の1をお出しいただけますでしょうか。

少し小さいんですけど、下のほうに図面があるんです。これは施設をイメージしたところですけど、実際に下水処理をされて下水管の中まで行くまでに、これらを検知して検査し、感染状況のモニタリングとか設置の体制の強化を図っていくという、そういうふうな形で、誰と個人の限定ではないんですけど、そういう感染症が出ているというのはより早く見られるというのが、これが厚生労働省、国立感染症研究所とか国土交通省による取組でございます。

これらにつきまして、亀山市の下水管理としてどのようにご意見をお持ちか、お伺いしたいと思います。

います。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

下水サーベイランスにつきましては、議員から詳しく今ご説明いただいたところでございますが、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスの感染者が、その症状の有無に関わらずウイルスRNAを排出することから、下水中のウイルスを検査、監視することによりまして、受診行動や検査数等の影響を受けることなく、無症状感染者を含めた感染状況を反映する客観的指標としての活用が今期待されているものと認識をしてございます。

一方、現在、国内における感染症の発生状況の把握につきましては、これもまた議員のほうからも紹介いただきましたが、感染症法に基づきまして感染症発生動向調査が行われてございます。具体的には、新型コロナ禍での全数把握なども行われましたけれども、通常は指定届出機関、これは病院や医院ということでございますが、こちらで診断をされた患者の報告を求める、いわゆる定点観測によりまして感染症の発生動向を把握しており、その実施主体は国・県及び保健所を設置する市となっているところでございます。

下水サーベイランスにつきましては、内閣府が実証実験を実施しており、下水道処理施設や、例えば老人福祉施設などで参加をする事例もございますが、今のところ検査工程の確実性や検出精度等の課題があるとされているところでもございます。

こうした状況を踏まえますと、下水サーベイランスの活用につきましては将来的な課題の一つとして考え、今後、国・県や先進事例などの動向を注視してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

それでは、資料2のほうをご覧いただきたいと思います。

全国的にも、このような形で採取をしているのが、三重県におきましても四日市市がやっておられたと。確かに現時点としては状況も変わってきているということもあり、また実際、厚生労働省、また国土交通省、内閣府のコロナ等感染対策推進室、これらの中でも精度についてのちょっと課題が残っているとおっしゃっております。この中においても、こういうふうな形で、全国的にはこのような形で、採取におきましては大体20都市ぐらいが実施されておるということでございます。

そして次の、先ほど小林部長もおっしゃってございましたが、個別施設ということで、3番の最後の資料をお出してください。

こちらは全体的というよりは施設ごとの、特別養護老人ホームとか、そして障がい者支援施設、また病院等いろいろございますが、こちらのほうでもやっぱり早期発見を狙っておるということです。先ほど小林部長も、今後の他市とか研究をされていくということでございますが、この特別養護老人ホーム等のこういう施設に関する市としての何か推奨のお考えは、ないかもしれませんが、どういうふうな活用につなげていくかというお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

今、資料にもございましたとおり、保健所を有する、三重県でいえば四日市市につきましては保健所を有してございますので、そういう意味合いで実証的な取組をされておるといふふうに考えております。それは、私、先ほど答弁しましたとおり、実施主体は国・県というところが主体になるべきものであろうというふうな考え方がございます。

一方、高齢者施設等の早期発見につながるという部分につきましては、コロナ禍でもそうございましたけれども、その施設の各嘱託医の先生方もお見えになるところでございますので、そういった先生との連携等々によりまして、早期の発見につなげてまいるような支援については考えていくべきであらうというふうな考え方でございまして、考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

どうも、小林部長のほうからご説明いただいたようにですね、パンデミックが起こるようなことにならないように、今のところは保健所とか、そして各施設の担当医のご努力で大きな被害にならないようにというふうな、しっかりとまたその辺は協業されて頑張っていっていただきたいと思っております。

それでは、次の安心安全なまちづくりの2番目でございますが、まず亀山市歴史的風致維持向上計画でございます。

こちらにつきましては、過去から再三いろいろ問合せ、また既に実施されて町並みの舗装がきれいになってきております。そして、今現在も幾つかの工事に分かれて進めてきていただいておりますが、最終的にまだ新所方面とか、地蔵さんから中学校方面へ抜けるとか、その辺が少し傷んだところもあると思われるんですけど、こちらについては今後どのようなご計画を持ってみえるかをお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

関宿の美装化ですけれども、まず初めに現在の施工中の箇所ですが、関宿の市道舗装の美装化につきましては、第2期亀山市歴史的風致維持向上計画に基づき、東海道街道環境整備事業として昨年度より事業に取り組み、市道地蔵院小野線の東の追分から地蔵院付近までの約1キロメートルを施工いたしました。今年度につきましても、現在、古裏停車場線及び関神社線の舗装工事を施工中でございます。

今後の計画というところですが、来年度は地蔵院西ノ口線の地蔵院付近から西の追分に向かって施工いたします。その後は、亀山宿地内の東海道の舗装の美装化を計画的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

確かにきちっと日程も書かれて、作業項目も書かれております。これが各関係者、地域にきちっと回覧されてきておるといのが分かりました。

そして、先ほど申しただいたように、今後の路線としてもありますが、今までの舗装の仕組みといいますか、それとは現時点では少し違うような施工方法というふうなことも聞き及んでおりますが、その点についてはどんな方法で進められておるのでしょう。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

以前のカラー舗装は、茶色のアスファルトに自然石を混ぜて施工をしておりました。地道の風合いが古い町並みとマッチして良好な景観となっておりますが、経年変化等で補修が必要となった際に、茶色のアスファルトが特殊なため、材料の入手が困難でありました。そのため、黒い補修材で部分的に補修をしなければならず、景観を損ねる状態となっております。

今回の工法は、強度の強い黒色アスファルトに自然石を混ぜて舗装した後に、洗い出しをすることで地道の風合いとする工法でございます。以前のカラー舗装より容易に材料の入手ができることから、部分補修も今後は可能となると考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

時代とともに、このような舗装技術も高まってきて、容易な形で高額の、たしか昔お伺いしたのは、通常のアスファルトより3倍から5倍高いとかいうようにも聞き及んでおりましたが、そういうようなもので実際目にしてみると、何か粒子も細かくきれいになったようにも思いますので、今後引き続きサポートをしていただきたいと思います。

それでは、ここの最後のところではございますが、関宿の裏道の整備の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

この歴史的環境整備事業というようにので既に打ち出しもしていただいておりますが、ここでは市単独の事業ということをして令和6年から12年度において行くと。実際にその現場の写真も載せていただいて、きちっとしたファイルでお示しいただいておりますが、この点の進捗、現状はいかなように考えてみえるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

亀山市歴史的風致維持向上計画第2期において記載しております関町木崎地内の旧東海道と並行して走る南側の裏道整備——延長約0.3キロメートルほどですが——につきましては、旧東海道と生活道路を区分することで、地域住民の住環境の維持・向上や来訪者の利便性の向上を図るため、道路幅員4メートル以上の整備をするものであります。

平成29年度に要望いただいた以降、これまで計画道路沿線の皆様との合意形成を図ってまいりましたが、一部の方の合意が得られず、現在に至っているところでございます。整備を進めるに当たりましては、沿線住民の合意形成は必要不可欠でありますことから、今年度、整備に対する沿線

住民の意向調査を実施する予定であり、調査の結果を踏まえ、事業化への見極めを行っていきたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

なかなか住人の方との合意形成、地権者の方との合意形成、これは難しいもので、櫻井清蔵議員も関の町議会からずっと提言はしていただいておりますが、今現在においても、令和の時代になっても、まだ明確な路線ができていないと。

私どもに、そのような住民の方の声といたしまして、緊急車両の通過ができないと。そして、万事が安全にできるにはやはり道路拡張。そして、山車会館も、設立していただいたときも道から少しスペースを空けていただいております。計画的には、そこもちろんとはしておりますが、やはり地域の方の合意形成は難しいと私も理解はするんですけど、そこを何とか、せつかくここに令和6年度からと書いてございますので、何とか推進を努力していただきたいと思っております。

それでは、最後の項目に移ります。

自転車利用者のヘルメットの着用でございます。

昨今、今年4月1日から、自転車乗用時のヘルメットの着用が努力義務化ということで、強制ではないんですけど、努力義務化と。これによって自転車乗用の方の安全を守ると、命を守るといような思いから出たと思っております。

警視庁のホームページでも出ておりますが、自転車事故で死亡した人の約7割が頭部に致命的な傷を負ってしまい、そしてまたヘルメットの着用状況による致死率は、着用していない場合の致死率は、着用している場合との比較をいたしますと、約2.3倍も高くなってきております。よって、自転車用ヘルメットを着用し頭部を守ることがいかに重要かということだと私も思います。

この点につきまして、ヘルメットの着用必要性と着用の推進について、亀山市としてヘルメットの着用の必要性、またヘルメットの着用の推進についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

道路交通法の一部改正により、今年4月1日から自転車利用者の乗車用ヘルメット着用が努力義務化されました。この一部改正によって、自転車を運転する際には、運転する方がヘルメットをかぶることに努めなければならないのはもちろんのこと、同乗される方にもヘルメットをかぶらせていただくよう努めなければならないことになっております。

ヘルメットの着用は、頭部への衝撃を吸収するということで、けがを軽減すること、脳震盪や脳出血などの重篤な頭部外傷を防ぐ効果があると言われております。

このようなことから、本市といたしましても、ヘルメットの必要性と着用の推進に向け、市ホームページへの掲載のほか、小・中学校や市内スーパーマーケットにて街頭啓発活動、また市役所来場者に向けてデジタルサイネージにて啓発などを行ってまいりました。

今後におきましても、亀山警察署と亀山地区安全協会と連携しながら、安全・安心な交通安全活動に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

常に、先ほど木田危機管理監がおっしゃったように、意識を持つということが大事だと。先日も亀山署の方による中学生の方へのご指導も、自転車ヘルメットと限定したわけじゃないんですけど、自転車についての指導がございました。

そしてまた、近年を見ても、こうやって4月1日からヘルメットの着用の努力義務化がされたにもかかわらず、全国的には高齢者の方の車との接触事故、また中学生の子が塾へ行く、そういう行き帰りのところでも事故に遭い、ヘルメットをかぶっていれば命が助かったなとか、そういうふうな記事もよく見かけます。

それにつきまして、全国的に今見ても、1つ、2つの例でございまして、神奈川県の開成町というところからではございますが、10月から自転車ヘルメットを着用するために購入した市民の方へ補助事業を開始された。もちろんSGマークとか、こういう安全基準を満たしている新品のヘルメットを購入された方には、今年の1月以降に遡っているんですけど、新規で購入した方は上限3,000円の補助がされるとか、そしてまた東京の北区におきましては、8月1日から自転車ヘルメットの着用を推進するためにヘルメットの購入補助も進めたと。そして、最後に近日の話におきましては、高校生と65歳以上の着用率の向上を目指すということで、徳島市も今回の設定を10月20日から申請を開始して補助を実施していくというような、二、三上げると、切りがないんですけど、このような形で補助をしております。

確かに中学校、小学校の子供たちがヘルメットを着用して通学をされているというのは常時のことではございますが、このヘルメットも高いということで、高齢者の方で生活困窮に関わる方も見えますので、そういう方に対しての市としての自転車利用者へのヘルメットの助成という考えについてはどのようなお考えをお持ちか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

本年9月14日に警察庁が発表しました自転車のヘルメット装着率は、全国平均で13.5%、東海三県では、愛知県は7.8%、岐阜県では11.4%、三重県は26.5%でございました。愛知県の3倍となっております。ヘルメットの購入に対する助成につきましては、全国的には特に愛知県を中心に補助制度を設けられておる市町が多いと感じております。

その他県内でも、一部の市教育委員会のほうでは小・中学校を対象にヘルメット支給や補助を行っている例がございまして、それらを除いて現在のところヘルメットの購入費補助を行っている市町は三重県ではございません。

昨今では啓発活動によって自転車利用者の意識の向上も見られて、ヘルメット着用率は徐々に高まりつつあるものと考えられます。そのため、ヘルメット装着率の向上のために補助金という観点ではなく、さらなる意識の向上を目指した意識啓発活動が大切であると現在考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。

今、管理監のほうからもありましたが、三重県はかなり着用率が高い、意識があるなど。まだそれでも、先ほども申し上げましたように、新聞等であるように、ヘルメットをかぶっていればという、その意識を高めるためということのご指導が今後も大事なことになってくるとは思いますが、最後にヘルメットの補助についても、三重県ではどこもないというので、亀山も一番にやって、带状疱疹ではございませんが、いいんではないかなと私は提言して、今回の質問を終わりにさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

9番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時48分 休憩）

（午前10時58分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

それでは、一般質問させていただきたいと思います。

いろいろ質問があるんですけども、今回も中学校全員喫食制の事業について1本でさせていただきますので、ご答弁いただきたいと思います。

そもそも11月22日に開催された教育委員会定例会において、亀山中学校及び中部中学校の学校給食を外部委託による食缶搬入方式とすることを議決しましたが、私も教育委員会を4回傍聴させていただきまして、1回目は途中で非公開にするということで、その委員会から退席を求められました。2回目行ったときに資料を頂いたんですけども、資料を回収すると、この計画書の。3回目、臨時会、4回目、11月22日ですけれども議決された。昨日も服部議員が、この計画書案について再度見直しすべきやないかのご意見がありましたけれども、なぜこのような議決に至ったのか、そのことについて教育長にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

先日、22日の教育委員会定例会におきまして議決されました中学校全員喫食制給食実施事業に係る基本的な計画につきましては、地教行法の組織及び運営に関する法律に記されております教育委員会の職務権限の一つである学校給食に関すること、法律の第21条第11号でございますけれども、これに基づき、これまでの検討結果の内容を踏まえつつ、中学校全員喫食制給食実施に向けて事業の実施に係る課題を洗い出し、基本的な事項及びその方向性について記すものです。また、

この計画の議決につきましては、地方教育行政法第25条第2項の規定に基づき、行ったものであります。以上です。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

要するに、外部食缶方式による外部委託ということは、教育委員会が決めたとのことですな。

そこで、令和3年3月定例会において、議会としては全会一致で可決したセンター方式による完全給食の早期実現を求める決議があります。これについては、合併後、関町と亀山市の中学校給食に対する格差があるので、平成28年に教育委員会がいろんな方針を出したと。そして、令和2年9月に、亀山の学校給食を考える会の方が9,000筆の署名運動をされて市長と教育委員会に出されて、そして市議会としては、この請願に基づいて令和2年9月に全会一致で請願を採択し、その後、令和3年に決議をされています。

決議の内容で、教育委員会が決定した亀山中学校及び中部中学校のセンター方式による完全給食の早期実現に向け、令和3年度に策定する第2次亀山市総合計画後期基本計画の第1次実施計画に新たな給食センターの設置を位置づけることという決議を令和3年3月26日、三重県亀山市議会として決議をしております。

それについて、今、教育委員会で外部食缶委託で決めましたと。11月22日にと、いろんな資料に基づいて。この決議を市長及び教育長、議会の議長を除いて17名の全議員が全会一致で議決したこの案件、それをどういうふうに受け止められておられるのか。それを改めてお聞かせ願いたい。

私らもよく市長が言う二元代表制で、市長は執行権、議会は議決権と、こういうような役割をします。議員は市民の代表として、この議席に立たせてもっています。その議員全員が議決したことに対して、真逆の外部食缶方式に方向転換したんですよ。議会の議決とは一体何ぞやということについて、市長及び教育長の見解をお聞かせいただきたい、簡潔に。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、令和3年3月におけます市議会からいただいた亀山中学校及び中部中学校のセンター方式による完全給食の早期実現を求める決議につきましては長年の課題解決に向けたものでございまして、それ以前からも、この議会でも様々な議論を重ねてきたものでありますし、他方、様々なご意見やお声もいただいていたものでございますので、この決議につきましては私自身も重く受け止めさせていただいたものでございます。

したがって、令和4年の春、昨年6月議会であったかと思いますが、総合計画の後期基本計画に、この中学校全員喫食制給食の実現に向けて進める旨を初めて明記をさせていただいて進めてきておる事業ということでございます。決議自体は、そのように受け止めさせていただいているところであります。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

教育委員会から令和3年3月24日に、学校給食の提供に関する今後の方向性をお示しいたしました。それを受けて市議会様からは、亀山中学校及び中部中学校の完全給食の早期実現を求める決議が出されたわけですけれども、教育委員会の考えを後押ししていただく大変心強いものであったと認識しております。

このような中で、事業の早期実現を図るべく第2次亀山市総合計画後期基本計画において、中学校全員喫食制給食の実現に向けて具体的施策が位置づけられました。しかしながら、教育委員会においてその実現に向けて具体的な検討を進める中で、急激な社会情勢の変化等により、事業費が当初からかなりの増加を要する見込みとなること、また建設用地について様々な要件が伴うことにより、当初の計画の手法では事業の早期実現や持続的展開が困難と考えたところです。

このため、様々な手法を模索し、慎重な再検討を重ねてきた結果、現時点におきましては外部調理委託による食缶搬入方式での早期実現を図ることが適切な考えということで考えに至ったところでございます。当初想定した手法とは異なりますが、中学校の完全給食の早期実現は果たせるものと認識をしております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ということは議員17名、市民の代表として選ばれて、その議員全員が全会一致で、これですよ。

よって、亀山市議会として、亀山中学校及び中部中学校のセンター方式による完全給食の早期実現に向け、下記のとおり決議すると。そうすると、市議会のこの決議を無視されたというふうに、ほごにされたというふうに理解させてもうてよろしいかな。いかがかな。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども申し上げましたが、市議会の決議を受けて、またここでの様々な議論を受けて、私どもとしては、市としては、総合計画の後期基本計画に、この中学校の全員喫食制給食の実現を図るということを明記させていただいて進めてまいりました。

その中で、先ほど教育長のほうも答弁いたしました。その後、具現化に向けた様々な検討をより詳細に詰めていく過程におきまして、あるいは社会経済情勢の変化等々におきまして、教育委員会が当初策定された計画はなかなか実現に向けて難しいという中で、創意工夫を重ねて検討を重ねて、最終、今回、外部調理委託による食缶搬入方式での早期実現を図ることが適切であるというふうに判断をされたものでございます。そこは教育委員会の地教行法の話もございしますが、尊重すべきものというふうに感じておるところであります。

あわせて、今、本当に、議会と執行部との関係をご指摘いただきましたが、これはこの給食の事業に限らず、やはり当然全体の様々な施策の中で、教育の中でもあろうかと思いますが、多様な事業を同時に進めていく、そういう責務がありますから、全体として最適な状況を判断していくということは当然あり得ることです。多くの議会の声、それから民意、それから行政の様々な情勢、そういう中で総合的に最終的に判断していくべきことであろうというふうに思ってお

ります。

したがいまして、重ねて申し上げますが、議会の意向を無視するとかということではなく、そもそも中学校における、この2校におけます全員喫食制給食の実現に向けて、その具現化を図るという、そこが大事なことであろうと思いますし、それを早期になし得るという中で、教育委員会として検討を重ねて一定の方向性を示しているものというふうに理解をいたしております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

市長の今の言い回しからいくと、私は議会が全員一致で議決しても、教育委員会が決めたことやで私は関係ないのやということですか。ほんなら首長というのは要りませんやないか、市長って。昨日も服部議員も言われたけど、財政のことは教育委員会は要望するわけですよ。さっきも冒頭に断りがあったけれども、想定しておった予算よりも多かったもんで外部食缶に移したと。そうすると、想定しておった額より、そうすると市長がそれを止めたんかな。こんなようけかかんのやったらやめておけという指示があったもんで、外部食缶委託方式に変更したんか。あなたの指示でそのように仕向けたんかな。その確認をしたい。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今日の冒頭にも教育長が申したように、当初この全員喫食制給食実施事業に当たりましては、第2次亀山市総合計画後期基本計画の実施計画で初めて位置づけをいたしました。事業費の上限額がその折に示されております。約8億8,000万ということであります。これは、先ほど冒頭で申し上げました教育委員会が立案をし、それを全体の施策の中で市としても前へ進めようということで、市の庁議において認めさせていただいたものであります。

したがいまして、この当時の8億8,000万が検討の過程で20億を超える事業費に膨らんでおると、2.7倍になる、その事業費が膨らんでおるということが、当然この問題に限らず、教育委員会と財政当局の様々な調整というのはあろうかと思っておりますから……。

（発言する者あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

大事なことやないですか。プロセスを申し上げておるわけです。

（発言する者あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

ですから、財政当局とそういう調整の中で、なかなか2.7倍に上る事業費を、これがそのまま進めるということは厳しいという判断を、当然、教育委員会として整理をされたものというふうに思いますし、市の財政当局としても、8億8,000万が24億という数字になるということは、他の事業への影響が避けられないということは当然の話でございますので、そこは十分ご理解いただく必要があろうかというふうに思います。

○議長（森 美和子君）

市長と櫻井議員に申し上げますが、双方で話をしないようお願いいたします。

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

訳の分からん答弁をするさかいに。

そんなんやったら、駅前再開発64億、それが79億、いろんなことをやって。経済情勢がえらいときやったんですよ、あれ。ぼんぼこぼんぼこぼんぼこ、合併特例債も16億も放り込んで、それで駅前再開発をやったと。

経済情勢って、これは子供たちのための学校給食ですよ。財政当局があかんとやったんやな、原田君。財政当局は、当初8億六千九百何十万やったわ。それが24億になったで、財政当局ではそんな金を出せんという判断をしたんやな、財政当局として。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

給食センターの建設の事業に関しましては、先ほど来からありますように、市の後期基本計画の実施計画として計上されておりました、事業として計上されているものでございますので、その後、予算編成ということになっていくわけですが、まだそこに至ってはおりません。

ですので、いろいろ教育委員会で今回の見直しに当たっては、私どものほうでも試算はさせていただきます。市債とか、そういったものの試算はしておりますが、それが駄目とか、そういった判断に至った、そのような段階ではございません。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

また妙な答弁が出てくるわね。こっちは金が高いもので……、一遍ほんなら基本的に聞かせてもらいたい。外部食缶委託、プロポーザルするという話が、スケジュールがあるけれども、年間幾ら要るんですか。外部食缶方式による委託業者、外部委託した場合に、年間。ちなみに、お金だけ教えて。幾ら要るのか、年間。幾らですか、教育長。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

事務的なお話でございますので、私のほうからご答弁を申し上げます。

まず、今、私どもが試算をしております外部調理委託によります食缶搬入方式につきましては、年間のランニングコストでございますけれども、これにつきましては1億6,300万円程度というふうに見込んでいますところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そこで、ちょっと表を作らせていただいたんですけども、表1によって、財源内訳ですけども、基本的に基本計画によると24億2,179万3,000円、これは補助金財源内訳等々で、市単事業で一般財源が18億と、こういうふうになっています。学校教育施設等整備事業債、これを

75%充当すると13億5,690万ですよ。

それで次、資料2を出してください。

仮に10年償還で2年間据置きです。利息のみで1,300万、元利償還で令和9年から令和16年までは1億7,000万ですよ。償還期間15年で、据置き2年間で1,300万、元利償還で9年から21年で1億700万。償還期間20年になった場合には、据置期間が2年間で、7年、8年が1,300万、元利償還で令和9年から令和26年まで約7,900万ですよ。そうすると、仮に2番目の15年償還物を利用した場合に1億700万ですよ、元利償還で。

そうすると、この計画書によると、この計画書ですな。令和5年11月の教育委員会の中学校全員喫食制給食実施に係る基本的な計画書案の中で、こんなことが書いてあるんですよ。外部食缶委託すると、4億5,000万ぐらいの差が出てくる。それでええのやと。30年ですよ。30年試算ですよ。

1億6,000万は、原田君にちょっと聞きたいんやけど、これは一般財源やね。そうですな。一般財源で外部食缶委託、これは補助制度がないから一般財源を使用するわけやね、1億6,000万。そうですな。そこをちょっと確認したい。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

基本的には、ランニングの経費につきましては一般財源でございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、15年物やったら、外部食缶委託したら1億6,000万で、毎年、一般財源が発生すると。けど、15年物の学校施設整備事業債を使う場合は1億700万で済むんですよ。そして、亀山市のものになるんですよ、建物が。亀山市のものに。亀山市で建てた場合にセンター方式、例えば15年物で建てた場合に、当然雇用が発生する。地産地消もできる。外部食缶委託したら、雇用はない。地産地消はできやん。確かにセンターを建てれば、それは職員も採用せんならんもんで、それはここにも書いてありますよ。雇用が発生するもんで、その人を集めるのが難しいということが書いてあるんですけども。

それで、この計画書、私、それなりに計算もしました。ちなみに、1,200平米、総事業費や食材を抜いた額でいくと、設計費を見たら0.035になるんですよ。それで、22億の場合に設計費が0.023ですよ。設計の積算とこの数字が違うんですよ、この資料。

これから見ると、後でちょっと示させてもらいますけれども、この計画書の案、何を誘導した案なんか。教育委員会の委員4名の方に、早期実現、早期実現と、何でもええで食べさせなあかんのやというやり方で外部食缶委託で異議ございませんかと教育長が言うて、それで異議ございませんと教育委員4名の方が賛同された。あのとき私はびっくりしましたよ。一体、教育委員会は何を考えているのやと。教育委員というのは、本来なら市内の子供たちのことを十分考慮した中で物を進めていかんならんと。それなのに、何でもええで食べさせたらええというもんじゃないと思う。

だから、何で財務当局として、もう少しそういうような助言を教育委員会にできなかつたんか、こういうような方法、手法があるよというようなことは。相談もなかつたんやろう、こんな事業があると。あつたんですか、なかつたんですか、それだけ聞かせてください、財務当局に対して。こんだけかかるけど、24億かかるけれども、何かええ方法はないかということについて相談があつたんか、なかつたかだけ、聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほども申し上げましたが、事業費が膨らむというお話は内々にはお聞きしておりましたが、ただそれをどうするかにつきましては、教育委員会のほうでいろいろ検討をされており、市債を借りたら幾らになるとか、そういった相談には乗ってはおりましたけれども、どういうふうにしたらいいかという、そういう具体的な協議まではございませんでした。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうでしょう。だから、財政当局にもっと相談したり、各部署に、よく市長が言いますやんか。横の連携を取って密に相談し合つて、亀山市民のための市政をしていこうやないかというのが私はモットーでございますと言われておる。にもかかわらず、教育委員会の独りよがり、勝手に考えて、勝手に積算をして、物価高騰だ言うて、24億かかりますと。さあえらいこつちやと。この一般財源の18億をどうしたらいいんやと。これでは無理やで、何でもええで外部食缶委託方式で、そして年間1億6,300万かな払うて、プロポーザルまでやってやっていこうやないかと。30年間、外部食缶委託ですよ。その前に、よその学校の施設がもっとぼろろなつておるんですよ。古うなつて更新せんならんですよ。そういうような中で、この前、出させてもうたように、この計画書の中に、ランニングコストとか、公債費比率とか、これも明記がしてあるんですよ、この中に。こんなことは、これを教育委員の人が分かるんですか。私も4回聞かせてもうたけど、公債費比率がどんだけ出て、そんな説明もなかつたですよ。にもかかわらず、この計画書で通つていくと。

それで、やっぱりこの外部委託方式は、これはやめなされよ。これは市長の判断、教育委員会の判断ではないの。市長は少々金がかかつても、いろんな市債の起債を考えるから、思い切つた事業をやりなさいというのが本来市長の仕事とちゃうの。市長がやらんならん仕事と違うんか。予算を、提案権がある、執行権のある市長が、金はかかつてもええと。それで、かねてから旧亀山と旧関との学校給食の格差を埋めるために、少々金がかかつても、何とかその格差是正のために、金はわしが段取りするで、市長として、思い切つてやれと指示するのがあなたの仕事とちゃうんかな。違いますか、市長。あなたがおろおろしておるので、教育委員会にお任せやで、丸投げやで、教育委員に丸投げやで、こんな妙なやり方になつたわけですよ。今も服部さんが言うように、なおかつ外部食缶委託になつたときに、また署名運動を始められたということですよやんか。

市長として、この判断ができなかつたんかな。駅前再開発のときは、どんどんどんどんお金を突っ込んで、正直、図書館でも26億の金を入れて25万人を目指すと言うておりますけれども、この中学校、亀山中学校と中部中学校、合わせて1日に職員も含んで1,469食あるんです。配食

日数が182日、合計26万7,358食ですよ、年間。図書館の利用者よりも、給食の利用者のほうが多いんですよ。そのことを理解しよったら、何とか資金は私が調達するで、教育委員会は思い切った十分なことをやんなされという判断を、あなたが指示せなあかんやないか、教育委員会に。違いますかな、市長。これはあなたの仕事やに。その仕事を放棄されるのかな、これを。私はあなたは職務を放棄されたと思っておるけれども、いかがですか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、この本事業は、何度も申し上げて恐縮ですが、総合計画の後期基本計画において中学校の全員喫食制を実現すると、こういう中での具現化の作業である。これは市としてそのように思っているところであります。その具現化に向けて、様々な課題の整理を教育委員会としてされてこられた。今回、その方向性を示したということでもあります。

今、議員おっしゃっておられる市長の責務とおっしゃられましたが、市長の責務、当然、亀山の子供たちの教育環境であるとか、これについては市当局としても全体として、この給食に限らず、様々な事業展開をして、それを実現するために進めてきておるところであります。木を見て森を見ずということではなくて、当然、財源と事業はセットでございますので、この給食の事業を、今ご指摘いただいた財政のことも当然あるかと思えますし、ある一定の事業をやるときに、収入との関係の中で何かを諦めなくてはならん、そういう判断をやっぱりしていくということが行政の責務としてあるかと思っております。その決断をしたことによって、他への影響とか、将来への影響とか、当然それも考える必要があるかと思えますので、そこはこの事業に限らず、市長の責務として、しっかりそこは全体として将来への影響も踏まえて判断をさせていただいておるものでございますので、そこは……。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

質問の要旨が分からんたら、反問権を使うても聞いてくださいよ。あなたが責務を持つておんのやというの。責任を放棄したんかということ聞いておんの。教育委員会、4人に任せて。そうでしょう。判断を教育委員会に任せて、あなたがよう判断せんだということやんかな。財源を持つておるのはあなたや。その仕事をあなたはせんだんやなと聞いておるのに、ああでもない、こうでもない訳の分からんことを言って答えになつておらん、本当に。あなたの仕事やないかな。これからの将来を担うていく、亀山市の中学生を守つていくのは私ら大人の仕事や。また市長の仕事や。その市長が、財源がどうの、長期計画がああでもない、こうでもない訳の分からん答弁をして、この45分を過ぎさすというようなことをやっておるわけや。また教育民生委員会でも、とことんやりますけどな。

そして、そういうような無責任な政治をしておつたらあかんと思うの。首長は首長としての役割がある。教育委員会は教育委員会の役割がある。だけど一番大事なことは、首長の判断によって、その市は右向くか、左向くか、下向いていくか、その判断をしていくのはあなたの仕事なの。それをああでもない、こうでもない訳の分からんことを言うておつては困んねん、私の質問に。私も

真剣になって、議員としてこれは勝負しておるんですよ、行政と。一市民として。議員というのは一市民として、行政、予算、お金を持っておる者と勝負するために、この場に私は立っておるんですよ。何も私の言うことを聞けとは言わへん。私の言うておる方向に進んでいったら一番いいんじゃないかという考えについて、市長の見解を聞かせてもうておるわけですよ。

それで1つ、この外部食缶方式でやってくときに、これはいろんな選定をされました、ア、イ、ウ、エ、オ、カかな、6か所。最初は中部中学校と言って、次は住山やったと。1つ、そういういろいろ苦慮して、いろいろ検討されたんですけども、資料にも示させてもらいましたけれども、ちょっと資料を出してください。

皆さんご存じと思うんですけども、これは亀山・関工業団地の一角で、もう少し拡大したやつがあると思うんですけども、これです。これ、名阪亀山・関工業団地の第四公園です。ここやったら、おとつ、初日に質疑をさせてもらいました。基本的に用地としてええんではないかなと私は思います。私もそのために議案第84号の指定管理者についての質問もさせてもらいました。松田部長から数ある答弁をいただきました。都市公園法も調べさせていただきました。16条第何項という形で、これで何とか公的な施設の場合には、これは可能やと私は思いますけれども。

それでちなみに、この場所は小野町にあるんですけども、亀山中学校まで距離で4.9キロ、車で10分。中部中学校は8.1キロ、17分です。そして、ここは、答弁でありましたように、造成はしてある。平地である。六千何百平米もある中で、有効面積が4,000平米あると。しかるに1,500平米の、この土地に建てることだって。試算された、この基本的な計画に係る試算表がありますわね。そこから大体、消費税込みで24億かかったとして、三億五、六千万削減ができるわけですよ。そうすると、20億足らずでできるんですよ。

それで、そこら辺のことを踏まえて、市長としてよくご存じですやろう。これはここに、ちょっと確認したら、350ミリの上水が走っておるんですよ、真横に。この道路に。そうすると水道の引込みが要らない、接続だけでええ。造成費は要らない。それで、くい打ち工法が、1億何千万とあんねんやけど、どんなくい打ち工法をするのか知りませんが、くい打ち工法は3種類あるんです。坪1万円から6万円まであるんです。そうやけど、あれはもう造成からかなり年月がたつので、そんなに地盤が軟弱な地盤ではないと思うんですけども。

市長にちょっとお伺いしたいんですけども、ここは最大の適地やと思うんですけども、市長のお考えがあればですね。市長もよくご存じやと思うけど、この場所は。あなたも28歳で市議会議員になって、31で県議会議員になって、それで今日まで来ておるわけですから、市長になられて。私も31で代議士の秘書になって、37で町議会議員にならせてもうて、40年以上この仕事をしていますけれども、あそこはよう覚えてますし。この場所は、確かに都市公園法でいろいろクリアせんならん部分があるか分かりませんが、だけど16条の1項、2項、3項に基づいてやっていくと、これは公園地帯、地域ですよ。都市公園区域で、こういうふう設定されておるんですよ。いかがですか、この場所について。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

このお答えの前に、当然、教育委員会と市長の責務は違いますので、地教行法に基づいた教育委

員会の考え方を尊重し、その上で市として、市長として総合的な判断をしっかりとさせていただき、このことは申し上げておきたいと思えます。

それから、今ご指摘の名阪工業団地の都市公園であります第四公園、ご指摘でございましたが、これにつきましては、議員もよくご存じいただいておりますが、亀山市としては防災上の極めて重要なスペースとして位置づけをさせていただいております、これは南海トラフ等々、今から起こる可能性もある中で、市民のライフラインに関わります電気、ガス、それからNTT、通信、この3者との協定によりまして、ここを災害復旧用のスペースとして活用いただく協定の締結をもう既に、平成22年でしたか、させていただいております。

そういう意味では、極めて防災上の、あつてはならんことですが、この今ご指摘の第四公園、それからその隣の第五公園につきましても、市としては防災用の危機管理上の重要なスペースとして位置づけて事業者と提携をいたしておりますので。

それから、都市計画法上は、ご指摘のように、給食センターは給食工場という取扱いでございますので、ここは工業立地上の様々な規制はいろいろ変換をさせる必要があるかと思うんですが、そういう都市計画法上は可能であろうかと思えますけれど、防災上、その他様々なことを考えますと、ここへ給食センターを新たに建設するというのは現実的には難しいというふうに考えるものであります。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

確かに南海トラフが起こるもので、これは必要な土地やと言うてもすな、これは全体で、資料を持ってきてないですけれども、2万2,000平米あるんですよ。それで第四公園が、第五公園、この横に1万5,000平米あるんです。別に中電と、それで南海トラフでさな、ここへ振り替えたらよろしいやん、何も。

重要なこれは拠点やと、それは理屈にならん、これは。私も理屈をこくけれども、これは理屈やと思う。今、急務なんは、子供たちの安心・安全な学校給食をするための施設に、そんならスケートボード1,100平米、第三公園、ぽんと造りましたな。あれができて、なぜこれが、ここに給食センターができやんのですか。防災上必要な施設やと。更地ですよ。横には350ミリの水道が通っておるんですよ。適地ですよやんか。亀山中学校に10分、中部中学校に17分、それをこれは重要な南海トラフの施設のための土地やで、これは駄目ですわと。こんなことをよう言いますなあ。

今後、いろいろまた教民でもう一遍、このことについてもう少し掘り下げたいもんで議論させてもらいたいと思う。何はともあれ、財政を握っておるのは市長。市長の判断によって物事は進んでいくんですから、教育委員会の4人の方、教育長を入れて5人の方にお任せの市政だけは今後ともこらえてください。終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時46分 休憩）

(午後 1時00分 再開)

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 櫻木善仁議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

新和会の櫻木善仁でございます。

通告に従い、脱炭素社会の実現に向けた取組、亀山市気候非常事態宣言及びカーボンニュートラルなまち「健都かめやま」の構築に向けて連携協定、それに関連しまして市民の皆様から数多く相談、問合せがあります太陽光発電施設について、そして亀山市唯一の公共医療機関である亀山市医療センター経営強化プランについて、順に質問させていただきます。

まず初めに、今年の7月10日に宣言されました亀山市気候非常事態宣言についてお伺いします。

その前に、現在、COP28が11月30日から12月12日までアラブ首長国連邦・ドバイで開催されております。最も注目すべきは、気候変動対策の枠組み、パリ協定の目標達成に向け温室効果ガスの削減など、世界全体の対策の進捗を5年に1度評価する仕組み、排出削減の進捗状況を科学的に評価する初のグローバル・ストックテイクが行われているところです。

既に皆さんご存じだと思いますけど、その会議の中で世界平均気温の上昇を1.5度抑える目標に向け、各国が2030年の目標強化として、全世界の再生可能エネルギーの発電容量を3倍に引き上げ、エネルギー効率を2倍にするという制約に116か国以上が合意しております。さらに、昨日には、2050年度までに冷房関連の温室効果ガスの排出量を、22年と比べて少なくとも68%削減するという目標が発表されております。日本を含め、60か国余りが賛同する報道がされました。

それでは、資料1をお願いします。

このグラフは、国内における気候非常事態宣言の状況を調査しました。2019年9月25日に長崎県の壱岐市が初めて宣言を行って、それから4年が経過しました。これは有限会社イズ様の調査によれば、議会宣言を含んで今年の9月時点で、全国で136の宣言があるとされています。この推移を見ると、機運が高まっているとはちょっと言い難い、むしろ低迷している状況が広がっているようです。しかしながら、これを牽引する亀山市としては、非常に評価できる側面もあるのではないかなというふうに思います。

この気候非常事態宣言については、服部議員が令和2年3月議会の一般質問で質問されております。そのとき市長は、以下のように答弁されました。宣言をして何をやるのか。亀山市の中にどう組み入れていくのが大事。実効性のあるタイミングでと答えしております。それが恐らく今回の宣言に当たったのではないかなというふうに思います。

そこで、ちょっと市長にお尋ねします。まず、この宣言の目的と具体的な内容について、ご説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

2番 櫻木善仁議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山市気候非常事態宣言の目的と具体的な内容について市長の考えをとということでございましたが、平成17年の2月に京都議定書が発効されまして、平成20年の第一約束期間に合わせて亀山市では亀山市地球温暖化防止対策地域推進計画を策定、また平成25年度には亀山市地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）を策定し、亀山市環境活動ポイント制度を展開するなど、市民の皆さんの省エネルギー、省資源行動を促進いたしてまいりました。平成27年には、議員、先ほど幾つかお触れをいただきましたけれど、持続可能な開発目標（SDGs）が示されて、COP21では気候変動抑制に関する多国間のパリ協定が採択され、平成30年には気候変動適応法が施行されるなど、地球温暖化の緩和に加えまして気候変動への適応の取組が本格化をいたしてまいりました。

こうした背景の下、本市におきましては、令和3年6月に亀山市地球温暖化防止対策実行計画及び気候変動適応計画などを内包した第2次亀山市環境基本計画を策定いたしましたところでございます。これもご指摘のように、近年の異常気象は、日本国内のみならず、世界各地で自然災害をもたらしております、これら危機的な状況を認識し、社会の一員としての責務を果たすため、地球温暖化を防止する行動を起こし、持続可能な社会を実現する必要があります。

そのために、民間の持つ資源やノウハウを活用し、脱炭素化に向けた取組をさらに推進するため、令和5年7月10日に西日本電信電話株式会社三重支店及びNTTアノードエナジー株式会社東海支店と連携協定を締結いたしましたと同時に、亀山市第2次亀山市環境基本計画に位置づけましたご指摘の亀山市気候非常事態を宣言いたしましたところでございます。目的は、そのような背景の中で、それを前に進めていくという考え方でございますし、具体的には持続可能な社会の実現のために、その実効性を高めていくということですが、1つは2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロ、2つに生物多様性の保全、3つに4Rの推進に取り組むものでございます。

いずれにいたしましても、先ほどの連携協定の締結もそうなんですが、その具現化として実効性を高めてまいりたいというふうに強く考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

持続可能な社会実現のための具体活動ということで3つを上げております。2050年までの温室効果ガス排出量を実質ゼロ、生物多様性の保全、4Rの推進ということで取り組むことが確認できました。

今日も非常に暑い日で、今週末もまた20度近くまで上がるという、非常に私たちも体で感じるぐらいの気候変動が起きている中だと思います。そして、先ほどの3つの具体的な活動について、少し日本ではどうなっているかということ調べてみました。

資料2をお願いします。

これは、今回の二酸化炭素排出実質ゼロ表明の自治体でございます。非常に細かいんですけど、これだけあるということを表示させていただいております。左下のグラフを見ていただくと、令和2年10月に国のカーボンニュートラルの宣言以降、急激に増えて、現在991自治体ということで、県でいくと1県以外は全て表明しているという、非常に関心が高いなということが、これから分かります。

それを受けて今回、7月に宣言して枠組みを作成している最中だとは思いますが、今回この宣

言された中で取組の進捗状況についてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

先ほど市長のほうから3つの具体的な取組ということで答弁いたしましたけれども、まず温室効果ガス排出量実質ゼロに対する取組につきましては、二酸化炭素吸収源として期待される森林整備の促進や公共施設のLED化、EV車の導入、市民、事業者への省エネ・省資源行動の促進などに取り組んでまいりました。さらに現在、企業のノウハウを活用し、地域特性を生かした取組を展開するため、民間企業との連携による取組を進めているところでございます。

次に、生物多様性の保全の取組につきましては、令和5年3月に閣議決定されました生物多様性国家戦略が目標としておりますネーチャーポジティブの実現に賛同いたしますとともに、生物多様性が保全されている区域を認定する国の自然共生サイトに亀山里山公園が去る10月25日に認定されました。また、本市の多様な主体による生物多様性を保全する取組を促進するため、市独自のかめやま生物多様性共生区域認定制度を創設し、現在7件の応募があり、認定に向けた審査を行っているところでございます。

さらに、4Rの推進の取組として、インターネットサービスによる食品ロス削減の取組「かめやまタバスケ」、市ホームページや行政情報番組、出前トークによる市民のリサイクル意識の啓発等を進めているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

今回の、先ほどグラフで見ていただいたように、全国で宣言している自治体は136しかございません。その中でも亀山市が先進的な市の一つとして、他の自治体で行っていないような新しい仕組みだとか手法を積極的に取り入れて、他をリードする市政を期待したいと思います。

さらに、自治体だけではなく、なかなか自治体だけで実行するというのは非常に難しいと思いますので、市内外の企業、さらには市民団体も巻き込みながら、亀山市全体が一丸となって活動を推進していくことを求めたいと思います。

このためには、企画立案だとか指揮ができる人材が非常に重要だと思います。その育成についても、今後、市の中で育成をよろしくお願ひしたいと思います。それはちょっと私の意見で、今後の市としての進め方について、お伺ひしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今後の取組でございますが、まず温室効果ガス排出量実質ゼロにつきましては、引き続きカーボンニュートラルの実現に向けて森林整備の促進や公共施設のLED化を進めますとともに、企業と連携して、市民、事業者の省エネ・創エネがさらに促進するような新たな事業に取り組んでまいります。

また、生物多様性の保全につきましては、引き続き市独自のかめやま生物多様性共生区域認定制

度を活用し、さらなる市民団体等の活動を促進するとともに、野登山の希少なブナ林を保全するため、地権者、地域の有志、三重大学、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会とともに具体的な保全対策に取り組んでまいります。さらに、以前より行っております希少淡水魚の保護につきましても、継続して企業や市民団体と保護・増殖に取り組んでまいります。

また、4Rの推進につきましては、引き続きインターネットサービスによる市民の食品ロスの削減に取り組むとともに、新たにインターネットサービスを使用した不用品のリユースを来年度から実施してまいります。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

答弁にもあったように、やはり企業の力というのは非常に強いと思いますので、企業のノウハウを生かしながら、ぜひ今後進めていただきたいなと思います。

その中で、特に市民で一番取り組みやすいような4Rというのは一番最初のもので、断るところから始まって、最終的には、リサイクルまでは行きますとエネルギーを使ってしまいますので、リサイクル、その他の3つを重点的にできるように取組をお願いしたいと思います。

それとあと、それぞれの活動、3つの大きな活動があると思うんですけど、それを皆さんが守るために目標値というのを設けて、それが代替の目標値でも構いませんし、そういうところの成果を数値化して宣言を可視化しながら、市民がどういうふうな行動を起こすということをぜひ促進できるようにお願いしたいなあとというふうに思っております。

それでは、関連するところなんですが、気候非常事態宣言と同時に締結されましたカーボンニュートラルなまち「健都かめやま」の構築に向けた連携協定について伺います。

その中で、この連携協定の大きな目的と具体的な狙いについて、ご説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

連携協定の目的と具体的な内容でございますが、先ほどご答弁申し上げました2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指しまして、企業のノウハウを活用し、地域特性を生かした取組を展開するため、地方自治体の取組の支援や電力データ等の可視化、活用ソリューションの提供など、地域の実情に合った方法で課題を解決し、カーボンニュートラルに貢献しております西日本電信電話株式会社三重支店並びにNTTアノードエナジー株式会社東海支店とカーボンニュートラルなまち「健都かめやま」の構築に向けた連携協定を締結いたしましたところでございます。

本協定は、脱炭素化に向けた各種施策を効果的かつ継続的に推進することで、脱炭素社会への貢献、SDGsの推進及び地域レジリエンスの強化に資することを目的としております。具体的には、民間と協働して脱炭素化に意欲的に取り組む地方公共団体を支援する国の脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用し、公共施設への太陽光及び蓄電池の設置、高効率空調機器の導入や市民、事業者に向けた太陽光、蓄電池等の設置補助、幅広い年齢層への環境教育の実施を考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ありがとうございます。

まず、民間企業のノウハウということで、今回、公共への再生エネルギーの設置ということで、これは何か亀山市の中で公共施設の中で再生エネルギーを地産地消ということで、市の電気は市で生産して消費をしていく、また余った電気を余剰売電にするようなソリューションの提供などを企業と一体化にすると、非常にそれは期待できるのではないかなというふうに思います。

また、効率的な空調の導入では、空調というのは非常にCO₂の排出だとか外気温を上げる要素にもなってくると思いますので、高効率な空調機ということで今回上げられていますので、以前ちょっとこの議場でもお話しさせていただきましたけど、そういう新しいものを常に安定的に確保する、リースなんかを活用しながらぜひ快適でクリーンな環境を維持できる、そんな環境をつくり上げていただきたいなというふうに思います。

皆さん、排出量を実質ゼロにするというのは、意外に「ほんまかいな」というふうな形になると思いますので、その辺を抑えるところと逆に吸収するところ、当然、亀山市は非常に森林が多いと思いますので、森林によって吸収をするということも亀山市の特徴だと思いますので、そういうところもこういう具体的な内容の中に織り込むといいのではないかなというふうに思います。

それでは、実際、先ほど答弁いただいた内容の進捗について、ご説明ください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

現在の進捗でございますが、脱炭素移行・再エネ推進交付金の採択に向けた計画を策定するため、庁内及び協定事業者との協議を行っているところでございます。また、幅広い年齢層への環境教育の実施につきましても、連携協定に基づき、実施方法等について協定事業者との協議を進めているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

今答弁にありましたように、国だとか、そういうところの待ち状態ではなく、やはり市のほうからいろんな仕掛けをしていくというところをぜひ入れていただきたいと思います。

そういうことを含めて今後どのように進めていくか、ご説明ください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まずは国の交付金、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の採択に向けた取組を進め、採択後は計画に基づきまして、公共施設への太陽光及び蓄電池の設置、高効率空調機器の導入を進めますとともに、市民、事業者に向けては、太陽光、蓄電池等の設置補助を広く周知し、再エネ・省エネ・蓄エネ設備の導入を促進してまいります。

また、環境教育の実施につきましては取組内容や実施方法を決定し、令和6年度から順次開催してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

少し確認をさせてください。

先ほど太陽光のところの補助というキーワードが出てまいりました。以前は、この太陽光の補助金というのがありましたけど、今、普及に伴って一時なくなってしまって、さらに今度、この活動を進める中で補助として、金銭的な補助になるのか、どういう形で、今の段階では決定していないと思うんですけど、方向性としてお示してください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今回、採択に向けて計画を策定しております地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、こちらにつきましては具体的な計画を今現在策定しておるところでございますけれども、その中には公共施設への太陽光発電や蓄電池の設置以外にも、市民の方であったり事業者が太陽光や蓄電池等を設置する場合、一定の金銭的な補助を行うというもので現在考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

それじゃあ話は太陽光の話が出ましたので、太陽光発電施設についてちょっと伺ってまいりたいと思います。

太陽光発電設置及び設置後の地域トラブルと調和、規制条例、今後の適正な促進について、順に伺ってまいりたいと思います。

お隣の鈴鹿市では、太陽光発電開発工事をめぐり景観保護の観点から、本年度中に関連する市の景観づくり条例を改正する予定と発表されております。

資料3をお願いします。

それを全国的にどのようになっているのかなということで調べてまいりました。これは、平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたのを契機に、太陽光の発電の普及が進んでおります。地域によっては、土砂の流出だとか濁水の発生、景観への影響、動物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じています。そのため、太陽光発電設備等の適正な設置と自然環境との調和を図るために、この設備等を規制することを目的として単独条例が制定され始めました。

このグラフにありますように、平成26年1月には大分県の由布市が、同年12月に岩手県遠野市で制定されています。その後、このグラフを見ていただくように右肩上がりが増加していることから、規制の必要性もうかがわれるところでございます。

その中で、亀山市の状況として、太陽光発電施設の設置に対する地域住民への配慮はどのように行っているかということをお伺いします。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

平成24年7月に国において再生可能エネルギー固定買取制度（FIT制度）が導入されまして、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーによる発電設備の導入が全国的に進んでまいりました。その一方で、野立て太陽光発電施設の設置につきましては、事業計画の早い段階から地域住民への情報が提供されず、自然環境や景観との調和が地域課題として顕在化してまいりました。

このことから国において、事業者が適正な事業実施の確保を図るため、保守点検等の実施や関係法令遵守のほか、自治体や地域住民とのコミュニケーション、災害対策、環境保全、景観保全等の考慮などを求めるガイドラインを平成29年3月に策定し、県におきましても同年6月に太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインが策定されました。

本市におきましては、国・県のガイドラインに基づきまして、事業者に対し、市が所管する関係法令、条例の規定に基づく手続の遵守のほか、地域住民に対しまして丁寧な説明を行うよう指導を行っております。また、亀山市環境保全条例に基づく開発行為に該当する場合につきましては、条例に基づく指導を行っておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

それじゃあ、少し資料4をご覧ください。

これは、市民の方から問合せがあって現場を見てまいりました。写真の左側は、設置から3年経過した施設でございます。雑草が隣地まで侵入した状況でございます。ちょっと獣は確認できなかったんですけど、すみかになっているような状況ございました。恐らく電力の能力も落ちているような状況ではないかなあというふうに察しました。

右側は傾斜部に設置された施設で、雨の日には雨水が道まで流れ出すという状況でございます。これ以外にも住宅に隣接する施設のほうで反射熱だとか反射光での困り事をお聞きしましたが、何せデータが、例えば温度を、暑い度合いのデータを取ることだとか、反射熱でどれぐらいの光の増減があるかということがデータとして確認ができませんでしたので、本日はこの2事例をご覧ください。

このような困り事の相談だとか、太陽光の設置、あるいは設置後のトラブルが起きていないかということで、いろんな役所にもクレームなんかが入っていると思いますけど、そういう状況というのは把握されているのかということを確認させてください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

野立て太陽光の設置後の苦情ということだと思うんですけども、平成24年7月に国におきまして再生可能エネルギー固定買取制度が導入されて以降、これまで環境課のほうに草刈りがされていないという通報につきましては令和2年度に1件ございましたが、それ以外の苦情というものは市のほうにはございません。

その一方で、再生可能エネルギー固定買取制度の導入によりまして野立て太陽光発電施設が急速に普及する中、全国的には施設管理が適正に行われていないなどの不適切事案が増加している状況でございます。こうした不適切事案につきましては、設置事業者に対応いただくということでござ

いますが、事業者と連絡が取れないとか、あるいは事業者において適切な対応がいただけないという場合は、環境課でもご案内しておりますが、中部再エネ発電設備地域サポート窓口という、そういった苦情を受け付ける専用窓口がございますので、そちらのほうにお問合せいただく形になると存じます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ありがとうございます。

サポート窓口というのを今日初めて知りました。先ほど見ていただいた写真、確かに施工者の看板は立っていましたが、実際その電話をしてみると実はもうつながらなくてクレームを入れることができませんでした。今答弁いただいたように、サポート窓口ということがありますので、そういう土地の売買でどんどん新しい人が買い受けていると思いますので、そういうところもそういうところを通じて市民の皆さんから相談があったら対応していきたいと思います。

それと、今回、例えば1,000平米を超えたりだとか5,000を超えたらメガソーラーだとか、いろいろな条件があると思うんですけど、最近、小さい田んぼでも、1,000平米にも満たないような耕作放棄地で、後継者がいない、後期高齢者、独り暮らし、この田んぼ、どうしようもないというのが実情です。

今までは田んぼでお米を生産していたところに持続可能なエネルギーを生産するという位置づけ、現在であれば、今まで田んぼだと春に植えて秋に収穫するというサイクルを、例えば太陽光であれば、20年というサイクルであれば、植付けが今だと20年後に刈取りで新しいものに換えていくというような買換え時期という形で設備を入れ替えていくというような、そういう今の時代に合ったところも必要ではないかなというふうに思っています。

そこで、この設置に対する市の考え方についてご説明ください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

太陽光発電施設は、固定価格買取制度が創設されて以来、全国的に導入が進んでおりますが、一方で太陽光発電事業の実施に伴い、土砂の流出や濁水の発生、景観への影響、反射光による生活環境への影響などの問題が全国的に増えております。

令和3年10月に閣議決定されました第6次エネルギー基本計画におきまして、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーは、長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、地元説明会の実施、適正な事業実施の確保、安全対策を強化し、地域との共生を図りながら最大限の導入を促進するとしております。

本市におきましても、第2次亀山市環境基本計画におきまして再生可能エネルギーの普及促進を図ることを目指しております。また、現在、市内の野立て太陽光発電施設の新設につきましては、三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインに基づきまして、事業者から県及び市に事業概要書が提出され、関係各課に情報を提供し、太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインなど、各課が所管する法令、条例に基づく指導を行っております。

今後につきましても、事業者による法令や条例の遵守、地域住民への丁寧な説明の実施により、適正な導入を進める必要があると考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

このガイドラインというと促すというところがあって、なかなか規制には難しいんじゃないかなと思っております。先ほどお隣の話をしていただきましたけど、鈴鹿市もこの景観条例にのっとって、こういう形をやっております。先ほどグラフを見ていただいたように、全国的に開発に対する規制だとか条例を制定されております。亀山としてはどのような方向で考えているかということをご説明ください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

太陽光発電設備を設置するに当たりましては、敷地が1,000平方メートル以上で、おおむね30センチ以上の切土・盛土等による造成行為などの区画形質の変更を行う場合は、市の環境保全条例に基づき、工事着手前に市への届出が必要になってまいります。市への届出書が提出された場合は、関係各課が環境保全上及び土地利用上問題がないかを確認し、必要に応じて各課からの意見を付して承認・不承認の決定をしております。また、国・県のガイドラインに基づき適正な導入を進めるため、事業者に対し、指導も行っておるところでございます。

お尋ねの規制のための条例制定でございますが、現在、上位の法律で太陽光発電設備の設置自体を対象とした規制法令がございませんことから、現時点で条例で規制することは難しいと考えておりますが、太陽光発電事業の実施に伴い、土砂の流出や濁水の発生、景観への影響、反射光による生活環境への影響のほか、今後は事業者が転売を繰り返し適正管理されない施設や、更新に伴って不要となる太陽光パネルの適正廃棄の問題等、全国でこうした問題事案はさらに増加することが見込まれます。

こうしたことから、今後は国の動向を注視し、ほかの自治体の取組につきましても情報収集するなど、議員が申されました条例制定も一つの選択肢として、対応策について調査・研究を進めてまいりますと存じます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

先ほど敷地面積が1,000平米以上で、盛土・切土が30センチということで、やはり業者も非常にうまく調べてきて、これは私の家に届いた資料なんですけど、ちょうど998平米ということで、そこの家に、ちょうどこの部分を売ってくれませんか。土地の処分に困ってないでしょうか。たまたま私の父親が所有していたときに90歳で、これを送られてきたわけなんですけど。やはりそういうんで、なかなか情情的に困っているでしょうと言われると、せやなど。1,000平米以上は許可が要るんで、おたくのは要りませんで、売ってもうたら何とかしますわということ、つつい売ってしまうというのが本音になってしまうと思うんですけど。そこから私の思いという

か提案なんですけど、キーワードはゾーニングです。

規制条例で縛ることではなく、自治体が経済性だとか地形、地域の事情などを考慮して、促進地域を指定して計画を誘導してはいかがでしょうかという提案でございます。その上で建設について自治体の手続のワンストップ化を実施するというところで、環境へ行ったり、土木へ行ったり、いろんなところに行くんじゃないかと、そこは全部、業者さんとうまくやっていくということです。

ただ、先ほど言いました規制条例と促進地域は相反する面がございますので、そういうところもあります。将来も見据えて、10年や20年といった長期的な視点で国や県に要望し続けてゾーニングを進めていただいて、確実な再生エネルギーの導入を増やしていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。亀山市の潜在性を考慮して、再生エネルギーの目標を達成するために努力するべきではないかなというふうに思います。ただ、試行錯誤しながら社会的に受け入れられるような解決策を見つけていただきたいと思います。それは私の意見でございます。適正な施設に向けてどのような取組を市として行っていくかということをお伺いします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本市としましては、2050年のカーボンニュートラルを目指し、太陽光発電設備の再生可能エネルギーの普及促進を図る必要がございます。野立て太陽光発電施設の新設に当たりましては、引き続き事業者に対しまして国・県のガイドライン及び亀山市環境保全条例等に基づき、適正な設置が進むよう指導を行ってまいりたいと考えております。

また、太陽光発電事業の実施に伴い、様々な問題が全国で発生してございますことから、国の動向を注視し、ほかの自治体の取組についても情報収集するほか、議員のご提案のありました耕作放棄地等の有効活用につきまして、そうした視点も含めまして対応策についての調査・研究を進めてまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

亀山市の気候非常事態宣言及びカーボンニュートラルなまち「健都かめやま」の構築に向けた連携協定について、さらに太陽光の話をずっとさせていただきました。その中で耕作放棄地だとか人口減少、さらにはCOP28でも言われていました再生エネルギーの発電容量3倍、いろんなお話の中でこれから、私の提案も含めて、市長の考え方を少しお聞きしたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山市としては、冒頭申し上げたような、こういう今の環境に関わる様々な変化にしっかり対応して、本市としては今まで積み上げてきた様々な考え方とか、自然環境や廃棄物処理のノウハウもそうですし、今、3つの具体的な取組を明示させていただきましたけれど、しっかりそれが実効性が上がるような取組を進めていきたいというふうに考えておるところであります。

そして、例えば、これは多分ご質問の途中でも触れられましたが、行政はもちろんであります、民間セクターの市民の皆さん、それから団体、そして企業、こういう皆さんのお力の中でパートナーシップをしっかりと組む中で、地域社会全体として、これが実効性が上がるような、そういう連携をしっかりと模索しながら成果につなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

市長のおっしゃるように、亀山市一丸となって環境に立ち向かっていくよう、皆さん努力していきましょう。

それでは、最後に亀山市立医療センター経営強化プランについてお伺いします。

今年度の実施方針を確認していたところ、令和5年度から亀山市立医療センター経営強化プラン、令和5年から令和9年を策定するとなっております。策定の作業期間が令和4年4月から令和6年3月となっておりますので、前期プラン終了が令和3年度末となっております。その空白期間が生じています。まず、この経営強化プランについて、ご説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

豊田地域医療部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

経営強化プランということで、少し経緯も踏まえてご説明をさせていただきたいと思っております。

この経営強化プランにつきましては、令和4年3月に総務省が示しました持続可能な医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン、これに基づいて令和4年度及び5年度中に、全国の公立病院が策定するものでございます。

医療センターを含めまして、公立病院ではこれまでも、総務省が示してまいりました平成19年度の公立病院改革ガイドラインに基づいて公立病院改革プランを、それから平成26年度の新公立病院改革ガイドラインに基づいて新公立病院改革プラン、これが現行のプランになるわけですが、これらを策定しまして、再編・ネットワーク化、それから経営の効率化、経営形態の見直しなどに取り組んでまいりました。

しかしながら、医療需要の変化でありますとか医師等の不足を受け、公立病院の経営は依然として厳しく、令和6年度、来年度からは医師の時間外労働規制への対応も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれます。また、新型コロナウイルス感染症の対応における公立病院の果たす役割の重要性が改めて認識されたところでもございます。

このようなことから、今回策定するプランにつきましては、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視して、新興感染症の感染拡大時の対応という視点も併せ持って病院事業の経営強化に取り組むために策定するものでございます。それと県が進めております地域医療構想との整合も図る必要がございますため、現在、先ほど言っておりました令和5年度から9年度を計画期間とする亀山市立医療センター経営プランを現在策定中といったところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

先ほど説明の中で、私が令和4年度、5年度は策定期間ということで空白になっているということなんですが、ここは特に問題は生じないのかという確認だけさせてください。

○議長（森 美和子君）

豊田部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

確かに前プランの終期、令和3年度と、今回策定するプランの始期、令和5年度との間には1年度間の空白期間が生じることとなります。この対応といたしましては、今回の当該プランの上位計画となります第2次総合計画後期基本計画及び分野別計画であります健康・医療推進計画、あるいはその後継計画であります健康まちづくり計画に基づいた取組を進めながら、前プランで掲げました数値目標をはじめ、安定的で持続可能な医療提供に必要な人材確保や看護体制の整備など、引き続き取り組んでいるところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

上位の計画で網羅されるということを確認させていただきました。

医療センターを利用されている方や救急搬送された方々から「助かった」という声を聞くたびに、この医療センターの必要性を強く感じております。地域医療を支える公立病院として、医療だけではなく憩いの場でもあるというふうに願っております。

また、医療センターに行くとは、医療センターに行くよといっても、家を出てから帰ってくるまでが医療センターに行くということになります。そうすると、地域公共交通や「のりかめさん」などと連携をして、ストレスなく移動できる環境整備もお願いしたいなあと思います。

以上をもちまして、私の全ての質問を終わります。

○議長（森 美和子君）

2番 櫻木善仁議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時49分 休憩）

（午後 1時58分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 鈴木達夫議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

結の鈴木達夫です。

一般質問をさせていただきます。

大きく私は、市長の現況報告についてと教育長による教育行政現況報告について質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず、市長の現況報告のうち、健康都市の推進についてを質問します。

先進的な健康都市活動の事例についてということですが、今議会の市長の現況報告の冒頭、イの一番に、WHOの健康都市国際交流プログラムの開催の報告がございました。櫻井市長が日本支部の支部長として視察団をお迎えする中で、こう書いてあります。国内外の様々な先進的な健康都市の事例に触れさせていただき、大いに刺激を受けた。真の健康都市を目指す本市として、そうした国内外の取組を研究し、今後健康都市の推進につなげていくと、そういう趣旨の報告だと思えます。

そこで、冒頭ですので市長にお願いしますが、国内外の大いに刺激を受けた取組の事例とは何か、二、三上げていただければ紹介していただきたいと。そしてその事例を参考に、短期的にあるいは長期的に亀山市が取り組めるといふか取り組まなければいけない、亀山市に生かしていきたい施策や事業がありましたらご紹介をいただきたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

13番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、先月の6日から8日にかけて、WHOの健康都市国際交流プログラムが開催をされました。今回は、その欧州の健康都市連合に加盟する6か国の代表者16名が来日をされまして、健康都市連合日本支部長としてお迎えをし、本市の健康都市活動を紹介するとともに、国内外の健康都市連合に加盟する自治体との貴重な交流機会となったところでございました。

また、今回の視察では、テーマをブルーとグリーンの健康都市の展開として、加盟自治体の活動事例や有識者の研究発表などが組み込まれており、単に人の健康を追求するのではなく、自然や環境などあらゆる要素が健康都市の実現に必要なものであることを再認識する機会にもなり、引き続きまして健康都市の実現に向けて気持ちを新たにいたしましたところでございます。

その中で具体的な事例はどうだということではございましたが、具体的なこの事例報告の中には、例えばチェコからはブルノ市、フランスからはレンヌ市などの活動報告を聞かせていただくことができました。中でもそのレンヌ市の食と健康の取組につきましては、本年度私どもはセルフケアフード協議会に加盟をしまして、食と健康の取組を研究しているところでもあります。昨年、一昨年でしたか、農研機構さんとの機能性弁当の取組をいたしましたけれど、そういう研究をしているところでもありますことから、本市にとっても大変有意義な報告であったと感じたところでございます。

また、国内の事例におきましても、愛知県の大府市におけます市民の皆さんの認知症サポーターや国立長寿医療研究センターと連携をした官民一体での取組につきましては、本市がこれから進めようとしたまいりましたかめやま健康都市大学での取組や、三重大学や滋賀医科大学との連携にもつながるものと感じたところでございます。

幾つか参考になるような取組で刺激を受けたところでございますが、今後の本市が進める緑の健康かめやま、この実現の中で、各施策事業へしっかりとまた組み込んでいけたらというふうを感じたところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

事例として、フランスの食と健康とセルフケア食の取組について、これは農研機構の山本先生ですか、今度講演があるということを知っています。それから大府市も紹介いただきました。認知症を官民連携でやっていくと。それから滋賀医科大学、三重大学とも連携していく。

市長も触れていただきましたが、やはり人の健康だけでなく、私は自然とか環境とか、あるいは農業とかね。こういう接点の中で健康の取組の推進が必要なのかなあという思いもします。

これも余談ですが、10月7日の健康都市大学創設事業、これディスカッションを聞かせていただきました。食と健康という中で、今紹介ありました山本先生の特に耳に残ったのは、我々生活している中でいらいらとかもやもやの解消をするために、キノコとかブロッコリーの中に含まれる葉酸という成分を多く取りなさいと。これについては、野菜でいうならば紫色のレタスとかね。あるいはジャガイモとかサツマイモから取ったらいいですよということで、私は早速帰りにコメリで日野菜の種を買って植えて、もう収穫したんです。余談でした。

推進体制、拡大方法について確認をさせてください。

昨日の森議員からの質問にもございました従来の健康マイレージということで、登録者が約300人程度のものが、今度アプリ de ウェルネスということになったら800人を超えたと。まあまあスタートを切ったというような報告があるんですけども、しかしながら、亀山市健康まちづくり計画によれば、目標は令和8年まで、これ4,000人なんですね。そうしてみると、このところもう800人超えて、ちょっと立ち止まっているかなあ、あるいは送信させていただいている市民の方の数もちょっと同じような数かなあ、ちょっと足踏みをしている感があります。

森議員への答弁での拡大方法としては、イベントを通じての周知あるいは地域のほうへも積極的に行くと。シルバーさんなんか非常に活躍されて、登録に関して協力をしていただいているようです。それから、獲得ポイントによる返礼品というか商品の工夫もします。

そして、最後にこういう答弁があったんです。健康経営へのサポートも取り組み始めるということです。

2つ質問をします。これから始めるであろう健康経営サポート事業、これ、私のあれですけども、これはどんなイメージかということと、4,000人の登録のためにはより有効な拡大方法や推進体制、このために何らかの腹案はないのかという質問をさせていただきます。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

まず、健康経営の支援につきましては、令和6年度からの実施に向けて、現在制度構築を進めているところでございます。

イメージというところでございますので説明させていただきますと、企業における健康経営の支援につきましては、国の健康経営優良法人の認証システムや、三重県によります三重とこわか健康経営カンパニー、これはホワイトみえと言われておりますけれども、こういった認定制度など、企業による従業員への健康支援などの取組が進められておるところでございます。

大規模事業者などにおきましては、こうした健康経営の取組を独自に進めるところも増加をしてくているところでございますが、経営基盤の小さい小規模事業者等につきましては、そうした取組になかなか手が届きにくい面があると考えておるところでございます。そうした小規模事業者を

対象に、主に県の認定制度に沿った健康経営を行うため、その支援を行うことを想定としてございます。

具体的な支援メニューについては現在検討段階ではございますが、健康マイレージアプリを活用した事業者単位でのイベント実施などによる健康活動支援や、協会けんぽなど協定事業者と連携をした健康活動支援などを想定しているところでございます。

それから、より多くの登録者拡大に向けて何か方策はないかというご質問でございますが、健康マイレージアプリの利用登録者につきましては、現在おおむね順調に登録者が増加傾向にありますけれども、さらにこの登録者を増加させたいと考えてございます。引き続きイベントの際や地域へ出向いた登録サポートを行うなどの取組は進めてまいりたいと考えてございますが、さらなる加速を図るためには、議員ご懸念のとおり新たな試みも必要と考えてございます。現在は実施はできておりませんが、アプリの活用促進を図るようなイベントの実施なども検討しております。また、アプリの利用者層につきましてもデータ上で把握しておりますことから、地域や年代などのターゲットを絞った効果的な周知活動にも留意しながら、より多くの方にご利用いただき、アプリを通じた健康活動の習慣づけにつなげていただけるよう取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございました。

同じように健康都市大学の効果の波及についても聞きたかったんですけど、この課題については今からやる健都さぷり+（プラス）プロジェクトの中で議論をされているということで、ここを飛ばしまして、健都さぷり+（プラス）プロジェクトについていろいろ用意したんですけども、今のアプリd e ウェルネス、1つだけ、この機会ですので歩いている友達や市民の方と情報を共有したいんですけども、私は歩くというのは何らかの形で健康にはいいなあとぼやっとは思っているんですけども、ただ医学的というか健康学的に歩くというのがなぜ健康に寄与できるのか、その合理性というか、これを市民の皆さんと情報を共有したいと思います。お願いします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

歩くことの健康づくりへの有効性につきましては、一般的には広く認識されているものと考えてございます。

こうした考え方を専門的な知見に沿った考え方としまして、先月27日に厚生労働省の専門家検討会において、健康づくりのために推奨される身体活動、それから運動の目安となるガイド案の取りまとめがなされたところでございます。そのガイド案では、科学的根拠を基に、子供、18歳未満、それから成人、18歳以上、それから高齢者、これの区分に分け推奨する具体的な内容を示されてございまして、個人差もあることから、その強度や量を調整し、できることから取組を求めています。

歩行やそれと同じ程度の活動について、成人については1日60分、1日当たり約8,000歩になるそうですが8,000歩以上、高齢者は1日40分、1日に換算しますと約6,000歩以上

を推奨されており、歩行以外にも、卓球やテニス、水泳などの様々なスポーツのほか、階段の昇降やお風呂の掃除といった日常生活の動きなどが例示をさせていただきます。

また、身体活動や運動量が多い人は、少ない人と比べ、循環器病やがん、鬱病、認知症などの発症、罹患リスクが低いことが報告されておりますことから、こうした運動量などを目安に健康マイレージアプリを活用いただきながら、日常的な健康活動の習慣づけにつなげていただきたいと思いますと考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

歩くだけでなく、階段の昇降、風呂掃除、そういう運動量の多い人は、循環器系やがん、認知症、鬱病の発症、罹患が少ない。分かりました。この情報を皆さんと一緒に共有したいと思えます。

私自身は、歩くこと以外に、例えば歩き仲間とトークとかね。友達ができたり、今まで気づかなかった近所の亀山の風景と、こんなところ知らなかったなみたいなところも見られたり、あるいは食べ物がおいしくなったり、心の健康というか、こっちにもつながるなあというような思いをしました。ありがとうございます。

プロジェクトに戻ります。

作業部会の中で気になる取組が1つありました。作業部会1. アプリ de ウェルネス、2. 健康に関する公園整備とかあるんですけど、3番目に、自転車活用に向けた検討という耳慣れない検討項目を見つけたんです。

確かに国のほうも、自転車の促進については、例えば先ほどありました脱炭素社会の実現とか、あるいは道路の整備についても自転車専用道路の推進とか、あるいは地域公共交通に、いうならば不毛の地域に対して代替手段としての自転車、いろんな活用性があるようにも感じますが、その自転車の活用に向けた検討については、亀山市健康まちづくり計画を見ても一つも自転車という、自転車の車の字も見当たらないんです。

そこで質問します。自転車の活用についての検討は、国や県の指示の中で検討を始めたのか。健都さぷり+（プラス）の作業部会に自転車活用に向けた検討を入れた理由、背景について簡単をお願いします。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

後期基本計画の重点プロジェクトの検討項目に関するご質問でございますので、私のほうからご答弁申し上げます。

議員ご質問の自転車活用に向けた検討につきましては、健都さぷり+（プラス）プロジェクトを構成する主な取組の一つでございますヘルスプロモーションの推進を図る検討項目の一つといたしまして、関係部長で構成する重点プロジェクトチームや、その下部組織である課長級職員の作業部会におきまして、分野横断的に検討・研究を行っているものでございます。

ヘルスプロモーションの推進に向けましては、市民が健康的な生活習慣を実践できる仕組みづく

りでありますとか、気軽に身近な運動に取り組むことができる環境の整備などが求められているところでございます。

そうした観点から、自転車やあるいはサイクリングは、ジョギングやランニングに比べ足や膝への負担が少なく、日頃あまり運動をしていない人が始めてもけがをしにくく、全身を使う有酸素運動でございますので、心肺機能の強化や筋力アップに効果があると同時に、生活習慣病の予防にもつながるなど、健康をサポートする役割が期待できるものとして考えられております。

こうしたことを踏まえまして、市といたしましては、健都さぷり+（プラス）プロジェクトのヘルスプロモーションの推進の観点からの自転車活用の可能性について、今現在検討・研究を行っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

時間の関係上コメントを避けます。

次の亀山市総合保健福祉センターの機能についてという1番目、見直しの趣旨についてという質問を用意させていただきましたが、これについても質疑あるいは質問の中で答弁をいただきましたので、やはり平成13年設立以来保健福祉の拠点として機能してきたが、新しいニーズ、それに伴う人的配置の需要が大幅に増えてきたと。機能として利用者数や利活用の少ない設備については、廃止したり民間業者に委ねるために見直しを凶ったというふうに理解をさせていただきました。

いろいろありますが、提出された機能見直し方針や資料を見ると、今回の機能見直しの前提として、令和12年開設予定の新庁舎の竣工までと、それまでの期間は触れ合い交流機能と保健福祉の相談支援体制の両立、あわせて、重層的支援体制の体制、事業の効果が発揮できる機能とすると。言ってみれば、新庁舎ができるまであくまでつなぎの見直し案であるとも読み取れるんです。あくまで新庁舎の竣工までが前提とされているわけです。

それでは質問をします。新庁舎での保健福祉関連の機能、あわせてそれに伴う施設内容は一定のもくろみ、構想はできているんですね。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

新庁舎整備におきましては、分散する行政機能を新庁舎へ集約することを基本といたしておりますことから、保健福祉に関する機能については、相談対応や窓口業務などを除き、新庁舎へ集約する考えでございます。

ですので、相談機能や窓口業務につきましては、総合保健福祉センターに残すといった、現在考えを持っています。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

窓口業務を残しながら、スタッフといいますか、マネジメントできるのはやはり新庁舎でやるという考えかと思えます。分かりました。

それで、この見直しの報告についてという項を設けました。

中間案が、令和5年1月にできながら、最終案が3月17日にまとまっていながら、なぜこの報告がつい最近の11月20日の全協かという質問なんですけれども、これはまた議論したいと思います。少し報告が遅いのではないか、なぜこんなに遅れたのかという議論は、少し手順とか手続が主なものですから市民の方には分かりづらいと思いますので、ちょっと時間の関係上で避けさせていただきます。

そこで、次の亀山市就学前教育・保育施設の再編についてという項に移りたいと思います。

この質問は、一体どうなっているのという質問でございます。

私は何度となくこの問題は質問をしてきました。それで、今に至っても今回の現況報告の中では、亀山市就学前教育・保育施設の再編方針につきましては、市内の待機児童数や施設の利用状況等に変化が生じ、また民間事業者による新たな参入の動きもございますことから、今後の将来的ニーズを踏まえた待機児童の解消を目指し、認定こども園化を基本とし、民間事業者との連携を視野に入れた施設の再編を行うべく、当該方針の見直しを進めていくところとなっています。前にも、こんな文章を僕頂いていると思うんですがね。

それでは、一つずつ確認をします。市内の待機児童数の変化とは何か。あわせて、施設の利用状況の変化とは何か、それから利用状況等の等とは何か、併せて質問します。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

まず、待機児童数の変化につきましてですが、令和3年2月に作成いたしました亀山市就学前教育・保育施設の再編方針に基づきまして、短期的に効果を発揮する事業として実施した和田保育園保育室増設事業により、令和5年度からの受入れ規模の拡大を行いました。これにより、令和4年4月1日現在に19名であった待機児童数は令和5年4月1日には5名と減少し、一定の効果がございましたが、完全な解消には至っておりません。

次に、利用状況の変化でございますが、保育所及び認定こども園の利用ニーズは現在増加傾向にございますが、幼稚園については利用ニーズが減少し、その傾向がより加速化している状況にあります。

その他の変化といたしましては、国におきまして、今後3年間を少子化対策のための集中取組期間とすることも・子育て支援加速化プランを本年3月に国において打ち出し、その具体的な施策として、こども誰でも通園制度などを検討しております。そのような国の施策の変化も本市の保育需要に大きく影響するものと考えられます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

もう一つ確認をします。将来的ニーズとはどのようなものかと考えるかというのを。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

先ほど申しました、いろいろな変化を踏まえての将来的なニーズの予測でございますが、少子化が全国的に深刻さを増しており、本市におきましても未就学児全体の人口が減少傾向にある中、保育所及び認定こども園の利用は増加し、幼稚園の利用が減少するといった傾向が今後もしばらく続くものと考えております。また、国が創設を目指しているこども誰でも通園制度等の施策により、保育機能のニーズがさらに高まることも考えられます。

したがって、今後の幼児教育ニーズへの対応につきましては、保育所、幼稚園双方の機能を併せ持つ認定こども園化での充足を基本とするとの現在の方針を踏襲するものと考えております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

幼稚園でなく、保育園に対する環境整備が急務である。これも全く、今日だけの答弁ではなくて、一、二年前と全く僕は同じ答弁だと思っているんです。幼保環境の趨勢というのは大きく変わっていませんよ。だから、それでなかなか再編方針が打ち出せないというのはどうも分からない。いつまでも本当に小田原評定しているなあという気がしてなりません。

最後に、民間事業者との連携を視野に入れた施設の再編を行うべく方針の見直しを進める。これ、視野に入れるではなくて民間で行くという判断の報告ではないんですか。あるいは、今言われた環境の中で、民間でなく他の方法はあるんですか。川崎南保育園、また増築でもするんですか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

民間機能の活用についての考え方でございますが、民間事業者による運営の特徴といたしましては、意思決定の迅速さ、多種多様な要望やサービスへの柔軟な対応などが上げられ、市全体として保育の選択肢の維持・拡大が図られますことから、今後は民間機能の活用を含め、公立と民間が相互に連携、協力し合い、保育需要に対応していくべきものと考えております。

したがって、今、複数の民間事業者から本市での認定こども園の開設の意向が示されておりますが、その動向の変化も踏まえながら、現在、亀山市就学前教育・保育施設の再編方針の見直しを進め、まとめているところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

もう、一番初めの当初の再編計画の中では、令和6年、7年にかけて井田川幼稚園、みずほ台幼稚園の統合、これを認定こども園化にすると示されている。この進捗はどうなっているのかという質問は用意したんですけど、いずれにしても見直し方針はいつ固めますかという質問です。今年度中にこの見直し、再編方針は出ますね。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

現在民間事業者の動向を注視し、見定めつつ再編方針の見直しを進めており、今年度中にお示し

する予定でございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

今年の8月に行われた亀山市の地方創生会議を私傍聴させていただいたんです。多くの委員から移住・定住の議論だったんですけども、この促進のためには、とにかく預け場所、保育環境を充実する、選べる保育園ぐらいが必要だという意見も出ました。もう一つは、やはり保育士を含めたエッセンシャルワーカーの処遇改善が急務だというようなことを聞きました。そういうことで、今年度中、的確な再編方針を出していただきたいと思います。

その次、行革に関して行きます。時間がございませんので。

行革の1番目は、行政改革推進委員会、なぜ行財政改革推進委員会にこの機に改めなかったのかという質問を用意しました。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

亀山市行政改革推進委員会は、亀山市行政改革推進委員会条例に基づき、その目的が社会経済情勢の変化に対応した簡素かつ効率的な行政システムを確立するため、市長の諮問に応じ、市の行政改革の推進に関し必要な事項を調査、審議する委員会でございます。

これまでから行財政改革の取組について本委員会に諮問し、答申を受けてきた経緯がございまして、今後も同様に委員会の答申を受け、進めてまいりますのでございます。

議員ご指摘の委員会の名称ということでございますが、その名称の変更によって条例で規定しております設置目的や所掌事務を改めて見直す必要があることや、この目的で委員を委嘱した方がお見えになりますので、現委員が任期途中ということもございましたので、今回は行政組織条例の改正に伴う分掌事務の変更のみといたしたところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

単なる失念ではなかったと、意図があったんだということで理解しておきます。委員を委嘱したからということかな。

それでは、歳入の確保について聞かせていただきます。

現況報告では、旧図書館や市営住宅跡地の有効活用等については庁内検討委員会で検討を進めていると。旧図書館については年度内に活用方針を取りまとめるという報告でございます。

総務委員会で、この旧図書館についての活用方法に質問を、あるいは説明を求めたところ、青少年研修センターなど老朽化している亀山公園内の各施設の将来的な在り方を含めて検討する必要があるから、現時点では旧図書館の跡地の利活用については結論が出ない旨の報告を受けました。

年度内に方針を取りまとめるということは、この亀山公園内の施設についても将来的な在り方についても、一定な方向は出すということでもいいですか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

旧図書館の有効活用につきましては、昨年度から庁内検討委員会、公共施設跡地等活用検討委員会でございますが、におきまして全庁的に検討を進めているところでございます。

検討段階におきましては、歴史博物館をはじめ、外郭団体が所有する青少年研修センターや社会福祉センター、それと現在大型遊具のリニューアルを行っておりますわんぱく広場との一体的な利活用に加え、老朽化が進むほかの公共施設の代替施設としての活用など、跡地利用については周辺施設の状況も踏まえ検討を進めているところでございますが、検討委員会では、公園内の施設全体の在り方を踏まえ利活用を検討すべきといった意見も出てございましたが、この公園内の施設の将来的な在り方、この一定の方向を出す、そういった検討委員会ではございませんので、ただ、これも勘案の上、利用をどういうふうにするかということを決めていきたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

時々には様々な考えが変わるんだなあという思いがしました。

市営住宅跡地です。

古田議員も質問しました。通り一辺倒の答弁がございましたが、ちょっと紹介をします。

桑名市では、コラボ・ラボ桑名ということで、特に不要になった市の土地の利活用について官民連携において大きな動きを加速しています。事例として、廃止した汚水処理場の有効利用として、この施設の解体費用が約4.7億かかる。草刈り等の管理で年間維持費が120万。庁内の部長クラスの検討委員会が何度も何度もこの件に関して議論をしたが有効な手段が見つからなかったと。そこで民間のアイデアにより利活用を図ろうと、コラボ・ラボに登録した業者が市の折衝の中で、4.7億円の解体費用も民間持ちです、なおかつ5,005万円の代金で購入し住宅開発をしたという事例がありました。市としても年間の管理費削減、あるいは宅地による税金、かなり実績が上がったようです。ほか、2,200平米余りを月32万でコンビニに30年間貸与したり、健康増進事業として民間による温泉施設、これも月41万賃料をいただいているという事例も紹介をされます。

そこで質問をします。

古田議員の答弁の中で、この市営住宅跡地については、市としての活用の方針、例えば他の公共施設、売却、貸付け、この方針が決まるまでは、地籍調査あるいはその確定測量は行わないという理解でよろしいんですか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

市営住宅跡地の中では境界が確定している、旧和田住宅など境界が確定しているところもございますが、確定していない他の市営住宅の跡地はどうかということかと存じますが、その敷地内に水道管などの埋設物がある土地など、そういった問題がございますが、今後の活用方法や売却するに

当たって整理が必要でございます。そういったものを場合によっては解決しながら、必要に応じてその活用方法が、方針が定まりましたら境界確定も必要かなというふうに存じております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

活用方針が決まるまでは手をつけないという答弁だったと思います。

本年度出された亀山市公営住宅等長寿命化計画によれば、用途が廃止された旧和田住宅16棟の解体を1年に1棟ずつ、16年かけて壊す予定なんですね。それで解体が完了する16年後に普通財産に変わり、それから有効活用を考えるということなんですかね。解体費用を含めて桑名の場合には処理をし、有益な財産をいただいているので、そういう発想にはならないのかということなんですけれども。

活用可能で亀山市には本当に極めて有用な土地があるんですね。亀田の尾崎と落崎ですか、あの2つ。あれ、4,700平米、4,800平米。あるいは野村、これは6,000平米あるんですね。それから今言った和田住宅、これらはいわゆる確定測量、登記を済ませて、市内外の民間事業者等に提案を求めたら、すぐさまこれは活用できる、私は土地と思うんです。そういう発想にはならないのかということ再度、確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

市営住宅に残っております建屋につきましては、計画において順次解体を行うこととしておりますが、旧和田住宅については新庁舎の建設候補地の一つともなっております、また、整形の取れた一団の土地という状況もございます。

ただ、議員ご提言の建屋があっても、売れたりそういう活用もできるんじゃないかというふうなことも当然考えられますので、今後の活用方針が決定した場合は、その用途やスケジュールに応じて計画の見直しも必要かなというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

行革に関する部署が変わったという中で、新たな体制の中で、来年度は私大きな進展が見られるということを期待させていただきます。

せっかく通告を出しましたので、教育委員会、最後お願いします。

教育行政現況報告についてということで、アフターコロナの中で学校の様子、確かに、いろいろ書きましたが、頂いた、あるいは報告された現況報告の中には、今学校ではやっている、非常に蔓延という言葉が適切かどうか分かりませんが、インフルエンザのザの字も入っていませんでしたね。やはり私はこういうこと、アフターコロナの中で子供たちはICTの機器が活用して本当に、ついてこれない子がいるのかなあとか、あるいは学校の先生、働き方改革と呼ばれて長いんですけども、どうなん、変わってきたんとか、あるいは本当の現況報告としては、残念ながらどちらかという行事とかイベントが多いんじゃないんですかと。もう少し、当然亀山全体のイベントとか行

事を選んで工夫して書いてくれるのは理解できますよ、各学校の個別のものはホームページあたりを見れば十分分かるんです。分かるんですけど、もう少し、子供たちの姿、学校の日常が見える現況報告になってほしいなあという思いで、現況報告の役割について教育委員会はどう理解し、私の言った意見に対して、現在の報告のスタイル、改善を進める用意、考えはないのかという質問をしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

教育の行政現況報告につきましては、議員からもお話しいただきましたように、これまで教育委員会が行います事業の進捗状況や、学校における各種行事及び取組などを報告、説明させていただいておるものでございます。ご指摘いただきましたように、子供たちが学校生活をどのように過ごしているのか、子供たちの姿がどうか、より分かりやすいような形でお伝えすることは大切であると考えているところでございます。

ただ、先ほどもお話しいただきましたように、学校の規模や状況によっても違いがございますことから、また各校が発信しておりますホームページや学校便りなども併せてご覧をいただき、そこから今の現状等を把握していただければと思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、子供たちの様子、また教育全体の状況ということをより分かりやすく伝えるように努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

いじめとか、あるいは不登校でも大きな課題かと思えます。ただ、それを乗り越えて、普通の子という表現が適切かどうか分かりませんが、どんな思いでどんな障壁、困難を乗り越えて、その姿、子供たちの、先生のごく日常を私は知りたいなあという思いで、こんな提案を含めた質問を用意させていただきました。

実は、もうつい最近なんですけれども、知人から田村由美さんの「ミステリと言う勿れ」という漫画を紹介されたんです。これもう映画やテレビ化もなされているのか、しているのか、やるつもりらしいんですけれども、それで印象に残った言葉があるんですね。子供たちの世界は乾き切っていないセメントのようなものです。そしてこう解説しています。少し読みます。時に外から小石が、時に大きな岩石が投げ込まれます。

そこで穴が空いたとしても、あなた自身で上手に流してください。そしてこれは無理だと思ったら大きな声で叫んでください、助けてくださいと。そして大人たちは小さく聞きづらくても、その叫びをいつもいつも耳をそば立てて聞いてやってください。今なら幾らでもその穴は埋めることができるのですからというものです。

私が学校の子供たちの、先生のごく日常を知りたいんですという、つまり乾き切っていないセメントの状態がどんなものが想像できる、そんな姿を散りばめた現況報告であってほしいと思います。研究を重ねていただきたいと思います。お願いします。以上で終わります。

○議長（森 美和子君）

13番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 2時46分 休憩)

(午後 2時54分 再開)

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

一般質問、通告に従い、行わせていただきます。

今日は2項目とも学校給食に関わることではございます。

まず1点目、中学校全員喫食制給食実施に係る基本的な計画についてということで上げさせていただきます。

まず、今回の中学校給食の方針、センターも給食室も建てることなく、どこかの民間事業者で作られた給食をただ運ぶだけの給食です。私は、今のお弁当箱のデリバリーから入れ物が変わっただけの食缶デリバリーだと思っています。このような給食方法を取っている市町は、三重県の29市町どこを探してもありません。ほとんどの市町がもう給食施設を整備して、そして半分近い市町が給食費の無償化を実現しております。世の中はこの食材を有機食材化しようという動きさえあるんです。

私がまずこの計画案を聞いて思ったのは、市政や教育行政に対する信頼を大きく失ったということです。この議会の場で、市長も教育長もセンター給食という名称に限定して発言され、センターの建設は実施に向かったと誰もが信じました。それなのに簡単にひっくり返す。しかも、どれだけ聞いてもその理由がまるで分からない。暑い夏にたった3か月足らずで集められた1万人近い署名は、お弁当を作るお母さん方だけではありません。年齢も職業も立場も様々な方々の声です。中学校の生徒さんもありました。僕たちには間に合わないけどと集めてくれました。

みんなが食べる給食というのは、その子供たちの肌感覚である自校方式あるいはセンター方式の給食のことです。毎日食べられたら食缶のデリバリーでもええと言うんやったら、現在のデリバリーの喫食率はもっと高いものになっているはずなんです。それなのにずっと30%程度です。食缶のデリバリーで運ぶのもみんなが食べるからいいだろうとか、早くできるからいいだろうとか、初期費用が安くできるからいいだろうと全く違うものを押しつけて、不誠実としか言いようがありません。もし私が中学校の生徒さんやったら、私たちにかかるお金をディスカウントされた、そればかりか私たち自身もディスカウントされた、私たちの未来も亀山の未来もディスカウントされたと感じるでしょう。亀山市に移住しようかと考えていた子育て世代の方々も、これを聞いたらやめようかと思うのではないのでしょうか。それほど給食は毎日毎日、毎日毎日のことなんです。

計画内容について、1点目の質問をいたします。

学校給食施設整備に係る方向性についてです。資料1を出してください。

ちょっと見にくいですが、この資料は今年の2月14日、このときは給食センターを造るとい

う前提のときですね。まだ食缶どうこうという話がないときです。中間報告を受けたときのものです。要するに、これからの中学校の給食を長期的にどうしていくのか、小学校の給食は長期的にどうしていくのかということが示された表です。

中学校につきましては、そのとき決められたセンター方式により対応すると書いてあります。中長期的にもこの本事業により対応というのは、この新しく造ったセンター方式で対応していきます、これからもずっとそうしていきますということです。そして関中学校につきましては、今センター方式ですが、この関学校給食センターが老朽化したときのことも考えてあります。老朽化したら、この今新しく造るセンターで関中学校の子供さんの生徒さんの給食も見ようと、そういうことが書いてあります。

あわせて、小学校のことも書いてあります。亀山市内の9小学校、今自校方式です。平成20年でしたか、自校方式を堅持するという方針が確かめられました。中長期的にも自校方式と書いてあります。今までの方針と整合します。関小学校と加太小学校につきましては、今センター方式です。しかし先ほども申し上げたように、関学校給食センターが老朽化したときのことも書いてあります。そのときは自校方式に移行を検討と書いてあります。

私は、この大分と老朽化したときというので、長いスパンの話ではありますが、全ての中学校がセンター方式となり、行く行くは同じセンターで給食を実施する。そして全ての小学校が自校方式の給食となる、小学校については自校方式を堅持するという今までの方針と合致していますし、中学校については長年の格差がやっとな解消するということで、時間がかかるものもあっても、このような中長期的な方向性を示されたことの意義は大きいと感じました。

しかし、しかしですね。今回出された計画に書かれた方向性、これは全く違うものなんですね。

資料2を出してください。これ、ちょっと字ばかりで出すの嫌だったんですけども、読むだけでは分からないんです。だからあえて出させていただいたんですね。

まず中学校から読んでみます。読むだけで一遍聞いてみてほしいですわ。この中学校の中長期的な方向性ですね。中長期的には事業の方向性を変えずに、引き続きセンター方式による給食調理施設の整備を目指すこととしています。加えて、他の給食施設等の老朽化状況を鑑み、それぞれの施設を含めた中長期的な展望を勘案して整備を行うことができるため、学校給食全体的な課題解決に向けても有効的な手法である。一体もう、私はこれは何のことか、いつのことか分からないんです。

赤字でちょっと書きましたけれども、大事なのは、確かに引き続きセンター方式、目指すと書いてあります。しかし、加えてと書いてありますけど、いつ目指すんかというのがさっぱり分からないんですね。他の給食施設などの老朽化を鑑みて、それぞれの施設を含めた中長期的な展望を勘案して整備を行う。これ私、何遍聞いても、どこかの学校を更新するときとか給食施設が壊れたりして更新するときに、周りの社会状況を勘案して新たに改めてセンターの検討をしていくんだということばかりのお答えでした。

いつですかということですね。その関の給食センター、更新時期は2039年と聞いています。これから十何年間かありますね。今、公的な施設は長寿命化でもっともっと延ばしていこうとされています。その方針に間違いはないと思うんですけどね。そんな20年先、30年先って、ここにおる皆さんおられますか。仕事としておられるかどうか危ないですけど、私ももう本当にこの世にいるかどうか危ないかと本当に思いますわ。そんな無責任な、20年、30年、40年先に

ね。ほかのまたお金かかることが起こっているかもしれませんやんか。

小学校についても書いてありますが、これもっと私、問題だと思います。もともとあった小学校自校方式の堅持すら危ういものになっています。自校方式を原則とした中で、中学校給食を含めた全体的な整備について検討すると書いてあるんですね。先ほどのすっきりとした自校方式というのは全然違うんです。こんな大事な、こんな大きな方向転換を中学校の給食のこの計画にこそっと入れ込んで、ちゃんと皆さんとも検討もせず、皆さんの声も聞かずこれを決めてしまうということが、私は本当に、文章力もさながらですけどね。ずさんで不誠実と言わざるを得ません。

教育委員会定例会での委員の発言には、自校方式やセンター方式での給食に対する評価する声もありました。傍聴させていただきました。ここの方向性がしっかり定まってからの計画じゃないんでしょうか。食育の生きた教科書として、どんなものがよいのか、もっと熟慮して検討し直すべきではありませんか、この1点についてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

この中学校の全員喫食制給食の考え方というものですけれども、これはこれまでもご答弁を申し上げてきているところがございますけれども、全員が同じものを食べる、いわゆる同じ学校、同じクラスの中で同じものを食べている、この全員喫食制給食の早期実現というところが教育的にも非常に重要なものであるという考え方の中で進めてきたというものでございます。

その中で一つの結論といたしまして、中長期的な教育課題等を検討しつつ、この給食施設整備ということにとらわれずに、今回の外部委託によります食缶搬入方式というものを導入に至ったというものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

考え直すべきじゃないですかという質問だったんですけど、それに対する答えはありませんでした。こういうふうに決めましたというお答えでしたね。

この方向性というのは大きな影響がありますよ。亀山市の教育のレベルがはかられます。どれだけ子供を大事にしているかもはかられます。ぜひ再考を求めたいと思います。

次に行きます。

調理や配送ばかりでなくて、この給食センターを建てることなく調理や配送の全てを民間に委託するというこの方法ですけどね。この方法によるリスクはいかがですかという質問項目を上げました。リスクやデメリットですね。

たしか、この食缶で食事を運ぶだけで建物は建てないやり方はどうかという一般質問を草川議員がされたとき、時の服部教育長の答弁でしたけれども、あのときは、そんな何もかも民間に任せたら大変お金がかかってくると、ちょっと考えられやんみたいな言い方をしていたと思うんですね。そのお金のことを言うてはりましたね。確かに、先ほど櫻井議員もこれ1年間にどれだけかかるんやということ言うてはりました。1億何千万かかるこの委託料を10年続け、20年続け、30

年続けたら、それだけあったらセンター建ちますわ。そんなもん先送り、先送りしておる間に周りの状況が悪くなることもあるかも知れないのに、その意味が分かりません。

私は、でもこの服部教育長の心配も確かにそうだと思いますが、私が考えるリスクやデメリットは、感覚としてはまず合併して19年になろうとしているのに、同じ市でありながらまだ格差が続くことです。一番高い給食がデリバリーです。そして、これはお金だけじゃなくて中身が違ってくるんですね。学校給食において給食施設が近くにあるのかどうか、直営と民間委託の違い、これが及ぼす格差はとても大きいものになります。給食の内容についても、幾ら同じ給食を食べると言ってもね、同じコロッケでも作ってから生徒に届くまでの時間、調理時間を考えると中身全然違ってきます。時間がかかると、味だけではなく食中毒の危険性さえ出てまいります。

資料3を出してください。

これもちょっと字が詰んでおって見にくいんですけども、これは今デリバリー給食と言っていますが、お弁当のデリバリーが桑名のオーケーズデリカから出発して、調理を終了して積み込んで出発して、そして学校へ届いて学校の配膳室でいろいろ準備をして生徒たちに配られて、そして給食が終わるまでのタイムスケジュールです。

朝9時にはもう桑名のオーケーズデリカではお弁当の調理は終了しています。そこから仕分して積み込んで10時5分に出発をして、それぞれあったかい、保温カートと書いてありますけれども、あったかいものはあったかく、冷たいものは冷たく、そのところはきちんとしてもらっているようです。そして10時45分に、あるいは中部中学校には10時55分に学校に到着して、配膳室で準備をして、12時過ぎに学校長が検食をして、そして準備をして12時40分から給食が開始、食べ終わるのが13時5分です。給食時間は25分しかないんですね。この25分の間に教室からば一っと走ってお弁当を取りに行つて、家からの弁当の子とデリバリーの弁当の子と一緒にいただきますをするそうですので、その準備を待っていると言うてましたが、なかなか短い時間で大変だと思います。私、最近は何聞いていませんけど、以前はなかなか取りに行つても、うまいこと給食がまだ準備できていなかったりして時間がかかったこともあったと聞いています。

この9時から13時5分という長い時間がかかっているということが、今作ってから2時間以内に喫食ということが学校給食法でもうたわれているんですけども、ここはちょっと問題じゃないかなと思うんですね。なぜこれを今、新しい計画案を出してきたかという、新しい計画で2時間喫食できると、努めると書いてあるんですね。その食缶で運ぶ給食を聞き取った会社は、ここで同じ会社のオーケーズデリカだと言っていました。そこをもう一遍確認しますが、その確認とともに、この2時間ルールが守られていないということについてどうお考えなのか、計画についてはどのように解決していくと検討したのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、現行のデリバリー給食におきましては、先ほどもおっしゃっていただきましたが、保温カートを使用した配送により、温かいものは65度以上、冷たいものは10度以下で、喫食まで適切な温度管理を行い、食の安全を確保しているというところでございます。

この食缶搬入方式におきましては、これは調理場所がどこによるかによってもこの配送時間等も

変わってまいりますので、そこはまだ現時点でどれくらい時間がかかるのかということについてはまだ確定していない部分もあろうかと思えますけれども、保温食缶を使用した配送により学校給食の衛生管理基準に準拠し、及び大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく適切な温度管理を行い、食の安全を確保したいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

準拠するんでしょう、準拠できていませんやん。この保温の食缶に入れることを想定して2時間ルールなんです。保温に入れたらもう2時間がパスできるとかそんなことじゃないんです。しかも、これ調理終了からということで時間を取っていますけど、本当に厳しいこと言うたら火を止めたところからですよ。今、小学校の給食、何時に火を入れておられると思います。そんなね、こんなことじゃないですよ。朝10時半以前に火を入れることはないと言っています。それはその2時間以内の間に一生懸命それまでに準備して頑張って作って、できるだけ出来たての温かいものを、安全で安心なものを作るというすさまじい努力をされているからですよ。だからおいしいんですよ。準拠すると言うんやったら、この9時から13時というこの時間をどう思うんですか。弁当箱が食缶に変わったらそれがもう1時間に減るんですかね。

学校給食法も大量調理の管理マニュアルも同じですよ。2時間ルールは同じです。2時間は書いてあります。そしてオーストラリア・ニュージーランドの食品基準機関の指針では、2時間4時間ルールと言いますよ、4時間たったら捨てること。もうこれぎりぎりですよ。何かの加減でこれ、もう4時間かかってきますよ、食べていたら。こんなことで、できますできますと言うても、もともとこの方針をひっくり返すぐらいですから、一体何を信じていいのか分からないという状況ですね。

やっぱりこれは新しい給食の改善も、これはちゃんとした2時間というのをしてもらおうの大事ですよ、現在のデリバリーのお弁当についても改善を求めたいと思いますが、ご見解をお願いします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど申し上げましたように、適切な温度管理、それからまた異物混入でありますとか食の変化等に対する配慮というものも十分考えながら、またこれからのそのデリバリーにつきましては常に改善を図っておるとい、質のものも含めて味や質、こういったものも含めて改善を図ってきたところでございますので、引き続きどういったことが可能かということはきちっと検討していきたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

引き続きということは、今までと一緒のような努力ということでしょう。めちゃくちゃすごいことやってもらわんと、これ縮まらないと思えますよ。9時から13時。時間短縮を図るための努力

をやっぱりこれは民間だからできないんですよ。正直申し上げて。直営だったらこんなことにはなりませんわ、指導できませんもん。後で言いますわ。これ本当に違法だと思いますので、ぜひとも改善を求めたいと思います。

食の安心・安全の懸念の材料はこれだけではありません。民間の事業者は市の直営と違ってどうしてももうけを追求するものです。それが悪いとは言いません。しかし、そのため何が削られるのかということは疑問です。人であれば安全性に影響が出ます。市は、直接雇用状態について、その民間の雇用状態について、あるいは研修、どんなことをしているか、労働内容はどうかということ、手を出すことができません。市や県の栄養管理士が委託会社の給食現場に入って給食作業を指導することは、職業安定法第44条及び施行規則第4条に違反する行為です。今本当に丁寧な給食がされていますけれども、一々記録取って、何時何分に火を入れて何時何分に火を落として、冷たいものは何時何分にどれぐらいかかって何度まで下げたかという、もう本当に丁寧な記録を取りながらやってもらっていますよ。だから安心なんですけど、そんなんやっているかどうかで、そう見に行けませんよね。直接指導もできません。こういうことに対する不安があるんですけども、ご見解を伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

給食の質、これはある意味ではその食そのもの、それからまたそこで従事される方ということにもなるかというふうに思っております。

この業者選定の際に、まず委託業者におきます調理技術でありますとか、さらにその献立提供に係る創意工夫などの確認を行っていく中で、調理技術という中で一定の研修でありますとかそういったことなどは求めていくということになるかと思っております。

これはただ、あくまでも事業者の主体的にやるものであるというふうに認識をしておりますので、私どもはそういったものが適切に行われているかどうかということ、査察でありますとかそういった機会を捉えて、また必要があれば改善を図っていくということになるかと考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

文科省にちょっと確認しましたが、要するに民間の給食施設を使う場合の査察ですとか指導とかということについて聞きましたけれども、民間でしたら私どもでその人件費を見ることはできませんと。自前で栄養士などなんと雇って、それできちっと見てくださいということ言われましたわ。非常に、靴の上の何かかくみたいな、本当に難しいことなんだと思います。

続いて、資料4を出していただきたいと思います。

平成30年には学校給食法が、学校給食でさらなる食育を進めてほしいということで改正されました。目的もいっぱいになりました。今回これ資料に出したのは、学校給食法ではなくて、農水省がやっています第4次食育推進基本計画、基本が抜けています、食育推進基本計画ですね。これの中の様々多岐にわたるんですけど、学校給食に関連する項目の一部です。この計画が3次から4次に変ったときのポイントも食育なんです。

文科省令で、これ地場産物の使用割合、令和元年度の全国平均は52.7%、これ多分金額ベースですね、52.7%でした。これを令和7年度には90%以上にしようといひます。国産食材の使用割合は令和元年度平均が87%でありましたところを90%以上にしよう、これも金額ベースになっていると思いますが、こういう目標を掲げておられます。

自校方式や市内のセンター方式、これと民間調理委託のあなた方が今考えられている給食、どちらが地場産物をたくさん使えると思いますか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

現行の自校方式になどにおきます地場産率などと比べますと、このセンター方式、これはもう今回私どもが考えているもの、それからこの外部委託も含めてでございますけれども、特に民間を導入しているというところにおきましては、地場産の率というものは決して高くなるものではないというふうに考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

そうなんです。当たり前ですね。この間も話が出ましたけど、亀山の皆さんがお米を寄附してくれたり大根を寄附してくれたり、給食に使ってとって大事に作って出してくれたお野菜やお米も、ここの新しい給食では使えないでしょう。いつまでも給食ができやんと、やっとな遅がけに給食ができたのに、世の中の流れの食育の高い、いい給食を目指すんじゃなくて、より低いほうを目指すというのはどういうことなんでしょうか。

先ほど上げた2点以外にも、栄養管理士による地場産物の食育の回数を月に12回にするとか、そういう目標もあるんですけど、やっぱり地産地消で給食で地元とつながる、地元の産業を知るとか、そういう食育がすごく求められているんです。そんな中で、あなた方の考えられた給食が適しているのかどうかということをごひとも考え直していただきたいと思ひます。

ほかにもたくさんリスクあるんですけど、次の質問に移ります。

現在のデリバリー、この計画とこの今後の食缶方式のデリバリーのこの違いというのを見ていきたいんですけど、その前に資料5を出していただきたいんです。

あなた方がいつもいつも枕言葉に、全員喫食制、全員喫食制というんです。私、今まで一般質問でも言うたことがあります。給食言うたら全員食べるに決まっておるんやで全員喫食制と言わんでもええのんと違うのと聞きましたら、デリバリーは全員じゃないから、違いが分かるために全員喫食制と言うんやと言っはりましたけど、ここに学校給食実施基準あります。1条の抜粋です。学校給食は、これを実施する学校においては、当該学校に在学する全ての児童または生徒に対し実施されるものとするあります。

あなた方がデリバリーを給食と名づけるのは、私はこれ誤っていると思ひんですが、いかがですか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

少し定義というお話になってこようかと思っております。

今、小学校それから関学校給食センター、これらにおきましては全員が同じものを食べているという全員喫食制になろうかと思えます。

このデリバリー給食につきましては、このデリバリーのもの、それからご自宅などから持ってこられるお弁当など、こういったものの選択制になっているというところでございます。このデリバリーにつきましては、これも一応その食材として主菜、そして副菜、そして牛乳という形のもの、がそろうという形で、定義上は一応給食ということと、それから希望すれば喫食することができるということで、その考え方の中では給食という位置づけも可能であるという考え方でいるところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

勝手に位置づけないでほしいんですけども、牛乳もデリバリーの業者からはついてきていませんので、ミルク給食としてまた別で集金をして出していますよね。最初は80本か90本ぐらしか出ていなかったですけども、やっぱりミルク給食がついていないと給食じゃないということで今たくさん出されていますけど、それでも100%じゃないですね。体の事情で飲めない人がいるのはいいんですけども、ちゃんと用意しないのはいけないと思いますし、この全員が食べていないものを給食、給食と言ってごまかして、今回の食缶が全員が食べるから給食でしょうというのは、私は言葉の本当にマジックだ、不誠実な言葉の使い方だと思っています。当たり前なんです。全員が食べるのは。

これは私、今のデリバリーを導入するときに、前の前の前の伊東教育長、男の方の伊東教育長に申し上げたことがあります。学校給食法に照らして、このデリバリーって何なんですかと言うたら、やっぱり学校給食法に照らしたら全員食べるものではないので駄目だと思いますということは言われましたよ。不十分だということはちゃんと認識しておられました。でも、将来的には給食をしたから当座、当座させてくださいみたいな言い方でした。この当座が十何年になったんです。同じせりふです。今回、いつかはセンターを建てる、早くするために食缶。何十年かかるんですか。早くやってください。ぜひとも再考していただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

市の農業と学校給食との関わりについて伺いたいと思えます。

これも見ていただいたら分かるんですけど、最終的に学校給食との関わりについて伺いますけれども、市の農政から見ていきたいと思えます。

現在の市の農業の状況について、私たち、この前「希望の給食」という映画を見たんですけども、本当に農業と給食というのがつながることによって、農業もすばらくなるし給食も守られるという、そういうすばらしい事例を見させていただいたんですけどね。今、亀山の農業の状況はどのような状況にあるのか、お伺いしたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

現在の農業の状況ということでございますので、市内の農家数であったり経営耕地面積、こういったものの推移をちょっとご答弁させていただきます。

本市における農家数や経営耕地面積につきましては、農林水産省が5年間隔で調査しております農林業センサスにより把握しております。まず、本市の農家数でございますが、平成22年は1,878戸、令和2年は1,113戸となっており、比較いたしますと10年間で765戸の農家が減少しております。

また、経営耕地面積につきましては、平成22年は1,278ヘクタール、令和2年は815ヘクタールとなっており、比較いたしますと463ヘクタールの減少となっております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

やはりすごい、農家をする人が減っている、農地も減っていると状況をお伺いしました。

映画を見たときも、農業をされている方から、給食も本当に大事だし、いいものを食べてもらいたいんですけど、実は皆さん普通に食べるものも、もう作る人がなくなっていますよというお話がありました。まさにそういうことだと思います。

それでは、食料自給率が日本は低いという話がありますがすけれども、実際三重県としてもあるんですね。亀山市があるんかどうか分かりませんが、食料自給率という点で今どういう状況なのか、経緯も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

食料自給率は食料供給に対する食料の生産の割合を示す指標でございます。本市の食料自給率につきましては把握してございませんが、国や県におきましては、食料の生産及び消費の動向を把握するために、カロリーベースと生産額ベースの食料自給率を毎年公表しております。

国のカロリーベース食料自給率につきましては、平成25年度は39%、令和3年度は38%、比較いたしますと1%の減少となっております。また、生産額ベース食料自給率につきましては、平成25年度は66%、令和3年度は63%、比較いたしますと3%の減少となっております。

一方、県のカロリーベース食料自給率につきましては、平成25年度は43%、令和2年度は38%、比較いたしますと5%の減少となっております。また、生産額ベース食料自給率につきましては、平成25年度は69%、令和2年度は60%、比較いたしますと9%の減少となっております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

経年では1%とか少しずつしか減っていないように見えますけれども、もともと諸外国と比べてむちゃくちゃ低いという状況もありますし、もし外国からのものが断たれたときに、このままではあり得ない。今、飼料や種やいろんなものが外国に頼っている。肥料もそうですよね。中で、本当

に今のカロリーベースが保てるかということ、もう10%ぐらいになるんじゃないかと言われていま
す。非常に暗たんたる気持ちになるわけですがけれども、そんな中でやはり給食とつながって、
農業を守って、という動きがあります。

亀山の農政は給食とどのようにつながっておられるかを伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

本市では安心・安全な食材の提供を目指し、市としての地産地消の取組を推進するために、市内
で生産された食材を市内で消費できるシステムづくりの研究をしております。

その一環としまして、学校給食で市内生産者の方々から直接農産物を仕入れていただき、かめや
まっ子給食を実施しております。今年度のかめやまっ子給食につきましては、これまで16回実施
しており、さらに年度末までに6回の実施を予定しております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

参考までに聞きますけど、かめやまっ子給食に参加しておられる農家の数はどれぐらいですか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

農家の数というのはあれなんですけれども、特に生産者として、農業者の方で取り組まれ
ている亀の市さんとか、そういったところからの形になっております。

それから、また市内の取引業者の方からのものもございますけれども、生産者としてはそうい
った団体の方々。

（発言する者あり）

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

ちなみに亀の市さんの会員につきましては、6名の会員さんで構成されておりますので、そう
いった方々から成っています。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

亀の市さん、6名の農家さんでやっただいて。これをやはり広げていただくということが
大事なんだろうなと思います。ぜひともこの学校給食と農政とのつながりをもっともっと連携し
ていただいて、農業の皆さんを支えて応援していただきたいなあと思います。

かめやまっ子給食だけではなく、私たちもお野菜とかお魚とか買いに行くと、各学校から仕入れ
ていますので地元のものも入れていると思うんですけど、ほかにありましたら教育委員会のほうで
お願いします。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

給食の食材の調達につきましては、現在小学校及び関学校給食センターにおきましては、学校給食用物資納入業者との協定に基づき、野菜などの農産物は可能な限り亀山市内産または近隣市町及び三重県産内の納入を図ることとしております。主に、お米、それから大豆、お茶などの市内産の農産物の使用に努めているところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

それぞれの八百屋さんやお魚屋さん、お肉屋さんね。できるだけ亀山のものを、なかったら三重県のものというふうに少しずつ広げながら、地産地消をそれぞれも進めていただいているということ伺います。ぜひとも広げていただきたいと思っています。

最後に、市長にお聞きしたいんですね。

今日は農業との関係でちょっと伺ってきました。農業がどんどん衰退しているという現状、これは学校給食としっかりとつながって農業を支えていくべきではないかと思うんですね。そこについてはどう思われますか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私、就任をさせていただいて14年少々になりますが、かめやまっ子給食のお話もありましたけれど、地産地消をいかに進めていくのか、それから健康づくりと絡めて子供たちの健康を支えるような、そういう状況をつくっていかうということで、かめやまっ子給食についても、当時ゼロからスタートして、22年度からでしたけど、今22回、最高24回まで来ましたが、そういう取組を進めてきました。これは本当に流通の仕組み、生産者の協力、様々なことがありましたが今日に至っております。いわゆる地元産の食材の地産地消率はなかなか苦戦をいたしておるところでありますけれど、しかし今日そういう状況にあります。

学校給食に市内農産物を使用することによる市内の農業振興と絡めた考え方、当然そのような志向を今後も続けていきたいというふうに思っておるところであります。その決められた献立に沿ってその量の食材を使用するためには一定の規模の農業の生産が必要でありますし、これが安定して1年間通じてということになりますと、それも学校給食用に低価格でという制限も入っておりますのでその中で最善、どのように作っていくのかということが大きな課題であります。

ただ、今後におきましても、学校給食への活用を続けていくことによりまして、地産地消や食の安全に対するこの理解を深めて、市内農業の振興をしっかりと図っていくということが大事であろうと思っております。

ちょうど先ほど鈴木議員のご質問の中で、WHOの欧州の日本への健康都市連合の視察の話で、フランスのレンヌ市のお話をさせていただきました。やっぱりその食と軽度不調との関係の中で、いかに食と農業をつなげていくのか、これが非常に大きな健康都市づくりのキーワードということでお話を伺ったところであります。

本市におきましても、そこは十分活用できるところであろうというふうに思っておりますので、

食と農業の関係につきましてしっかりリンクさせていくということは、今後の大きな政策テーマ、課題の一つというふうに認識をいたしております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

この問題については市長と同感や、私も同感やと。一緒ですね。考えはね。ということであれば、やはりこの今回の給食、新しく出ている計画については、市長がやっぱり雇用もきちっと調達できる、農業も守れるという意味では教育委員会だけに任せておっていい問題じゃないんですね、給食というのは。もう人づくり、まちづくりになるんですよ。ですから、そういう意味でやっぱり市長としても責任を持って、どういう給食がいいのかというのをやはり物申していくべきではないかと思うんです。

今、私たちがこの前、給食のイベントをしたら、子供たちと調理員さんとの交流にも私、感動しました。入学おめでとう、卒業おめでとう、おいしいかどうか顔を見に来たよと調理員さんが見に来てくれるときもある。おいしかったで作り方教えてというときもある。そんな関わりの中で子供たちは育っています。そうやって育ってきた子に同じような給食食べさせたいなあ、食べてもらいたいなあというのが素朴な私たちの願いなんです。しかも、今どんどん農業が衰退して、私たちが食べるものをお金出しても買えない時代が来るかもしれない。そんなときにしっかりと農業の皆さんにやってもらうためには、これだけではいけませんよ。いろんなほかの手だてが要りますけれども、やはりここで給食とつなげていく、そのためにいい給食をするというのは市長の責任じゃないでしょうか。そこのところについてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然亀山市としては、子供たちの豊かな教育の環境、それから健康づくり、当然大事な政策課題でございますので、これは本市の総合計画の中でもしっかり明示をさせていただいておりますが、この給食の話以外も含めて、やっぱり様々な施策を動員していくということが大事であろうと思っておりますので、そういう中で最善の努力をさせていただくことでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

給食の話をしているので、給食以外の様々な努力を私は聞きたくないんですね。ぜひとも給食についてしっかりと取り組むことで、子供たちも守り、農業も守り、人も守ってくださいというお話です。量が確保できないとか、そんなの日本中の課題、みんなそれを乗り越えてやっているんです。だから給食法も変わり食育基本法も変わっているんですよ。ですから、それは一緒になって変えましょうよ。このまちを、本当にそうやってみんなが安心してものが食べられる、そういう市にしましょうよ。子供を育てたい市にしましょうよという提案です。どうかよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次にお諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森 美和子君)

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日8日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後 3時43分 散会)

令和5年12月8日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

令和5年12月8日（金）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（17名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
18番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（1名）

17番 小坂直親君

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	市民文化部長	辻村俊孝君
健康福祉部長	小林恵太君	産業環境部長	富田真左哉君
建設部長	松田昇君	上下水道部長	田中直樹君
危機管理監	木田博人君	健康福祉部次長	小坂みゆき君
総務財政部参事	杉本良則君	市民文化部参事	櫻井伸仁君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	豊田達也君
教育長	中原博君	教育部長	亀山隆君
代表監査委員	国分純君	選挙管理委員会事務局長	豊田昌子君

●事務局職員

議 会 事 務 局 長 渡 邊 靖 文 書 記 新 山 さお り
書 記 西 口 幸 伸 書 記 山 北 康 仁

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、松村市民文化部長及び高嶋監査委員事務局長は、都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますのでご了承願います。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

14番 岡本公秀議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

それでは、通告に従い一般質問のほうをさせていただきます。

今回の一般質問は、健康都市政策についてという内容でございます。

去る10月7日に、亀山の健康都市大学のオープニングセレモニーが文化会館で大々的に挙行をされました。いろいろな健康診断のブースが出ていまして、握力とか、足指力ってあるんですね。片足立ち、骨の強度、血液中の老化物質の測定とか、血管年齢、脳年齢といった今まで聞いたことのあるような内容、初めての内容とかいろんなところが出ていまして、私ずうっと回ってきましたんですけども、こういう各種検査というのは日常的に受けることがなかなかできないもので、こういった機会にしか受けることができないことも多々あるわけですが、あなたの成績は年齢に比べていいとか悪いとか、そういう結果が出るわけですけども、やはりよい成績が出るとうれしいものなんですよ。

そこで、まず亀山市の健康都市大学創設の目的を、説明をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

14番 岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

おはようございます。

かめやま健康都市大学は、WHOが提唱します健康都市の実現に向け、市民のヘルスリテラシーの向上を図るため、健康に関する知識の習得と実践の場として創設をしたものでございます。

その実施内容につきましては、健康都市コースを必須のコースとしまして、健康、食、運動の3つの選択コースから希望のコースを選択していただき、それぞれのシリーズ講座を受講していただいた上、修了者には修了認定を行うこととしてございます。修了者の活躍の場づくりのため、希望

者の方に登録いただく健都サポーター制度というものを準備し、様々な活動のサポートをしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

当日頂いたパンフレットを見ても、いろんなコース、3つのコースとさっきおっしゃっていましたが、自分の好きなコースを選んで、その講義を受けたり、また現実に体を動かしたり、そういうことができるわけで、もちろん参加者募集というのも、もうそのときには既に参加者が決まっておったような感じですが、このいろいろな講座の滑り出しの応募の状況はどういうものであったか、ご説明ください。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

各講座の滑り出しというところでございます。事前に広報等で募集をさせていただきまして、3つの選択コースでございますが、健康と食と運動という3つのコースに、それぞれ定員としては当初50名という形で、合わせて150名の方に受講いただく計画をしておりまして、健康コースにつきましては82名、それから食コースにつきましては57名、運動コースにつきましては2コースありますが、合わせて72名、計211名という登録をいただきまして、順調な滑り出しというふうな形で認識しておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そうですね。こういうふうな事業というのは、やはり滑り出しというので今後の状況は推しはかれるような面もありますので、今回例えば定員から外れた人はまた次回に応募していただくとか、そういうふうにして、応募者がいないというようなことではあかんし、もしも応募の少ない講座があったら、それはちょっと内容を考えると、そういうふうにしてやっていただいたら市民の健康にかなり寄与するのではなかろうかと考えます。

そこで、パンフレットには載っていなかったんですけども、かめやま健康都市大学の運営協議会というのがございまして、その運営協議会でいろんなことを決めていかれると思うんですが、その運営協議会に関して伺いたします。どういったメンバーで、どういうことをこれからご相談しようかということですね。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

かめやま健康都市大学運営協議会につきましては、かめやま健康都市大学の適正かつ効果的な運営を図るため、かめやま健康都市大学運営要綱に基づき設置をするものでございます。また、協議会の組織等につきましては、市長が委嘱または任命する委員10人以内で組織をし、委員構成としましては、かめやま健康都市大学の学長をはじめ、学識経験者、それから副市長、地域医療統括官、

その他市長が必要と認める者により構成をすることとしてございます。その役割としましては、健康都市大学の運営に関する基本的な方針の検討及び調整を主な所掌事務として、このほか健康都市大学の運営に関することについてご協議をいただくことを想定してございます。こうした運営協議会でのご議論等を踏まえ、将来的なかめやま健康都市大学の発展、成長につなげてまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

このかめやま健康都市大学は、滑り出しは僕は上々だと思うんですね。ただ、長続きして、少しでも亀山市民の健康状態をよいレベルで維持するためには、やはり長いこと続けていただかなあかんと思っていますので、こういう運営協議会の方にはやはりいろんな角度から考えて、その内容を切磋琢磨するといえますか、それをお願いしたいと思います。

そして、この健康都市という政策ですね。この政策という、なかなか健康都市という政策と言われても、物を作るとか道路を直すとか、そういう意味じゃないので、なかなか難しい面があると思うんですね。他人の人間の内面にまで入っていく面もあるから。そういった政策の効果について、市当局はどのように考えているか。その効果を評価するというのも、実際にできるかできんかということも考えなあかんのですが、一応やる以上は、その効果があったなかったかという評価の問題も絡んでくるわけですが、この政策の効果についてどのようにお考えでありますか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

本市は、WHOの提唱します健康を都市の機能の全てで守るという健康都市の考え方に賛同しまして、平成20年度から健康都市連合に加盟をいたし、以来、健康都市の推進に努めてまいりました。一方、WHOの提唱します健康都市の考え方につきましては、一般的に言う健康の定義をより幅広く捉えておりますことから、市民の方にご理解をいただくことが少し難しい面もございまして、市民への浸透はまだまだこれからであると考えてございます。

そういった課題解消を図るためにも、昨年度、健康福祉部内に健康政策課を配置し、健康都市政策の推進部門の明確化を図り、本年度から、かめやま健康都市大学の設置や健康マイレージアプリの運用を開始するなど、健康都市の推進に努めているところでございます。健康都市の実現に向けては、こうした取組を継続的に行うことが重要と考えておりますことから、引き続き健康都市の考え方を基軸としながら、健康を幅広く捉えた事業実施に努めてまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

健康というものを、肉体的なフィジカルな面も当然あるわけですが、精神的な面の健康というのも当然あるわけですが、それは人間の内面に踏み込むようなこともあって、なかなか難しい面があると思うんですね。

だけど、今、肉体的な面の健康というのはいろいろデータを取って、病人が何人おるとか、医療

費が幾らかかるとか、そういうのから分かることが多いんですけども、こういう健康都市にずうっと入っておるわけですが、市長は今度支部長になっていろいろ活躍をしていただくわけですが、個人の内面と関わってくるメンタルな面での健康ということに関して、何かこうしたら効果があるんじゃないだろうかとか、そういったことを考えたことはありますか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

先ほども答弁させていただきましたが、健康というのは非常に幅広いところまで覆うわけですが、当然議員おっしゃっていただきましたフィジカルな面、肉体的な健康を維持するということも大切でございますし、当然心理的な部分で、不安でありますとか、いろんな悩み事がある場合に健康が保てるのかということとそうではないということからすれば肉体的な健康も当然ですし、精神的な健全であるということが全ての健康につながるというふうな考え方を持っております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

個人レベルの話はそういうことが多いんですけども、この健康都市という概念を、例えば生身の人間に当てはめるんじゃないくて、亀山市という一つの市を有機体と見て、生き物じゃないんですけど、亀山市という市を一つの有機体と見て、市全体の健康というのが何と説明してええのか、僕もちょっと言いにくいんですけども、そういうふうな都市機能を有する一つの有機体と見て、その健康ということは、今回の健康都市という、ただ健康都市はそこに属する個人個人の話だけだというふうな定義ではないかと思うんですけども、そういった市全体を一つのものとして見て、その状況を判断するという考えはどんなものですかね。何か考えたことありますか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

WHOが提唱する健康都市という考え方につきましては、個人の健康も含めて、都市機能全体が健康であるという考え方でございますので、議員からご説明いただきました個人の健康も大事でございますけれども、それを含めて都市機能全体が健康であることが各市民の健康につながるというところでございますので、市の行いますこの健康政策というのは、都市機能も含めて市全体が健康になるという考え方で進めさせていただいております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

都市機能も含めて健康というのは、なかなか概念としてぴんとこん面もあるんですけどね。だけど、市全体の機能というのは、やはり市民にとっては大切なものですからね。例えば公共交通がまるっきり駄目で、周辺部分がどんどん人がいなくなって消滅するというようなことを人間の生身の体に例えると、指とか足の先が血が流れやんと壊死するとか、そういうふうな例えてええものか悪いものか分からんですけども、そういうふうな都市機能全体を維持するというのはいろんな分野

が絡んでくるわけですが、そういうことは庁内で、各分野でそういったことを話し合うとか、そういったことを考えたことありますか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

総合計画の一番先頭には、緑の健都かめやまの実現を目指すという目標も掲げておるところで、その重点プロジェクトの中にも、健都さぷり+（プラス）プロジェクトというもので各部署が課題を持ち寄っているような検討を進めておるところでございますので、基本的には全庁を挙げてこの取組を進めておるという認識でございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

答弁にもありましたように、こういうふうな健康都市とか、こういうイメージだから健康福祉部門だけでやっておりゃええのやというふうな取り方じゃなくて、全庁的にやってくれると。それは、私は非常にすばらしいことじゃないかと思うんですね。

そこで、個々人の健康と集団としての市民全体の健康との関連というのものもあるわけですが、それに関して亀山市はどう捉えているのか。また、亀山地域を一つの、全体を見ると、例えば昔よくあったような特定の疾患への罹患率が高いとか、特定の原因による死亡率が高いとか、これはよその自治体に比べて明らかに有意差があるとか、そういうことはどうですか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

まず1つ目のご質問の、個人と集団の健康をどう捉えるのかというところでございます。

まず、自分自身の健康を守るという観点では、個人が自身の健康のみを追求し、栄養面に配慮した食生活を送ることや健康づくりのために運動することや、日頃から感染症の予防に留意することは大切なこととございます。一方、こうしたことの積み重なりだけでは、必ずしも集団といえますか、地域全体が健康になるというものではないものとも考えられます。

例えば感染症対策の面から見ますと、個人の感染予防はもちろん大切でございますが、自分自身の免疫力を保持していても、そのご家族や地域で感染症が流行しているような場合は、自身の感染リスクも当然高まることとなります。新型コロナ禍におきましても、多くの方が感染リスクへのおそれから、地域や学校での行事が縮小されたことや多くの交流機会が失われ、地域コミュニティのつながりや絆も薄れてしまうなど、地域社会の健康も損ねてしまった経緯がございます。こうした経験を踏まえた上でも、人の健康をはじめ、社会、環境、地域コミュニティなど、都市機能全体としての健康を支えることができる健康都市の考え方が重要と考えるところでございます。

それから、亀山特有の疾患とか罹患傾向はどうかというようなご質問かと思いますが、亀山市における疾病の状況でありますとか、死亡原因などの統計的な把握につきましては、鈴鹿保健所において集約がなされておりまして、毎年度保健所年報や、それを県全体で集約をしました「みえの健康指標」として公表をされているところでございます。

令和4年度版のみえの健康指標を見ますと、三重県と全国の比較では、死亡率において男女ともに肝疾患が全国に比べて低くなってございます。また亀山市と三重県の比較では、男性の糖尿病は亀山市がやや高く、女性の肝疾患は低くなってございます。また、がんにつきましては、男性の前立腺がん、女性の子宮がんや肝がんなどが三重県に比べて低くなってございます。しかしながら、単年度の特徴だけでは、そういった市の特性把握というのはなかなか難しい面もございます。そうしたことを踏まえますと、亀山市におきましては、疾病や死亡要因などの面で、他の地域に比べて著しく大きな特徴や傾向の見られる面はないものと考えてございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

私も、やはり個々人でいろいろ自分の健康のためにいろいろトレーニングやったり、食べるものに気をつけたり、そういう方はたくさんおられますね。たばこも吸わん、酒も飲まんというふうな方がおられるわけで、それは自由にやってもらってええわけですけども、個人の健康維持のための個人レベルのことに集団としてのことを考えるとなかなか難しく、個人の自分だけの健康追求だけでは、なかなかそれを成し遂げるのは難しいと思うんですね。というのは、集団としての一つの傾向があるわけですね、地域で。それにあらがって自分は自分の健康を追求するというでも、実際できるんかという話もあるわけです。

というのは、例えば東北地方では以前脳卒中の死亡が多かったですね。あれはなぜかという、塩辛い漬物とか、ああいうのをたくさん食べて塩分の取り過ぎで、その結果、脳卒中が多いという傾向があったわけですね。また、あの辺は米がおいしいから、漬物とお米で幾らでもご飯が食べられるというような感じで、そういうふうな傾向があって、そういう地域におると、自分だけ塩分取るのをやめようとかいうでもなかなか現実問題は難しいと思うんですよ。

また、戦前は日本の国の経済レベルも低かったですね。そのときは結核という病気が、肺結核がかなり蔓延したと。だけど、戦前日本が貧しかった。これは全体をならして貧しかったわけであって、やはりよく見ると、個々人を見るとお金持ちもようけおったわけですよ。だけど、それなら戦前、結核が蔓延した時代にお金持ちの子供は結核にならんだかと、そうでもないんですよ。結構ええところのぼんぼんでもなっておるんですよ。お金持ちの家庭の子供やから、そんなにまずいものも食べておらへんと思うし、そこそこのものを食べておったと思っても、やはり社会全体に結核が蔓延すると、その構成員の人はやはりそういう影響を受けるということが僕はあると思うんですね。

個人の健康と集団としての健康を言うておると、どっちが優先するかなんていうと、鶏が先か卵が先かという議論になってしまうんですけども、私は、個人レベルでやる人はやるけれども、やはり行政が旗振って、地域全体として一つの健康レベルといいますか、例えば以前あったように、塩分の取り過ぎは駄目よ、1日3グラムとか、そういうふうなことをキャンペーン打つとか、そういうことをやはり行政がやっていただくと。健康のためにそういう努力をしていただくのは、僕は大切なことだと思うんですけども、いかが考えますか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

まず、食というところの観点からいいますと、当然非常に重要なところでございますので、市としましてはヘルスケアフード協会とも協定を結ばせていただいて、過去には機能性弁当というような取組もさせていただきました。各民間の企業のほうも、今の現在の食文化については栄養面でいろんな工夫をしていくという取組もされておるところに協調して、行政と共に何かできないかというところで取組を始めているところでございます。

そういったところで食の対応もしていきつつ、健康都市大学におきましては、先ほども答弁させていただきましたが、健都サポーターを修了者で育てていくというところで、個人の健都サポーターさんが地域に戻っていただいて、そのご家族でありますとか、地域の方に健康の取組を広めていただくと、それは個人の取組を地域へ広げていただくと、これは個人の取組を地域へ広げていただくという構成で事業を進めたいと考えてございますので、そういうところから対応を市としては図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そういった健康都市大学の卒業生、そういった方が地域に行って、自分のところの家庭の中とか、自分の周辺とか、そういうところにやはり啓発的なことをやっていただくと。それは非常に身近であり、結構効果があると思うんですね。そういうふうなことをできるだけやっていただくと、少なくとも自分のところの家族だけは元気で健康におれるように、そういうことをやってもらったら、ちょっと時間がかかることかもしれませんが、かなり亀山市の健康状態、市民全体としてのそれはよくなると私は考えておって、楽しみにしております。

それで最後に、緑の健都とずうっと前からスローガンで言われていますが、緑の健都の将来像をイメージするとどういったものであるのか、そういったことをまたご説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

本市が進める健康都市政策は、今議員ご所見のように、個人の健康を個人の責任として捉えるのではなくて、そのまち全体の風土とか、あるいは制度とか、そういう機能でもって、やっぱり暮らしやすさとか健康長寿社会をつくっていかうという考え方でありまして。

同時に、健康という概念の中に、一昨日でしたか、鈴木議員の欧州からのご視察の折のご紹介の過程で、例えば健康政策そのものだけではなくて、例えば緑との関係、非常に私ははっと気がつきましたけれど、感じましたけれど、例えば欧州では緑地の面積とか、あるいは緑の公園の比率ということも非常に大きな指標になっておるということであります。あと、食との関係と。そういうことも含めて、やはり幅の広い概念でもって暮らしやすさ、住みやすさをつくっていかうという考え方がまさに健康都市であり、そして私どもの考える亀山市の緑の健都の創造、実現ということにつながっていると、目指そうというものでございます。

これも触れていただきましたが、例えば個人の問題と地域社会全体としての、例えば一つ、共生

社会のような健康につながるような要素として、やっぱりそれぞれの考え方とか、主義主張とか、職業とか違えども、それを相互に理解をして、そして誹謗中傷するのではなくて、それで支え合っていく、そういう風土こそやっぱり健康長寿につながるのではないか。さっきの疾病だけではなくて、心の豊かさとか、つながりを大事にするということも大事な要素であるというふうに考えております。

したがって、健康都市を追求していくWHOの概念はまさにそういう概念ですが、私どもといたしましては、亀山市としてもそういう本当に全ての市民の皆さんが健やかに、そしてまち全体として健やかな人生を過ごせるようなまちづくりを進めていこうというのが、まさに緑の健都の目指す方向でございますので、今回、健康都市の施策を様々な角度から展開しております。先ほどご指摘いただきました全庁的にいろんな分野をまたぎつつ、そういうものを重層的に展開していく中で、人が心も体も社会的にも本当に健やかに暮らせるようなまちをつくっていくと。そして、暮らしの質を高められるような水準をまちが維持していくということがまさに緑の健都の目指すところでございます。

食生活、文化、スポーツ、自然環境、社会参加とか、コミュニティの質の問題とか、こういうものがあらゆる要素が最適化できるように、本市の総合計画の中でそれらの政策を総動員してつくり上げていこうということでございまして、ウェルビーイングな緑の健都かめやまに、その先につながるのではないかと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

亀山市という5万人規模のまちですから、やっぱりこういう政策をやると、それなりの効果だと思うんですね。例えば、100万も200万もいるまちでこういうことをやってもどうかなと思うんですけども、やはり5万ぐらいの数というのは、それなりにやったらやっただけの効果はあると私は考えております。いろんな政策ですね、ただ健康福祉部門だけに任せておきゃええんだというんじゃないで、それ以外のいろんな部門を集めてきて総力をもって行うというのは、僕は肝腎な部分ではないかと思えますね。

昔から「笛吹けど踊らず」という言葉があるんですけども、こういった健康への意識が高い方、低い方、これは皆、千差万別であって、みんながみんな、こういう健康都市のいろんな行い、事業に出てきてくれるとか、どこ吹く風という人もおるわけです。当然ね。だけど、そういうふうな意識があまり持ち合わせていない市民の方もおられるわけですから、そういった方への意識の底上げといいますか、2つに極端と極端に分離してもろうてもあかんわけですから、そういったこういう意識があまり持っていない市民の方へもそれなりに働きかけを行って、意識の底上げといいますか、そのためにもやはり最初の出だしはこういうふうなことをやって、2年、3年とたつと、だんだんとやり方も変えていかなあかんと思うんですよ。そういうふうなことをやはり状況を見て、変えるべきことは変えて、もっとええものにしよう、そういうふうなことをやっていただくことをお願いいたします、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（森 美和子君）

14番 岡本公秀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時44分 再開)

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 豊田恵理議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問をいたします。

まず最初に、大災害時の初動対応について。

亀山市は、近年、市外に救援を依頼するような激甚災害を経験したことはございません。ここ数年、全国各地で毎年大きな自然災害が勃発しておりますが、亀山市では激甚災害が起きたときの初動体制や他市・他団体からの救援受入れ体制はできているのかについて聞いていきたいと思っております。

今年8月に、私は静岡県県の県社会福祉協議会、沼津市の危機管理課と社会福祉協議会、そして磐田市の危機管理課、熱海市の社会福祉協議会へ大災害時の初動対応について視察に行っていました。私の議員仲間の誘いを受けたからなんですけれども、その彼女が住む愛知県豊川市は今年の6月2日に豪雨で被災し、内水氾濫で多くの家が床上・床下浸水をしました。豊川市では、このような災害は初めてで初動が遅れ、多くの被害が出ているのに災害ボランティアセンター設置が1か月近く遅れ、後の災害復旧にかなり影響したそうです。彼女の話では静岡県の災害対応が優れているということで、静岡県内の議員仲間にも参加協力していただきまして、この視察に至りました。

静岡県は、熱海の土石流災害をはじめ、令和3年から毎年風水害が起きております。この経験を生かした初動対応で、静岡県内の自治体は今年6月の風水害にどう対応したのか。この視察では、災害ボランティアセンターの設置、災害後の被災者復旧支援の在り方、災害救助法の扱いが主な研究テーマであり、6月の台風被害で豊川同様大きな被害を受けた静岡県に行き、実際に対応に当たった職員さんたちから具体的な現場での話を聞くことができました。その視察報告も含め、今回は災害の中でも風水害における対応と限定して質問させていただきます。

まず、災害対策本部の体制について聞いていきたいと思っております。

災害対策本部の体制については、今年も台風や大雨が発生すると災害対策本部が実際に設置されておりますが、どのようなときに、どのような基準で、どのような過程を経て災害対策本部が設置されるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

10番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

風水害における災害対策本部の設置に至る過程についてでございますが、地域防災計画では3つの記載がございます。1つ目は、気象業務法に基づく暴風、暴風雪、大雨、洪水などの警報や記録的短時間大雨情報が市域に発表された場合。2つ目は、市域で火災や爆発などにより大規模な火災が発生した場合や、それらのほかにその他災害の発生により市長が必要と認める場合という規定が

されております。今回は風水害についてとのご質問でございますので、暴風や大雨警報が発表された場合に設置されることとなります。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

その災害対策本部ですけれども、この本部が立ち上がりまして、災害に関することに対しては防災安全課さんが担当だと思っておりますけれども、実際に災害対策本部が立ち上がるとなると全庁的に動くことになると思います。そのときに、防災安全課ではどのような役割を担い、どのような仕事をするのか、答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

災害対策本部における防災安全課の役割についてでございますが、災害対策本部は機能ごとに分かれた対策部対策班で構成しております。防災安全課は、危機対策部の本部班を担当してございます。本部班は災害対策本部事務局の統括事務を務め、気象情報の収集・分析、応急対策活動の実施状況についての把握、災害対策本部を運営し、本部員会議に状況報告するというのが主な役割でございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

聞き取りのときもお話を少し伺ったので、詳しく伺いましたけれども、災害対策本部が立ち上がると、様々な例えば市民部であったりとか、健康福祉部とか、防災安全課もそうですけれども、それぞれがまた対策部としていろいろ動くということで、今回防災安全課のほうは主に情報の収集や伝達、本部を動かしていくことを役割としているというふうにお聞きをしました。

では、亀山市だけでは手に負えないような大災害が起きたとき、亀山市だけでなく、国や県、そして他自治体や様々な団体の救援が必要になり、こういうときには情報伝達というのが重要になってきますが、視察に行った自治体では情報収集に手間取ったり、連携する各団体に情報が伝わらなかったり、相談窓口に関心が殺到するなど様々な問題があったそうです。

そこで、災害時の情報収集や情報の発信、こういったものはどのようにするのか、また相談窓口はどこになるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

本市の災害対策本部における各対策部の事務につきましては、地域防災計画に定めております。情報収集については各対策部で行い、その情報の集約・整理を主に危機管理対策部が行っております。情報発信につきましては、市民、報道機関などを対象として、主に広報・渉外業務を担当する総務対策部広報班が行います。また、県などの関係機関との情報連携や市民への避難情報などの伝達は危機管理対策部が行います。相談窓口につきましては、市民を対象とした相談窓口の開設・運

営につきましては市民対策部の支援班が行うことといたしております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

道路のことであつたりとか、水道のことであつたり、各部署が、災害対策本部が立ち上がると何とか対策部という形でそれぞれ情報収集をしてくれて、そこをつないでいくのが今お話あつた防災安全課ということで分かりました。

それでは、2番目に移りたいと思います。

次に、国や県、他市や様々な団体に救援を求めるような大災害時の対応、その中でも特に災害ボランティアセンターの設置やその役割について聞いていきます。災害ボランティアセンターの仕事は、主に社会福祉協議会の所管でありますので、答えられる範囲で答弁をお願いいたします。

そもそもですが、亀山市では災害ボランティアセンターを設置したことがあるのか、お答えください。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

災害ボランティアセンターに関しては、地域防災計画において健康福祉部が福祉対策部として担当しますことから、私のほうから答弁させていただきます。

災害ボランティアセンターにつきましては、災害時に被災地のボランティア活動を円滑に進めるための拠点として、近年大きな災害に見舞われたほとんどの被災地で設置をされておりますが、本市におきましては、幸いにも大規模災害がこれまでに発生してございませんので、設置されたことはないところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

災害ボランティアセンターを立ち上げるといっても、どのように災害ボランティアセンターが設置されるのか。今までないとはいうものの、また今後立ち上げることがあるかもしれませんが、その災害ボランティアセンターが立ち上がるまでの過程、そして災害ボランティアセンターの設置とは何をもって設置とするのか、答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

災害ボランティアセンターの設置につきましては、市の地域防災計画では、地震災害等発生後、災害応急対策を実施する上でその要員が不足した場合、または多数のボランティアの申込みが殺到した場合、福祉対策部が速やかに亀山市社会福祉協議会と協議をし、ボランティア調整機関としての亀山市災害ボランティアセンターの開設を、社会福祉協議会が設置しております亀山市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づき要請することとしてございます。

また、亀山市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルにおきましては、その設置判断に

ついて、市内で重大な災害が発生し非常態勢がしかれた場合、もしくは市民の被災状況を考慮し、災害救援ボランティアによる支援が必要であると認められる場合、社会福祉協議会会長は市災害対策本部の要請または三重県社会福祉協議会との協議を受けて、災害ボランティアセンターの設置を決定することとさせていただきます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

私は、この視察のつながりで災害ボランティアとして8月末に豊川市のほうに行き、浸水した家の断熱材の除去とか、床に潜る作業などを手伝ってきたんですけども、豊川市では6月2日の大雨災害で床上・床下浸水などの被害が多数出たのに、最初の見極めを誤って、災害ボランティアセンターの立ち上げが1か月近く遅れ、様々な支援が遅れ、被災者にも不利益が生じたそうです。

また、報道では豊橋市の映像ばかりが流れたこともあり、豊川へのボランティア支援が少なかったとも聞きます。災害ボランティアセンターが立ち上がると、災害ボランティアが支援にやってくる際の高速道路の利用料金も無料となります。私もこれを利用したんですけども、逆にこの災害ボランティアセンターが立ち上がらないと適用がされないため、ボランティアが集まりにくくなります。また、災害ボランティアセンターが立ち上がらないと、災害支援金の受領にも支障が出ることも聞いております。亀山市は、ボランティアセンター設置の経験がないので、外から見ても分かる形でセンターの設置をしてほしいと思います。

次に、情報発信の仕方について質問いたします。

災害ボランティアセンターを立ち上げると多くのボランティアが集まりますが、テレビ報道やホームページなどネットを通じた情報を見て、まずは問合せがあると思います。当然、亀山市も亀山市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに沿ってボランティア募集をすると思いますが、その手順について答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

災害ボランティアの方への情報発信につきましては、地域防災計画においてはボランティア及び支援に関する情報をインターネットやケーブルテレビで情報提供することとしてございます。また亀山市社会福祉協議会におきましても、ホームページ、フェイスブックやテレビ、ラジオ、新聞等への依頼などで情報提供を行うこととしてございます。

また、ボランティア募集の手順ということでございますが、ボランティアセンターの設置・運営マニュアルにおきましては、第1段階は市内から募集を求め、第2段階としては県内他市町から、それから第3段階として県外からというところで、段階に応じてホームページ等において募集するよう定めているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

熱海市の甚大な土砂災害は記憶に新しいと思いますが、あのショッキングな映像が毎日流され、

災害ボランティアセンター設置前から本当に莫大な量の問合せがたくさんあったというふうなことでした。だから、災害ボランティアセンター設置に関するホームページには、県社協も一緒に連携しながら、細心の注意を払い、まず電話が殺到するため電話番号をまず消しておいて、逐一被害状況など必要な情報を流し続け、万全の受入れ体制になってからボランティアの募集を開始したそうです。

幸いなことに、亀山市では今まで全国からボランティアを受け入れるような激甚災害は起こっておりませんが、万が一に備えるためにも、こういったシミュレーションであったりとか、ボランティアセンターを立ち上げ、募集を始める際の準備の期間などもきちんと考えて考慮していただきたいと思います。

続きまして、今回は県外まで募集するほどの激甚災害が起きたという仮定で質問をしておりますが、災害ボランティアを受け入れる体制はどうなっているのか。受付、そういったものについてはどうなっているか、答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

社会福祉協議会におきまして災害ボランティアセンターが設置をされますと、ボランティアの募集、それから被災者からのニーズとのマッチング、活動調整などの体制を整えることとなっており、大規模災害時にこのような体制を取ることができるよう、社会福祉協議会では市職員参加の下、定期的に災害ボランティアセンターの開設・運営の実施訓練が行われているところでございまして、ご質問のボランティアの受入れについてでございますけれども、これは受付窓口をまずは設置し、ボランティアに参加をする方の基本情報を、紙ベースとなりますが、申請をいただいて登録していく流れになろうかと思えます。

なお、これらの体制を支援するために、今ICTを活用した災害ボランティアセンター運営システムの導入等につきまして、現在、三重県社会福祉協議会において広域的な活用が検討されているというところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

運営マニュアルを見せていただきますと、その紙ベースの登録用紙がありましたけれども、静岡県内の危機管理課や社協では、激甚災害時のボランティア受入れ申請においてはサイボウズのキントーンを使ってサーバー上でデータ管理をしているそうです。サーバー上での情報を共有することで、災害時の混乱時でも圧倒的多数の様々な情報、私も登録したときそうだったんですけども、何月何日の何時から何時までの間、何人行きますとか様々なことを登録していかなきゃいけないんですが、こういったこと、どこにいてもスムーズに、お互いに申請する人も受け入れる人も対応ができるそうです。

また、全国各地からボランティアが集まるような大災害時は、ボランティア受付も大変混み合うといえますので、ボランティア受入れ体制においても平時のうちに対策をしてもらうようお願いいたします。

そして最後に、亀山市と社会福祉協議会との情報共有体制について聞いていきます。

激甚災害が起こると、亀山市では防災安全課が中心となった災害対策本部が、そして社会福祉協議会で運営する災害ボランティアセンターが、被災者の支援とかそれぞれ機能して役割を担うと思うのですが、刻々と被害の状況が変わっていく中で亀山市と社会福祉協議会の情報共有というのはどのようにされていくのか。それぞれ役割は違いますが、お互いの情報は常に重要です。その体制について答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

市と社会福祉協議会は、亀山市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定を締結しておりまして、市と社会福祉協議会の情報共有及び随時の協議の義務を双方に定めておるところでございます。また、大規模災害時には、総合保健福祉センター内に災害ボランティアセンターが設置をされることから、この協定では災害ボランティアセンター立ち上げ時に市に専任の連絡調整要員を配置し、情報共有を図ることとしているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

連絡調整要員を配置することで、その方が中心になって情報の共有をするために動いてもらうということだと思います。どこも多分そういう形でされていると思うんですけども、やはり激甚災害が起こったときというのは本当に情報が錯綜する。視察先で様々な課題として上がってきた中でも、やっぱり圧倒的に多かったのが情報共有体制でした。

例えば沼津市、今年の豊川と同じ台風2号の災害では、風雨が落ち着いたために市が災害対策本部を2日で閉じてしまって、その後の社協による被災者支援活動に影響が生じて、後々被災者から多くの苦情が寄せられるなど情報共有の不具合による問題が見られております。

これは沼津だけじゃなくて、ほかのところもそうなんですけれども、やはり情報共有はとても大事で、災害対策本部のほうでは恐らくそういう人命救助であったり、インフラ整備であったりとか、そういったことが重きになると思うんですけども、社協は社協でまた被災者支援であったり、そこら辺でどういうふうにニーズを酌み取っていくか、そしてそれがどのぐらいの期間になるかと、かなり長くなったりもするところもありますので、そういった情報共有、今どうなのか、被災者はどうなのかということきちんと把握していく体制を、今のうちだからこれはできることだと思うんです。その豊川の議員さんもそうだったんですけども、今だから、亀山市まだそうになっていないだったら、今のうちからきちんと対策をしたほうがいいということで視察に呼んでいただきました。本当に今までボランティアセンターを設置したことがないんですけども、市と社協の連携体制はとても大事だということで、ぜひ確認をお願いいたします。

それでは、次に移りたいと思います。

移住交流促進事業についてです。

今回の質問は3つありまして、これ実は全て私が視察に行った項目ばかりについて、視察で見たり聞いたり学んだりしたことを踏まえて質問をしていきます。

移住交流促進事業については、さきの9月定例会、つい最近の定例会でも予算決算委員会で質問しましたけれども、その翌月に、移住で話題になっています松阪市に視察予約が取れたので、その報告も兼ねて質問をしていきたいと思っております。

まず最初に、亀山市の移住促進事業を行う部署の組織体制、そしてまた移住相談窓口の体制についての現状がどうなっているのかについて、答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

移住交流促進事業につきましては、地方創生の取組の一つといたしまして、本市への移住を促進し転入者の増加を図ることを目的に、本市が移住先として選ばれるよう、移住希望者への相談対応や情報発信等に取り組んでおります。

その推進体制でございますが、移住交流の所管課でございます政策推進課の担当グループの職員3名をはじめ、相談支援体制の充実を図るため、移住に関するワンストップ窓口といたしまして、政策推進課内に定住支援員1名を配置した移住相談窓口を設置し、対面や電話、メール、リモートなど、移住希望者のニーズに合わせて移住に関する各種制度の紹介や移住希望地域の案内など、移住に関する総合的な相談対応を図っております。

また、令和2年度からは、首都圏等に本市のPRや移住交流等に関する活動を行います移住交流促進アドバイザーを設置いたしておりまして、現在3名の方を登録し、定住支援員と連携しながら、都市部での移住フェア等での相談対応でありますとか、SNSを活用した情報発信等に取り組んでいただいております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

次に、事業の取組状況等について聞いていきます。

9月定例会では令和4年度の決算で質問しましたので、5年度の取組は聞けませんでした。しかし、それを調べる中で5年度に興味深い取組があったので、その取組について教えてください。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本年度の取組状況でございますが、地方移住の促進や関係人口の創出に向けまして、移住希望者への相談対応はもとより、首都圏等で開催される移住フェアへの出展、移住希望者に合わせて本市での暮らしがイメージできる場所を案内するかめやま暮らしめぐりの実施、SNS、ホームページを活用した共感性の高い情報発信など、本市の魅力に触れる機会を幅広く提供いたしております。

また、移住者相互の交流や移住希望者へのサポート等に向けました移住者ネットワークづくりや、三重県と共同で行っております移住就業マッチング支援事業による移住支援金制度の運用も行っているところでございます。

さらに、本年度から新たな取組といたしまして、市が所有をいたします関宿の旧荘司家住宅を活用いたしまして、DOMA PROJECT（ドマ・プロジェクト）と称したワークショップを開催し、これま

でに県外から延べ30名を超える方々にご参加をいただいております。このプロジェクトは、古民家における土間が玄関と居間の間にある気取らないつながりの空間であるように、旧荘司家住宅におきまして地域と移住希望者とを緩やかにつなぐ交流の場を創出し、現在県外在住の方で自分らしい暮らしを求める主体性を持たれた方や、あるいは地域づくりに興味がある方などによるワークショップを通じまして、本市への関係人口の発掘、ひいては定住人口の確保に結びつけていこうとする取組でございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

DOMA PROJECT（ドマ・プロジェクト）のことかなと思って、市長の現況報告にも載っていたんですけども、その取組が今年から始まったということで、まだ始まって間もないので、これからに期待しております。

そして、次に窓口状況を聞きたいんですが、移住相談窓口の状況、特に教えてほしいのが、亀山市の中で移住希望者の方に選ばれる地域、選ばれる理由、そういったものについて答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

昨年度も七十数件の移住に関するご相談をいただいております。移住相談窓口や移住フェア等で30代から40代のファミリー層を中心に、あるいは50代、60代の方からもご相談がございますことから、幅広い世代の方から本市を移住候補地の一つとしてご検討いただいているものと考えているところでございます。

こうした中で、ご相談内容でありますとか、かめやま暮らしめぐりの案内の際のご希望では、本市の持つ豊かな自然や歴史文化の中で暮らしたい、子育てをしたいという農村集落部や閑宿の町並みを希望されるお声を多くいただく一方で、都市部との程よい距離感などに魅力を感じられまして、都市的な利便性も備えた市中心部周辺への移住に興味を持たれる方も一定程度お見えになります。こうしたことから、移住を希望される場所が市内の一部地域に集中しているものではないというふうに考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

集落、農村であったりとか、都市部との連絡がいいところ、アクセスがいいところということで、亀山市としてはいろんな声があるということで聞きました。

先日、松阪市の移住交流センターへ視察に行ってきました。松阪市では、空き家バンク制度と移住事業が綿密に関わっており、空き家バンクの対象地域は山あいの飯高、飯南、嬉野地域のみなんです。移住交流促進の取組もその地域に限定していました。つまり、かなり限定された中での効果的な事業を行っていたということなんです。松阪市の取組の目的というのが、空き家を減らすとともに過疎化の進む地域に人を呼び込むこと、すごくぎゅっと狙っているんですね。

その実績ですが、多くの移住希望者が殺到しており、空き家バンクに登録する空き家の数に対して、利用者登録、つまり移住希望者が3.5倍にもなっており、多分500件以上を超えているぐらいだっただと思いますけれども、空き家が全然足りないとNHKでも特番が組まれておりました。

それを見て私は視察に行ったわけなんですけれども、そこで質問ですが、亀山市では移住交流促進事業と空き家バンクとの連携というのはなされているのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

移住相談窓口でありますとか、移住フェア等におきまして様々な内容のご相談をお受けする中で、移住するための住まいに関するご相談も多くいただいております。その中には、移住後の住まいとして空き家の活用を検討される方もお見えですので、そうした場合は本市の空き家情報バンク制度をご紹介します、所管する建設部建築住宅課との連携を図っております。

また、移住に関するご相談の際には、空き家情報バンク制度に限らず、移住に関する各種制度でありますとか、本市での就農、創業、あるいは子育て、地域の特徴といった様々なお問合せを同時にいただく場合もございますので、関係部署と移住に関する情報共有を行いますとともに、移住希望者のご相談内容に応じまして、建設部、産業環境部、健康福祉部などの庁内関係部署と連携し、横断的な対応に努めているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

次に、ほかにも亀山市とは違う取組や体制が松阪市のほうでありましたので、その一つとして地域おこし協力隊の存在です。松阪市では、最初令和元年に1人の協力隊員を、そして現在は3人の協力隊員を委嘱しております。人員不足を補ってノウハウを得るためということですが、亀山市ではそういった人材を配置するという考えはないのか、答弁お願いいたします。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

議員ご紹介いただきました地域おこし協力隊につきましては、県内におきましても、本制度を活用して地域の活性化に取り組まれている市町があることは承知をいたしております。

このような中で、本市におきましては、現時点におきまして地域おこし協力隊の活用予定はございませんが、移住相談窓口配置する定住支援員を中心とした相談対応に加えまして、全国的に見ても珍しい取組でもございます都市部で活動いただく移住交流促進アドバイザーの配置を有効に活用しながら、移住に関する総合的な相談体制を行いますとともに、移住希望者のニーズに合わせた情報提供や本市の魅力に触れる機会の創出に引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

もう一つありまして、松阪市が亀山市と違う特色として、亀山市は移住相談窓口が本庁2階にあります。松阪市では移住相談窓口が移住対象区域の真ん中に位置する場所にあることです。つまり、飯高、飯南、あの地域です。本当に遠いところです。

そこで質問するのですが、なぜ亀山市では移住相談窓口が本庁なのか、そこが適切であると考えられるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、移住相談窓口や移住フェア等での相談内容、あるいはかめやま暮らしめぐりの際のご希望からは、移住希望地が一部の地域に集中している状況ではございませんので、特定の地域に窓口を設置することによる効果性は見込みにくいというふうに考えているところでございます。また、こうしたことに加えまして、移住に関連をいたしまして、空き家情報バンク制度、就農、創業などに関するお問合せを同時にいただくことも少なくない状況でございます。そうしたことから、庁内での効果的な連携を行う場合におきましても、移住相談窓口の設置場所といたしましては、現状といたしまして市役所本庁がふさわしいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

答弁を聞く中で、亀山市の場合は、移住者、移住希望者の方のニーズというのが一部には行っていないということで、一部の地域に集中せず、様々あるので本庁だというふうにご答弁いただきました。

私、今回松阪の視察で実際に移住地域を訪れまして、移住者が通う小学校であったり、その保護者さんであったりとか、様々な形で触れてきたんですけども、そんな中で亀山の移住促進事業によって亀山市が何を求めているのかというところが、なかなか松阪さんほどは鮮明ではないのかということをおもいました。

そこで、移住交流促進事業を通して亀山市はどこへ向かっていきたいのか、その目的について聞いていきたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

令和4年度における全国の移住に関する相談受付件数、これは約37万件で過去最多ということでございますし、また三重県内におきましても同様に過去最多となるなど、コロナ禍での経験やテレワーク等の新たな働き方の普及を契機に、地方移住への関心が非常に高まっているという状況でございます。こうした背景から、地方移住を促進する取組につきましては、本市といたしましても引き続き移住交流促進事業を展開いたしまして積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、そのターゲットでございますが、市内外から選ばれる都市を目指す亀山市シティプロモーション

ション戦略のターゲットでもございます20代から40代の若者や子育て世代を中心に据えながら、移住対象地域を限定することなく、仕事やお住まいなど、広く移住希望者のニーズに合わせた情報提供やきめ細やかな相談対応、本市の魅力に触れる機会の創出等を通じまして、本市への移住促進や関係人口の創出を一層図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

総じて広く考えているということでしたので、それで質問は終わりたいと思います。

では、最後に行政事務における生成AIの活用についてですが、これは生成AIの話、もう今本当にテレビやネットでも毎日のように報道されておりまして、亀山市議会でも何度か質問には上がっています。答弁で、国の動きを、国の動向を注視しつつ、他自治体の検証結果等の分析をしてからの話で、利活用については今後調査・研究をしていくというような内容だったと思いますけれども、その後、亀山市としては生成AIの活用については考え方に変化はあったのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

その普及が世界的に急拡大していますChatGPTなどの生成AIにつきましましては、膨大なデータから情報を収集し、程なく文章等が生成できたり、作業の大幅な効率化による生産性の向上が期待されるなどのメリットがある一方で、偽情報による社会的混乱でありますとか、個人情報の不適正利用、著作権侵害のリスクといったデメリットも指摘されているところでございます。

こうした中、さきのG7デジタル・技術大臣会合において、広島AIプロセスの一環といたしまして、世界初となる生成AIの包括的な国際ルールが最終合意をされ、また国の人工知能に関する政策の方向性を議論するAI戦略会議におきましては、公的機関を含め、事業としてAIを利用する全ての者を対象としたAI事業者ガイドラインの策定に向けた議論、検討が行われている状況でございます。また、三重県におきましても、AI戦略会議が策定するガイドラインを踏まえた独自のガイドラインの策定を検討していると聞き及んでいるところでございます。

こうした現状を踏まえまして、本市における生成AIの活用につきましましては、国等が示すガイドラインなどを参酌すべきであるとの考え方から、まずはその動向を注視しつつ、他の先行自治体の検証結果等の分析や具体的効果の把握、課題の整理など、調査・研究を行ってまいることといたしております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

方針については変わりがないということで、現段階で市内の一部など、外部に影響を与えない程度の実験的な取組などは行われていないのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市におきましては、先ほどご答弁申し上げたような状況でございますので、現在のところChatGPTをはじめとした生成AIの業務利用は行っておりませんが、その活用可能性につきましては、先行する自治体事例の情報収集等を行いながら部内での研究を始めているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

今回この質問をしたのは、また8月末に桑名のほうでDX推進の取組についての視察研修に行ってきた、桑名市の生成AIを含む取組方や考え方に触れたこと、また今定例会でも行政組織条例の一部改正がありまして、DX推進室が、行革のほうがなくなって、来年度以降の職務の内容に変化が生じるかなと思ったのも一つです。

桑名市では、生成AIの利活用、今年の4月末から実施しておりまして、今問題になっているAIが不正確な情報や信頼性の低い情報を生成することや重要情報の漏えいにつながるおそれについても、使いながら定期的に検証し、対策や運用ルールを設定しつつあるということです。新しいシステムというのは、使っていかなければ、そのメリットもデメリットもやっぱり分からないと思いますが、内部だけでも実用的な取組、実験的な取組が必要ではないかと思います。

次の項目に移りたいんですが、そこで次に今後の活用方針についてという項目ですが、いずれこの生成AIは当たり前になるようになっていくと思います。そのときのために、亀山市の職員の中でも研修、実践の機会をつくる考えはありませんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

デジタル技術やAI等の活用によりまして業務の効率化を図り、人的資源を行政職員でなければできない本来業務へ注力させる体制へと転換し、行政サービスのさらなる向上につなげてまいりますことは、今後の行政運営において不可欠な取組であると考えております。また、生成AIには入力した情報が学習データとして取り込まれることによりまして、個人情報など非公開情報が漏えいする可能性などのデメリットもございますが、昨今では情報漏えいの懸念等のデメリットに対しまして、技術的に対応したシステムも提供されつつございます。

こうした状況も踏まえまして、本市におきましても利用する業務や期待する効果、リスクの整理など、段階的な検討課題を積み上げた上で、生成AIを安全かつ効果的に使用するための職員研修や、生成AI技術を安全に組み込んだシステムを一定の閉鎖的環境で試行するなどの職員が新たなデジタル技術を体験できる実証実験の実施の可能性につきまして検討を始めているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

ここで桑名市の事例を言うんですけども、桑名市では議事録作成などもChatGPTで行っているそうです。議事録に限らず、文書の作成も正しいかどうかを判断し、使い勝手はまるで有能

な秘書がついたような感じだというふうにおっしゃっていました。デジタルを使うことで時間外がどんどん減っていく、職員の顔つきが変わっていくのを感じているとも聞きました。とにかく徹底的にDXをして、職員にデジタルの成功体験を積ませる。これ便利だよねという気づき、これを職員が感じる事が大事であり、その経験があって便利さを知ると、アイデアは職員のほうから出てくるようになると思います。

現在桑名市では、業務改善サークルというのがあります。これはあくまでサークルで、部活みたいなものだと言っていましたけれども、有志で月1程度で集まって、ざっくばらんに議題を持ち寄り話し合う場で、この場からメンバーのスキルアップにつながる新しいアイデアが生まれるのだそうです。こういった意識を持った職員が自発的につくるサークルのような集まりがあって、それを市として支援する形はとてもよいなと思います。

また桑名市では、DX推進のために、その分野に特化した人材を登用しています。公募して受け入れた方だそうですが、弁護士でもあり、法律面にも強い方ようです。亀山市では、そういった特殊技能を持った人材を外部から登用するとか、そういった分野に特化した任期付職員の人材などは考えていないのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

昨今のデジタル技術の急速な進展や、多様化・複雑化する行政ニーズへ対応するためには、行政DXの推進をさらに加速させる必要があると考えているところでございます。そのためには、DX人材の育成・確保は重要でございまして、既に職員に対するデジタル技術の活用等に関する研修でありますとか、eラーニングの受講等を通じたDX人材育成の取組は進めておりますが、さらにデジタル技術に関する知見に基づき、庁内の情報システムに係る総合的・横断的な調整のほか、実務に即した新たな技術の導入の判断や助言等ができるデジタル専門人材の確保に向けた取組を積極的に推進する必要もあると考えております。

そうした中で、国は地方創生を人材面から支援するために、地方公共団体に対して国家公務員や大学研究者、民間専門人材の派遣を支援する地方創生人材支援制度に取り組みまして、平成27年度の制度発足以降、多くの人材が市町村等に派遣をされております。本市といたしましても、行政DXの一層の推進を図るため、この支援制度の活用によるデジタル専門人材の確保について、新年度に向け、現在準備を進めているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

何かいいことを聞きました。

国の動向を見極めるといふ姿勢も本当に悪くないんですけども、やっぱり率先して経験を積んでいくというのもすごく大事なことだと思うんです。今回、議案第61号の行政組織条例の一部改正によってDX推進室がより専門性を確保し、体制の充実につながるという答弁もいただいております。ぜひとも来年度はDX推進の飛躍の年としてほしいと思います。

桑名のスマートシティ推進課の方が言っていました、DXは首長の考えでスピード感は変わる

とおっしゃっていました。だから、最後に市長にDXに対する思いをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

好むと好まざるとに関わらず、この時代にDXの技術を活用して、その体制をつくっていくということは当然でありまして、本市といたしましても、ぜひ今日ご提案いただいたこと、それから全体としても若干慎重に展開をしておりますが、今、部長のほうからもご答弁させていただきましたけれど、新年度に向けまして、DXに関わる専門人材の登用・確保につきましてもそういう方向で準備を現在進めておりますので、ぜひこれは本市としても後れを取ることなく、しっかり前へ進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

10番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

次に、8番 高島 真議員。

○8番（高島 真君登壇）

こんにちは。高島でございます。

もう時間もないことですし、簡潔に聞いていきますので、きれいな答弁をもらいましたら、しゅっと引いていきますのでよろしく願いいたします。

1番目から行かせていただきます。

市が管理する道路の街路灯です。以前から僕、街路灯のことを聞いておりましたが、それについて今現在どのような、過去3年間の推移というのがどのようになっているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。予算書を見てもちょっと分かってこないところがありますので、よろしく願いします。

○議長（森 美和子君）

8番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

道路照明灯の整備工事に関する予算は、ガードレール、カーブミラーの設置等も含め、市単交通安全施設整備工事請負費で計上しております。工事内容としましては、道路照明灯の電球取替え等の修繕やLED照明への更新、移設などがございます。

過去3年間の予算額は、令和3年度は2,700万円うち照明灯分が1,400万円、令和4年度は2,300万円うち照明灯分は900万円、令和5年度は1,500万円うち照明灯分が200万円となっております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

基本的に1,400万、900万、200万と段階的にどんどん落ちてきておるんですけども、激減してきておる理由については、何かあって減っていつておるんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

減額している理由ですけれども、令和3年度以前は市単工事でLED照明に更新をしておりましたが、令和4年度から全庁的に照明灯はリース契約し、LED化することが決定したため、必要最小限の修繕費のみの予算計上となっていることで減額をしていると、どんどん減ってきているという状況になっております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

リースをしていくと、それはええことだと思いますね。一個一個自分で買うたりするよりも、リースでばっばと回っていけばええことだと思います。

それで、リースをしていくならしていくで、僕はそっちのほうかええのかなと思いますけれども、過去3年間で新設とか要望とかいろいろあったと思うんですけれども、どういう感じで動いていっておるのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

過去3年間の要望の状況ですが、自治会から道路照明灯新設要望は1件のみでした。道路照明灯に関しましては、道路照明施設設置基準に基づき設置を検討しており、当該要望内容がこの基準に合致していなかったため設置いたしませんでしたが、防犯灯設置を検討していただいております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

なかったけれども、防犯灯で代用したという理解でよろしかったですね。そうしたら、街路灯と防犯灯は用途が違うといえば用途が違うんですけれども、照らすという意味では照らすと一緒に考えていいということなんでしょうか。もうちょっとだけ、そこを一緒のように考えていってええということですかね。えらかったらえらいでいいんですけどね。

一緒のようにできたということですよ。もうやめておきます、悪いで。分かりました。じゃあ、一緒という理解で、ある程度合致していく部分があるのかなという部分で抑えておきます。

そうしたら、基準があると思うんですけれども、街路灯としてつける基準としてはどのようなものがあるのか、ちょっと聞かせてください。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

道路照明施設の整備に関する一般的技術的基準を規定した道路照明施設設置基準は、昭和42年に建設省より通達され、平成19年に国土交通省において全面改定をされております。道路照明を設置すべき場所としては、信号機が設置された交差点、横断歩道、橋梁、夜間通行上特に危険な場

所などとなっております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

暗かったり、いろいろと基準があって、昭和42年の話ですので、ある程度考えてもろうてやっ
ていけばいいんですけども、先ほどリースという言葉が出てきました。リースは僕はええと思う
んです。今は車でも何でもリースの時代ですので、そっちのほうのがメンテナンスフリーで、向こ
うもみんなやってくれてええと思うんですけども、道路照明をリースにした効果というのが絶対
出てきておるでリースにしておると思うんですけども、効果のほうはどうなんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

照明灯をリースにした効果ですが、リース前は1,400万円程度費用がかかっていましたけれ
ども、その後は200万円で更新等やっていますし、電気料金の実績としましては、リース前、マ
ックス1か月で最大277万円相当でしたが、リース後は1か月約77万円ぐらいに予算等が減っ
ております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

リースの効果って、めっちゃありますやんか。それでもうそこでけちることはないということで、
増やすところがあれば増やしていけばいいということで落ち着いておきましょう。それで、いろい
ろと考えてまたやっていってもらえればいいと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問に行きます。

ちょうど去年の10月に、私はNEXCO中日本というか、高速道路の防音壁について質問いた
しました。そのことについて、市長から意見書を出されたということもその場で承知をしておりま
す。その後1年、鳴かず飛ばずでずうっとおるんですけども、その防音壁の設置に係る意見書を
提出したら何らか向こうが言うてくると思うんですけども、それはどうなりましたか、教えてく
ださい。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

令和5年3月の定例会でもご質問いただきましたが、令和5年3月16日に亀山市長から中日本
高速道路株式会社名古屋支社桑名保全・サービスセンター宛てに、東名阪自動車道の騒音に対する
意見書について文書を提出させていただきました。書面による回答はいただいておりますが、環
境基準を超える数値が計測されていることから、騒音の減少対策について前向きに検討していく
と回答を中日本高速道路から伺っております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

書面でもらうのが、こっちが書面で出したら書面で返ってくるというのが筋だと思うんですけども、前向きにという言葉が一番引っかかるところなんですけどね。行政の前向きというのが一番あれなんですけれども、それは部長としては、これは絶対できるものなのかどうなのかというところだけは押さえておきたいもんで、それはどうなんですか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

先ほどちょっと前向きにという回答をさせていただきましたけれども、令和5年3月16日の東名阪自動車道の騒音に対する意見についての件でございますが、現在進捗を確認しまして、具体的には今年度に設計業務の発注手続を進めて、令和6年度に設計業務を実施と、令和7年度に工事着手の予定と中日本高速様からは伺っております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

1年たった後、3年我慢せよということだと思うんですけども、できるだけ早うしろということで、これは市が中日本をどっちかというリードしていかなあかん立場だと思いますので、その辺のところはきっちり意思疎通を取ってやってもらいたいなあと思います。

次の質問で、できるということが確約できればそれでいいのかなと思います。

高速道路管理者と市との連携、雪降りるときとかいろいろあると思うんですよ、今後。その連携について、市はもっとリーダーシップを発揮していただきたいと思うんですけども、役割について教えてください。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

市は、自治会から提出された要望書を受理し、内容を確認した上で道路管理者に進達をしております。要望を受けた道路管理者は、自治会に対して直接回答する場合や、市を通じて自治会に回答するケースがあり、市としましては自治会の意見を中日本高速道路に伝え、回答を自治会に伝える役目を担っております。辺法寺地区の要望についても、過去から何度も要望をいただいていることから、市としましてはそのような状況は十分認識をしております。引き続き中日本高速道路と密に情報を共有し、騒音対策に向けてのスケジュールが決まり次第、自治会に速やかに報告し、改善に向けて努めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

そういう密に連携を取ってもろうて、まずそこに住んでみえる住民の方に、こういう状況で、こうこうなってきますというように伝えてあげてください。それでできるということを開けば、もう言いません。

じゃあ、次へ行かせてもらいます。

防犯カメラの設置について。

この辺は、先般古田議員のほうで大分と聞きましたので、もう了解しました。古田議員のほうはどっちかというところと犯罪のほう、防犯のほうということですので、私は学校と健康福祉部長、それと警察についての連携についてということでお聞かせ願います。

○議長（森 美和子君）

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

防犯カメラは、犯罪発生時に録画情報を警察関係に提供することによって事件の早期解決に役立つことが期待できるということで、犯罪発生を未然に防止する効果があると考えております。例えば小・中学校の通学路の安全や、高齢者の徘徊や行方不明者の捜索などにも一定の効果が得られるものかと考えております。

こういった関係のことで、今後防犯カメラの設置の考え方について、いろいろとこれまでに警察とも協議を重ねてきておまして、ご意見もいただきながら制度構築を考えておるところなんですけれども、今後、各自治会の地域のニーズに応じた防犯カメラの設置が進められることによって、それらの問題が解決されて、地域の体感治安が向上していくものと考えております。このようなことから補助金制度の構築なんかを、地域が設置する防犯カメラの支援に向けた取組を積極的に検討を進めておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

今後、おじいさん、おばあさん、どこかへ行ってしもうたというたら、それで追うていけると。警察にいろいろどこかええやろうなあというのを聞きながらやってもらいたいと思います。亀山市は、以前防犯カメラというところ、不法投棄にある程度軸足を置いておったのかなあというところもありますので、その辺はお願いします。部局がすると言うても、基本的に市長が予算をつけるとか、そういうのがメインになりますので、それは一番最後に聞きますね。答えを用意しておいてください、ええ答えをね。

そうしたら、通学路について行きたいと思います。

今、通学路、私がずうっと言うておる通学路なんですけれども、教育長のほうがよく県の事務所に行かれて要望されておるといのは私は聞いております。それはありがたいことなんですけれども、ほかのところは河川といいつつも、もう舗装してあるところはあるんですよ、他市町とかへ行くところ。何で亀山市だけせんのかなと、亀山市に嫌がらせしておるのかなとか、俺が言い過ぎたのかなとか思うんですけども、その辺の状況を一度聞いて、何が一体引っかかるのか、何があれなのかというのを一遍聞いてもらえませんか。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

議員がご指摘の箇所につきましては、おっしゃられましたように一般河川道路ではなくて、河川

巡視、水防活動や災害復旧活動で使用するために設けられた河川管理用の道路でございます。そのために、河川管理者である三重県が管理を行っているといったところでございます。

現段階におきましては、なかなか舗装が難しい状況ということはお聞きしておるところでございますが、この当該箇所につきましては、亀山市の通学路交通安全プログラムにおきます協議の中で、舗装すると一般道路と誤認するドライバーが、いわゆるショートカットをしていく道として使用する可能性がある。そのようなことから、また幅員が狭い道路において通学生徒の危険がかえって増すおそれがあるため、好ましくないということは聞き及んでいるところではございます。

ただ、現段階においては、舗装は難しいということはお聞きしておりますが、定期的に鈴鹿建設事務所へ直接出向き、舗装の実現、さらには草刈りや剪定等を含めまして、碎石の補充や転圧など、経常的な通行に係る環境整備についてもお願いを行ってまいりたいというふうに存じます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

木を切ってくださいというお願いの要望もして、ある程度切ってもらいました。あれは伐採というよりも剪定かなという感じなんですけれども、すかっと切ったらいいんですよ、基本的に。切ってくれと言やあ切ると思いますよ。ご神木がない限りは切ると思いますので、やってください。

ほかのところ、四日市とか聞くと、そういう河川のところでも舗装してあるところはようけあるんです。今さっき道路をショートカットしていくという理由を述べられましたけれども、あそこは真ん中にポールが立ってしまして、車が入れないんですよ。車が入っていったら下の田んぼか川に落ちていくというパターンになっていきますので、それはもう理由にならないと思います。これは教育委員会が、朝、子供が行ってきます、帰ってくるときにただいまというのが教育委員会の学校の中・外、通学路は教育委員会の責任やと、ある程度の責任はあると思いますので、安全に最短に行けるのはそこしかないとは私は思っていますので、そういう責務について、これからどういう働きかけをしていくのか、教えてください。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

通学路に係ります教育委員会の責務につきましては、文部科学省の交通安全業務計画におきまして通学路を含めた地域社会の安全を確保する。一般的な責務は、当該地域を管轄する地方公共団体が有しているというものでございますので、教育委員会、学校、地域、警察、道路管理者等の関係機関で連携して、地域全体で通学路の安全確保を行うことが重要とされているものでございます。

したがって、亀山市通学路交通安全プログラムに基づき、地域や関係機関と一体となった連携体制を構築し、警察、道路管理者等に対して働きかけていくことが教育委員会の重要な責務であると考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

責務はあるんですよ、基本的にね。それを遂行して、できるだけリスクを減らしていくというこ

とをしていってもらわな困ると思うんです。

この項に、最後に教育長に聞きますけれども、もう一回県に言って、何がクリアしたらしてくれるのやなど。車はもう絶対通るわけがないんですよ。あれが真ん中にポールがついておるもので、軽トラでも入れやんようになっていきます。砂利についても、もうぐだぐだになってきて水たまりがようけできておるといふ状況。木も夏は日陰でいいですけども、360度子供が見えるように安全に行けるようにといふことで、何がネックなんや、あれだけの距離をといふのを一遍、次聞きますので、聞いてきてもらえませんか。どうですか。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

この内容の質問につきましては、前回、前々回かにもお聞きして、私も定期的に、これまでも3回ほど河川管理事務所のある鈴鹿市の庁舎のほうへ行ってまいっております。その中で、ここの管理が、河川管理の管理者である三重県のところで、舗装がちょっと難しいという状況ですので、それならばといふことで草刈りであるとか、そういうことをしていただいておりますので、今後もしも引き続き、最近でも市内において長年お願いしてきたところで通学路の改善がされたところもございまして、引き続きお願いに行き、現場の改善が図られるよう努めてまいります。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

粘り強く行ってもらうて、何があかんのか一遍理由を聞いてきて、河川って、ようけほかはしていますので、そんなことは理由にならんとするたつてもらえばいいと思います。

最後に、市長にお聞きします。

防犯、管理監はやるんやと、自治会にも補助金を出していくんやといふことですので、今ちょうどシーリングといふか、予算のあれを立てておるところだと思っておりますので、そちらに防犯関係の予算はつけるという指示を出される、出してあるとは思いますがね、市長のことやで。出してあると思っておりますが、出したのか。それと、防犯灯1基ぐらいはつけるんやと。街路灯か、つけるのかと指示をしたのかといふところをちょっと最後市長の意気込みだけ聞いて、後ろの財務が嫌な顔していますけれども、市長の意気込みだけ聞いて終わりたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

防犯カメラの設置、そして自治会の設置する防犯カメラの支援については、その制度構築について、現在その制度構築を進めておりまして、これは前向きに検討させていただいております。

○議長（森 美和子君）

高島議員。

○8番（高島 真君登壇）

前向きにといふか、もう予算要求を全て街路灯もリースやで、しておいてください。

もう昼やで終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

8番 高島 真議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午後 0時00分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 今岡翔平議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

教育委員会についてということで上げさせていただきました。

教育委員会の意思決定過程についてということなんですけれども、まず教育委員会というところでどのように物事というのが決められているのか、その概要について伺いをいたします。

○議長（森 美和子君）

7番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

亀山市の教育委員会につきましては、教育長及び4名の委員で構成された合議制の組織でございます。

その意思決定などにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定にのっとり、様々な教育課題等につきまして出席者の過半数で議決され、またその可否が同数の場合は教育長が決するというもので議決等を行うものでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

給食の関係のこともありまして、何回か傍聴にも行かせてもらったんですけれども、実際、教育委員会で、さっき部長は過半数というふうにおっしゃられたんですけれども、決まるときって特に教育委員さんや教育長、手を挙げるんですかね。手を挙げていることは、風景って見なかったんですけれども、基本的にはこれ全会一致というものを目指して運営というのは、亀山市はされているのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

法的な規定があるものではございませんけれども、先ほど申し上げましたように、少人数での合議体でございますことから全員の合意形成が図られることが望ましいと考えているものでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

実際のやり方なんですけど、もちろん後ろにも私のほかに傍聴された議員さんも見えると思うんですけども、実際、教育委員さん、手を挙げていますか、挙げていませんか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

少人数の合議体ということもございますので、いわゆる挙手採決のような形での意思確認というものをやっているものではございません。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

私が見に行った中では、幸いにもといいますか、全会一致で物事が決められていた場面ばかりだったなと思うんですけども、これ例えば教育委員さんの中で意見が割れた場合って多数決という方法を取らないんでしょうか。また、ここ数年といいますか、過去この教育委員会で多数決を用いたことというのはあるんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

それぞれの案件につきまして、たとえ教育委員の意見が分かれたといたしましても、基本的には出席者の過半数で決することというのは、法的なものではございます。ただ、先ほど申し上げましたように、全員の合意形成というものを大事にしたいという考え方の中で、1回の審議の中で判断が難しいといった状況になり、当日の会議で決することが好ましくない判断された場合は、継続審議としてさらに協議を重ね、次回以降の会議で決するというような流れになろうかと存じます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

そうですね、そこで教育長から決というのは採られずに次に回しましょうという形になるんだと思うんですけども、その次に回す間に、全員一致を目指すために事務局というのは教育委員さんに対してどういうアプローチをされるんですか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

継続審議となった場合につきましては、教育委員の求めに応じ、委員が判断しやすいようにさらなる説明や資料提出等の対応を行っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

その対応というのはどういう方法になりますか。何か会議が開かれたりするの、もちろんそれ以外にも個別に、呼び出してというかお越しいただいてお話をするとか、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

その時々状況によって変わりますけれども、次回の会議のときに改めて資料を提出する場合、それからまた事務局が提出した資料の修正を行った修正案を提出する場合、状況に応じてそういった対応をさせていただいております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

教育委員の役割についてということで2つ目を上げているんですけれども、今回これを上げたのが、最終的に全員合意になっていくのはいいんですけれども、その過程において教育委員が何を考えているのかというのが物すごく見えづらいなというふうに思いました。

これは教育長にお伺いしたいんですけれども、教育委員会を構成する教育委員さんって議会を構成する議員とは役割は違うんですかね。例えば、議会の議員って、二元代表制、市長が執行部の代表で我々が議会なんですけれども、時には進めようとしていることに対して、ブレーキをかけたり、警鐘を鳴らすということを我々は期待されていると思うんですけれども、教育委員さんにはそういうことを期待されていないですか。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

これまでの会議におきましても、より強く推進していくべきであったり、教育課題の解決の進め方についての修正であったりとかの様々な意見はいただいております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

ということは、事務局がやろうとしていることとは違う意見を持った教育委員さんだったり、違う意見だったとしても時には必要やということですよ。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど申し上げましたように、教育委員の役割といたしましては、教育行政の基本方針や重要事項を審議する、決定するというものが一番大きな役割でございますので、教育長に委任できないそういった事項につきましては教育委員会がそれぞれのお立場でいろいろご審議をいただくというものでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

教育長、もう先に聞きたいんですけども、今の教育委員会、教育委員さんってそれぞれ自分の意見、気にせずとか自分が本当にいいと思う意見を主張できる環境なんですかね。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

そういう環境にあるというふうに認識しております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

もう一つ、ちょっと今回の議会の答弁で確認をしておきたいところが、たしか服部議員の質問に対する答弁だったと思うんですけども、教育委員さんそれぞれ温度差はあるものというふうな答弁があったと思うんですけども、教育委員さんそれぞれの温度差というのはどんなことを指しているのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

その内容につきましては、教育委員のそれぞれの立場が、立場というのは元学校関係者とかいろんな立場が違いますのでどこに主眼を置くかというような違いを、議論の中でどこに主眼を置くかという違いを温度差という言葉で申し上げたもので、この内容についての意見のそのものの違いであるという意味ではございません。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

では、3つ目の教育委員会協議会というものです。

情報公開請求をしても、教育委員会協議会の内容に関してはなかなか出てこなかったわけなんですけれども、改めてこの教育委員会協議会、まずはなぜ開かれているのかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

教育委員会の協議会につきましては、法や規則等に位置づけられた会議ではなく非公式な会議というものでございます。これまでは、様々な教育課題の解決に向け教育委員会会議で審議するまでに至らない未成熟な内容の事業提案や、公開することにより市民に誤解を与えるような案件、さらに個別の生徒指導案件などについての報告または協議を行ったり、事業の複雑な部分を理解いただくための説明を行ったりする場としているものでございます。

また、この協議会の中での説明等に基づいて出された意見につきましては、事務局で取りまとめ、資料等に反映し、定例会等において審議するという流れとなっているものでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

事務局のほうからは、教育委員さんから忌憚ない意見をもらえるようにという言い方をされるんですけど、協議会方式を教育委員さんは望んでいるんですかね。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

協議会という場につきまして、先ほど非公式な会議ということをお願いしておりますけれども、そういった会議ではございますけれども、そういった機会でも議論を行っていくということについて、これまでに教育委員さんも含めてですけれども、特に問題なく行っているというものでございますので、これらの問題についての何か否定的な考えがあるというものではございません。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

何とも言いようがないんですわ、こっちからすると。教育委員会協議会の内容が分からんもので、もしかしたらめっちゃくちゃ説得をされている場かもしれない。資料を山のように出されて、もう後戻りできない、変更できない、これじゃないと駄目なんですというふうに説得している場かもしれないというふうに推察できるんですけども、そんな場にはなっていないですか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

当然、まだ未成熟な部分でありますとか、そういったものも含めてのご説明をさせていただくような場としておりますので、特に特定の方向に事務局のほうから進めてくださいというような、いわゆる説得をするようなそういった場ではないというものでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

資料も請求して出ないのに、今の答弁をどう信じたらいいんですかね。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

これまでの協議会の中で、ご説明もさせていただいておるとい部分もでございます。申し上げておりますように、やはりまだ未成熟な事業の内容、また提案でありますとか、それからまだ整理が完全に整っていない中で公開することにより市民の皆さんに誤解を与えるような案件、そういった部分のものもでございますので、資料についても、出たり最初に決めたものがまた元に戻ったりとか修正されたりということがありますので、資料のほうもまだ公開をしないというような形で進めてきたというものでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

分かりました。分かりましたというか、そうなんです。

ちょっと、私のほうから質問を変えたいと思います。

この教育委員会協議会の法的根拠と、あとこの協議会に関する会議規則というのは策定されていますか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほども申しあげましたように、この教育委員会協議会につきましては、法や規則等に位置づけられた会議ではございません。また、会議規則なども作成しておりません。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

会議規則をつくっていなかったら、この協議会を経たというのって正式な過程にはならないと思うんですけども、つまり協議会を経て教育委員さんの意見が変わっていたりとか、事務局の思惑に、思惑というか考えに沿っているというふうに説明をされても全然納得がいかないんですけども、その辺りもう一度、すみませんが答弁をお願いします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど申しあげましたように、協議会での協議事項につきましてはまだ未成熟な内容、部分での提案、そういったものの協議を行うという部分がございます。

したがって、先ほど申しあげましたように、協議会内での説明等、さらには議論等が出されましたご意見につきましては事務局で取りまとめ、そして資料などに反映し、定例会などにおいて審議をしていただくという流れでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

後でもう一度言おうと思うんですけども、今、教育委員会が進めようとしているやり方って、特に教育委員さんにとっては物すごく不利だと思います。市民から見ても、議会から見ても、不利というか事務局に説得されておるんちゃうかと、自分の意思はあるのかというところがすごく疑問に感じるような流れに結果的にしてしまっているんじゃないかなと思います。

で、前回の教育民生委員会が教育委員さんと懇談したいということが断られています。あと、今、署名をもう一度集めているじゃがまる会も教育委員さんと懇談をしたいということで断られているんですけども、それぞれこの懇談が断られている理由をお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、教育民生委員会との懇談の件でございますけれども、市議会からいただきましたご意見等につきましては、教育委員会協議会を含め教育委員の皆さんに適時お伝えし、その情報共有を図っているところでございます。

その中で、教育委員の皆様それぞれのお考えがある中で、懇談の場での発言というものにつきましてはやはり責任ある公的な発言となり、先ほどご答弁申し上げましたように、合議体として極力、合意形成を図ることが望ましいと考える中でその発言が独り歩きし、誤解等を招くことも懸念されることから懇談は控えさせていただいたところでございます。

また、じゃがまる会からの懇談につきましてはそのいただきましたご意見、ご要望につきまして、これは事務局と会との懇談におきまして、いただいたご意見・ご要望も含めて教育委員の皆様に適宜お伝えし、情報共有をしております。その上で、先ほどの教育民生委員会と同じく、その発言等についての誤解を招かないように控えさせていただいたというものでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

教育長、これさっき言っておったことと違うんじゃないですか。それぞれの教育委員さんが忌憚らない意見を言えるのが今の亀山市教育委員会じゃないんですか。市議会と懇談して、それぞれ考えを言ったら誤解を招くとか言われているんですけど、さっき言ったことと矛盾していません、これ。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど、合議体としての意見を合意形成ということをおし上げておるかと思っておりますけれども、そういういった中で、その合意形成を図っていく中での関連な意見交換というふうに考えておりますので、今申し上げました懇談をお断りした理由ということとは不整合にはならないと考えております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

ちょっともう一回これは教育長に聞くんですけど、合議体としての過程が信用ならんからこういう懇談が申し込まれているんですけど、どう思われますか。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

議員の皆様は市民の方の代表ということで、こういう場を通して教育委員会の考えを中間報告と今回のまとめという、この過程の中で9月議会でも話をさせていただきました。ですので、その考えをまとめた教育委員さんとの考え、意見は、特に今部長が申し上げたような内容で問題はないかと思っております。

また、民間のじゃがまる会との懇談につきましては、事務局のほうで対応というか、意見を聞か

せていただいて、その意見を教育委員さんにお伝えするという形を取らせていただいておりますので、そういう議員が申し上げておられるような内容ではないかなというふうに私は考えます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

その合議体に至るまでの過程が、協議会で内容が非公開やから、分からへんから個別に話をしたいというところまで話が戻っていつてしまっているわけなんですよ。

ここまでその過程を隠すことって教育委員さんにとってすごく不利だと思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか、教育長。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

教育委員にとって不利ということでございますけれども、教育委員さんは今回事業の実現に向けて改めて手法検討等を行う中で、様々な不確定要素が多くて、議論の後戻りとか、変更とかを話している中でそういうことが起こり得ることが懸念されますので、そういう委員間の自由なというか、自由闊達な意見交換をやりやすい場、会議とするためにも、この形式で議論させていただいたところでございます。

協議段階での意見が非公開になることは、教育委員さんにとって不利になるというところとは考えてはおりません。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

その教育委員さんがどんな意見を言うたかというのって、出したら駄目なんですかね。そんなに市民や議員に知られたらまずい話をしているんですかね。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

委員お一人お一人がどのような発言をされたかということではなく、私ども教育委員会といたしましては、委員会の協議会等も含めた協議の中で一定方向の整理が整いました段階でその方向性を公開し、例えばなかなか当初の計画どおりでは進めることができないので、もう一度再検討をしたいということでありまして、その再検討結果はこうであるというような形で適時また公表をし、議会などの意見もいただいた上でさらに公開の会議で策定を行ってきたものでございますので、特にその辺りの意見というものについては、公にしているものという認識でございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

僕らが知れる教育委員さんの意見って、定例会とか臨時会だけなんですよ。それまでに、別に事務局がめちゃくちゃ説得していなくても、こういう議論を経て、ある教育委員さんはこういうふ

うに意見が変わられたんやなというのでええと思うんですけどね。

今は全てが伏せられている状況なので、ついに私のような議員がこうやって通告を出してしまうわけなんですよね、そもそも教育委員会というのはどういうふうに物事を決めてんねやということ。めちゃくちゃ不利なことをしていると思います。私、教育委員さんにとっては。事務局がイニシアチブを取って不利な状況に追い込んでしまっている過程、かなり問題があると思うんで、物事の決定、教育委員会での決定過程ですね。改めて改善してほしいなと思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

現段階におきまして、教育委員会協議会におきましては多様な懸案事項や重要事項の解決に向けて、その未成熟な段階での事業内容や市民に誤解を与えかねないような案件、そういったものなどの報告も含めて行っているところでございます。ただ、今いただいておりますようなことも併せてではございますけれども、いろいろ事業によっては分かりにくく複雑な部分もございまして、協議会の事前説明を経て、公式的な会議に臨んでいただくという場合もございました。

ただ一方で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定では、教育委員会会議は基本的には公開であるという趣旨も鑑みる必要があるかというふうに思います。

今後につきましては、議案となり得る案件につきましては、基本的には公開の場で協議段階を含め議論を行っていくことを念頭に置きまして、どのような案件を、またどこまでの段階のものを協議会で案件とするのかなどを精査をしていく必要があると考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

公開をしないことが市民に誤解を与えていると思いますんで、即刻改善をしてほしいなというふうに思います。

次へ移っていきたいと思います。

旧図書館の跡地利用についてということなんですけれども、過去にもほかの議員のほうから庁内検討委員会の検討結果について質問があったと思うんですけども、まずどのような検討をされているかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

旧図書館の活用につきましては、昨年度から庁内検討委員会の公共施設跡地等活用検討委員会におきまして全庁的な検討を進めております。旧図書館につきましては、都市公園の亀山公園内に設置されておりますことから、その用途につきましては都市公園法などにより制限を受けますので、公園施設としての休憩所、ベンチなど休養施設、ブランコ、滑り台などの遊戯施設、あと野球場、陸上競技場などの運動施設、植物園、動物園などの教養施設、図書館もこれに該当しますが、といったもののほか、都市公園に占用できる施設といたしまして、保育所や社会福祉施設などに用途が

限られております。

そうした中で検討をしている具体的な内容といたしましては、老朽化が進んでおります現在の児童センターの代替施設としての活用をはじめまして、施設全体を有効的に活用するために、公園の管理事務所でありますとか、防災対策として災害用備蓄品の保管場所など複合的な活用について検討をしているところでございます。

なお、施設を有効的に活用するために、本年度におきましては、青少年研修センターで実施しております長期休暇中における子供の居場所づくり事業におきまして、本年度は夏休み、夏季休業中に今はその活動場所としても旧図書館を一時的に使用しておりますが、今後の活用の方向性については近く決定してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

具体的な用途について、具体的なアイデアが上がってきたということで、今使わんと置いておくだけというのは非常にもったいないと思いますので、早く決めて使っていただきたいなというふうには思います。

次、市立医療センターにおける死亡事故についてというほうに移っていききたいと思います。

これは議案でいう85号ですね。損害賠償の額を定めることについてということなんですけれども、資料の中の概要ですとか自己検証の様子を見ているとちょっとなかなか見過ごせないなあというような経緯がありましたのでお伺いをしていききたいと思います。

まず、医療機器についてということなんですけれども、この患者さんがお亡くなりになられる前に、医師と看護師それぞれ、機器が古かったり、機器のことを信用していないというような描写が見えるんですけれども、医療センターの医療機器の整備状況ですね。いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

豊田地域医療部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

今回の事故の要因となりました、一つとなっております心電図の件を含めて、医療センターの機器の整備状況ということでございますが、まず、今回の件に関しましては使用したこの多機能心電図、これは正常に作動はしておりますものの、機器が古いという担当医師の先入観によって自動解析結果を見落としたことが過失になったというものでございます。確かに医療センターには、平成2年の開院からの古いものから最新のものまで多くの医療機器がございます。こういうことから、これらの機器については非常に維持管理が重要でございまして、これとともに、まず1つ目、古さの部分につきましては私ども毎年、年間の備品購入予算で、ここ5年ほどで申しますと年間毎年6,000万から8,000万計上し、必要に応じて更新しておりますので、そういった意味での機器の更新というのはできておるといふふうに考えております。

それからもう一つに、それで全てが、機器が整備できるといったものではございませんので、非常に維持管理が重要になってくるというふうに考えております。こうしたものにつきましては、その使用年数に関わらず、そもそも医療法において適切な管理が定められておりまして、そのうち、計画を定めて点検などを行うものについては医療機器の安全管理を図ることを目的として医療セン

ター内に組織として医療機器安全管理委員会を設置し、そこが中心となって適切に管理しております。点検等につきましては委託業者もしくは臨床工学技士が実施しております。それ以外のものにつきましても、定期的にまたは使用前に、臨床工学技士などによりまして必ず動作確認等点検を行うなど使用年月の長い医療機器であっても適切に使用できるよう管理しております。

また、万一不具合がある場合については、メーカーによる点検、修繕を迅速に行い、更新が必要な場合は先ほど申した予算等におきまして、できる限り早期に更新できるよう対応するなど維持管理に努めておるといったところでございます。

今後でございますけれども、このように適切にしっかりと維持管理を行いながら、特に確かに古いものもございますので、そうしたものにつきましては計画的かつ必要に応じた更新に努めてまいりたいというふうに感じております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

すみません。もう一度確認なんですけど、この心電図に関しては平成17年に購入しておるけど問題なく作動するものだったということではなかったですか。

○議長（森 美和子君）

豊田部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

先ほど少し触れましたが、使用前点検等において正常に作動することを確認した上で使っておるものでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

もう一つが、それを使う職員の意識についてということなんですけれども、よくなかなか更新ができなかったり古いものを使う、病院とかじゃなくてですね。お店とか家だったりしたときにその機械の癖とかを把握した上で自分で使うみたいなことをしたりとかあると思うんですけど、医療センターのこの機器だったり、ほかの機器に関して、職員さんの中で当てにならないというような意識があったのではないかというふうに、この資料からは読み取れるんじゃないかなと思うんですけども、その辺りの職員の意識についてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

豊田部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

職員の意識ということで、私ども医療センターは当然のことながら医療機関ということで、人の命を預かるところに医師や看護師それから医療技術員といった専門職、いわゆるプロが職務に当たっておるところでございます。ですので、そうした現場等において使う機器についての重要性ということ非常に大事に、大切に、しっかりと対応しなければならないという認識は持っておりますし、そのような維持管理体制も先ほど申したような組織的な管理委員会でありますとか、そういったように法令にのっとり対応しておりますことから、職員においても適切に管理されておるとい

ことは認識しているものというふうに考えております。

今回の件におきましては、当該医師の個人的な先入観によるものであって、他の医師を含めた職員につきましては基本的にそういった先入観は持っていないものというふうに考えております。

今後につきましても、この再発防止策にしっかりと取り組んで事故の教訓を職場全体で共有し、生かすことで信頼される病院となるように努めてまいり所存でございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

ほかの職員さんはそういうことは思っていないということで答弁いただきました。服部議員も議案質疑でされましたけれども、やっぱりもう二度と起きてはいけない事件なんじゃないかなというふうに思いますので、私のほうからは、そもそもの環境と働く人の意識に関して聞かせていただきました。

以上で一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

7番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時40分 休憩）

（午後 1時47分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 中島雅代議員。

○5番（中島雅代君登壇）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

近年、急速に多様な考え方、それから生き方を認めていこうということが広がってきたなというふうに感じております。それに伴いまして、子供たちを取り巻く環境は大きく変わってきております。亀山市では、市や教育委員会を中心に丁寧に取り組んでいただいているという認識ではありますけれども、どうしても現場ですとか、保護者にはうまく伝わっていないと思われる部分もございます。

そこで、今回は一人一人の学びを支える教育の推進についてといたしまして、亀山市学校教育ビジョンの基本施策に沿って具体的にお伺いをしていこうと思っております。

亀山市学校教育ビジョンの中で、一人一人の学びを支える教育の推進については、特別な教育的支援を必要とする子供たちが増加をしている中、子供たちが可能な限り同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育システム構築のための教育を推進するとともに、教育的支援を必要とする子供たちの自立と社会参画に必要となる力の育成に向け、一人一人の状況に応じた学びの支援を行うことが必要です。また、互いに尊重し合う共生社会の実現のため、日本語教育や特別支援教育、不登校についての理解を広げていくことが必要ですとし、子供たちの希望する進路を実現するとともに、地域の中で豊かに、自分らしく生活していくことを目指して取り組んでいきますとされております。

これは子供たちだけに限らず、この取組が進むことで社会全体が変わっていく、まさに教育で未来をつくっていく、そういうことだと思います。私は、この取組によって育つ子供たちが新しい社会をつくっていってくれると期待をしております。

それでは、それらを実現させるために今現在どのような教育がされているのかというところを確認したいと思います。

まず、インクルーシブ教育システムという言葉が出てきましたけれども、このインクルーシブ教育システムというのはどんなものなのかどうかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

5番 中島雅代議員の質問に対する答弁を求めます。

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

インクルーシブ教育システムとは、障がいのある子供と障がいのない子供たちが共に学ぶ教育制度でございます。共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムをつくり上げていくために、文部科学省は特別支援教育を推進しているというところでございます。

また、文部科学省が出しております共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進、これは報告でございしますが、ここでは、このインクルーシブ教育システムとは人間の多様性を尊重し、障がい者の精神及び身体的な能力を発達させ社会に参加することを可能とすることを目指し、特にこの障がいのない者と障がいのある者とが共に学ぶ仕組みというふうに定義づけられているものでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

障がいのある子もない子も共に学び合う教育ということかと思うんですけれども、近年少しずつですけれども、インクルーシブという言葉が聞かれるようになってまいりました。

亀山でも、今年度中に亀山公園に整備される大型遊具がインクルーシブ遊具ということで、これは体に障がいがあってもなくても一緒になってみんなが使える遊具ということなので、インクルーシブという言葉の分かりやすく示しているのかなというふうに思います。

それでは、亀山市の教育委員会としてはこのインクルーシブ教育、どんな考え方で推進をしているのかお伺いをします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

インクルーシブ教育システムの理念の実現に向けまして、障がいのある子供と障がいのない子供が共に教育を受けることで、障がいのある子供の自立と社会参加を目指し、一人一人の教育的ニーズに合わせた指導を行っているというものでございます。

亀山市では、小・中学校の通常の学級、通級指導教室、特別支援学級といったそれぞれの学びの場において、個別の教育支援計画と個別の指導計画に基づき、障がいの状態に応じたきめ細やかな指導・支援を進めているものでございます。

さらに、特別な支援を必要とする子供を含む全ての子供たちが通常の学級で安心して学習することができるよう、全ての子供が分かりやすい授業のユニバーサルデザイン化も進めております。

また、県内には障がいの種別に応じた県立特別支援学校もあり、就学先として一人一人のニーズによってより専門的な教育を受けるようになっております。この特別支援学級に就学いたしましても、居住地交流という形で居住地の学校において地域の子供たちと交流したり、学んだりする機会も設けておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

いろいろ学ぶところがたくさんあるということが分かったんですけども、文科省によりますと、このインクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶこと、そして個別の教育的ニーズのある幼児、児童、生徒に対して自立と社会参加のために必要な指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要とされております。

私は、誰にとっても一度きりの人生でありますので、今後は子供の頃から自分らしく生きていけるこのオーダーメイドの居場所というものが幅広く整備されていく、そういうことが求められていくと思っております。

そこで必要となってくるのが、先ほども出ていましたけれども、特別支援教育の推進ということなんですけれども、現状についてといたしまして、まず、この特別支援教育というのはそもそもどういうものなのかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

特別支援教育とは、障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズをつかみ、生活や学習上の困難さを克服するため適切な指導及び必要な支援を行うものでございます。さらに、特別支援教育は、障がいのある児童・生徒への教育にとどまらず、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会につながっていくものでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

特別支援教育というのは、個別のニーズに合わせた支援ということだと理解をさせていただきましたけれども、みんなで一緒にというのがインクルーシブの考え方に対して、みんなで一緒に生きるためには個別の支援が必要な子もいる、そこに対する支援というものが特別支援教育であると理解をさせていただきました。

それでは、それを実際に学校の中でどんな形でされているのかどうか、そういう対象になるお子さんの人数だとか人数の推移傾向を含めてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

現在、特別支援学級に在籍する児童・生徒は小学校で132名、中学校で52名、そして通級指導教室へは小学校61名、中学校が13名という状況でございます。

推移につきましては、おおむね極端に増減ということではございませんけれども、毎年この程度の人数の方がいらっしゃるというものでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

思ったよりもかなり多くのお子さんが特別支援教育を受けていらっしゃるということが分かったんですけども、最初のほうにいろんなパターンというか、通えるところがあるということをお伺いしたんですけども、この子たちがどんな支援をどこで受けるのがいいのかというのは、実際には誰が判断をして、どういうふうに分けられているのかということ、またその分けの基準等があるのかも伺います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

特別支援学校への入学・進学、または特別支援学級や通級指導教室への入級につきましては、亀山市教育支援委員会での判定に基づき、保護者に対して助言を行っているところでございます。

教育支援委員会では、児童・生徒の障がいの状態、本人の教育的ニーズ、保護者の意見、専門家からの意見などを踏まえ、総合的な観点から就学先について判定をし、保護者にお知らせをしているところでございます。また、介助員や看護師、生活支援員についても、児童・生徒一人一人の介助等の必要性に応じて教育支援委員会において判定を行っているものでございます。

これらにつきましては、児童・生徒の成長等の状況を考慮し、毎年検討を行い、配置をしているところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

では、その子それぞれの状態によって判定をされているそうなんですけど、保護者に助言ということなんですけれども、これは最終的な判断というか決定というかは学校でされるのか、それか保護者が最終的には決めるのか、どちらでしょうか。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

先ほど部長がご答弁申し上げたように、教育支援委員会において判定をして、その内容を基に通常学級、通級指導教室が適切、特別支援学級が適切、特別支援学校へ通って専門的に学んだほうがいいのかそういうふうな判定が行われますので、その内容について保護者に連絡をさせていただいて、保護者の方が判断というより、再度、こういう結果が出たけれども就学時についてどうかとい

うことで、相談といえますか判断をします。

ですから、例えば特別支援学級へ入級して学んだほうがこの子の成長はいいですよという判定が出て、保護者の方の意向でどうしても特別支援学級には、入級はちょっと遠慮したいなというふうなご意見があれば、そこで協議とか相談とか助言とかいうことになってまいります。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

では、今はその子の状態によって判断をされるという話を中心にさせていただいたんですけども、受入れ側の事情というのもやはり考慮されるものですか。例えば、スロープがあったりなかったり、それによっては地域の学校には通えないから違うところに行ってほしいみたいな判断はあるんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今般補正予算でお願いしておりますように、やはりそういった状況が発生した場合は、学校の施設の改良でありますとか、備品の購入でありますとか、そういった対応をして受入れ体制を整えていくという考え方でございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

それでは、受入れ側の事情というよりはご本人の状態を見てということですね。分かりました、ありがとうございます。

それでは、実際の学校現場についての支援についてなんですけれども、支援をされる方がどんな方が実際支援に入ってみえるのか、職種などをお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

特別な支援が必要な児童・生徒の学校生活の支援を行いますため、教育支援委員会での判定に基づき、介助員、看護師を配置し、子供たちが安心・安全に、かつ自立した学校生活を送れるように体制を整えているところでございます。

また、介助員のほかに学習生活相談員や生活支援員を配置し、特別な配慮を必要とする児童・生徒やその子を含む学級への支援を行っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

それでは、その支援に入られる方、どんな方を実際には任用されているのか、先ほど看護ということもありましたので、看護師さんなんかは資格があるかと思うんですけれども、ほかの方とかについても資格が必要なのか、それから資格があればいいのか。子供だとか学校に対する理解という

ものも必要だと思うんですけども、その方がどんな資質、どんな力をお持ちになっているのかというところをどう判断して任用されているのか、そしてその配置基準なんかをお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、介助員につきましては特別な資格というものは求めておりませんが、当然のことではございますが、学校教育に理解と熱意があり、学級担任と連携して介助業務に当たっていただける方、こういう方をお願いしているところでございます。

そして、ほかには学習支援を行います学習生活相談員には教員免許や社会福祉士などの資格を有した職員を配置しているというところでございます。

看護師につきましては当然、医療行為等必要としますのでこの資格でございまして、このほかには、通常の学級で児童・生徒の学校生活を支援する生活支援員というものを配置しているものでございます。

この配置基準につきましては、介助員と看護師につきましては、毎年教育支援委員会の判定に基づいて配置を行っているところでございます。そして、学習生活相談員と生活支援員につきましては、児童・生徒の状況を総合的に判断し、配置を行っているものでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

この生活支援員さんと学習生活相談員さんについては、誰の判断で配置をされるのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

こういった学習生活相談員、それから生活支援員につきましては、学校、保護者などの協議の上で教育委員会が任用しているものでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

様々な職種の方が支援に入っていると思うんですけども、この支援員さんというのはそもそも人数が足りているのでしょうか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

特別支援学級におきましては、先ほど部長が答弁申し上げましたように、介助員であるとか、看護師の方を子供たちの生活や学習の支援のために配置をしております。先ほど言いました学習生活相談員や生活支援員につきましては、亀山独自に、通常における子供たちの中で特別支援学級や通級指導教室に入らなくてもいいんですけども、ちょっと学習のつまづきがあったりとか、それから

ちょっと集団に入学当初はなじめなかったりとか、ちょっと自分の感情を抑えられなかったりとか、そういう様々な場面の子供がいる学校に、それは学校長の要望等も含めて、生活支援員や学習生活相談員を教育委員会が予算の範囲の中で配置をしております。足りているのか足りていないかというご質問ですけれども、その範囲の中で重点的に配置をしております。

ほかの市町ではないこういう配置の方法で、より、こういう子供たち、支援の人がいるといいなということで独自に今取り組んでいるところですので、今この範囲の中で配置をして生活の改善というか、学級の落ち着きなどを図っているものでございますので、新たな人数の要望があればそれに対応してまいりますけれども、現在は教育委員会としては足りているというか、今この範囲の中で学校のほうへ配置しているというところですよ。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

現在は十分であると教育委員会は考えているというところかと思えます。その資格だとか資質のある方を任用しているということなんですけれども、その方たちがそれぞれおのおのに学んできたこととかその学んだ環境というものと、市の目指す方向性だとか実際に支援する子供の特性というのが必ずしもマッチしているとは限らないんですけれども、この市の方向性と支援員さんたちの考え方というのはちゃんとすり合わせていける研修があるのかどうか、また、実際に働くに当たって支援員さんがその状況に対して十分な力を有しているのかどうかという、はかる機会みたいなものはあるんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

教育委員会といたしましては、福祉部局とも連携をいたしまして、今年度につきましてはこの特別支援教育の研修会を年3回開催しているところでございます。

これらにつきましては、今おっしゃっていただきましたように、資質の向上というものは常に大切なことと考えておりますので、今後もより適切な支援を行うことができますように、引き続き介助員等の資質向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

研修がある、市の方向性とすり合わせをするような機会があるということなんですけれども、子供たちの特性はやっぱり様々なので、学校の先生に知識だとか技量というのを担任の先生に全て任せるといふにはやっぱり現実的ではないと思うので支援員さんを今亀山市は入れていただいていると思うんですけれども、立ち位置的に先生の補助というものではなくて、やっぱり専門家として職務に当たっていただきたいなというふうに思っています。

というのも、やはり担任の先生と支援員さんと情報の共有がされていないと感じている保護者の方のお話も聞いてございます。なので、定期的なこの支援員さんと保護者の方と直接会えるような面談する機会なんていうものはあるんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

介助員の先生とか生活支援員の先生方は、特別支援学級の担任であったり、その子供と一緒に勉強している学級の担任の先生であったり、その子に合った個別の支援計画に基づくとか、そのことを頭に入れて担任がそれを把握していますので、それに基づいて介助といいますか支援をしていただいていることとなりますので、保護者の方が担任と話すというのが理想なんですけれども、毎日のお迎えとか送り出しのときに介助員の方が子供と会うときに保護者の方と会話する中で、担任の先生の方針と違うとか、ちょっと違和感を感じるような場面があれば、定期的ではないですけれども、気になったときにすぐ学校のほうへ連絡していただいて、すぐさま対応といいますか、相談するようにしていただくといいかなというふうに思います。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

定期的な面談という方法はないということなんですけれども、やっぱりチームといえども、チームを代表して担任の先生と面談をされているということかと思うんですけれども、やっぱり情報が偏ってしまうとか、どんな方が自分の子供に関わっているかどうかというのが分からないとやっぱり不安ですし、より適切な支援のために保護者の方と関わっている方が面談するのは必要かと思うんですけれども、そこを充実していくというふうな考え方はありますでしょうか。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

様々なことが現場で起こっているのは想定するんですけれども、それこそ学校長を通じてそういう機会を設けてもらうようにご相談されるというのが一番早いかなというふうに思いますが、教育委員会といたしましても、そういった保護者の方の意見とか学校の体制について、今日あったご指摘いただいた内容につきましても、連絡とか情報を共有して対応がスムーズにいきますよう努めてまいりますので、また今後、いや、まだまだできていないよというようなことがありましたら、また教えていただければと思います。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

一保護者として校長先生に皆さんを集めて面談をさせてくださいというのはなかなか言いにくいと思うんですけれども、保護者も支援者の方もチームとして子供を支える、情報共有と相互理解というのが一番大事だと思いますので、そちらのほうには努めていただきたいなあというふうに思います。

それから、支援に際しまして、支援対象の子供、例えば通級の学級に通われている子とか県のほうに行かれている子供が通常のクラスに入られることもあろうかと思うんですけれども、どういうタイミングで入られるのでしょうか、具体的に教えてください。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

インクルーシブ教育システムでのご質問でも申し上げましたように、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流及び共同学習は、障がいのある児童・生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っております。また、障がいのない児童・生徒が障がいのある児童・生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための重要な機会でもあるというものでございます。

市内の小・中学校におきましては、特別支援学級の児童・生徒と通常の学級での交流及び共同学習が進むよう個別の指導計画に沿って狙いを明確にし、教育課程に位置づけたり、年間指導計画を作成したりするなど、その中で計画的に推進を図っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

もう個別の案を考えていただいているということなので、その子の状態に合わせて入るタイミングを決めていただいているのかと思うんですけども、ちょっとここで事例のほうを紹介したいと思います。

具体的なことは当然申し上げませんが、AさんとBさんという方がいらっしゃいます、お子さんです。小さい頃から、このAさんとBさん一緒に遊んでいたんですけども、同じ小学校に入って同じクラスに入ったんですけども、Aさんのほうには何らかの支援が必要で加配の先生がついていらっしゃるそうです。AさんとBさんはいつも一緒に遊んでいたのですが、Aさんの特性をBさんはよく理解をして、理解をしているというか、それが普通というか自然であるようなんですけども、ただ学校に行ったときにはあまり一緒に遊びたくないと言いつつ、Bさんが。それは何でかといったら、Aさんのほうは大人に守られていると、なので一緒に遊んでもつまらないとおっしゃるそうなんです。

恐らく、一緒にいた支援員さん、どういう職種の人かは分かりませんが、トラブルになったときにすぐに間に入ったのか、もしくはトラブルになる前に間に入ってしまったのかと思います。これはお子さん、子供の目線からの、Bさんの目線からの話を聞いて、すごい興味深い話だなと思いまして、ただ、すごく難しい話だなというふうにも思いました。

当然、状況にもよるんでしょうけれども、目的である社会での自立という目的からするとそれでよいのかなという。私は、当然専門家ではないので何がよかったかどうかは分かりませんが、それが例えば集団としての体裁を整えるためだとしたら目指す姿とはちょっと違うんじゃないかなというふうに思いました。

先ほど答弁でもありましたけれども、いろんな方が多数の子供さんたちを見ているということなので難しい対応だとは思いますが、周りの子供たちというのはちゃんと見ているんだな。なので、大人の都合で目的から外れた指導にならないように、指導する側が同じ方向を見て情報共有をしていただくと必要があるかなというふうに思いました。

そういった点から、ほかの子供たちへの教育について、ほかの子供たちが特別な支援を必要な子

に対してどのように話しているのか、どんな様子なのかというのを、どういう教育をしているのかというところをお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

障がいのある児童・生徒が学校生活を送るためには、やはり周囲の理解が必要でございます。学校では保護者の理解を得た上で、子供の困り感や周囲の子供たちに配慮してほしいことなどを交流教室の子供たちに伝えているところでございます。その上で、特別支援学級や交流教室で話し合い、障がいに対する理解がより進むように取り組んでいるところでございます。

学校において、交流及び共同学習や障がいのある子供たちとの交流を行うことは、近い将来に社会を担う子供たちの共生の心を育むだけでなく、子供たちの保護者や活動に関わる関係者の障がい者に対する理解を促進し、ひいては社会全体の意識を変えることにつながるものでございます。また、SDGsの4番の質の高い教育をみんなにの達成に向けた取組にもつながるものでございます。

今後も、子供たちがお互いを理解し、共に支え合う関係を築くことができるよう教育活動を展開してまいります。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

積極的に交流していただくことで理解を広げるということ、すごく大事だと思うんですけども、その中でやっぱり優しい子だったりとか気の遣える子がずっと同じクラスだったり、同じグループでその子のお手伝いをする役割になってしまうということは昔からよくある話なんですけれども、それに、逆に支援員さんがいるから関わらなくていいんじゃないかと考える子もやっぱりいると思います。なので、特定の子に負担が行き過ぎないように、また過度な特別扱いで孤立をしてしまわないように、すごくさじ加減は難しいことかと思うんですけども、それを求めているので専門家を入れているということだと思いますので、やはり方向性のほうは同じくしてやっていただきたいと思います。

では次に、外国人児童・生徒の教育の推進についてに移りたいと思います。

こちら、学校教育ビジョンでは、外国人児童・生徒においては文化や生活習慣の違い、言葉が通じないことから生じる不安や悩みに寄り添った対応をしながら、日本語力や学力と地域社会で生きていくための基礎を養うとともに、保護者に対しても学校生活や進路等に係る情報を伝えていきますとしております。

こちらについて、現状について、外国人といってもたくさんいろんな方がいらっしゃると思うんですけども、これに該当する対象となる方が、どういう人が対象なのか、それから人数がどれくらいいらっしゃるのかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、令和5年9月1日段階におきましてでございますけれども、この市内の小・中学校には

様々な国の国籍を持つ児童・生徒が在籍しております。特に、ここでは日本語の指導が必要な児童・生徒のことについてご答弁を申し上げます。

現在、この9月1日現在におきまして、日本語教育が必要な児童・生徒は41名、うちこれの小学校が28名、中学校が13名となっているところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

こちら結構たくさんいらっしゃるというふうには思ったんですけども、この方たちに対する特別な職員の配置なんかはあるんでしょうか。また、人数についても伺います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

日本語指導が必要な児童・生徒のために、亀山西小学校と亀山中学校に日本語教室を設置し、日本語指導の拠点校と位置づけておるところでございます。ここで、日本語教室では、日本語の習得に向けて個別の指導計画を作成し、特別な教育課程を実施しているところでございます。

また、日本語指導が必要な児童・生徒のための職員配置につきましては、県費において小学校2校に5名、中学校1校に2名の日本語指導のための加配がついております。また、外国人児童・生徒巡回相談員が学校の要望に応じて巡回をしているところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

県費でつけていただいているということなんですけど、こちら対象者に対して支援員さんの人数は足りているのか伺います。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

県費の職員配置につきましては、外国人児童・生徒の転出入が、今はちょっと安定した状態ですけども、急激に増えたりとかいう時期がございます。そういったときには大変担当が多忙化するんですけども、その折には県のほうに要望して、次年度配置増を要望したりして対応しておりますが、今この小学校2校に5名と中学校1校について2名についてで対応はできていると存じます。

なお、市費において、外国語の通訳さんを多く、ポルトガル語やスペイン語、タガログ語、英語、それから外国人児童・生徒教育支援員ということで、これもポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、インドネシア語、日本語指導が必要な児童・生徒や通訳等を必要とする保護者がいる学校に配置をしているところですので、そういうサポート体制の下、外国人児童・生徒の教育に当たっております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

では、次に進路についてとしましたけれども、この対象となる子供たちについての中学校で13名ということなんですけれども今在籍しているのが、この先輩たちに当たる方ですけれども、進学状況ですとか、全国的にはこの外国人、日本語がまだなかなか、支援が要るような方については全国的には進学後の退学が多いという調査のほうもされておりますけれども、亀山では進学後の調査というのはされているのかどうかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

中学卒業後の進学先での状況につきましては、教育委員会といたしましては把握をしていないというところでございます。

また、今、外国につながる児童・生徒のための進路説明会「学校へ行こう」というものも開催しておりますけれども、こういった中では、この市内小・中学校の卒業生が参加して進学を控えた中学生のために高校生活の様子や将来の夢を語るなど、卒業後もつながりを持つ機会というものを持っているところがございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

進学後の調査については、以前、全体に対して進学後の調査はしていないというところも伺っておりますけれども、なので外国人の方だからといって特別に調査をしていないということだと思っておりますけれども、今回目的として、地域で社会で生きていくための基礎を養うということであれば、やっぱりその後の調査というのは必要かと思えますし、日本人であっても高校を中退してしまうと支援が行き届かなくなるという問題もございますので、全体としての調査も必要であろうかと思えますのでお願いをしたいと思えます。

次に、不登校生徒・児童についての支援についてでございます。

こちら、まず現状について、不登校になっている子供たちの数とその傾向をお伺いします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

文部科学省が定義いたします欠席30日以上の不登校児童・生徒数は、令和5年10月末現在で小学生が48人、中学生が71人でございます。昨年度の同時期と比べて増加し、特に小学校での不登校児童数が増加をしているところがございます。今年度新たに不登校になった児童・生徒数は、昨年度の同時期と比べると小学校で増加、中学校で減少をしております。一度不登校になりますと学校に復帰することが難しく、不登校が継続するという傾向がございます。

不登校児童・生徒数の増加傾向というものにつきましては、全国的な傾向と同じような状況でございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

増加しているということなんですけれども、原因については実際には本人にも明確には分からない場合がほとんどだと言われております。価値観だとか考え方も多様なので、私は学校に行かないわという子、積極的不登校という子も、中にはいらっしゃるかもしれません。

なので、私、学校に行くことだけが教育ではないと思っていますので、数が増えたから駄目だとは決して思いませんが、やっぱりつらい思いをしている子が増えるということは当然回避しなくてはなりません。

市では幸い支援が進んでおりまして、子供たちの居場所を幾つかつくっていただいております。そちらへの参加状況のほうはいかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

令和5年11月末現在で、亀山市適応指導教室「ふれあい教室」の通級児童・生徒数は、小学生が2名、中学生9名の合計11名でございます。それから、フリースペースかめっこの通級児童・生徒数は、小学生5名、中学生7名の合計12名でございます。

また、この市立図書館に新たに開設いたしました不登校傾向の児童・生徒の居場所でございますサークルルームの利用者でございますが、令和5年11月末現在で42日間開設している中で延べ46名の使用がございました。また、これにつきましては、小学校6名と中学校2名の合計8名の児童・生徒が利用しているという状況でございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

居場所についても、多くはないですけれども、参加をしていただいているということなんですけれども、全体数に対しましてはまだまだ少ないと思います。なので、どこにもつながっていない子供たちというのも多くさんいらっしゃいます。

亀山市内では不登校のお子さんをお持ちの保護者さんを中心に、かなり積極的に勉強会だとか情報交換をしていただいています。去年も、キラリまちづくりトークをしていただきましたけれども、どこにもつながっていない保護者の方にはやっぱりそういった心のうちを話せる、同じ立場で話せるという場所があるということをお伝えしたいですし、不登校になったきっかけの1位が学校の先生との関係性という報道も最近見かけました。中には理解がない先生、それから理解をしているつもりでも不用意な言葉がけをしてしまっている先生がいるということも聞いております。先生からしたら、ただの行き違いなのかもしれませんが、やっぱりそれで傷つく子供、それから保護者がいるというのも事実です。なので、先生方にもこうした保護者の声を聞いて相互理解を図っていただきたいと思います。

それから社会的な自立を目指すとして、校内ふれあい教室の設置を推進するというのも現況報告の中にありましたけれども、この設置の推進の背景と現在の状況をお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

不登校傾向にあり自分の学級に入りづらい児童・生徒は、学校内に自分に合ったペースで学習、生活ができる環境があれば、学習の遅れやそれに基づく不安も解消され、早期に学習や進学に関する意欲を回復しやすい効果が期待されるものでございます。

校内ふれあい教室は、不登校やその傾向がある児童・生徒に対し、一人一人のニーズに応じた多様な学びの場を用意することで、学級に入ることができにくい児童・生徒に学校内の居場所や学習環境を確保することを目的としたものでございます。

教育委員会といたしましては、文部科学省より発出されました誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策についてを踏まえ、児童・生徒が不登校になった場合でも学びたいと思った際に多様な学びにつながるができるよう、市内小・中学校に設置を進めているところでございます。

この11月現在でございますが、市内小・中学校14校のうち11校が既に設置済みの状況でございます。そして、現在準備中の3校につきましては、教室の目的、運営方法、時間、場所、利用の手続等について校内で検討し、準備を進めている状況でございます。

教育委員会といたしましては、令和6年4月には全ての学校で校内ふれあい教室が設置できるよう、学校を支援してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

今でも相談室と呼ばれるところですけど、ある学校ない学校があつて、あつても先生がいないと開けられないとか、使ってもいい子と駄目な子がいるということも聞いたことがございます。校長先生の判断でそういった対応をしているというふうに聞きましたけれども、毎日登校していてもしんどくなる日はありますし、小規模校なので、現在対象となる子がいない状態でもやっぱりいつ対象者が出てくるか分かりませんので、すぐに開けられる状態にしておく必要があるかと思えます。

では、すみません、ちょっと時間がなくなってきましたので最後のほうへ行かせていただきたいと思うんですけれども、この市長部局と教育委員会の連携についてですけれども、インクルーシブ教育ですとか特別支援教育自体は文科省が推奨するものですが、具体的な取組は地方自治体で行われます。

先ほどもおっしゃいましたけど、今回の補正予算の中にもインクルーシブ教育に関わるようなものがございまして、やっぱり財源は一般財源で国からの措置はないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、市にとっては当然負担にはなりますけれども、その分裁量がございまして、市の独自性を出すことができます。なので、教育は市の力の見せどころであると思うんですけれども、文科省の報告書の中では校長先生のリーダーシップの下、取り組むことみたいなことが書いてあるんですけれども、ただ校長先生、このインクルーシブ教育とかに限らずですけれども、予算とか人事権もございまして、なかなか取組が限定的になろうかと思うんですけれども、どうやってこの校長先生の考えだとか教育委員会の考えを支援していくのか、特にお金に関わる部分、財務の部分について、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

子供を取り巻く環境は非常に、ご指摘のような多様化をいたしてきておるところであります、本市におきましては教育委員会において様々な施策の対応を、これは伝統的に亀山市として積み上げてきていただいております。そして、市長部局として、今の財政的なサポートということでございましたけれど、例えば幼児教育等々で就学前の教育・保育は充実していく姿勢を私どもは強く持たせていただいて、これが円滑に小・中の義務教育へ移行できるようなそういう仕組み、あるいは財政的なサポート、これも十分、今後におきましても最善を尽くさせていただきたいと考えておるところであります。

それから不登校のお話で、今もご紹介いただきましたNPOのかめっこ等々に対して例えばこの財政的な支援を—— 県外の首長さんがフリースクールに対する考え方で様々先般議論を呼んでおりましたが—— こういうものに対して多分県内で財政的支援をしていくということでは、亀山市が多分現時点では唯一であろうと思っております。

いずれにいたしましても、教育委員会と子供に関わる、例えば今回の議会で令和6年度に設置を予定しております子ども未来部、この議案を今提案させていただいておりますが、この子ども未来部と教育委員会との連携をしっかりと強化をさせていただいて、様々な多様なニーズに対して速やかなサポートができますよう、そして就学前の教育・保育から小・中の義務教育へこれがしっかりつながることができますように、市としても、市長部局としても、しっかりと充実に向けた連携を強化してまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（森 美和子君）

5番 中島雅代議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

これより、一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次にお諮りします。

明日9日から18日までの10日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

明日9日から18日までの10日間は、休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

休会明けの19日は午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 2時39分 散会）

令和5年12月19日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

令和5年12月19日（火）午前10時 開議

- 第 1 議案第61号 亀山市行政組織条例の一部改正について
- 第 2 議案第62号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第63号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第64号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第65号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 第 6 議案第66号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について
- 第 7 議案第67号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 第 8 議案第68号 令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 9 議案第69号 令和5年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 10 議案第70号 令和5年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 11 議案第71号 令和5年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 12 議案第72号 令和5年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 第 13 議案第73号 指定管理者の指定について
- 第 14 議案第74号 指定管理者の指定について
- 第 15 議案第75号 指定管理者の指定について
- 第 16 議案第76号 指定管理者の指定について
- 第 17 議案第77号 指定管理者の指定について
- 第 18 議案第78号 指定管理者の指定について
- 第 19 議案第79号 指定管理者の指定について
- 第 20 議案第80号 指定管理者の指定について
- 第 21 議案第81号 指定管理者の指定について
- 第 22 議案第82号 指定管理者の指定について
- 第 23 議案第83号 指定管理者の指定について
- 第 24 議案第84号 指定管理者の指定について
- 第 25 議案第85号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 26 請願第 6号 子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出を求める請願書
- 第 27 議案第86号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について
- 第 28 議案第87号 亀山市教育委員会委員の任命同意について
- 第 29 委員会提出議案第6号 子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出について
- 第 30 閉会中の継続調査について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀渕輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	市民文化部長	辻村俊孝君
健康福祉部長	小林恵太君	産業環境部長	富田真左哉君
建設部長	松田昇君	上下水道部長	田中直樹君
危機管理監	木田博人君	市民文化部次長兼 関支所長	松村大君
総務財政部参事	杉本良則君	市民文化部参事	櫻井伸仁君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田達也君	消防署長	倉田利彦君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	豊田達也君
教育長	中原博君	教育部長	龜山隆君
代表監査委員	国分純君	選挙管理委員会 事務局長	豊田昌子君

●事務局職員

議会事務局長	渡邊靖文	書記	新山さおり
書記	西口幸伸		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、小坂健康福祉部次長及び高嶋監査委員事務局長は、都合により本日は欠席する旨の通知に接しておりますのでご了承願います。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第6号により取り進めます。

それでは、去る5日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第61号から日程第25、議案第85号までの25件を一括議題とします。

各常任委員会委員長に委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第61号	亀山市行政組織条例の一部改正について	原案可決
議案第62号	亀山市一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第63号	亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第64号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第65号	亀山市職員給与条例の一部改正について	原案可決

令和5年12月13日

総務委員会委員長 中 島 雅 代

亀山市議会議長 森 美和子 様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104

条の規定により報告します。

記

議案第 66号	亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について	原案可決
議案第 73号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 74号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 75号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 76号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 77号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 78号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 79号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 80号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 81号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 85号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決

令和5年12月12日

教育民生委員会委員長 今岡翔平

亀山市議会議長 森 美和子 様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第82号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第83号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第84号	指定管理者の指定について	原案可決

令和5年12月11日

産業建設委員会委員長 豊田恵理

亀山市議会議長 森 美和子 様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第67号	令和5年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について	原案可決
議案第68号	令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第69号	令和5年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第70号	令和5年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第71号	令和5年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第72号	令和5年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について	原案可決

令和5年12月18日

予算決算委員会委員長 服部孝規

亀山市議会議長 森 美和子 様

○議長（森 美和子君）

初めに、中島雅代総務委員会委員長。

○5番（中島雅代君登壇）

おはようございます。

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る5日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、13日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第61号亀山市行政組織条例の一部改正については、こども基本法の制定や児童福祉法の改正など、国の子供に関する政策動向の加速に合わせ、子供に関する事項を強力で進めるため、新たに子ども未来部を設置するとともに、行財政改革を積極的に推進し、持続可能な財政基盤の確立を図るため、政策部の分掌事務である行政改革に関する事項を行財政改革に関する事項とし、総

務財政部の分掌事務とするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、現在、政策部が所管している事務事業評価と行財政改革を切り離すことに関して質疑があり、これについては事務事業評価と行財政改革は現在も政策部の中で別々の課が所管しており、関連はあるものの違うものと認識をしているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第62号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について及び議案第65号亀山市職員給与条例の一部改正については、令和5年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の任期付職員及び職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職の任期付職員及び職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、月例給を4月まで遡及するように、期末・勤勉手当も遡及する考えはなかったのかとの質疑があり、これについては、これまでから人事院勧告による国家公務員の改定に準じて実施しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第63号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第64号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正については、特別職報酬等審議会から市議会議員、市長及び副市長の期末手当について、令和5年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の取扱いに準じて引き上げる市の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数と同じ年0.1月の引上げが妥当であるとの答申を受けたことから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、特別職報酬等審議会での審議内容に関する質疑があり、これについては、給料は、物価高騰等により据え置くこと、期末手当は民間との較差や一般職との均衡、県内の支給状況を鑑み、年0.1月引き上げることが妥当であると判断いただいたとの答弁でありました。

次に、一般職の人事院勧告に準拠して特別職の期末手当を引き上げる根拠に関する質疑があり、これについては、特別職の期末手当は一般職の期末・勤勉手当と同様であるという考え方の下、一般職の動向に合わせ、特別職報酬等審議会に諮問し、妥当であると答申を受けたものであるとの答弁がありました。

続いて、討論では、特別職の期末手当の引上げは、人事院勧告に準拠して行うという法的根拠はなく、物価高騰等に直面する市民生活から見ると到底理解が得られないとの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、いずれも賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（森 美和子君）

次に、今岡翔平教育民生委員会委員長。

○7番（今岡翔平君登壇）

おはようございます。

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る5日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、12日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第66号亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正については、子ども未来部の創設などにより、必要な事務スペース等を確保する必要があることから機能の見直しを進めた結果、必要性が低くなっている視聴覚室の機能転換と修繕対応ができない温泉スタンドの用途廃止を行うため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、視聴覚室を書庫にするとのことだが、全ての書類等をそこへ集約するのなどの質疑があり、これについては、既存の書庫も使用しながら新規の書庫として活用していくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第73号指定管理者の指定については、文化会館及び中央コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第74号指定管理者の指定については、運動施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、指定管理の候補者からの提案内容で優れていた点に関する質疑があり、これについては、施設利用者を増加させるため、トレーニングルームの積極的な利用促進について提案があったとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第75号から議案第81号までの指定管理者の指定については、各放課後児童クラブの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第85号損害賠償の額を定めることについては、市立医療センターにおいて発生した医療事故に伴う損害賠償の額の決定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、医療事故調査委員会の委員構成に関する質疑があり、これについては、委員の選定について三重県医師会からアドバイスをいただき、院外の医師2名と院内の医師と看護師という委員構成になったとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（森 美和子君）

次に、豊田恵理産業建設委員会委員長。

○10番（豊田恵理君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る5日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、11日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第82号指定管理者の指定については、亀山市勤労文化会館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第83号指定管理者の指定については、亀山市石水溪キャンプ場施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、評価項目とそれぞれの配点に関する質疑があり、これについては、管理運営に対する基本方針100点、経営計画300点、施設管理運営300点、組織体制150点、実施体制100点、経済合理性175点、経営基盤実績等125点の7項目、合計1,250点であるとの答弁でありました。

次に、指定管理者の候補者とならなかったB社の評価が優れていた項目に関する質疑があり、これについては、利用者へのサービス向上策など施設管理運営の項目や、施設の効率的な管理運営、コスト縮減など、経済合理性の項目で高い評価を受けているとの答弁でありました。

次に、課題であるトイレの管理運営は、どの評価項目に該当するのかとの質疑があり、これについては、項目では施設管理運営となるが、内容は清掃業務等であり、施設の修繕及び改修は、費用が30万円以上の場合には市が行うため、評価の対象とはなっていないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第84号指定管理者の指定については、亀山市都市公園施設等の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、評価項目と評価結果に関する質疑があり、これについては、管理運営の基本方針100点中85点、経営計画225点中192点、施設管理運営業務300点中223点、組織体制175点中123点、実施体制150点中103点、経済合理性175点中118点、経営基盤実績等125点中93点、合計1,250点中937点であるとの答弁でありました。

次に、亀山市石水溪キャンプ場施設との評価の違いに関する質疑があり、これについては、選定委員が少し異なるほか、都市公園は1年を通して管理を行ってもらうことから、人の配置や施設管理に重点を置き、配点を変えて評価を行っているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（森 美和子君）

次に、服部孝規予算決算委員会委員長。

○16番（服部孝規君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る5日の本会議で当委員会に付託のありました、議案第67号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について、議案第68号令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第69号令和5年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第70号令和5年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第71号令和5年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号）について及び議案第72号令和5年度亀山

市病院事業会計補正予算（第2号）については、同日、当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することに決定し、11日に産業建設分科会、12日に教育民生分科会、13日に総務分科会を開催し、それぞれ審査を行いました。

そして、18日に関係部長等の出席を得て、当委員会を開催し、各分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

各分科会会長報告に対する質疑及び討論はなく、採決の結果、議案第67号から議案第72号までの6議案については、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（森 美和子君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第61号から議案第85号までの25件について討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、議案第63号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第64号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論します。

この2つの議案は、議員と市長及び副市長の期末手当について、特別職報酬等審議会の令和5年8月7日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の取扱いに準じて議員や市長、副市長の期末手当の支給月数については、市の一般職の職員の期末手当及び勤勉手当と同じ年0.1月の引上げが妥当であるという答申を受け提案したとのことであります。

この答申では、議員報酬や市長などの給料について次のように述べております。原材料価格の上昇、円安の影響により物価は継続して上昇しており、消費者を取り巻く環境はさらに厳しさを増しているとし、現行のまま据え置くことが妥当だとしています。

ところが不思議なことに期末手当の引上げになると人事院勧告に準拠して改定されてきた経緯から、引上げは妥当だと答申しているのです。やはり期末手当も消費者を取り巻く環境の厳しさを考えれば、引上げはすべきではないでしょう。また、この引上げの基となった人事院勧告制度は日本国憲法第28条で保障された労働基本権が国家公務員や地方公務員などに適用されないため、その代償措置として設けられたものです。

この人事院勧告制度は、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に勧告する制度です。つまり国家公務員と民間企業従業員の給与を比較したものであり、地方公務員を対象とした制度ではありませんし、ましてや一般職の職員と全く仕事内容が異なる特別職の給与を決めるものでもありません。市は答弁で、特別職の期末手当を人事院勧告に準じなければ

ならない法的な根拠はないことを認めました。

反対の理由の一つは、国会で岸田首相や閣僚らの期末手当を引き上げる法案を可決しながら、物価高に直面する国民感情を踏まえて首相や閣僚、政務三役らの引上げ分を国庫に返納することにしたということに見られるように、現在の厳しい市民生活から見れば到底理解が得られない引上げだということです。

反対の理由の2つ目は、特別職の期末手当の引上げを人事院勧告に準じなければならない法的根拠はないことです。

以上のような理由により、この2つの議案には反対するものです。議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（森 美和子君）

16番 服部孝規議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、議案第61号から議案第85号までの25件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすことといたします。

それではまず、討論のありました議案第63号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第63号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第64号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第64号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第61号、議案第62号及び議案第65号から議案第85号までの23件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第61号 亀山市行政組織条例の一部改正について

議案第62号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議案第65号 亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第66号 亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について

議案第67号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

議案第68号 令和5年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第69号 令和5年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第70号 令和5年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第71号 令和5年度亀山市下水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第72号 令和5年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について

議案第73号 指定管理者の指定について

議案第74号 指定管理者の指定について

議案第75号 指定管理者の指定について

議案第76号 指定管理者の指定について

議案第77号 指定管理者の指定について

議案第78号 指定管理者の指定について

議案第79号 指定管理者の指定について

議案第80号 指定管理者の指定について

議案第81号 指定管理者の指定について

議案第82号 指定管理者の指定について

議案第83号 指定管理者の指定について

議案第84号 指定管理者の指定について

議案第85号 損害賠償の額を定めることについて

は、いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

次に、去る5日の本会議におきまして、所管の教育民生委員会にその審査を付託しました日程第26、請願第6号を議題とします。

教育民生委員会委員長に委員会における請願審査の経過と結果について報告を求めます。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第135条の規定により報告します。

令和5年12月12日

教育民生委員会委員長 今岡翔平

亀山市議会議長 森 美和子 様

別表

受 理 番 号	請 6
受 理 年 月 日	令和5年11月20日
件 名	子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出を求める請願書
請願者の住所・氏名	四日市市西日野町1551-1 ことり保育園内 三重県保育団体連絡会 会長 後藤 剛
紹 介 議 員 氏 名	古田吉昭、岡本公秀、鈴木達夫、服部孝規、櫻井清蔵
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審 査 の 結 果	採択
措 置	関係機関に対し意見書を送付する

○議長（森 美和子君）

今岡翔平教育民生委員会委員長。

○7番（今岡翔平君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における請願審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る5日の本会議で当委員会に付託のありました請願の審査に当たるため、12日に委員会を開催いたしました。

請願第6号子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出を求める請願書については、必要な財源を確保し、子供の命と安全を守るために保育士の増員と賃金労働条件の改善は急務であることから、「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士増員」を行うよう、国の関係機関に意見書の提出を求めるものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で採択することに決定しました。

以上、教育民生委員会の請願審査の報告といたします。

○議長（森 美和子君）

教育民生委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、請願第6号について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、請願第6号子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第6号子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、日程第27、議案第86号及び日程第28、議案第87号の2件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第86号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ4億290万4,000円を追加し、補正後の予算総額を227億489万9,000円といたしております。

今回の補正予算は、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用し、住民税非課税世帯への重点支援

給付金の給付のほか、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民や事業者に対する支援に係る経費を計上いたしております。

初めに、繰越明許費補正につきましては、住民税非課税世帯重点支援給付金給付事業において、令和6年度に事務の一部を実施する必要があることから追加いたしております。

次に、歳出につきましては、民生費に、住民税非課税世帯へ1世帯当たり7万円を給付するため、住民税非課税世帯重点支援給付金給付事業に2億9,000万円を計上するとともに、電気料金等の上昇分に対し支援を行うため、障がい福祉サービス施設に対する補助金627万円を、高齢者福祉サービス施設に対する補助金3,100万円を計上するほか、低所得の子育て世帯へ児童1人当たり2万円を追加給付するための経費として、生活応援給付事業に合計2,753万円を計上いたしております。

次に、商工費には、市内の中小企業者等に対し、電気・ガス及び燃油の経費上昇に対し、助成金等を交付するための経費として、経済支援対策事業に4,810万4,000円を計上いたしております。

次に、歳入でございますが、今回の補正予算の財源として、国庫支出金では重点支援地方創生臨時交付金2億9,830万2,000円を計上するとともに、県支出金では生活応援給付事業補助金1,079万5,000円を計上いたしております。

また、今回の補正予算の財源調整により、繰入金に財政調整基金繰入金9,380万7,000円を計上いたしております。

続きまして、議案第87号亀山市教育委員会委員の任命同意についてでございますが、教育委員会委員の宮村由久氏は、令和6年3月27日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和6年3月28日から4年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第86号及び議案第87号の2件に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。質疑は議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり一般質問にならないようご注意くださいとともに、発言は簡潔にお願いいたします。

通告に従い、発言を許します。

11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。通告に従い質疑させていただきます。

議案第86号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について。

1つ目として、第3款民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、住民税非課税世帯重点支援給付金給付事業の増額補正について伺います。

まずはこういう事業は何回かありますので、この事業の概要についてをご説明願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

1 1 番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

ご質問の住民税非課税世帯重点支援給付金につきましては、電力、ガスをはじめエネルギー、食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するため、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯の低所得者に対して速やかに生活や暮らしの支援を行うため給付金を支給するものでございます。

内容につきましては、基準日でございます令和5年12月1日時点におきまして、本市に住民票があり、同一世帯に属する者全員の令和5年度分の住民税が非課税である世帯のうち、住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成されている世帯を除いた世帯であります4,000世帯を支給対象とし、1世帯当たり7万円を支給するものでございます。

その支給方法につきましては、基準日を令和5年6月1日としました本年7月から11月末にかけて実施をいたしました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金、これ3万円でしたが、こちらの給付金を受給された世帯で今回の基準日であります令和5年12月1日までに世帯主及び課税状況に変更のなかった世帯に対しまして、プッシュ型給付として既にご登録いただいております口座のほうへ令和6年1月下旬以降振込を行う予定でございます。

また、それ以外の方につきましては、振込先口座を確認させていただくために令和6年3月末を申請期限としまして、令和6年1月下旬に確認書のほうを送付し、返送された確認書を受理後おおむね2週間後に振り込む予定でございます。

なお、予算の内訳につきましては、2億9,000万円のうち2億8,000万円が給付金、1,000万円がシステム修正委託料等の事務費でございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○1 1 番（福沢美由紀君登壇）

要するに前回の3万円をいただいたときの対象には変わりがなかったら、そのまま何もしなくても振り込んでいただくということが分かりました。

あと、ちょっと分かりにくかったのが対象の説明なんですけれども、扶養のところは分かりにくかったので、もう一度この対象がどんな方なのかをゆっくり説明いただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

これまでの給付金の経緯と、それから前回の給付金と何が違うのかというところで明らかになりますので、その旨、ちょっと答弁させていただきます。

これまでの物価高騰対策としましては、令和4年11月から3月末までの5万円の給付、それから本年7月から11月末にかけての3万円の給付に続きまして、今回3回目の給付となるところでございます。その対象者についてでございますが、前々回、令和4年度の給付金と基本的には同じ

となります。ただ、前回、本年7月からの給付金と異なる点としまして、住民税非課税世帯のうち住民税が課税をされている方の扶養親族等のみで構成されている世帯、それから家計が急変した世帯、こちらが今回は除かれているというところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

分かりました。

それで、いつもですとプッシュ型と一緒に家計急変で自分から申請するということがあったと思うんですけども、ここについてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

今回の給付金におきましては、家計急変世帯を対象としてございません。その理由でございますが、今回の給付金における家計急変などの低所得者への支援につきましては、国からの事務連絡によりまして令和6年度の低所得者支援及び定額減税を補足する給付として定額減税の実施と合わせて給付を実施する予定であるとされているところから、今回の給付金におきましては対象としていないというところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

そうしましたら、対象者はまずはプッシュ型ですぐに入れていただくという第1弾の部分と、あとは変更があったかもしれないということで確認をいただいて、それについても申請書とか何か届くののを待ってればよくて、その申請書を出したことによって給付されるということで、全て改めて自分で調べて何かをしなくてもいいということで、この対象者についてはよろしいですか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

基本的にはプッシュ型の方は何も申請していただかなくても振込させていただきます。

あと、その他の世帯としましては、これまでの間に世帯主が変更になった場合でありますとか、それ以降亀山市に転入をされてきた世帯等につきましては、市のほうから通知を送らせていただきますので、その通知の中の確認書のほうを記入の上返送していただいた上で振込させていただきますという流れになるところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

理解いたしました。

それでは、2点目の質疑に移ります。

第3款民生費、児童福祉費、児童福祉総務費の生活応援給付事業及び生活応援給付事業というこ

とで、二ところにまたいで子供についての事業があるわけですが、順にこの事業の内容について伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

それでは、まず私どものほうから市民文化部所管分の生活応援給付事業につきましてご説明をさせていただきます。

現在食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯を見舞う観点から、亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て生活応援給付金（ひとり親世帯以外分）を現在支給しております。

今回食費等の物価高騰が長期化する中、依然として非常に厳しい経済状況に置かれていることを踏まえまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（ひとり親世帯以外分）追加対策分として同様の支給を追加して行うものでございます。

その内容につきましては、ひとり親以外の子育て世帯に対し、その事情を踏まえた生活の支援を行う観点から、18歳未満の児童もしくは障がいのある二十歳未満の児童1人当たり一律2万円の給付金を支給するものでございます。

支給方法といたしましては、市が支給対象者を抽出し個別に案内通知を送付いたします申請不要なプッシュ型と対象者から申請をいただく必要のある申請型がございます。それぞれの支給要件といたしましては、まずプッシュ型につきましては令和5年11月分の児童手当の受給者または二十歳未満の精神または身体に障がいを有する児童を家庭で看護・養育している特別児童扶養手当の11月分の受給者で、令和5年度分の住民税均等割が非課税である方が対象となります。これらの対象の方には、令和6年2月上旬の支給を目指して準備を進めてまいりたいとは考えております。

一方、申請型につきましては、例えば高校生のみの養育者で、令和5年度分の住民税均等割が非課税である方、もしくは食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方でございます。

申請のスケジュールにつきましては、令和6年1月下旬から2月29日を申請期間といたしまして、審査後3月中旬に支給をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

私のほうから健康福祉部所管分のひとり親世帯分の給付について答弁させていただきます。

現在食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活応援給付金（ひとり親世帯分）を支給し、その実情を踏まえた生活の支援を現在行ってございます。

そのような中、今回の給付金（ひとり親世帯分）追加対策分でございますけれども、食費等の物価高騰が長期化する中、依然として非常に厳しい経済状況に置かれているひとり親世帯に対しまして、三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金（追加対策分）補助金及び物価高騰対応重点支援

地方創生臨時交付金を活用し、児童1人当たり2万円を追加して支給するものでございます。

なお、支給対象者でございますが、令和5年11月分の児童扶養手当の支給を亀山市から受けている方及び家計が急変される等一定の条件を満たす方が対象者となり、対象見込数は670人でございます。

また、支給方法につきましては、児童扶養手当の支給を亀山市から受けている方は世帯の状況等を把握していることから申請が不要なプッシュ型の給付を行うことといたします。それ以外の対象者の方につきましては、申請を行うことで給付を行う申請型の方法を取ることといたします。

そのスケジュールでございますが、プッシュ型の支給は令和6年2月上旬を予定してございます。申請型の支給につきましては、申請期間を令和6年1月31日から同年2月29日までとし、審査後令和6年3月中旬に支給をいたす予定でございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

先ほど伺った住民税非課税のほうですと世帯に7万円ですけど、今回の子供さんについては1人当たり2万円ということが分かりました。そして、それぞれ独り親の部分を担当するところと、そうじゃない部分を担当するところに分かれているわけですが、内容は一緒なのかなと理解いたしました。

最初の市民文化部のほうで、独り親以外のところの対象人数がちょっと分からなかったもので、後でもう一度教えていただきたいのと、先ほどの世帯のほうですと家計急変はなかったわけですが、こちらはあるわけですね。ですから、家計急変の内容について、もう一度詳しく教えていただけますか。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

独り親世帯以外分の対象児童の見込みでございますけれども、現在実施しております生活応援給付事業の決算見込みも踏まえまして、全体で587名を見込んでいるところでございます。

それと、家計急変の関係でございますけれども、住民税均等割が非課税である方と同様の事情ということで、例えば食費等の物価高騰で影響を受けて、令和5年1月から令和6年2月までの任意の1月分の収入額を12か月して算出した年間収入見込額が非課税水準よりも少ない方が対象になるといったところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

令和5年の1月から令和6年2月の間でということまで分かったんですが、具体的に例えば数字とかで聞いている市民が、うちは該当するわと分かるようなご説明が願えるとありがたいんですが、どうですか。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

例えばでございますけれども、夫婦2人で子供2人、世帯人数4人になりますけれども、この場合でございますと収入で換算しますと209万7,000円、所得で換算しますと138万8,000円、あと子供が3人、5人世帯になりますと、収入で249万7,000円、所得にしますと166万8,000円、そのように例示しております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

今の数字より下回るようなら対応になってくるなということで、ご相談いただいたらいいということですね。

確認ですけれども、最初に伺いました住民税非課税世帯重点支援給付金給付事業と、今お聞きしました児童についての生活応援給付事業は併給できるということですね。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

併給はできるものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

よく分かりました。

あと最後に、この周知についてはどこでどのようにされるのかだけ確認して終わりたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

基本的にはこれまでの給付金と同じく様々な媒体を使いつつでございますが、おおむねこのプッシュ型の方につきましては本市で把握しておる世帯につきましてはうちのほうから連絡というか通知をさせていただきますので、その通知をもって把握をしていただく、周知を広げていくというところでございますが、ホームページ等々でも周知を行って、家計急変に該当するような方につきましては窓口等々でも周知を図っていく予定でございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

おおむね把握しているところへの支給が多いとは思いますが、その通知によって周知ということにはなろうかと思いますが、家計急変についてはなかなか難しいので、そこについての周知は丁寧に行っていただきたいなと思います。これで質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

以上で予定しておりました通告による質疑は終了し、議案第86号及び議案第87号の2件に対する質疑を終結します。

次に、ただいま議題となっております議案第86号については、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、所管の予算決算委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

予算決算委員会

議案第86号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

○議長（森 美和子君）

続いて、お諮りします。

ただいま議題となっております議案第87号については会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

議案第87号については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会開催のため、暫時休憩します。

（午前10時54分 休憩）

（午後 1時30分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの予算決算委員会にその審査を付託しました議案第86号について、予算決算委員会委員長に委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第86号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について

原案可決

令和5年12月19日

予算決算委員会委員長 服部孝規

亀山市議会議長 森 美和子 様

○議長（森 美和子君）

服部孝規予算決算委員会委員長。

○16番（服部孝規君登壇）

ただいまから予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託のありました議案第86号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第6号）についての審査に当たるため、同日、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

審査の過程では、今回の各種重点支援地方創生臨時交付金事業の増額補正において、予算額を超えた場合の取扱いに関する質疑があり、これについては、今回の事業は交付金を活用して行うため、予算の範囲内で事業を実施していくとの答弁でありました。

次に、民生費の福祉事業及び一般事業の増額補正において、物価高騰の影響を受ける市内の障がい福祉サービス施設や高齢者福祉サービス施設への支給方法に関する質疑があり、これについては、前回給付した施設の法人に対して通知し、申請いただくものであるとの答弁でありました。

次に、商工費の経済支援対策事業の増額補正において、過去の交付実績と、今回の実施見込みに関する質疑があり、これについては、令和4年度が269件で3,575万円、前回は256件で4,510万円であり、今回は270件で4,708万円を見込んでいるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（森 美和子君）

予算決算委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第86号及び議案第87号の2件について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第86号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について及び議案第87号亀山市教育委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。

それではまず、議案第86号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第6号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は原案のとおり可決すべきものとしております。
本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第86号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第87号亀山市教育委員会委員の任命同意について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第87号亀山市教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第29、委員会提出議案第6号子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

今岡翔平教育民生委員会委員長。

○7番（今岡翔平君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第6号については、教育民生委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

それでは、委員会提出議案第6号子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書。

保育所は、子育て家庭を支える施設であり、幼い子供の発達を保障し、命を守るための不可欠な社会資源になっています。

保育所の機能拡充が進む一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大しています。保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子供の命と安全を守るためにも保育士の増員が急務となっています。

そこで、政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして「こども未来戦略方針」を2023年6月13日に閣議決定しました。その中で「75年ぶりの配置基準改善」として、1歳児の子ども6人に対し保育士1人の基準を5人に対して1人にする、4・5歳児の子供30人に保育士1人の基準を25人に対して1人に改善することが盛り込まれました。

さらに、基準を改めても保育士が確保できないこと、また、保育士は過酷な仕事であるにもかかわらず低賃金であることから、労働条件の改善が求められています。

よって、政府におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 「こども未来戦略方針」に示した配置基準の改善を、対象が限定される公定価格での「加算対応」ではなく、「基準の改定」で速やかに実施すること。

2. 保育士不足の状況から、各職場で増員が図れるように保育士等の賃金を引き上げるなど労働条件の改善のために必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、委員会提出議案第6号に対する質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

なお、委員会提出議案第6号については、会議規則第36条第2項の規定により、常任委員会への付託はしないこととします。

次に、委員会提出議案第6号について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、委員会提出議案第6号子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第6号子どものために「保育士配置基準の引き上げ」と「労働条件改善による保育士の増員」を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第30、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会の各委員長から、各委員会における所管事務調査について、会議規則第105条の規定に基づき、会議システムに保存してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したの

で、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「公共交通政策」について
2. 理 由 市民の通勤、通学、通院、買い物など、市内外の移動について、利用しやすい移動手段を確保することは、住みやすい地域社会の実現につながり、まちづくりを推進する上で極めて重要である。よって、持続可能な公共交通とするため、広域交通も含めた本市の公共交通政策について調査・研究する。
3. 期 間 令和5年12月20日～令和6年9月30日

令和5年12月18日

総務委員会委員長 中 島 雅 代

亀山市議会議長 森 美和子 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「スポーツによる健康づくり」について
2. 理 由 市民が生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることは重要であり、スポーツ施設の整備状況やスポーツ活動の充実などの現状を把握するとともに、市のスポーツによる健康づくりの取組について、調査・研究を行う。
3. 期 間 令和5年12月20日～令和6年9月30日

令和5年12月18日

教育民生委員会委員長 今 岡 翔 平

亀山市議会議長 森 美和子 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「次世代の廃棄物処理施設とごみ処理」について
2. 理 由 亀山市総合環境センター溶融施設が更新時期を迎えることから、新たな廃棄物処理技術などについて学ぶとともに、本市にふさわしいごみ処理の在り方について、調査・研究を行う。
3. 期 間 令和5年12月20日～令和6年9月30日

令和5年12月18日

産業建設委員会委員長 豊 田 恵 理

亀山市議会議長 森 美和子 様

○議長（森 美和子君）

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

令和5年12月亀山市議会定例会はこれをもって閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 1時40分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年12月19日

議 長 森 美和子

6 番 森 英 之

18 番 櫻 井 清 蔵